

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

条 例	ページ
◎高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める 条例	15
◎高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を 定める条例	16
◎高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を 定める条例	21
◎高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基 準を定める条例	27
◎高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運 営に関する基準等を定める条例	40
◎高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及 び運営等に関する基準等を定める条例	90
◎高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例	141
◎高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに 運営に関する基準を定める条例	151
◎高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例	162
◎高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所 支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例	173
◎高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例	187
◎高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及 び運営に関する基準等を定める条例	196
◎高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関 する基準等を定める条例	230
◎高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例	240
◎高知県地域活動支援センターの設備及び運営に関する 基準を定める条例	254
◎高知県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定め る条例	256
◎高知県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を 定める条例	258
◎高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定	

める条例	266
◎高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例	280
◎高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定 める条例	284
◎高知県認定こども園条例の一部を改正する条例	286

公布された条例のあらまし

◆高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例（高知県条例第4号）

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により医療法（昭和23年法律第205号）が一部改正されたこと等に伴い、病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準等を定めることとした。

2 主要な内容

- (1) 既存の病床数等の補正の基準を定めること。（第3条）
- (2) 介護老人保健施設の入所定員数に係る既存の病床数へのみなし基準を定めること。（第4条）
- (3) 専属薬剤師の配置の基準を定めること。（第5条）
- (4) 病院及び療養病床を有する診療所の人員の基準を定めること。（第7条）
- (5) 病院及び療養病床を有する診療所の施設及び構造設備の基準を定めること。（第8条）
- (6) 療養病床を有する病院又は療養病床を有する診療所であって特定のものに係る看護師等の員数の基準についての特例を定めること。（附則第2項及び第3項）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（高知県条例第5号）

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により社会福祉法（昭和26年法律第45号）が一部改正されたこと等に伴い、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めることとした。

2 主要な内容

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準として、次に掲げる事項について定めること。

- (1) 基本方針（第4条）
- (2) 構造設備等の一般原則（第5条）
- (3) 設備の専用（第6条）
- (4) 職員の資格要件（第7条）
- (5) 職員の専従（第8条）
- (6) 運営規程（第9条）
- (7) 非常災害対策（第10条）
- (8) 記録の整備（第11条）
- (9) 設備の基準（第12条）
- (10) 職員配置の基準（第13条）
- (11) 入所申込者等に対する説明等（第14条）
- (12) 対象者（第15条）
- (13) 入退所（第16条）
- (14) サービスの提供の記録（第17条）
- (15) 利用料の受領（第18条）
- (16) サービス提供の方針（第19条）

- (17) 食事（第20条）
- (18) 生活相談等（第21条）
- (19) 居宅サービス等の利用（第22条）
- (20) 健康の保持（第23条）
- (21) 施設長の責務（第24条）
- (22) 生活相談員の責務（第25条）
- (23) 勤務体制の確保等（第26条）
- (24) 定員の遵守（第27条）
- (25) 衛生管理等（第28条）
- (26) 協力医療機関等（第29条）
- (27) 掲示（第30条）
- (28) 秘密保持等（第31条）
- (29) 広告（第32条）
- (30) 苦情への対応（第33条）
- (31) 地域との連携等（第34条）
- (32) 事故発生の防止及び発生時の対応（第35条）
- (33) 暴力団の排除（第36条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(7)（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）、(17)（県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。）及び(33)は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（高知県条例第6号）

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により老人福祉法（昭和38年法律第133号）が一部改正されたこと等に伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めることとした。

2 主要な内容

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準として、次に掲げる事項について定めること。

- (1) 基本方針（第4条）
- (2) 構造設備の一般原則（第5条）
- (3) 設備の専用（第6条）
- (4) 職員の資格要件（第7条）
- (5) 職員の専従（第8条）
- (6) 運営規程（第9条）
- (7) 非常災害対策（第10条）
- (8) 記録の整備（第11条）
- (9) 規模（第12条）
- (10) 設備の基準（第13条）
- (11) 職員配置の基準（第14条）
- (12) 居室の定員（第15条）
- (13) 入退所（第16条）
- (14) 処遇計画（第17条）
- (15) 処遇の方針（第18条）

- (16) 食事（第19条）
- (17) 生活相談等（第20条）
- (18) 居宅サービス等の利用（第21条）
- (19) 健康管理（第22条）
- (20) 施設長の責務（第23条）
- (21) 生活相談員の責務（第24条）
- (22) 勤務体制の確保等（第25条）
- (23) 衛生管理等（第26条）
- (24) 協力病院等（第27条）
- (25) 秘密保持等（第28条）
- (26) 苦情への対応（第29条）
- (27) 地域との連携等（第30条）
- (28) 事故発生の防止及び発生時の対応（第31条）
- (29) 暴力団の排除（第32条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(7)（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）、(16)（県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。）及び(29)は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（高知県条例第7号）

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により老人福祉法（昭和38年法律第133号）が一部改正されたこと等に伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めることとした。

2 主要な内容

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準として、次に掲げる事項について定めること。

- (1) 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
 - ア 基本方針（第4条）
 - イ 構造設備の一般原則（第5条）
 - ウ 設備の専用（第6条）
 - エ 職員の資格要件（第7条）
 - オ 職員の専従（第8条）
 - カ 運営規程（第9条）
 - キ 非常災害対策（第10条）
 - ク 記録の整備（第11条）
 - ケ 設備の基準（第12条）
 - コ 職員配置の基準（第13条）
 - サ サービス提供困難時の対応（第14条）
 - シ 入退所（第15条）
 - ス 入所者の処遇に関する計画（第16条）
 - セ 処遇の方針（第17条）
 - ソ 介護（第18条）
 - タ 食事（第19条）

- チ 相談及び援助（第20条）
- ツ 社会生活上の便宜の提供等（第21条）
- テ 機能訓練（第22条）
- ト 健康管理（第23条）
- ナ 入所者の入院期間中の取扱い（第24条）
- ニ 施設長の責務（第25条）
- ヌ 勤務体制の確保等（第26条）
- ネ 定員の遵守（第27条）
- ノ 衛生管理等（第28条）
- ハ 協力病院等（第29条）
- ヒ 秘密保持等（第30条）
- フ 苦情への対応（第31条）
- ヘ 地域との連携等（第32条）
- ホ 事故発生の防止及び発生時の対応（第33条）
- マ 暴力団の排除（第34条）

(2) ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

- ア 趣旨（第35条）
- イ 基本方針（第36条）
- ウ 運営規程（第37条）
- エ 設備の基準（第38条）
- オ サービスの取扱方針（第39条）
- カ 介護（第40条）
- キ 食事（第41条）
- ク 社会生活上の便宜の提供等（第42条）
- ケ 勤務体制の確保等（第43条）
- コ 定員の遵守（第44条）
- サ 準用（第45条）

(3) 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

- ア 趣旨（第46条）
- イ 設備の基準（第47条）
- ウ 職員配置の基準（第48条）
- エ 介護（第49条）
- オ 地域との連携等（第50条）
- カ 準用（第51条）

(4) ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

- ア 趣旨（第52条）
- イ 設備の基準（第53条）
- ウ 介護（第54条）
- エ 準用（第55条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(1)のキ（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）(2の(2)のサ、(3)のカ及び(4)のエにおいて読み替えて準用する場合を含む。）、タ（県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。）(2の(3)のカにおいて読み替えて準用する場合を含む。）及びマ（2

の(2)のサ、(3)のカ及び(4)のエにおいて読み替えて準用する場合を含む。)並びに(2)のキ(県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。)(2の(4)のエにおいて読み替えて準用する場合を含む。)は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(高知県条例第8号)

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)の施行により介護保険法(平成9年法律第123号)が一部改正されたこと等に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることとした。

2 主要な内容

指定居宅サービス等の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準等として、次に掲げる事項について定めること。

- (1) 指定居宅サービスの事業の一般原則(第5条)
- (2) 訪問介護に関するもの
 - ア 基本方針(第6条)
 - イ 人員に関する基準(第7条・第8条)
 - ウ 設備に関する基準(第9条)
 - エ 運営に関する基準(第10条-第44条)
 - オ 基準該当居宅サービスに関する基準(第45条-第49条)
- (3) 訪問入浴介護に関するもの
 - ア 基本方針(第50条)
 - イ 人員に関する基準(第51条・第52条)
 - ウ 設備に関する基準(第53条)
 - エ 運営に関する基準(第54条-第61条)
 - オ 基準該当居宅サービスに関する基準(第62条-第65条)
- (4) 訪問看護に関するもの
 - ア 基本方針(第66条)
 - イ 人員に関する基準(第67条・第68条)
 - ウ 設備に関する基準(第69条)
 - エ 運営に関する基準(第70条-第81条)
- (5) 訪問リハビリテーションに関するもの
 - ア 基本方針(第82条)
 - イ 人員に関する基準(第83条)
 - ウ 設備に関する基準(第84条)
 - エ 運営に関する基準(第85条-第91条)
- (6) 居宅療養管理指導に関するもの
 - ア 基本方針(第92条)
 - イ 人員に関する基準(第93条)
 - ウ 設備に関する基準(第94条)
 - エ 運営に関する基準(第95条-第100条)
- (7) 通所介護に関するもの
 - ア 基本方針(第101条)
 - イ 人員に関する基準(第102条・第103条)

- ウ 設備に関する基準(第104条)
- エ 運営に関する基準(第105条-第116条)
- オ 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準
 - (ア) 趣旨及び基本方針(第117条・第118条)
 - (イ) 人員に関する基準(第119条・第120条)
 - (ウ) 設備に関する基準(第121条・第122条)
 - (エ) 運営に関する基準(第123条-第134条)
- カ 基準該当居宅サービスに関する基準(第135条-第138条)
- (8) 通所リハビリテーションに関するもの
 - ア 基本方針(第139条)
 - イ 人員に関する基準(第140条)
 - ウ 設備に関する基準(第141条)
 - エ 運営に関する基準(第142条-第149条)
- (9) 短期入所生活介護に関するもの
 - ア 基本方針(第150条)
 - イ 人員に関する基準(第151条・第152条)
 - ウ 設備に関する基準(第153条・第154条)
 - エ 運営に関する基準(第155条-第171条)
 - オ ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
 - (ア) 趣旨及び基本方針(第172条・第173条)
 - (イ) 設備に関する基準(第174条・第175条)
 - (ウ) 運営に関する基準(第176条-第184条)
 - カ 基準該当居宅サービスに関する基準(第185条-第191条)
- (10) 短期入所療養介護に関するもの
 - ア 基本方針(第192条)
 - イ 人員に関する基準(第193条)
 - ウ 設備に関する基準(第194条)
 - エ 運営に関する基準(第195条-第208条)
 - オ ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
 - (ア) 趣旨及び基本方針(第209条・第210条)
 - (イ) 設備に関する基準(第211条)
 - (ウ) 運営に関する基準(第212条-第220条)
- (11) 特定施設入居者生活介護に関するもの
 - ア 基本方針(第221条)
 - イ 人員に関する基準(第222条・第223条)
 - ウ 設備に関する基準(第224条)
 - エ 運営に関する基準(第225条-第241条)
 - オ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準
 - (ア) 趣旨及び基本方針(第242条・第243条)
 - (イ) 人員に関する基準(第244条・第245条)
 - (ウ) 設備に関する基準(第246条)
 - (エ) 運営に関する基準(第247条-第252条)

- (12) 福祉用具貸与に関するもの
 - ア 基本方針（第253条）
 - イ 人員に関する基準（第254条・第255条）
 - ウ 設備に関する基準（第256条）
 - エ 運営に関する基準（第257条―第267条）
 - オ 基準該当居宅サービスに関する基準（第268条・第269条）
- (13) 特定福祉用具販売に関するもの
 - ア 基本方針（第270条）
 - イ 人員に関する基準（第271条・第272条）
 - ウ 設備に関する基準（第273条）
 - エ 運営に関する基準（第274条―第280条）
- (14) 指定居宅サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準（第281条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(2)のエ（暴力団の排除に係る部分に限る。）(2の(2)のオ、(3)のエ及びオ、(4)のエ、(5)のエ、(6)のエ、(7)のエ、オの(エ)及びカ、(8)のエ、(9)のエ、オの(ウ)及びカ、(10)のエ及びオの(ウ)、(11)のエ及びオの(エ)、(12)のエ及びオ並びに(13)のエにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、(7)のエ（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）、(2の(7)のオの(エ)及びカ、(8)のエ、(9)のエ、オの(ウ)及びカ並びに(11)のエ及びオの(エ)において読み替えて準用する場合を含む。)、(7)のエ（県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。）、(2の(7)のオの(エ)及びカ、(8)のエ並びに(11)のエ及びオの(エ)において読み替えて準用する場合を含む。)、(9)のエ（県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。）、(2の(9)のカにおいて読み替えて準用する場合を含む。）並びにオの(ウ)（県内産農林水産物の使用に係る部分に限る。）、(10)のエ（県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。）及びオの(ウ)（県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。）並びに(14)は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（高知県条例第9号）

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の施行により介護保険法（平成9年法律第123号）が一部改正されたこと等に伴い、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めることとした。

2 主要な内容

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等として、次に掲げる事項について定めること。

- (1) 指定介護予防サービスの事業の一般原則（第5条）
- (2) 介護予防訪問介護に関するもの
 - ア 基本方針（第6条）
 - イ 人員に関する基準（第7条・第8条）
 - ウ 設備に関する基準（第9条）

- エ 運営に関する基準（第10条―第41条）
- オ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第42条―第44条）
- カ 基準該当介護予防サービスに関する基準（第45条―第49条）
- (3) 介護予防訪問入浴介護に関するもの
 - ア 基本方針（第50条）
 - イ 人員に関する基準（第51条・第52条）
 - ウ 設備に関する基準（第53条）
 - エ 運営に関する基準（第54条―第59条）
 - オ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第60条・第61条）
 - カ 基準該当介護予防サービスに関する基準（第62条―第65条）
- (4) 介護予防訪問看護に関するもの
 - ア 基本方針（第66条）
 - イ 人員に関する基準（第67条・第68条）
 - ウ 設備に関する基準（第69条）
 - エ 運営に関する基準（第70条―第77条）
 - オ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第78条―第80条）
- (5) 介護予防訪問リハビリテーションに関するもの
 - ア 基本方針（第81条）
 - イ 人員に関する基準（第82条）
 - ウ 設備に関する基準（第83条）
 - エ 運営に関する基準（第84条―第87条）
 - オ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第88条・第89条）
- (6) 介護予防居宅療養管理指導に関するもの
 - ア 基本方針（第90条）
 - イ 人員に関する基準（第91条）
 - ウ 設備に関する基準（第92条）
 - エ 運営に関する基準（第93条―第96条）
 - オ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第97条・第98条）
- (7) 介護予防通所介護
 - ア 基本方針（第99条）
 - イ 人員に関する基準（第100条・第101条）
 - ウ 設備に関する基準（第102条）
 - エ 運営に関する基準（第103条―第111条）
 - オ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第112条―第115条）
 - カ 基準該当介護予防サービスに関する基準（第116条―第119条）
- (8) 介護予防通所リハビリテーションに関するもの
 - ア 基本方針（第120条）
 - イ 人員に関する基準（第121条）
 - ウ 設備に関する基準（第122条）
 - エ 運営に関する基準（第123条―第127条）
 - オ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第128条―第131条）
- (9) 介護予防短期入所生活介護に関するもの
 - ア 基本方針（第132条）
 - イ 人員に関する基準（第133条・第134条）
 - ウ 設備に関する基準（第135条・第136条）

- エ 運営に関する基準（第137条―第146条）
オ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第147条―第154条）
カ ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（ア）趣旨及び基本方針（第155条・第156条）
（イ）設備に関する基準（第157条・第158条）
（ウ）運営に関する基準（第159条―第163条）
（エ）介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第164条―第168条）
キ 基準該当介護予防サービスに関する基準（第169条―第175条）
(10) 介護予防短期入所療養介護に関するもの
ア 基本方針（第176条）
イ 人員に関する基準（第177条）
ウ 設備に関する基準（第178条）
エ 運営に関する基準（第179条―第186条）
オ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第187条―第193条）
カ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（ア）趣旨及び基本方針（第194条・第195条）
（イ）設備に関する基準（第196条）
（ウ）運営に関する基準（第197条―第201条）
（エ）介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第202条―第206条）
(11) 介護予防特定施設入居者生活介護に関するもの
ア 基本方針（第207条）
イ 人員に関する基準（第208条・第209条）
ウ 設備に関する基準（第210条）
エ 運営に関する基準（第211条―第222条）
オ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第223条―第229条）
カ 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（ア）趣旨及び基本方針（第230条・第231条）
（イ）人員に関する基準（第232条・第233条）
（ウ）設備に関する基準（第234条）
（エ）運営に関する基準（第235条―第239条）
（オ）介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第240条・第241条）
(12) 介護予防福祉用具貸与に関するもの
ア 基本方針（第242条）
イ 人員に関する基準（第243条・第244条）
ウ 設備に関する基準（第245条）
エ 運営に関する基準（第246条―第253条）
オ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第254条―第256条）
カ 基準該当介護予防サービスに関する基準（第257条・第258条）
(13) 特定介護予防福祉用具販売に関するもの
ア 基本方針（第259条）
イ 人員に関する基準（第260条・第261条）
ウ 設備に関する基準（第262条）

- エ 運営に関する基準（第263条―第267条）
オ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第268条―第270条）
(14) 指定介護予防サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準（第271条）
3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(2)のエ（暴力団の排除に係る部分に限る。）(2の(2)のカ、(3)のエ及びカ、(4)のエ、(5)のエ、(6)のエ、(7)のエ及びカ、(8)のエ、(9)のエ、カの(ウ)及びキ、(10)のエ及びカ(ウ)、(11)のエ及びカ(エ)、(12)のエ及びカ並びに(13)のエにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、(7)のエ（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）、(2の(7)のカ、(8)のエ、(9)のエ、カの(ウ)及びキ並びに(11)のエ及びカ(エ)において読み替えて準用する場合を含む。)、(7)のエ（県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。）、(2の(7)のカ、(8)のエ並びに(11)のエ及びカ(エ)において読み替えて準用する場合を含む。)、(9)のオ（県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。）、(2の(9)のキにおいて読み替えて準用する場合を含む。）及びカ(エ)（県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。）、(10)のオ（県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。）並びに(14)は、平成25年4月1日から施行することとした。
◆高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（高知県条例第10号）
1 条例制定の目的
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の施行により介護保険法（平成9年法律第123号）が一部改正されたこと等に伴い、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることとした。
2 主要な内容
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等として、次に掲げる事項について定めること。
（1）指定介護老人福祉施設の指定等に係る入所定員の基準（第5条）
（2）基本方針（第6条）
（3）人員に関する基準（第7条）
（4）設備に関する基準（第8条）
（5）運営に関する基準（第9条―第46条）
（6）ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
ア 趣旨及び基本方針（第47条・第48条）
イ 設備に関する基準（第49条）
ウ 運営に関する基準（第50条―第58条）
3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(5)（県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。）、(5)（防災対策マニュアルの策定等及び掲示並びに暴力団の排除に係る部分に限る。）、(2の(6)のウにおいて読み替えて準用する場合を含む。）及び(6)のウ（県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。）は、平成25年4月1日から施行することとした。
◆高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（高知県条例第11号）

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により介護保険法（平成9年法律第123号）が一部改正されたこと等に伴い、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めることとした。

2 主要な内容

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準として、次に掲げる事項について定めること。

- (1) 基本方針（第4条）
- (2) 人員に関する基準（第5条）
- (3) 施設及び設備に関する基準（第6条・第7条）
- (4) 運営に関する基準（第8条－第44条）
- (5) ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準
 - ア 趣旨及び基本方針（第45条・第46条）
 - イ 施設及び設備に関する基準（第47条）
 - ウ 運営に関する基準（第48条－第56条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(4)（県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。）及び(4)（防災対策マニュアルの策定等及び揭示並びに暴力団の排除に係る部分に限る。）（2の(5)のウにおいて読み替えて準用する場合を含む。）並びに(5)のウ（県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。）は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（高知県条例第12号）

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の規定によりなお効力を有するものとされた同法の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）が一部改正されたこと等に伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。

2 主要な内容

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準として、次に掲げる事項について定めること。

- (1) 基本方針（第4条）
- (2) 人員に関する基準（第5条）
- (3) 設備に関する基準（第6条－第8条）
- (4) 運営に関する基準（第9条－第43条）
- (5) ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
 - ア 趣旨及び基本方針（第44条・第45条）
 - イ 設備に関する基準（第46条－第48条）
 - ウ 運営に関する基準（第49条－第57条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(4)（県内産農林水産

物等の使用に係る部分に限る。）（4）（暴力団の排除に係る部分に限る。）（2の(5)のウにおいて読み替えて準用する場合を含む。）及び(5)のウ（県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。）は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（高知県条例第13号）

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により児童福祉法（昭和22年法律第164号）が一部改正されたこと等に伴い、指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることとした。

2 主要な内容

指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等として、次に掲げる事項について定めること。

- (1) 指定障害児通所支援事業者等の一般原則（第5条）
- (2) 児童発達支援に関するもの
 - ア 基本方針（第6条）
 - イ 人員に関する基準（第7条－第10条）
 - ウ 設備に関する基準（第11条・第12条）
 - エ 運営に関する基準（第13条－第57条）
 - オ 基準該当通所支援に関する基準（第58条－第63条）
- (3) 医療型児童発達支援に関するもの
 - ア 基本方針（第64条）
 - イ 人員に関する基準（第65条・第66条）
 - ウ 設備に関する基準（第67条）
 - エ 運営に関する基準（第68条－第73条）
- (4) 放課後等デイサービスに関するもの
 - ア 基本方針（第74条）
 - イ 人員に関する基準（第75条・第76条）
 - ウ 設備に関する基準（第77条）
 - エ 運営に関する基準（第78条－第80条）
 - オ 基準該当通所支援に関する基準（第81条－第83条）
- (5) 保育所等訪問支援に関するもの
 - ア 基本方針（第84条）
 - イ 人員に関する基準（第85条・第86条）
 - ウ 設備に関する基準（第87条）
 - エ 運営に関する基準（第88条－第91条）
- (6) 多機能型事業所に関する特例（第92条－第94条）
- (7) 指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者に関する基準（第95条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(2)のエ（県内産農林水産物等の使用、防災対策マニュアルの策定等及び揭示並びに暴力団の排除に係る部分に限る。）及びオ、(3)のエ（県内産農林水産物等の使用、防災対策マニュアルの策定等及び揭示並びに暴力団の排除に係る部分に限る。）、(4)のエ（防災対策マニュアル

の策定等及び揭示並びに暴力団の排除に係る部分に限る。)及びオ、(5)のエ(暴力団の排除に係る部分に限る。)並びに(7)は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（高知県条例第14号）

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により児童福祉法（昭和22年法律第164号）が一部改正されたこと等に伴い、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることとした。

2 主要な内容

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等として、次に掲げる事項について定めること。

- (1) 指定障害児入所施設の指定等に係る申請者に関する基準（第5条）
- (2) 指定障害児入所施設等の一般原則（第6条）
- (3) 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準
 - ア 人員に関する基準（第7条）
 - イ 設備に関する基準（第8条）
 - ウ 運営に関する基準（第9条―第55条）
- (4) 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準
 - ア 人員に関する基準（第56条）
 - イ 設備に関する基準（第57条）
 - ウ 運営に関する基準（第58条―第61条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(1)、(3)のウ（県内産農林水産物等の使用、防災対策マニュアルの策定等及び揭示並びに暴力団の排除に係る部分に限る。）及び(4)のウ（県内産農林水産物等の使用、防災対策マニュアルの策定等及び揭示並びに暴力団の排除に係る部分に限る。）は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（高知県条例第15号）

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が一部改正されたこと等に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることとした。

2 主要な内容

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等として、次に掲げる事項について定めること。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者の一般原則（第5条）
- (2) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に関するもの
 - ア 基本方針（第6条）
 - イ 人員に関する基準（第7条―第9条）

- ウ 設備に関する基準（第10条）
- エ 運営に関する基準（第11条―第46条）
- オ 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第47条―第51条）
- (3) 療養介護に関するもの
 - ア 基本方針（第52条）
 - イ 人員に関する基準（第53条・第54条）
 - ウ 設備に関する基準（第55条）
 - エ 運営に関する基準（第56条―第81条）
- (4) 生活介護に関するもの
 - ア 基本方針（第82条）
 - イ 人員に関する基準（第83条―第85条）
 - ウ 設備に関する基準（第86条）
 - エ 運営に関する基準（第87条―第98条）
 - オ 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第99条―第101条）
- (5) 短期入所に関するもの
 - ア 基本方針（第102条）
 - イ 人員に関する基準（第103条・第104条）
 - ウ 設備に関する基準（第105条）
 - エ 運営に関する基準（第106条―第113条）
 - オ 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第114条・第115条）
- (6) 重度障害者等包括支援に関するもの
 - ア 基本方針（第116条）
 - イ 人員に関する基準（第117条・第118条）
 - ウ 設備に関する基準（第119条）
 - エ 運営に関する基準（第120条―第126条）
- (7) 共同生活介護に関するもの
 - ア 基本方針（第127条）
 - イ 人員に関する基準（第128条・第129条）
 - ウ 設備に関する基準（第130条）
 - エ 運営に関する基準（第131条―第145条）
- (8) 自立訓練（機能訓練）に関するもの
 - ア 基本方針（第146条）
 - イ 人員に関する基準（第147条・第148条）
 - ウ 設備に関する基準（第149条）
 - エ 運営に関する基準（第150条―第153条）
 - オ 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第154条・第155条）
- (9) 自立訓練（生活訓練）に関するもの
 - ア 基本方針（第156条）
 - イ 人員に関する基準（第157条・第158条）
 - ウ 設備に関する基準（第159条）
 - エ 運営に関する基準（第160条―第163条）
 - オ 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第164条・第165条）
- (10) 就労移行支援に関するもの
 - ア 基本方針（第166条）
 - イ 人員に関する基準（第167条―第169条）

- ウ 設備に関する基準（第170条・第171条）
- エ 運営に関する基準（第172条―第176条）
- (11) 就労継続支援A型に関するもの
 - ア 基本方針（第177条）
 - イ 人員に関する基準（第178条・第179条）
 - ウ 設備に関する基準（第180条）
 - エ 運営に関する基準（第181条―第189条）
- (12) 就労継続支援B型に関するもの
 - ア 基本方針（第190条）
 - イ 人員に関する基準（第191条）
 - ウ 設備に関する基準（第192条）
 - エ 運営に関する基準（第193条・第194条）
 - オ 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第195条―第198条）
- (13) 共同生活援助に関するもの
 - ア 基本方針（第199条）
 - イ 人員に関する基準（第200条・第201条）
 - ウ 設備に関する基準（第202条）
 - エ 運営に関する基準（第203条―第205条）
- (14) 多機能型に関する特例（第206条・第207条）
- (15) 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第208条・第209条）
- (16) 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第210条―第214条）
- (17) 指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準（第215条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(2)のエ（暴力団の排除に係る部分に限る。）（2の(2)のオ、(3)のエ、(4)のエ及びオ、(5)のエ及びオ、(6)のエ、(7)のエ、(8)のエ及びオ、(9)のエ及びオ、(10)のエ、(11)のエ、(12)のエ及びオ、(13)のエ並びに(16)において読み替えて準用する場合を含む。）、(3)のエ（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）（2の(4)のエ及びオ、(5)のエ及びオ、(8)のエ及びオ、(9)のエ及びオ、(10)のエ、(11)のエ、(12)のエ及びオ並びに(16)において読み替えて準用する場合を含む。）、(3)のエ（県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。）（2の(4)のオ、(5)のエ及びオ、(6)のエ、(7)のエ並びに(13)のエにおいて読み替えて準用する場合を含む。）、(4)のエ（県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。）（2の(8)のエ及びオ、(9)のエ及びオ、(10)のエ、(11)のエ並びに(12)のエ及びオにおいて読み替えて準用する場合を含む。）、(7)のエ（防災対策マニュアルの策定等及び掲示、訓練の回数並びに火災が発生した際の利用者への支援方法に係る部分に限る。）（2の(13)のエにおいて読み替えて準用する場合を含む。）、(11)のエ（工賃の平均額の目標に係る部分に限る。）、(12)のエ（工賃の平均額の目標に係る部分に限る。）（2の(16)において読み替えて準用する場合を含む。）及び(17)は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（高知県条例第16号）

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推

進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が一部改正されたこと等に伴い、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることとした。

2 主要な内容

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等として、次に掲げる事項について定めること。

- (1) 指定障害者支援施設の指定等に係る申請者に関する基準（第5条）
- (2) 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準
 - ア 基本方針（第6条）
 - イ 人員に関する基準（第7条―第10条）
 - ウ 設備に関する基準（第11条・第12条）
 - エ 運営に関する基準（第13条―第64条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(1)及び(2)のエ（工賃の平均額の目標、県内産農林水産物等の使用、防災対策マニュアルの策定等及び掲示並びに暴力団の排除に係る部分に限る。）は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（高知県条例第17号）

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が一部改正されたこと等に伴い、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めることとした。

2 主要な内容

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準として、次に掲げる事項について定めること。

- (1) 療養介護に関するもの
 - ア 基本方針（第5条）
 - イ 構造設備の一般原則（第6条）
 - ウ 管理者の資格要件（第7条）
 - エ 運営規程（第8条）
 - オ 非常災害対策（第9条）
 - カ 記録の整備（第10条）
 - キ 規模（第11条）
 - ク 設備の基準（第12条）
 - ケ 職員配置の基準（第13条）
 - コ 心身の状況等の把握（第14条）
 - サ 障害福祉サービス事業者等との連携等（第15条）
 - シ 療養介護事業者が利用者に求めることができる金銭の支払の範囲等（第16条）
 - ス 療養介護の取扱方針（第17条）
 - セ 療養介護計画の作成等（第18条）
 - ソ サービス管理責任者の責務（第19条）
 - タ 相談及び援助（第20条）
 - チ 機能訓練（第21条）

- ツ 看護及び医学的管理の下における介護（第22条）
- テ その他のサービスの提供（第23条）
- ト 緊急時等の対応（第24条）
- ナ 管理者の責務（第25条）
- ニ 勤務体制の確保等（第26条）
- ヌ 定員の遵守（第27条）
- ネ 衛生管理等（第28条）
- ノ 身体拘束等の禁止（第29条）
- ハ 秘密保持等（第30条）
- ヒ 苦情への対応（第31条）
- フ 地域との連携等（第32条）
- ヘ 事故発生時の対応（第33条）
- ホ 県内産農林水産物等の使用（第34条）
- マ 暴力団の排除（第35条）
- (2) 生活介護に関するもの
 - ア 基本方針（第36条）
 - イ 構造設備の一般原則（第37条）
 - ウ 管理者の資格要件（第38条）
 - エ 運営規程（第39条）
 - オ 規模（第40条）
 - カ 設備の基準（第41条）
 - キ 職員配置の基準（第42条）
 - ク 従たる事業所を設置する場合における特例（第43条）
 - ケ サービス提供困難時の対応（第44条）
 - コ 介護（第45条）
 - サ 生産活動（第46条）
 - シ 工賃の支払（第47条）
 - ス 食事（第48条）
 - セ 健康管理（第49条）
 - ソ 緊急時等の対応（第50条）
 - タ 衛生管理等（第51条）
 - チ 協力医療機関（第52条）
 - ツ 準用（第53条）
- (3) 自立訓練（機能訓練）に関するもの
 - ア 基本方針（第54条）
 - イ 職員配置の基準（第55条）
 - ウ 訓練（第56条）
 - エ 地域生活への移行のための支援（第57条）
 - オ 準用（第58条）
- (4) 自立訓練（生活訓練）に関するもの
 - ア 基本方針（第59条）
 - イ 規模（第60条）
 - ウ 設備の基準（第61条）
 - エ 職員配置の基準（第62条）
 - オ 準用（第63条）

- (5) 就労移行支援に関するもの
 - ア 基本方針（第64条）
 - イ 認定就労移行支援事業所の設備（第65条）
 - ウ 職員配置の基準（第66条）
 - エ 認定就労移行支援事業所の職員の員数（第67条）
 - オ 実習の実施（第68条）
 - カ 求職活動の支援等の実施（第69条）
 - キ 職場への定着のための支援の実施（第70条）
 - ク 就職状況の報告（第71条）
 - ケ 準用（第72条）
- (6) 就労継続支援A型に関するもの
 - ア 基本方針（第73条）
 - イ 管理者の資格要件（第74条）
 - ウ 規模（第75条）
 - エ 設備の基準（第76条）
 - オ 職員配置の基準（第77条）
 - カ 従たる事業所を設置する場合における特例（第78条）
 - キ 実施主体（第79条）
 - ク 雇用契約の締結等（第80条）
 - ケ 就労（第81条）
 - コ 賃金及び工賃（第82条）
 - サ 実習の実施（第83条）
 - シ 求職活動の支援等の実施（第84条）
 - ス 職場への定着のための支援等の実施（第85条）
 - セ 利用者及び職員以外の者の雇用（第86条）
 - ソ 準用（第87条）
- (7) 就労継続支援B型に関するもの
 - ア 基本方針（第88条）
 - イ 工賃の支払等（第89条）
 - ウ 準用（第90条）
- (8) 多機能型に関する特例に関するもの
 - ア 規模に関する特例（第91条）
 - イ 職員配置の基準に関する特例（第92条）
 - ウ 設備の基準に関する特例（第93条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(1)のオ（防災対策マニユアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）（2の(2)のツ、(3)のオ、(4)のオ、(5)のケ、(6)のソ及び(7)のウにおいて読み替えて準用する場合を含む。）、ホ及びマ（2の(2)のツ、(3)のオ、(4)のオ、(5)のケ、(6)のソ及び(7)のウにおいて読み替えて準用する場合を含む。）、(2)のス（県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。）（2の(3)のオ、(4)のオ、(5)のケ、(6)のソ及び(7)のウにおいて読み替えて準用する場合を含む。）、(6)のコ（工賃の平均額の目標に係る部分に限る。）並びに(7)のイ（工賃の平均額の目標に係る部分に限る。）は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（高知県条例第

18号)

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が一部改正されたこと等に伴い、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めることとした。

2 主要な内容

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準として、次に掲げる事項について定めること。

(1) 基本方針（第4条）

(2) 設備及び運営に関する基準

ア 運営規程（第5条）

イ 非常災害対策（第6条）

ウ サービスの提供の記録（第7条）

エ 記録の整備（第8条）

オ 規模（第9条）

カ 設備の基準（第10条）

キ 職員配置の基準（第11条）

ク 従たる事業所を設置する場合における特例（第12条）

ケ 利用者に求めることができる金銭の支払の範囲等（第13条）

コ 生産活動（第14条）

サ 工賃の支払（第15条）

シ 定員の遵守（第16条）

ス 衛生管理等（第17条）

セ 秘密保持等（第18条）

ソ 苦情への対応（第19条）

タ 事故発生時の対応（第20条）

チ 県内産農林水産物等の使用（第21条）

ツ 暴力団の排除（第22条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、(2)のイ（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）、チ及びツは、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（高知県条例第19号）

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が一部改正されたこと等に伴い、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めることとした。

2 主要な内容

福祉ホームの設備及び運営に関する基準として、次に掲げる事項について定めること。

(1) 基本方針（第4条）

(2) 設備及び運営に関する基準

ア 構造設備の一般原則等（第5条）

イ 運営規程（第6条）

ウ 非常災害対策（第7条）

エ サービスの提供の記録（第8条）

オ 記録の整備（第9条）

カ 規模（第10条）

キ 設備の基準（第11条）

ク 職員配置の基準（第12条）

ケ 利用者に求めることができる金銭の支払の範囲等（第13条）

コ 定員の遵守（第14条）

サ 衛生管理等（第15条）

シ 秘密保持等（第16条）

ス 苦情への対応（第17条）

セ 事故発生時の対応（第18条）

ソ 県内産農林水産物等の使用（第19条）

タ 暴力団の排除（第20条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、(2)のウ（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）、ソ及びタは、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（高知県条例第20号）

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が一部改正されたこと等に伴い、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。

2 主要な内容

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準として、次に掲げる事項について定めること。

(1) 基本方針（第4条）

(2) 設備及び運営に関する基準

ア 構造設備の一般原則等（第5条）

イ 施設長の資格要件（第6条）

ウ 運営規程（第7条）

エ 非常災害対策（第8条）

オ 記録の整備（第9条）

カ 規模（第10条）

キ 設備の基準（第11条）

ク 職員配置の基準（第12条）

ケ 複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数（第13条）

コ 従たる事業所を設置する場合における特例（第14条）

サ サービス提供困難時の対応（第15条）

シ 心身の状況等の把握（第16条）

ス 障害福祉サービス事業者等との連携等（第17条）

セ 障害者支援施設が利用者に求めることができる金銭の支払の範囲等（第18条）

ソ 施設障害福祉サービスの取扱方針（第19条）

- タ 施設障害福祉サービス計画の作成等（第20条）
- チ サービス管理責任者の責務（第21条）
- ツ 相談等（第22条）
- テ 介護（第23条）
- ト 訓練（第24条）
- ナ 生産活動（第25条）
- ニ 工賃の支払等（第26条）
- ヌ 実習の実施（第27条）
- ネ 求職活動の支援等の実施（第28条）
- ノ 職場への定着のための支援の実施（第29条）
- ハ 就職状況の報告（第30条）
- ヒ 食事（第31条）
- フ 社会生活上の便宜の供与等（第32条）
- ヘ 健康管理（第33条）
- ホ 緊急時等の対応（第34条）
- マ 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い（第35条）
- ミ 給付金として支払を受けた金銭の管理（第36条）
- ム 施設長の責務（第37条）
- メ 勤務体制の確保等（第38条）
- モ 定員の遵守（第39条）
- ヤ 衛生管理等（第40条）
- ユ 協力医療機関等（第41条）
- ヨ 身体拘束等の禁止（第42条）
- ラ 秘密保持等（第43条）
- リ 苦情への対応（第44条）
- ル 地域との連携等（第45条）
- レ 事故発生時の対応（第46条）
- ロ 暴力団の排除（第47条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(2)のエ（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）、ニ（工賃の平均額の目標に係る部分に限る。）、ヒ（県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。）及びロは、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（高知県条例第21号）

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により児童福祉法（昭和22年法律第164号）が一部改正されたこと等に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。

2 主要な内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準として、次に掲げる事項について定めること。

- (1) 児童福祉施設に共通するもの
 - ア 最低基準の目的（第4条）
 - イ 最低基準の向上（第5条）

- ウ 最低基準と児童福祉施設（第6条）
- エ 児童福祉施設の一般原則（第7条）
- オ 非常災害対策（第8条）
- カ 職員の一般的要件（第9条）
- キ 職員の知識及び技能の向上等（第10条）
- ク 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第11条）
- ケ 入所している者を平等に取り扱う原則（第12条）
- コ 虐待等の禁止（第13条）
- サ 懲戒に係る権限の濫用禁止（第14条）
- シ 衛生管理等（第15条）
- ス 食事（第16条）
- セ 入所した者及び職員の健康診断（第17条）
- ソ 給付金として支払を受けた金銭の管理（第18条）
- タ 規程の整備（第19条）
- チ 帳簿の整備（第20条）
- ツ 秘密保持等（第21条）
- テ 苦情への対応（第22条）
- ト 暴力団の排除（第23条）
- (2) 助産施設に関するもの
 - ア 種類（第24条）
 - イ 入所させる妊産婦（第25条）
 - ウ 第二種助産施設の職員配置の基準（第26条）
 - エ 第二種助産施設と異常分べん（第27条）
- (3) 乳児院に関するもの
 - ア 設備の基準（第28条・第29条）
 - イ 職員配置の基準（第30条・第31条）
 - ウ 乳児院の長の資格等（第32条）
 - エ 養育（第33条）
 - オ 乳児の観察（第34条）
 - カ 自立支援計画の策定（第35条）
 - キ 業務の質の評価等（第36条）
 - ク 関係機関との連携（第37条）
- (4) 母子生活支援施設に関するもの
 - ア 設備の基準（第38条）
 - イ 職員配置の基準（第39条）
 - ウ 母子生活支援施設の長の資格等（第40条）
 - エ 母子支援員の資格（第41条）
 - オ 生活支援（第42条）
 - カ 自立支援計画の策定（第43条）
 - キ 業務の質の評価等（第44条）
 - ク 保育所に準ずる設備（第45条）
 - ケ 関係機関との連携（第46条）
- (5) 保育所に関するもの
 - ア 設備の基準（第47条）
 - イ 保育所の設備の基準の特例（第48条）

- ウ 職員配置の基準（第49条）
- エ 保育時間（第50条）
- オ 保育の内容（第51条）
- カ 保護者との連絡（第52条）
- キ 公正な選考（第53条）
- ク 利用料（第54条）
- (6) 児童厚生施設に関するもの
 - ア 設備の基準（第55条）
 - イ 職員配置の基準（第56条）
 - ウ 遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項（第57条）
 - エ 保護者との連絡（第58条）
- (7) 児童養護施設に関するもの
 - ア 設備の基準（第59条）
 - イ 職員配置の基準（第60条）
 - ウ 児童養護施設の長の資格等（第61条）
 - エ 児童指導員の資格（第62条）
 - オ 養護（第63条）
 - カ 生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整（第64条）
 - キ 自立支援計画の策定（第65条）
 - ク 業務の質の評価等（第66条）
 - ケ 児童と起居を共にする職員（第67条）
 - コ 関係機関との連携（第68条）
- (8) 福祉型障害児入所施設に関するもの
 - ア 設備の基準（第69条）
 - イ 職員配置の基準（第70条）
 - ウ 生活指導及び学習指導（第71条）
 - エ 職業指導を行うに当たって遵守すべき事項（第72条）
 - オ 入所支援計画の作成（第73条）
 - カ 児童と起居を共にする職員（第74条）
 - キ 保護者等との連絡（第75条）
 - ク 心理学的及び精神医学的診査（第76条）
 - ケ 入所した児童に対する健康診断（第77条）
- (9) 医療型障害児入所施設に関するもの
 - ア 設備の基準（第78条）
 - イ 職員配置の基準（第79条）
 - ウ 心理学的及び精神医学的診査（第80条）
 - エ 入所した児童に対する健康診断（第81条）
 - オ 児童と起居を共にする職員等（第82条）
- (10) 福祉型児童発達支援センターに関するもの
 - ア 設備の基準（第83条）
 - イ 職員配置の基準（第84条）
 - ウ 生活指導及び計画の作成（第85条）
 - エ 保護者等との連絡（第86条）
 - オ 入所した児童に対する健康診断（第87条）
 - カ 心理学的及び精神医学的診査（第88条）

- (11) 医療型児童発達支援センターに関するもの
 - ア 設備の基準（第89条）
 - イ 職員配置の基準（第90条）
 - ウ 入所した児童に対する健康診断（第91条）
 - エ 生活指導等（第92条）
- (12) 情緒障害児短期治療施設に関するもの
 - ア 設備の基準（第93条）
 - イ 職員配置の基準（第94条）
 - ウ 情緒障害児短期治療施設の長の資格等（第95条）
 - エ 心理療法、生活指導及び家庭環境の調整（第96条）
 - オ 自立支援計画の策定（第97条）
 - カ 業務の質の評価等（第98条）
 - キ 児童と起居を共にする職員（第99条）
 - ク 関係機関との連携（第100条）
- (13) 児童自立支援施設に関するもの
 - ア 設備の基準（第101条）
 - イ 職員配置の基準（第102条）
 - ウ 児童自立支援施設の長の資格等（第103条）
 - エ 児童自立支援専門員の資格（第104条）
 - オ 児童生活支援員の資格（第105条）
 - カ 生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整（第106条）
 - キ 自立支援計画の策定（第107条）
 - ク 業務の質の評価等（第108条）
 - ケ 児童と起居を共にする職員（第109条）
 - コ 関係機関との連携（第110条）
 - サ 心理学的及び精神医学的診査等（第111条）
- (14) 児童家庭支援センターに関するもの
 - ア 設備の基準（第112条）
 - イ 職員配置の基準（第113条）
 - ウ 支援を行うに当たって遵守すべき事項（第114条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(1)のオ（防災対策マニュアルの策定等及び掲示並びに非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の整備等に係る部分に限る。）、ス（県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。）及びトは、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（高知県条例第22号）

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により生活保護法（昭和25年法律第144号）が一部改正されたこと等に伴い、保護施設のうち救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）の設備及び運営に関する基準を定めることとした。

2 主要な内容

救護施設等の設備及び運営に関する基準として、次に掲げる事項について定めること。

- (1) 救護施設等に共通するもの
ア 基本方針（第4条）
イ 構造設備の一般原則（第5条）
ウ 設備の専用（第6条）
エ 職員の資格要件（第7条）
オ 職員の専従（第8条）
カ 苦情への対応（第9条）
キ 非常災害対策（第10条）
ク 帳簿の整備（第11条）
ケ 暴力団の排除（第12条）
- (2) 救護施設に関するもの
ア 規模（第13条）
イ 設備の基準（第14条）
ウ サテライト型施設の設備の基準（第15条）
エ 職員配置の基準（第16条）
オ 居室の入所定員（第17条）
カ 給食（第18条）
キ 健康管理（第19条）
ク 衛生管理等（第20条）
ケ 生活指導等（第21条）
コ 給付金として支払を受けた金銭の管理（第22条）
- (3) 更生施設に関するもの
ア 規模（第23条）
イ 設備の基準（第24条）
ウ 職員配置の基準（第25条）
エ 生活指導等（第26条）
オ 作業指導（第27条）
カ 準用（第28条）
- (4) 授産施設に関するもの
ア 規模（第29条）
イ 設備の基準（第30条）
ウ 職員配置の基準（第31条）
エ 工賃の支払（第32条）
オ 自立指導（第33条）
カ 衛生管理等（第34条）
- (5) 宿所提供施設に関するもの
ア 規模（第35条）
イ 設備の基準（第36条）
ウ 職員配置の基準（第37条）
エ 居室の利用世帯（第38条）
オ 生活相談（第39条）
カ 衛生管理等（第40条）
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(1)のキ（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）及びケ並びに(2)のカ（県内産農林水

産物等の使用に係る部分に限る。）（2の(3)のカにおいて準用する場合を含む。）は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（高知県条例第23号）

- 1 条例制定の目的
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により社会福祉法（昭和26年法律第45号）が一部改正されたこと等に伴い、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- 2 主要な内容
売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設の設備及び運営に関する基準として、次に掲げる事項について定めること。
(1) 基本方針（第4条）
(2) 最低基準と婦人保護施設（第5条）
(3) 構造設備の一般原則（第6条）
(4) 非常災害対策（第7条）
(5) 苦情への対応（第8条）
(6) 帳簿の整備（第9条）
(7) 職員（第10条）
(8) 施設長の資格要件（第11条）
(9) 設備の基準（第12条）
(10) 居室の入所人員（第13条）
(11) 自立の支援等（第14条）
(12) 給食（第15条）
(13) 保健衛生（第16条）
(14) 給付金として支払を受けた金銭の管理（第17条）
(15) 関係機関との連携（第18条）
(16) 秘密保持等（第19条）
(17) 暴力団の排除（第20条）
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(4)（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）、(12)（県内産農林水産物等の使用に係る部分に限る。）、(16)及び(17)は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県認定こども園条例の一部を改正する条例（高知県条例第24号）

- 1 条例改正の目的
認定こども園の認定の要件として、社会福祉施設の運営に関する基準に準じて、地産地消の推進、非常災害対策及び暴力団の排除に係る基準を追加し、併せて満3歳以上の子どもに対する食事の提供についての外部搬入に係る規定の整備をすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、一部の改正規定を除き、平成25年4月1日から施行することとした。

 条 例

高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例をここに公布する。
 平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第4号

高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条の2第4項及び第5項、第18条並びに第21条第1項及び第2項の規定により、病院等の人員及び施設に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(既存の病床数等の補正の基準)

第3条 法第7条の2第1項若しくは第2項の規定に基づき法第7条第1項から第3項までの許可を与えない処分をし、又は法第7条の2第3項の規定に基づき措置命令をする場合において、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって、病院又は診療所の機能及び性格を考慮して行う補正に係る同条第4項の条例で定める基準は、省令第30条の33並びに附則第48条第1項及び第5項に定めるところによる。

(介護老人保健施設の入所定員数に係る既存の病床数へのみなし基準)

第4条 前条に規定する場合において、当該地域における既存の病床数を算定するに当たって、介護老人保健施設の入所定員数を既存の療養病床の病床数とみなすことに係る法第7条の2第5項の条例で定める基準は、省令第2条の2並びに附則第48条第1項及び第5項に定めるところによる。

(専属薬剤師の配置の基準)

第5条 病院又は診療所が専属の薬剤師を置くことに係る法第18条の条例で定める基準は、省令第6条の6に定めるところによる。

(病院等の人員及び施設に関する基準)

第6条 法第21条第1項及び第2項の条例で定める病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 法第21条第3項に規定する事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 次条第1項第1号から第4号まで、第2項第1号及び第2号並びに第3項並びに附則第2項及び第3項の規定による基準
- (2) 法第21条第3項に規定する事項について同項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次条第1項第5号及び第6号並びに第2項第3号並びに第8条の規定による基準

(病院及び療養病床を有する診療所の人員の基準)

第7条 法第21条第1項第1号の条例で定める病院の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- (1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150をもって除した

数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70をもって除した数と、外来患者に係る取扱処方箋の数を75をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は、1として計算する。）

- (2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は、1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあってはそのうちの適当数を助産師とし、診療科名中に歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科を有する病院にあってはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
- (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (4) 栄養士 病床数100以上の病院にあっては、1
- (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数
- (6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあっては、病院の実状に応じた適当数

2 法第21条第2項第1号の条例で定める療養病床を有する診療所の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数

3 第1項第1号から第3号まで及び前項第1号及び第2号の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

(病院及び療養病床を有する診療所の施設及び構造設備の基準)

第8条 法第21条第1項第12号の条例で定める病院の施設は次の各号に掲げる施設（第2号から第4号までに掲げる施設にあっては、療養病床を有する病院に限る。）とし、同項の規定により当該施設が有しなければならない構造設備は当該各号に定めるところとする。

- (1) 消毒施設及び洗濯施設（法第15条の2の規定により医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の7第2号又は第7号に掲げる業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。） 蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の前着、寝具等の消毒を行うことができるものであること。
- (2) 談話室 療養病床の入院患者同士及び入院患者とその家族とが談話を楽しむことができる広さを有すること。
- (3) 食堂 内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。
- (4) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものであること。

2 前項（第1号を除く。）の規定は、法第21条第2項第3号の条例で定める療養病床を有する診療所の施設及び同項の規定により当該施設が有しなければならない構造設備について準用する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、病院等の人員及び施設に関する基準等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 療養病床を有する病院であつて、平成24年4月1日において健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号の指定を受けている旧介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設（以下「特定介護療養型医療施設」という。）又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数（次項において「看護師等の員数」という。）が省令第19条第2項第2号及び第3号に掲げる数に満たない病院（以下この項において「特定病院」という。）であるものの開設者が、省令附則第53条の規定により、平成24年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出ている場合における第7条第1項第2号及び第3号の規定の適用については、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から平成30年3月31日までの間は、第7条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

（1） 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は、1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあつてはそのうちの適当数を助産師とし、診療科名中に歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科を有する病院にあつてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

（2） 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

3 療養病床を有する診療所であつて、平成24年4月1日において特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が省令第21条の2第2項第1号及び第2号に掲げる数に満たない診療所（以下この項において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、省令附則第54条の規定により、同年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事（その開設地が高知市である場合にあっては、高知市長）に届け出ている場合における第7条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、施行日から平成30年3月31日までの間は、同項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

（1） 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

（2） 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1



高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第5号

高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 基本方針（第4条）

第3章 設備及び運営に関する基準（第5条－第36条）

第4章 雑則（第37条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定により、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホーム（以下「軽費老人ホーム」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。第28条第2項第4号において「省令」という。）において使用する用語の例による。

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第3条 法第65条第1項の条例で定める軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

（1） 法第65条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第7条、第8条及び第13条の規定による基準

（2） 法第65条第2項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第12条第3項第1号、第4項第1号ウ及び第5項第1号ウの規定による基準

（3） 法第65条第2項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第14条第1項及び第2項、第19条第3項及び第4項、第31条並びに第35条の規定による基準

（4） 法第65条第2項各号（第4号を除く。）に掲げる事項以外の事項について同項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次章及び第3章に定める基準のうち、前3号に定める規定による基準以外のもの

第2章 基本方針

（基本方針）

第4条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活することができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に当該入所者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

- 3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

- 第5条** 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

- 2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会及び地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

(設備の専用)

- 第6条** 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

- 第7条** 軽費老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 2 第25条第1項の生活相談員は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

- 第8条** 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

- 第9条** 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

- 第10条** 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）

- 第2条第1号に規定する南海地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該軽費老人ホームの見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

- 第11条** 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければ

ならない。

- 2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 入所者に提供するサービスに関する計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第19条第3項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由についての同条第4項の記録
- (4) 第33条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (5) 第35条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第3項の記録

(設備の基準)

- 第12条** 軽費老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームの建物であって、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

- 3 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 談話室、娯楽室又は集会室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) 調理室
- (8) 面談室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 宿直室
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

- 4 前項第1号、第4号及び第7号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室
 - ア 1の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要

があると認められる場合は、2人とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 1の居室の床面積は、21.60平方メートル（エの設備を除いた有効面積は、14.85平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、31.90平方メートル以上とすること。

エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室 老人の入浴に適したものとすのほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴することができるようにするための設備を設けること。

(3) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

5 前項第1号の規定にかかわらず、10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。）により構成される区画における設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 居室

ア 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要があると認められる場合は、2人とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 1の居室の床面積は、15.63平方メートル（エの設備を除いた有効面積は、13.20平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、23.45平方メートル以上とすること。

エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

ア 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

イ 必要な設備及び備品を備えること。

6 前各項に規定するもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 施設内に一斉に放送することができる設備を設置すること。

(2) 居室が2階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けること。

(職員配置の基準)

第13条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第6号の調理員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 生活相談員 入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上

(3) 介護職員

ア 一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第174条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。第6項において同じ。）、

指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。第6項において同じ。）又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。第6項において同じ。）の提供を受けていない者をいう。以下この条において同じ。）の数が30以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上

イ 一般入所者の数が30を超えて80以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2以上

ウ 一般入所者の数が80を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2に実情に応じた適当数を加えて得た数

(4) 栄養士 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第1項第3号の常勤換算方法とは、当該職員の勤務延べ時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5 第1項第2号の生活相談員を置く場合にあっては、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員のうち1人を置かないことができる。

7 第1項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

8 第1項第3号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。

9 第6項及び前項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かななければならない。

10 第1項第4号の栄養士及び前項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。

11 第1項第5号の事務員は、入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。

12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は診療所であって当

該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 介護老人保健施設 調理員又はその他の従業者
- (2) 診療所 その他の従業者

13 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応することができる体制が整備されている場合は、この限りでない。

（入所申込者等に対する説明等）

第14条 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるいずれかのもの

ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の電子情報処理組織とは、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 軽費老人ホームは、第3項の規定により第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方

法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第3項各号に掲げる方法のうち軽費老人ホームが使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た軽費老人ホームは、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（対象者）

第15条 軽費老人ホームの入所者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なもの

(2) 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要であると認められる者については、この限りでない。

（入退所）

第16条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望を十分に勘案し、当該入所者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。第25条第1項第1号において同じ。）又は施設サービス計画（同法第8条第25項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第23項に規定する居宅介護支援事業（同号において「居宅介護支援事業」という。）を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第24項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第17条 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料の受領）

第18条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

(1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）

(2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）

(3) 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号の費用を除く。）

(4) 居室に係る光熱水費

(5) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

(6) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが

適当であると認められるもの

2 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。

3 第1項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。
(サービス提供の方針)

第19条 軽費老人ホームは、入所者について、安心して生き生きと明るく生活することができるよう、その心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活することができるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

4 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
(食事)

第20条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 軽費老人ホームは、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この項において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。
(生活相談等)

第21条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 軽費老人ホームは、要介護認定（介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）の申請等入所者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合には、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。
(居宅サービス等の利用)

第22条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。第25条第1

項第1号において同じ。）を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

(健康の保持)

第23条 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めなければならない。
(施設長の責務)

第24条 軽費老人ホームの施設長は、当該軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 軽費老人ホームの施設長は、その職員に第9条から第11条まで、第14条から前条まで及び次条から第35条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
(生活相談員の責務)

第25条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応ずるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業（同項に規定する介護予防支援事業をいう。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

(2) 第33条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録を行うこと。

(3) 第35条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第3項の記録を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。
(勤務体制の確保等)

第26条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供することができるよう配慮しなければならない。

3 軽費老人ホームは、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)

第27条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
(衛生管理等)

第28条 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒

の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、省令第26条第2項第4号の規定により厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力医療機関等)

第29条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第30条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第31条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 軽費老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第32条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第33条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 軽費老人ホームは、知事から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

- 5 軽費老人ホームは、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第34条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第35条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告

され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 4 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(暴力団の排除)

第36条 軽費老人ホームの設置者、施設長その他当該軽費老人ホームの業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であってはならない。

- 2 軽費老人ホームの設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

- 3 軽費老人ホームの運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

第4章 雑則

(委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）、第20条第2項及び第36条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条第2項の規定は、その完結の日が平成25年4月1日以後である記録について適用し、その完結の日が同日前である記録について同項の規定を適用する場合においては、同項中「5年間」とあるのは、「2年間」とする。

高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第6号

高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 基本方針（第4条）

第3章 設備及び運営に関する基準（第5条—第32条）

第4章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定により、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。第26条第2項第4号において「省令」という。）において使用する用語の例による。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第3条 法第17条第1項の条例で定める養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 法第17条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第7条、第8条及び第14条の規定による基準
- (2) 法第17条第2項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第13条第3項第1号及び第4項第1号イ並びに附則第3項の規定による基準
- (3) 法第17条第2項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第18条第4項及び第5項、第28条並びに第31条の規定による基準
- (4) 法第17条第2項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第12条の規定による基準
- (5) 法第17条第2項各号に掲げる事項以外の事項について同項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次章及び第3章並びに附則第2項から第4項までに定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第2章 基本方針

(基本方針)

第4条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に当該入所者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。第7条第1項において同じ。）に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

(構造設備の一般原則)

第5条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第6条 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければ

ならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

第7条 養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 第24条第1項の生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第8条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第9条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第10条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該養護老人ホームの見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第11条 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 処遇計画
- (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) 第18条第4項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由についての同条第5項の記録
- (4) 第29条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (5) 第31条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第3項の記録

(規模)

第12条 養護老人ホームは、20人以上（特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人以上）の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第13条 養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であって、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。次項第2号において同じ。）

(3) 食堂

(4) 集会室

(5) 浴室

(6) 洗面所

(7) 便所

(8) 医務室

(9) 調理室

(10) 宿直室

(11) 職員室

(12) 面談室

(13) 洗濯室又は洗濯場

(14) 汚物処理室

(15) 霊安室

(16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

(2) 静養室

ア 医務室又は職員室に近接して設けること。

イ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ウ ア及びイに定めるもののほか、前号ア、ウ及びエに定めるところによること。

(3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

(4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用とを別に設けること。

(5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて、臨床検査設備を設けること。

(6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(7) 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

5 前各項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.80メートル以上とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(職員配置の基準)

第14条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かななければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第7号の調理員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 医師 入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 生活相談員

ア 常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。

(4) 支援員

ア 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であつて、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。第7項において同じ。）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。同項において同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。

(5) 看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(6) 栄養士 1以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数

- 2 前項（第1号、第2号、第6号及び第7号を除く。）の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム（第3号において「盲養護老人ホーム等」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員については、次に定めるところによる。
- (1) 生活相談員
- ア 常勤換算方法で、1に、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とすること。
- イ 生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。
- (2) 支援員
- ア 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援員の数以上とすること。
- イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。
- (3) 看護職員
- ア 入所者の数が100を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2以上とすること。
- イ 入所者の数が100を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2に、入所者の数が100を超えて100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とすること。
- 3 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 4 第1項第3号から第5号まで、第2項各号、第8項及び第10項ただし書の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）であつて、入所者の処遇に支障がない場合は、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。
- 8 外部サービス利用型養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。
- 9 第1項第4号イ又は第2項第2号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。

- 10 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上とする。
- 11 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。
- 12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
- (2) 病院（病床数100以上のものに限る。） 栄養士
- (3) 診療所 事務員その他の従業者（居室の定員）
- 第15条** 1の居室の定員は、1人とする。ただし、知事が特に認める場合又は知事が必要があると認める場合は、2人とするすることができる。（入退所）
- 第16条** 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、当該入所者が退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じて、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めなければならない。（処遇計画）
- 第17条** 養護老人ホームの施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、当該入所者の処遇計画を作成しなければならない。
- 3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。（処遇の方針）
- 第18条** 養護老人ホームは、入所者について、当該入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を妥当かつ適切に行わなければならない。
- 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。
- 3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨と

し、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（食事）

第19条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 養護老人ホームは、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この項において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（生活相談等）

第20条 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、要介護認定（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）の申請等、入所者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

7 養護老人ホームは、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

8 養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

（居宅サービス等の利用）

第21条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。第24条第1項第1号において同じ。）を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

（健康管理）

第22条 養護老人ホームは、入所者について、その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。

（施設長の責務）

第23条 養護老人ホームの施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 養護老人ホームの施設長は、その職員に第9条から第11条まで、第16条から前条まで

及び次条から第31条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（生活相談員の責務）

第24条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(2) 第29条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録を行うこと。

(3) 第31条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った措置についての同条第3項の記録を行うこと。

2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあっては、主任支援員が前2項に規定する業務を行わなければならない。

（勤務体制の確保等）

第25条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第26条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、省令第24条第2項第4号の規定により厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力病院等）

第27条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

2 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第28条 養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。（苦情への対応）

第29条 養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、市町村から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

5 養護老人ホームは、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（地域との連携等）

第30条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 養護老人ホームは、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第31条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

（2） 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

（3） 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 養護老人ホームは、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（暴力団の排除）

第32条 養護老人ホームの設置者、施設長その他当該養護老人ホームの業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であってはならない。

2 養護老人ホームの設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係

を有してはならない。

3 養護老人ホームの運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

第4章 雑則

（委任）

第33条 この条例に定めるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）、第19条第2項及び第32条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第11条第2項の規定は、その完結の日が平成25年4月1日以後である記録について適用し、その完結の日が同日前である記録について同項の規定を適用する場合においては、同項中「5年間」とあるのは、「2年間」とする。

3 平成18年4月1日前から存する養護老人ホーム（同日において建築中であったものを含む。次項において同じ。）について第13条第4項第1号イの規定を適用する場合には、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、3.3平方メートル」とする。

4 平成18年4月1日前から存する養護老人ホームについて第15条の規定を適用する場合には、同条中「1人とする。ただし、知事が特に認める場合又は知事が必要であると認める場合は、2人とすることができる」とあるのは、昭和62年3月9日前から存する養護老人ホームにあっては「原則として4人以下とする」と、それ以外の養護老人ホームにあっては「原則として2人以下とする」とする。

別表（第14条関係）

一般入所者の数	支援員の数
20以下	4
21以上30以下	5
31以上40以下	6
41以上50以下	7
51以上60以下	8
61以上70以下	10
71以上80以下	11
81以上90以下	12
91以上100以下	14
101以上110以下	14
111以上120以下	16
121以上130以下	18
131以上	18に、入所者の数が131を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数

高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第7号

高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第4条－第34条）

第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第35条－第45条）

第4章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第46条－第51条）

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第52条－第55条）

第6章 雑則（第56条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定により、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。第28条第2項第4号において「省令」という。）において使用する用語の例による。
（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第3条 法第17条第1項の条例で定める特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

（1）法第17条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第7条及び第8条（これらの規定を第45条、第51条及び第55条において読み替えて準用する場合を含む。）、第13条、第18条第7項、第40条第8項、第43条第2項及び第3項（これらの規定を第55条において読み替えて準用する場合を含む。）、第48条（第13項を除く。）、第49条第7項並びに第54条第8項の規定による基準

（2）法第17条第2項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第12条第3項第1号及び第4項第1号ウ、第38条第4項第1号ア（エ）（床面積に係る部分に限る。）、第47条第3項第1号及び第4項第1号ウ並びに第53条第4項第1号ア（エ）（床面積に係る部分に限る。）並びに附則第5項（第12条第4項第1号ウ及び第47条第4項第1号ウに係る部分に限る。）の規定による基準

（3）法第17条第2項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第17条第4項及び第5項、第18条第8項、第24条（第45条において読み替えて準用する場合を含む。）、第30条及び第33条（これらの規定を第45条、第

51条及び第55条において読み替えて準用する場合を含む。）、第39条第6項及び第7項（これらの規定を第55条において読み替えて準用する場合を含む。）、第40条第9項、第49条第8項並びに第54条第9項の規定による基準

(4) 法第17条第2項各号（第4号を除く。）に掲げる事項以外の事項について同項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次章から第5章まで及び附則第2項から第10項までに定める基準のうち、前3号に定める規定による基準以外のもの

第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第4条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。第7条第1項において同じ。）に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に当該入所者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第5条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第6条 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

第7条 特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第8条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合、地域密着型特別養護老人ホーム（第13条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合又は地域密着型特別養護老

人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員及び看護職員（第43条第2項の規定により配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第9条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、数及び職務の内容

(3) 入所定員

(4) 入所者の処遇の内容及び費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第10条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該特別養護老人ホームの見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第11条 特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 入所者の処遇に関する計画

(2) 行った具体的な処遇の内容等の記録

(3) 第17条第4項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由についての同条第5項の記録

(4) 第31条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録

(5) 第33条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第3項の記録

(設備の基準)

第12条 特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

(1) 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす

すこと。

ア 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第10条第1項の防災対策マニュアルに入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第10条第2項の規定による訓練については、同条第1項の防災対策マニュアルに従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての特別養護老人ホームの建物であって、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

- 3 特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。以下同じ。）

(3) 食堂

(4) 浴室

(5) 洗面設備

(6) 便所

(7) 医務室

(8) 調理室

(9) 介護職員室

(10) 看護職員室

(11) 機能訓練室

(12) 面談室

(13) 洗濯室又は洗濯場

(14) 汚物処理室

(15) 介護材料室

(16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

- 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、知事が特に認める場合又は知事が

必要があると認める場合は、2人とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放することができるようにすること。

キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ク ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室

ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号イ及びエからクまでに定めるところによること。

(3) 浴室 介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。

(4) 洗面設備

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 介護を必要とする者の使用に適したものとすること。

(5) 便所

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。

(6) 医務室

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて、臨床検査設備を設けること。

(7) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(8) 介護職員室

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 必要な備品を備えること。

(9) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ 必要な備品を備えること。

- 5 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。

(1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。

(2) 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭

- 和25年政令第338号)第112条第1項に規定する特定防火設備（以下「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。
- 6 前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
 - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
 - (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
 - (5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- (職員配置の基準)
- 第13条** 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。
- (1) 施設長 1
 - (2) 医師 入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - (3) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
 - (4) 介護職員又は看護士若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）
 - ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。
 - イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。
 - (ア) 入所者の数が30を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上
 - (イ) 入所者の数が30を超えて50を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2以上
 - (ウ) 入所者の数が50を超えて130を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、3以上
 - (エ) 入所者の数が130を超える特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - (5) 栄養士 1以上
 - (6) 機能訓練指導員 1以上
 - (7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第1項第4号の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。
- 4 第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。
- 5 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事するこ

- とができる。
- 7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。）（サービス提供困難時の対応）
- 第14条** 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- (入退所)
- 第15条** 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する居宅介護支援をいう。第5項において同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。
- 3 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議しなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、当該入所者が退所に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- (入所者の処遇に関する計画)
- 第16条** 特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、当該入所者の同意を得て、当該入所者の処遇に関する計画を作成しなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画について、当該入所者の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。
- (処遇の方針)
- 第17条** 特別養護老人ホームは、入所者について、当該入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その心身の状況等に応じて、当該入所者の処遇を妥当かつ適切に行わなければならない。
- 2 入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとなら

ないよう配慮して、行わなければならない。

3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、当該入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（介護）

第18条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならぬ。

3 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

7 特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第19条 特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（相談及び援助）

第20条 特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（社会生活上の便宜の提供等）

第21条 特別養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所

者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
（機能訓練）

第22条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

（健康管理）

第23条 特別養護老人ホームの医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

（入所者の入院期間中の取扱い）

第24条 特別養護老人ホームは、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない。

（施設長の責務）

第25条 特別養護老人ホームの施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームの施設長は、その職員に第9条から第11条まで、第14条から前条まで及び次条から第33条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第26条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特別養護老人ホームは、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第27条 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第28条 特別養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

（2）当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、省令第26条第2項第4号の規定により厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第29条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第30条 特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特別養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第31条 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 特別養護老人ホームは、市町村から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携等)

第32条 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第33条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害

賠償を速やかに行わなければならない。

(暴力団の排除)

第34条 特別養護老人ホームの設置者、施設長その他当該特別養護老人ホームの業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であってはならない。

2 特別養護老人ホームの設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 特別養護老人ホームの運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(趣旨)

第35条 前章（第13条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第36条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(運営規程)

第37条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員

(5) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額

(6) 施設の利用に当たっての留意事項

(7) 非常災害対策

(8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(設備の基準)

第38条 ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- ア 当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第45条において読み替えて準用する第10条第1項の防災対策マニュアルに入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- イ 第45条において読み替えて準用する第10条第2項の規定による訓練については、同条第1項の防災対策マニュアルに従い、昼間及び夜間において行うこと。
- ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物であって、火災時における入居者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、設備（第1号に掲げるものを除く。）の一部を設けないことができる。
- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) ユニット
- ア 居室
- (ア) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者へのサービスの提供上必要があると認められる場合は、2人とする。ことができる。
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- (ウ) 地階に設けてはならないこと。
- (エ) 1の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
- a 10.65平方メートル以上とする。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.30平方メートル以上とする。
- b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮

- 断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。
- (オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (カ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
- (キ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放することができるようにすること。
- (ク) 必要に応じて、入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- (ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- イ 共同生活室
- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 地階に設けてはならないこと。
- (ウ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (エ) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備
- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 介護を必要とする者の使用に適したものとすること。
- エ 便所
- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。
- (2) 浴室 介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。
- (3) 医務室
- ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
- イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて、臨床検査設備を設けること。
- (4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 5 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。
- (1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。
- (2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
- 6 前各項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上（廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合（以下この号において

「一部拡幅の場合」という。) にあつては、1.5メートル以上) とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上（一部拡幅の場合にあつては、1.8メートル以上) とすること。

- (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
- (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

(サービスの取扱方針)

第39条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、当該入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たって、当該入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第40条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、

排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

- 6 ユニット型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第41条 ユニット型特別養護老人ホームは、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、食事の提供に当たっては、県内産農林水産物及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(生活上の便宜の提供等)

第42条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、当該入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入居者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第43条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。
 - (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
 - (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第44条 ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

第45条 第5条から第8条まで、第10条、第11条、第14条から第16条まで、第20条、第22条から第25条まで及び第28条から第34条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定中「特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム」と、第11条第2項第3号中「同条第5項」とあるのは「第39条第7項」と、同項第4号中「第31条第1項」とあるのは「第45条において読み替えて準用する第31条第1項」と、同項第5号中「第33条第2項」とあるのは「第45条において読み替えて準用する第33条第2項」と、第25条第2項中「第9条から第11条まで、第14条から前条まで及び次条から第33条まで」とあるのは「第37条、第39条から第44条まで並びに第45条において読み替えて準用する第10条、第11条、第14条から第16条まで、第20条、第22条から第24条まで及び第28条から第33条まで」と読み替えるものとする。

第4章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

（趣旨）

第46条 前2章の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（設備の基準）

第47条 地域密着型特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第51条において読み替えて準用する第10条第1項の防災対策マニュアルに入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第51条において読み替えて準用する第10条第2項の規定による訓練については、同条第1項の防災対策マニュアルに従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面設備
- (6) 便所
- (7) 医務室
- (8) 調理室
- (9) 介護職員室
- (10) 看護職員室
- (11) 機能訓練室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室
 - ア 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、知事が特に認める場合又は知事が必要があると認める場合は、2人とすることができる。
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ウ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - カ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放することができるようにすること。
 - キ 入所者の身の回りを保管することができる設備を備えること。
 - ク ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 静養室
 - ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
 - イ アに定めるもののほか、前号イ及びエからクまでに定めるところによること。
- (3) 浴室 介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。
- (4) 洗面設備

- ア 居室のある階ごとに設けること。
イ 介護を必要とする者の使用に適したものとすること。
- (5) 便所
ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。
- (6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて、臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて、臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
- (7) 調理室
ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。
- (8) 介護職員室
ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
イ 必要な備品を備えること。
- (9) 食堂及び機能訓練室
ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
イ 必要な備品を備えること。
- 5 居室、静養室等は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
- (1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。
- (2) 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
- 6 前各項に規定するもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
- (1) 廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合（以下この号において「一部拡幅等の場合」という。）を除き、廊下の幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、一部拡幅等の場合を除き、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
- (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。た

- だし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- 7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保することができる範囲内としなければならない。
- （職員配置の基準）
- 第48条** 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。
- (1) 施設長 1
(2) 医師 入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
(3) 生活相談員 1以上
(4) 介護職員又は看護職員
ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。
イ 看護職員の数は、1以上とすること。
- (5) 栄養士 1以上
(6) 機能訓練指導員 1以上
(7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第1項第4号、第6項ただし書及び第8項ただし書の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。
- 4 第1項第1号の施設長は、常勤の者でなければならない。
- 5 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 6 第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で、1以上とする。
- 7 第1項第4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で、1以上とする。
- 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員
(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者
(3) 病院（病床数100以上のものに限る。） 栄養士
(4) 診療所 事務員その他の従業者
- 10 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。
- 11 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。次項において「指定居宅サービス等基準」という。）第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービ

ス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。次項において「指定介護予防サービス等基準」という。）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この条において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。第14項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。第14項において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。

14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定複合型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下この項において「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

（介護）

第49条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡じよくそが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

7 地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。（地域との連携等）

第50条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対して活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームは、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

3 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（準用）

第51条 第4条から第11条まで、第14条から第17条まで、第19条から第31条まで、第33条及び第34条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定中「特別養護老人ホーム」とあるのは「地域密着型特別養護老人ホーム」と、第11条第2項第3号中「第17条第4項」とあるのは「第51条において読み替えて準用する第17条第4項」と、同項第4号中「第31条第1項」とあるのは「第51条において読み替えて準用する第31条第1項」と、同項第5号中「第33条第2項」とあるのは「第51条において読み替えて準用する第33条第2項」と、第25条第2項中「第9条から第11条まで、第14条から前条まで及び次条から第33条まで」とあるのは「第49条、第50条並びに第51条において読み替えて準用する第9条から第11条まで、第14条から第17条まで、第19条から第24条まで、第26条から第31条まで及び第33条」と読み替えるものとする。

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

（趣旨）

第52条 前3章（第48条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（設備の基準）

第53条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- る。
- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第55条において読み替えて準用する第10条第1項の防災対策マニュアルに入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 第55条において読み替えて準用する第10条第2項の規定による訓練については、同条第1項の防災対策マニュアルに従い、昼間及び夜間に行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、火災時における入居者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。
- 3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、設備（第1号に掲げるものを除く。）の一部を設けないことができる。
- (1) ユニット
 - (2) 浴室
 - (3) 医務室
 - (4) 調理室
 - (5) 洗濯室又は洗濯場
 - (6) 汚物処理室
 - (7) 介護材料室
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) ユニット
 - ア 居室
 - (ア) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要があると認められる場合は、2人とすることができる。
 - (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

- (ウ) 地階に設けてはならないこと。
 - (エ) 1の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
 - a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.30平方メートル以上とすること。
 - b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。
 - (オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - (カ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
 - (キ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放することができるようにすること。
 - (ク) 必要に応じて、入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - (ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- イ 共同生活室
- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (イ) 地階に設けてはならないこと。
 - (ウ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - (エ) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備
- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (イ) 介護を必要とする者の使用に適したものとすること。
- エ 便所
- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。
- (2) 浴室 介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。
 - (3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて、臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて、臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
 - (4) 調理室
 - ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。
- 5 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。
- (1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要

な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。

(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

6 前各項に規定するもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合（以下この号において「一部拡幅等の場合」という。）を除き、廊下の幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、一部拡幅等の場合を除き、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保することができる範囲内としなければならない。

（介護）

第54条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

9 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（準用）

第55条 第5条から第8条まで、第10条、第11条、第14条から第16条まで、第20条、第22

条から第25条まで、第28条から第31条まで、第33条、第34条、第36条、第37条、第39条、第41条から第44条まで及び第50条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定中「特別養護老人ホーム」とあり、「ユニット型特別養護老人ホーム」とあり、及び「地域密着型特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」と、第11条第2項第3号中「同条第5項」とあるのは「第55条において読み替えて準用する第39条第7項」と、同項第4号中「第31条第1項」とあるのは「第55条において読み替えて準用する第31条第1項」と、同項第5号中「第33条第2項」とあるのは「第55条において読み替えて準用する第33条第2項」と、第25条第2項中「第9条から第11条まで、第14条から前条まで及び次条から第33条まで」とあるのは「第54条並びに第55条において読み替えて準用する第10条、第11条、第14条から第16条まで、第20条、第22条から第24条まで、第28条から第31条まで、第33条、第37条、第39条、第41条から第44条まで及び第50条」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

（委任）

第56条 この条例に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）（第45条、第51条及び第55条において読み替えて準用する場合を含む。）、第19条第3項（第51条において読み替えて準用する場合を含む。）、第34条（第45条、第51条及び第55条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第41条第5項（第55条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第11条第2項（第45条、第51条及び第55条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、その完結の日が平成25年4月1日以後である記録について適用し、その完結の日が同日前である記録について同項の規定を適用する場合においては、同項中「5年間」とあるのは、「2年間」とする。

3 この条例の施行の日から平成25年3月31日までの間において第12条第1項第2号、第38条第1項第2号、第47条第1項第2号及び第53条第1項第2号の規定を適用する場合には、第12条第1項第2号ア中「第10条第1項の防災対策マニュアル」とあり、同号イ中「同条第1項の防災対策マニュアル」とあり、第38条第1項第2号ア中「第45条において読み替えて準用する第10条第1項の防災対策マニュアル」とあり、同号イ中「同条第1項の防災対策マニュアル」とあり、第47条第1項第2号ア中「第51条において読み替えて準用する第10条第1項の防災対策マニュアル」とあり、同号イ中「同条第1項の防災対策マニュアル」とあり、第53条第1項第2号ア中「第55条において読み替えて準用する第10条第1項の防災対策マニュアル」とあり、及び同号イ中「同条第1項の防災対策マニュアル」とあるのは、「非常災害に関する具体的計画」とする。

4 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、これらの規定中「1人とすること。ただし、知事が特に認める場合又は知事が必要があると認める場合は、2人とすることができる」とあるのは、「4人以下とするこ

と」とする。

- 5 前項の規定にかかわらず、平成12年4月1日（以下「省令施行日」という。）において現に存していた特別養護老人ホーム（省令施行日において基本的な設備が完成していたものを含み、省令施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。附則第7項において同じ。）について第12条第4項第1号及び第47条第4項第1号の規定を適用する場合においては、第12条第4項第1号ア及び第47条第4項第1号ア中「1人とすること。ただし、知事が特に認める場合又は知事が必要があると認める場合は、2人とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること」と、第12条第4項第1号ウ及び第47条第4項第1号ウ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。
- 6 省令施行日において現に存していた特別養護老人ホームであって、省令施行日において児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年厚生省令第12号）附則第4条第2項（同令第4条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第20条の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたものについて、前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として4人以下とすること」とあるのは、「8人以下とすること」とする。
- 7 省令施行日において現に存していた特別養護老人ホームについては、第12条第4項第9号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）及び第47条第4項第9号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間、適用しない。
- 8 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第10項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合においては、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第12条第4項第9号ア及び第47条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。
- 9 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合においては、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第12条第4項第9号ア及び第47条第4項第9号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合させるものとする。
- (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広

さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

- (2) 食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- 10 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合においては、第12条第6項第1号、第38条第6項第1号、第47条第6項第1号及び第53条第6項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第8号

高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 指定居宅サービスの事業の一般原則（第5条）

第2節 訪問介護

第1款 基本方針（第6条）

第2款 人員に関する基準（第7条・第8条）

第3款 設備に関する基準（第9条）

第4款 運営に関する基準（第10条－第44条）

第5款 基準該当居宅サービスに関する基準（第45条－第49条）

第3節 訪問入浴介護

第1款 基本方針（第50条）

第2款 人員に関する基準（第51条・第52条）

第3款 設備に関する基準（第53条）

第4款 運営に関する基準（第54条－第61条）

第5款 基準該当居宅サービスに関する基準（第62条－第65条）

第4節 訪問看護

第1款 基本方針（第66条）

第2款 人員に関する基準（第67条・第68条）

第3款 設備に関する基準（第69条）

第4款 運営に関する基準（第70条－第81条）

第5節 訪問リハビリテーション

- 第1款 基本方針（第82条）
- 第2款 人員に関する基準（第83条）
- 第3款 設備に関する基準（第84条）
- 第4款 運営に関する基準（第85条—第91条）

第6節 居宅療養管理指導

- 第1款 基本方針（第92条）
- 第2款 人員に関する基準（第93条）
- 第3款 設備に関する基準（第94条）
- 第4款 運営に関する基準（第95条—第100条）

第7節 通所介護

- 第1款 基本方針（第101条）
- 第2款 人員に関する基準（第102条・第103条）
- 第3款 設備に関する基準（第104条）
- 第4款 運営に関する基準（第105条—第116条）
- 第5款 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

- 第1目 趣旨及び基本方針（第117条・第118条）
- 第2目 人員に関する基準（第119条・第120条）
- 第3目 設備に関する基準（第121条・第122条）
- 第4目 運営に関する基準（第123条—第134条）

- 第6款 基準該当居宅サービスに関する基準（第135条—第138条）

第8節 通所リハビリテーション

- 第1款 基本方針（第139条）
- 第2款 人員に関する基準（第140条）
- 第3款 設備に関する基準（第141条）
- 第4款 運営に関する基準（第142条—第149条）

第9節 短期入所生活介護

- 第1款 基本方針（第150条）
- 第2款 人員に関する基準（第151条・第152条）
- 第3款 設備に関する基準（第153条・第154条）
- 第4款 運営に関する基準（第155条—第171条）
- 第5款 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

- 第1目 趣旨及び基本方針（第172条・第173条）
- 第2目 設備に関する基準（第174条・第175条）
- 第3目 運営に関する基準（第176条—第184条）

- 第6款 基準該当居宅サービスに関する基準（第185条—第191条）

第10節 短期入所療養介護

- 第1款 基本方針（第192条）
- 第2款 人員に関する基準（第193条）
- 第3款 設備に関する基準（第194条）
- 第4款 運営に関する基準（第195条—第208条）
- 第5款 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

- 第1目 趣旨及び基本方針（第209条・第210条）

- 第2目 設備に関する基準（第211条）

- 第3目 運営に関する基準（第212条—第220条）

第11節 特定施設入居者生活介護

- 第1款 基本方針（第221条）
- 第2款 人員に関する基準（第222条・第223条）
- 第3款 設備に関する基準（第224条）
- 第4款 運営に関する基準（第225条—第241条）
- 第5款 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

- 第1目 趣旨及び基本方針（第242条・第243条）

- 第2目 人員に関する基準（第244条・第245条）

- 第3目 設備に関する基準（第246条）

- 第4目 運営に関する基準（第247条—第252条）

第12節 福祉用具貸与

- 第1款 基本方針（第253条）
- 第2款 人員に関する基準（第254条・第255条）
- 第3款 設備に関する基準（第256条）
- 第4款 運営に関する基準（第257条—第267条）
- 第5款 基準該当居宅サービスに関する基準（第268条・第269条）

第13節 特定福祉用具販売

- 第1款 基本方針（第270条）
- 第2款 人員に関する基準（第271条・第272条）
- 第3款 設備に関する基準（第273条）
- 第4款 運営に関する基準（第274条—第280条）

- 第3章 指定居宅サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準（第281条）

- 第4章 雑則（第282条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第74条第1項及び第2項の規定により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第3条 法第42条第1項第2号並びに第74条第1項及び第2項の条例で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 法第42条第1項第2号の条例で定める基準該当居宅サービスに関する基準に関し、同条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第45条、第46条、第56条第4号（第65条において読み替えて準用する場

- 合に限る。）、第62条、第63条、第135条、第136条、第160条第6項（第191条において読み替えて準用する場合に限る。）、第186条、第187条、第255条（第269条において読み替えて準用する場合に限る。）及び第268条の規定による基準
- (2) 法第42条第1項第2号の条例で定める基準該当居宅サービスに関する基準に関し、同条第2項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第189条第1項第1号及び第2項第1号イの規定による基準
- (3) 法第42条第1項第2号の条例で定める基準該当居宅サービスに関する基準に関し、同条第2項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第10条第1項（第49条、第65条、第138条及び第269条において読み替えて準用する場合に限る。）、第11条（第49条、第65条、第138条、第191条及び第269条において読み替えて準用する場合に限る。）、第36条（第49条、第65条、第138条、第191条及び第269条において読み替えて準用する場合に限る。）、第41条（第49条、第65条、第138条、第191条及び第269条において読み替えて準用する場合に限る。）、第48条、第155条第1項（第191条において読み替えて準用する場合に限る。）、第158条第4項及び第5項（これらの規定を第191条において読み替えて準用する場合に限る。）並びに第160条第7項（第191条において読み替えて準用する場合に限る。）の規定による基準
- (4) 法第42条第1項第2号の条例で定める基準該当居宅サービスに関する基準に関し、同条第2項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第188条の規定による基準
- (5) 法第74条第1項の条例で定める指定居宅サービスに従事する従業者に関する基準に関し、同条第3項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第7条、第8条、第51条、第52条、第56条第4号、第67条、第68条、第83条、第93条、第102条、第103条、第119条、第120条、第140条、第151条、第152条、第160条第6項、第178条第7項、第182条第2項及び第3項、第193条、第218条第2項及び第3項、第222条、第223条、第244条、第245条、第254条、第255条、第271条並びに第272条の規定による基準
- (6) 法第74条第2項の条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第122条第1項（専用の部屋に係る部分に限る。）及び第2項、第141条第1項、第154条第3項第1号及び第6項第1号イ、第174条第6項第1号ア（ウ）（床面積に係る部分に限る。）、第194条第1項第1号（療養室に係る部分に限る。）、第2号（病室に係る部分に限る。）、第3号（病室に係る部分に限る。）及び第4号ア（病室に係る部分に限る。）並びに第211条第1項第1号（療養室に係る部分に限る。）及び第2号から第4号まで（病室に係る部分に限る。）並びに附則第4項（第154条第6項第1号イに係る部分に限る。）、第7項及び第11項の規定による基準
- (7) 法第74条第2項の条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第10条第1項（第61条、第81条、第91条、第100条、第116条、第149条、第267条及び第280条において読み替えて準用する場合を含む。）、第11条（第61条、第81条、第91条、第100条、第116条、第134条、第149条、第171条（第184条において読み替えて準用する場合を含む。）、第208条（第220条において読み替えて準用する場合を含む。）、第267条及び第280条において読み替えて準用する場合を含む。）、第27条、第36条（第61条、第81条、第91条、第100条、第116条、第134

- 条、第149条、第171条（第184条において読み替えて準用する場合を含む。）、第208条（第220条において読み替えて準用する場合を含む。）、第241条、第252条、第267条及び第280条において読み替えて準用する場合を含む。）、第41条（第61条、第81条、第91条、第100条、第116条、第134条、第149条、第171条（第184条において読み替えて準用する場合を含む。）、第208条（第220条において読み替えて準用する場合を含む。）、第241条、第252条、第267条及び第280条において読み替えて準用する場合を含む。）、第75条（訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）、第77条、第123条第1項、第155条第1項（第184条及び第208条（第220条において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）、第158条第4項及び第5項、第160条第7項、第177条第6項及び第7項、第178条第8項、第197条第4項及び第5項、第199条（第220条において読み替えて準用する場合を含む。）、第201条第6項、第213条第6項及び第7項、第214条第7項、第225条第1項から第3項まで、第226条第1項（第252条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第2項（第252条において読み替えて準用する場合を含む。）、第230条第4項（第252条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第5項（第252条において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第247条第1項から第3項までの規定による基準
- (8) 法第74条第2項の条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第121条及び第153条（第175条において準用する場合を含む。）の規定による基準
- (9) 法第42条第1項第2号の条例で定める基準該当居宅サービスに関する基準又は法第74条第1項の条例で定める指定居宅サービスに従事する従業者に関する基準若しくは同条第2項の条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関し、法第42条第2項各号及び第74条第3項各号に掲げる事項以外の事項について、法第42条第2項及び第74条第3項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次章及び附則第2項から第17項までに定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの
- （指定居宅サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準）
- 第4条** 法第70条第3項（法第70条の2第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準に従い法第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の条例で定める指定居宅サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準は、第3章に定めるとおりとする。
- 第2章** 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- 第1節** 指定居宅サービスの事業の一般原則
- （一般原則）
- 第5条** 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 第2節** 訪問介護
- 第1款** 基本方針
- （基本方針）

第6条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第7条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準省令」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準省令第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じ、常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項及び第2項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定訪問介護事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

5 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他省令第5条第4項の規定により厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

6 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第9号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第7条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第8条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場

合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

（設備及び備品等の基準）

第9条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第9条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第10条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第31条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合においては、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたい旨の申出をする場合にあつては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に規定する方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の電子情報処理組織とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定訪問介護事業者は、第2項の規定に基づき第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲

げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に掲げる方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第11条 指定訪問介護事業者は、正当な理由がなく、指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第13条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要があると認めるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第15条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第16条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族

に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第17条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第18条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第64条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第19条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第20条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第21条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際は、当該指定訪問介護を提供した日及びその内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第22条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、これに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問介護事業者は、前項の規定に基づく費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第23条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要があると認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定訪問介護の基本取扱方針）

第24条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定訪問介護の具体的取扱方針）

第25条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な援助を行うこと。
- (2) 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

（訪問介護計画の作成）

第26条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画（以下「訪問介護計画」という。）を作成しなければならない。

2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際は、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて、当該訪問介護計画の変更を行うものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、前項の規定による訪問介護計画の変更について準用する。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第27条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第28条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由がなく、指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第29条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第30条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者に第10条から前条まで、次項及び次条から第43条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第26条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
- (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力又は希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第31条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第35条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項（介護等の総合的な提供）

第32条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第33条 指定訪問介護事業者は、利用者に対して適切な指定訪問介護を提供することができるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第34条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示）

第35条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第36条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

（広告）

第37条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所について広告をする場合において、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第38条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情への対応）

第39条 指定訪問介護事業者は、その提供した指定訪問介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、その提供した指定訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問介護事業者は、市町村から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

5 指定訪問介護事業者は、その提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、

当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

（地域との連携）

第40条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第41条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第42条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第43条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1）訪問介護計画

（2）第21条第2項のサービスの提供の記録

（3）第28条の規定による市町村への通知に係る記録

（4）第39条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録

（5）第41条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録

（暴力団の排除）

第44条 指定訪問介護事業所の管理者その他当該指定訪問介護事業所の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「管理者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であってはならない。

2 指定訪問介護事業所の管理者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 指定訪問介護事業所の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

第5款 基準該当居宅サービスに関する基準

（訪問介護員等の員数）

第45条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）ごと

に置くべき訪問介護員等の員数は、3人以上とする。

- 2 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。
- 3 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準省令第41条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第45条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（管理者）

第46条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等の基準）

第47条 基準該当訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準条例第47条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第48条 基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する訪問介護が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- (2) 当該訪問介護が、指定居宅介護支援事業者又は基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合
- (3) 当該訪問介護が、サービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- (4) 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
- (5) 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合

- 2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定により、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る次条において準用する第26条第1項に規定する訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対する適切な指導その他の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第49条 第1款及び前款（第17条、第22条第1項、第27条、第32条並びに第39条第5項及び第6項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合に

において、これらの規定（第10条第1項、第12条、第22条第2項及び第23条を除く。）中「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当訪問介護事業者」と、「指定訪問介護の」とあるのは「基準該当訪問介護の」と、「指定訪問介護を」とあるのは「基準該当訪問介護を」と、「指定訪問介護に」とあるのは「基準該当訪問介護に」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「基準該当訪問介護事業所」と、第6条中「指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）」とあるのは「基準該当訪問介護（第45条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）」と、第10条第1項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当訪問介護の事業を行う者（以下「基準該当訪問介護事業者」という。）」と、「指定訪問介護の」とあるのは「基準該当訪問介護の」と、「第31条」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第31条」と、第12条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当訪問介護事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「基準該当訪問介護の事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）」と、「指定訪問介護を」とあるのは「基準該当訪問介護を」と、第21条第1項中「その内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「その内容」と、第22条第2項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当訪問介護事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第23条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当訪問介護事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、「指定訪問介護の」とあるのは「基準該当訪問介護の」と、第24条第1項中「指定訪問介護は」とあるのは「基準該当訪問介護は」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第26条第1項」と、第30条第2項中「第10条から前条まで、次項及び次条から第43条まで」とあるのは「第48条並びに第49条において読み替えて準用する第10条から第29条まで（第17条、第22条第1項及び第27条を除く。）」、第3項、第31条から第43条まで（第32条並びに第39条第5項及び第6項を除く。）」と、同条第3項中「第26条」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第26条」と、第31条中「第35条」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第35条」と、第43条第2項第2号中「第21条第2項」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第21条第2項」と、同項第3号中「第28条」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第28条」と、同項第4号中「第39条第1項」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第39条第1項」と、同項第5号中「第41条第1項」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第41条第1項」と読み替えるものとする。

第3節 訪問入浴介護

第1款 基本方針

（基本方針）

第50条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによつて、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第51条 指定訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定訪問入浴介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき

指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この款から第4款までにおいて「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護師又は准看護師（以下この節において「看護職員」という。） 1以上
 - (2) 介護職員 2以上
- 2 前項の訪問入浴介護従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
 - 3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービス等基準省令第47条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準省令第46条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。第53条第2項において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第51条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第52条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

（設備及び備品等の基準）

第53条 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第53条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第54条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問入浴介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合の当該事業に要する交通費
 - (2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用
- 4 指定訪問入浴介護事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（指定訪問入浴介護の基本取扱方針）

第55条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じ、適切に行われなければならない。

- 2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定訪問入浴介護の具体的取扱方針）

第56条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供すること。
- (2) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることことができる。
- (5) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。

（緊急時等の対応）

第57条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務）

第58条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者に第54条から前条まで、次条、第60条並びに第61条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第28条及び第33条から第42条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第59条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域

- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(記録の整備)

第60条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において読み替えて準用する第21条第2項のサービスの提供の記録
- (2) 次条において読み替えて準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において読み替えて準用する第39条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (4) 次条において読み替えて準用する第41条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録
(準用)

第61条 第10条から第21条まで、第23条、第28条、第33条から第42条まで及び第44条の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第10条第1項及び第12条を除く。）中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定訪問入浴介護事業者」と、「指定訪問介護の」とあるのは「指定訪問入浴介護の」と、「指定訪問介護を」とあるのは「指定訪問入浴介護を」と、「指定訪問介護に」とあるのは「指定訪問入浴介護に」と、「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定訪問入浴介護事業所」と、第10条第1項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定訪問入浴介護（第50条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定訪問入浴介護事業者」という。）」と、「指定訪問介護の」とあるのは「指定訪問入浴介護の」と、「第31条」とあるのは「第59条」と、「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者（第51条第1項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。以下同じ。））」と、第12条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定訪問入浴介護事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定訪問入浴介護の事業を行う事業所（以下「指定訪問入浴介護事業所」という。））」と、「指定訪問介護を」とあるのは「指定訪問入浴介護を」と、第34条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

第5款 基準該当居宅サービスに関する基準
(従業者の員数)

第62条 基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問入浴介護」という。）の事業を行う者（次条において「基準該当訪問入浴介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この款において「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護職員 1以上
 - (2) 介護職員 2以上
- 2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準省令第58条第1項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。第64条第2項において同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第62条第1項に規定す

る人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第63条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等の基準)

第64条 基準該当訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準条例第64条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第65条 第10条から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条、第28条、第33条から第38条まで、第39条（第5項及び第6項を除く。）、第40条から第42条まで、第44条及び第50条並びに前款（第54条第1項及び第61条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第10条第1項、第12条、第23条及び第54条第2項を除く。）中「指定訪問介護事業者」とあり、及び「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当訪問入浴介護事業者」と、「指定訪問介護の」とあり、及び「指定訪問入浴介護の」とあるのは「基準該当訪問入浴介護の」と、「指定訪問介護を」とあり、及び「指定訪問入浴介護を」とあるのは「基準該当訪問入浴介護を」と、「指定訪問介護事業所」とあり、及び「指定訪問入浴介護事業所」とあるのは「基準該当訪問入浴介護事業所」と、「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、「指定訪問介護に」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に」と、第10条第1項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当訪問入浴介護（第62条第1項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問入浴介護事業者」という。））」と、「指定訪問介護の」とあるのは「基準該当訪問入浴介護の」と、「第31条」とあるのは「第65条において読み替えて準用する第59条」と、「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者（第51条第1項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。以下同じ。））」と、第12条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当訪問入浴介護事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「基準該当訪問入浴介護の事業を行う事業所（以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。））」と、「指定訪問介護を」とあるのは「基準該当訪問入浴介護を」と、第21条第1項中「その内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「その内容」と、第23条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当訪問入浴介護事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、「指定訪問介護の」とあるのは「基準該当訪問入浴介護の」と、第34条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第50条中「指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護」という。））」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第54条第2項中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当訪問入浴介護事業者」と、「法定代理受領サービスに該

当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第55条第1項中「指定訪問入浴介護は」とあるのは「基準該当訪問入浴介護は」と、第58条第2項中「第54条から前条まで、次条、第60条並びに第61条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第28条及び第33条から第42条まで」とあるのは「第65条において読み替えて準用する第10条から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条、第28条、第33条から第38条まで、第39条（第5項及び第6項を除く。）、第40条から第42条まで、第54条（第1項を除く。）から第60条まで（第58条を除く。）」と、第60条第2項中「次条」とあるのは「第65条」と読み替えるものとする。

第4節 訪問看護

第1款 基本方針

（基本方針）

第66条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（看護師等の員数）

第67条 指定訪問看護の事業を行う者（以下「指定訪問看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）の員数は、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。）
 - ア 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）常勤換算方法で、2.5以上となる員数
 - イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数
 - (2) 病院又は診療所である指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。） 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置くべきものとする。
- 2 前項第1号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定訪問看護ステーションにおいて常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
 - 3 第1項第1号アの看護職員のうち1名は、常勤でなければならない。
 - 4 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者（指定介護予防サービス等基準省令第63条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。第69条第3項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス等基準省令第62条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。第69条第3項において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第67条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
 - 5 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着

型サービス基準第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準第3条の2に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項第4号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（次項の規定に基づき第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 6 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定複合型サービスをいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準第171条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき（前項の規定に基づき第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。（管理者）

第68条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

（設備及び備品等の基準）

第69条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

- 2 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第69条第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項又は前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（サービス提供困難時の対応）

第70条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認め

た場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第71条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第72条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、これに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問看護事業者は、前項の規定に基づく費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（指定訪問看護の基本取扱方針）

第73条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定訪問看護の具体的取扱方針）

第74条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に定めるところによるものとする。

- （1） 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第76条第1項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当かつ適切に行うこと。
- （2） 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- （3） 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行うこと。
- （4） 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこ

と。

（5） 特殊な看護等については、これを行ってはならないこと。

（主治の医師との関係）

第75条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成）

第76条 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書」という。）を作成しなければならない。

2 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。

3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際は、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書（以下「訪問看護報告書」という。）を作成しなければならない。

6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

7 前条第4項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。（同居家族に対する訪問看護の禁止）

第77条 指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。

（緊急時等の対応）

第78条 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに、主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第79条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- （1） 事業の目的及び運営の方針
- （2） 従業者の職種、員数及び職務の内容
- （3） 営業日及び営業時間
- （4） 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- （5） 通常の事業の実施地域

- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(記録の整備)

第80条 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第75条第2項の規定による主治の医師による指示の文書
- (2) 訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書
- (4) 次条において読み替えて準用する第21条第2項のサービスの提供の記録
- (5) 次条において読み替えて準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において読み替えて準用する第39条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (7) 次条において読み替えて準用する第41条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録
(準用)

第81条 第10条、第11条、第13条から第15条まで、第17条から第21条まで、第23条、第28条、第33条から第42条まで、第44条及び第58条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第10条第1項及び第33条第1項を除く。）中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定訪問看護事業者」と、「指定訪問介護の」とあり、及び「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定訪問看護の」と、「指定訪問看護を」とあるのは「指定訪問看護を」と、「指定訪問介護に」とあるのは「指定訪問看護に」と、「指定訪問介護事業所」とあり、及び「指定訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定訪問看護事業所」と、「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第10条第1項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定訪問看護（第66条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定訪問看護事業者」という。）」と、「指定訪問介護の」とあるのは「指定訪問看護の」と、「第31条」とあるのは「第79条」と、「訪問介護員等」とあるのは「看護師等（第67条第1項に規定する看護師等をいう。以下同じ。）」と、第15条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第33条第1項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定訪問看護事業者」と、「指定訪問介護を」とあるのは「指定訪問看護を」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定訪問看護の事業を行う事業所（以下「指定訪問看護事業所」という。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第58条第2項中「第54条から前条まで、次条、第60条並びに第61条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第28条及び第33条から第42条まで」とあるのは「第70条から第80条まで並びに第81条において読み替えて準用する第10条、第11条、第13条から第15条まで、第17条から第21条まで、第23条、第28条及び第33条から第42条まで」と読み替えるものとする。

第5節 訪問リハビリテーション

第1款 基本方針

(基本方針)

第82条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことがで

きるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第83条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）を置かなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準省令第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。次条第2項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準省令第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。次条第2項において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第82条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3款 設備に関する基準

(設備及び備品等の基準)

第84条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第83条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第85条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることがで

きる。

4 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の規定に基づく費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針）

第86条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第87条 指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士等が行うものとし、その方針は、次に定めるところによるものとする。

（1） 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うこと。

（2） 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

（3） 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

（4） それぞれの利用者について、次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。

（訪問リハビリテーション計画の作成）

第88条 医師及び理学療法士等は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画（以下「訪問リハビリテーション計画」という。）を作成しなければならない。

2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 医師又は理学療法士等は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

4 医師又は理学療法士等は、訪問リハビリテーション計画を作成した際は、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

（運営規程）

第89条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

（1） 事業の目的及び運営の方針

（2） 従業者の職種、員数及び職務の内容

（3） 営業日及び営業時間

（4） 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額

（5） 通常の事業の実施地域

（6） 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（記録の整備）

第90条 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1） 訪問リハビリテーション計画

（2） 次条において読み替えて準用する第21条第2項のサービスの提供の記録

（3） 次条において読み替えて準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録

（4） 次条において読み替えて準用する第39条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録

（5） 次条において読み替えて準用する第41条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録

（準用）

第91条 第10条から第15条まで、第17条から第21条まで、第23条、第28条、第33条から第36条まで、第38条から第42条まで、第44条、第58条及び第71条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定（第10条第1項及び第12条を除く。）中「指定訪問介護事業者」とあり、及び「指定訪問看護事業者」とあるのは「指定訪問リハビリテーション事業者」と、「指定訪問介護の」とあり、「指定訪問入浴介護の」とあり、及び「指定訪問看護の」とあるのは「指定訪問リハビリテーションの」と、「指定訪問介護を」とあるのは「指定訪問リハビリテーションを」と、「指定訪問介護に」とあるのは「指定訪問リハビリテーションに」と、「指定訪問介護事業所」とあり、及び「指定訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定訪問リハビリテーション事業所」と、「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、第10条第1項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定訪問リハビリテーション（第82条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。））」と、「指定訪問介護の」とあるのは「指定訪問リハビリテーションの」と、「第31条」とあるのは「第89条」と、「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等（第83条第1項に規定する理学療法士等をいう。以下同じ。））」と、第12条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定訪問リハビリテーション事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定訪問リハビリテーションの事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。））」と、「指定訪問介護を」とあるのは「指定訪問リハビリテーションを」と、第15条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第58条第2項中「第54条から前条まで、次条、第60条並びに第61条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第28条及び第33条から第42条まで」とあるのは「第85条から第90条まで並びに第91条において読み替えて準用する第10条から第15条まで、第17条から第21条まで、第23条、第28条、第33条から第36条まで及び第38条から第42条まで」と読み替えるものとする。

第6節 居宅療養管理指導

第1款 基本方針

（基本方針）

第92条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医

師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この節において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この節において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、これらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、当該利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第93条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所
 - ア 医師又は歯科医師
 - イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数
 - (2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師
 - (3) 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス等基準省令第63条第1項に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。次条第1項において同じ。）である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員
- 2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者（指定介護予防サービス等基準省令第88条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。次条第2項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス等基準省令第87条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。次条第2項において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第91条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3款 設備に関する基準

（設備及び備品等の基準）

- 第94条** 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。
- 2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第92条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第95条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理

指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定居宅療養管理指導事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の規定に基づく費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（指定居宅療養管理指導の基本取扱方針）

第96条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。

- 2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第97条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供及び利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。
 - (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
 - (3) 前号の規定による利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。
 - (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。
 - (5) 前号の規定による居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないこと。
 - (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。
 - (7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。
- 2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に定め

るところによるものとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うこと。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対して適切なサービスを提供すること。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
- (3) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。

（運営規程）

第98条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項（記録の整備）

第99条 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において読み替えて準用する第21条第2項のサービスの提供の記録
- (2) 次条において読み替えて準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において読み替えて準用する第39条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (4) 次条において読み替えて準用する第41条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録（準用）

第100条 第10条から第15条まで、第18条、第20条、第21条、第23条、第28条、第33条から第36条まで、第38条から第42条まで、第44条、第58条及び第71条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第10条第1

項を除く。）中「指定訪問介護事業者」とあり、及び「指定訪問看護事業者」とあるのは「指定居宅療養管理指導事業者」と、「指定訪問介護の」とあり、「指定訪問入浴介護の」とあり、及び「指定訪問看護の」とあるのは「指定居宅療養管理指導の」と、「指定訪問介護事業所」とあり、及び「指定訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定居宅療養管理指導事業所」と、「指定訪問介護を」とあるのは「指定居宅療養管理指導を」と、「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、「指定訪問介護に」とあるのは「指定居宅療養管理指導に」と、第10条第1項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定居宅療養管理指導（第92条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）」と、「指定訪問介護の」とあるのは「指定居宅療養管理指導の」と、「第31条」とあるのは「第98条」と、「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者（指定居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導の事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者をいう。以下同じ。）」と、第15条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第20条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第58条第2項中「第54条から前条まで、次条、第60条並びに第61条において読み替えて準用するから第10条から第21条まで、第23条、第28条及び第33条から第42条まで」とあるのは「第95条から第99条まで並びに第100条において読み替えて準用する第10条から第15条まで、第18条、第20条、第21条、第23条、第28条、第33条から第36条まで及び第38条から第42条まで」と読み替えるものとする。

第7節 通所介護

第1款 基本方針

（基本方針）

第101条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第102条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この款から第4款までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要であると認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この節において「看護職員」という。） 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要であると認められる数
- (3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間

数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービス等基準省令第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準省令第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この款及び次款において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要があると認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定通所介護事業所の利用定員が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要があると認められる数とすることができる。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。以下この条において同じ。)を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定通所介護の単位とは、指定通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

8 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第100条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第103条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

(設備及び備品等の基準)

第104条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第102条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第105条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担させることが適当であると認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、省令第96条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定通所介護の基本取扱方針)

第106条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第107条 指定通所介護の方針は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 指定通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
- (2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じて、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

(通所介護計画の作成)

第108条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画（以下「通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際は、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(運営規程)

第109条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所介護の利用定員
- (5) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第110条 指定通所介護事業者は、利用者に対して適切な指定通所介護を提供することができるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響

を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第111条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第112条 指定通所介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要なに応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該指定通所介護事業所の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第113条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第114条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 通所介護計画
- (2) 次条において読み替えて準用する第21条第2項のサービスの提供の記録
- (3) 次条において読み替えて準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において読み替えて準用する第39条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (5) 次条において読み替えて準用する第41条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録

(県内産農林水産物等の使用)

第115条 指定通所介護事業者は、利用者に対して食事を提供する場合は、県内で生産された農林水産物（以下「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(準用)

第116条 第10条から第19条まで、第21条、第23条、第28条、第29条、第35条から第42条まで、第44条及び第58条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第10条第1項及び第12条を除く。）中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定通所介護事業者」と、「指定訪問介護の」とあり、及び「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定通所介護の」と、「指定訪問介護を」とあるのは「指定通

所介護を」と、「指定訪問介護に」とあるのは「指定通所介護に」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、「指定訪問介護事業所」とあり、及び「指定訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定通所介護事業所」と、第10条第1項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定通所介護（第101条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）」と、「指定訪問介護の」とあるのは「指定通所介護の」と、「第31条」とあるのは「第109条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者（第102条第1項に規定する通所介護従業者をいう。以下同じ。）」と、第12条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定通所介護事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定通所介護の事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）」と、「指定訪問介護を」とあるのは「指定通所介護を」と、第58条第2項中「第54条から前条まで、次条、第60条並びに第61条において読み替えて準用するから第10条から第21条まで、第23条、第28条及び第33条から第42条まで」とあるのは「第105条から第115条まで並びに第116条において読み替えて準用する第10条から第19条まで、第21条、第23条、第28条、第29条及び第35条から第42条まで」と読み替えるものとする。

第5款 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第1目 趣旨及び基本方針

（趣旨）

第117条 第1款から前款までの規定にかかわらず、指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この款に定めるところによる。（基本方針）

第118条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2目 人員に関する基準

（従業者の員数）

第119条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要があると認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち、1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。（管理者）

第120条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3目 設備に関する基準

（利用定員）

第121条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員を9人以下とする。

（設備及び備品等）

第122条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うためにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

第4目 運営に関する基準

（内容及び手続きの説明及び同意）

第123条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第130条に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第128条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第131条に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 第10条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（心身の状況等の把握）

第124条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、当該利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。（居宅介護支援事業者等との連携）

第125条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携

に努めなければならない。

（指定療養通所介護の具体的取扱方針）

第126条 指定療養通所介護の方針は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、利用者の主治の医師、当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。

（療養通所介護計画の作成）

第127条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画（以下「療養通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（第76条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画をいう。以下同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際は、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

（緊急時等の対応）

第128条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この条において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及び家族に対して十分に説明を行い、当該利用者及び家族が安心してサービスを利用することができるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病

状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに、主治の医師又は第131条に規定する緊急時対応医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じ、緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による緊急時等の対応策の変更について準用する。

（管理者の責務）

第129条 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、利用者の主治の医師、当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者に第123条から前条まで、次条から第133条まで並びに第134条において読み替えて準用する第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第28条、第35条から第42条まで、第105条（第3項第2号を除く。）、第106条、第110条から第113条まで及び第115条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第130条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（緊急時対応医療機関）

第131条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかななければならない。

- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間で、あらかじめ、必要な事項を取り決めておかななければならない。

（安全・サービス提供管理委員会の設置）

第132条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、

地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要があると認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

（記録の整備）

第133条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - （1）療養通所介護計画
 - （2）前条第2項の検討の結果についての記録
 - （3）次条において読み替えて準用する第21条第2項のサービスの提供の記録
 - （4）次条において読み替えて準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録
 - （5）次条において読み替えて準用する第39条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
 - （6）次条において読み替えて準用する第41条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録

（準用）

第134条 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第28条、第35条から第42条まで、第44条、第105条（第3項第2号を除く。）、第106条、第110条から第113条まで及び第115条の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条及び第12条を除く。）中「指定訪問介護事業者」とあり、及び「指定通所介護事業者」とあるのは「指定療養通所介護事業者」と、「指定訪問介護の」とあり、及び「指定通所介護の」とあるのは「指定療養通所介護の」と、「指定訪問介護を」とあり、及び「指定通所介護を」とあるのは「指定療養通所介護を」と、「指定訪問介護に」とあり、及び「指定通所介護に」とあるのは「指定療養通所介護に」と、「指定訪問介護事業所」とあり、及び「指定通所介護事業所」とあるのは「指定療養通所介護事業所」と、第11条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）」と、「指定訪問介護の」とあるのは「指定療養通所介護の」と、第12条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定療養通所介護事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定療養通所介護の事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）」と、「指定訪問介護を」とあるのは「指定療養通所介護を」と、第35条中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者（第119条第1項に規定する療養通所介護従業者をいう。第110条第3項において同じ。）」と、第105条第4項中「省令第96条第4項」とあるのは「省令第105条の19において準用する省令第96条第4項」と、同条第5項中「第3項各号」とあるのは「第3項各号（第2号を除く。）」と、第110条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第6款 基準該当居宅サービスに関する基準

（従業者の員数）

第135条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下この条において「基準該当通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この款において「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- （1）生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間帯で除して得た数が1以上確保されるために必要があると認められる数
 - （2）看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要があると認められる数
 - （3）介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準省令第112条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要があると認められる数
 - （4）機能訓練指導員 1以上
- 2 当該基準該当通所介護事業所の利用定員が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要があると認められる数とすることができる。
 - 3 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。
 - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
 - 5 前各項の基準該当通所介護の単位とは、基準該当通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
 - 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
 - 7 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第116条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第136条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等の基準）

第137条 基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

（1） 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

ア 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

（2） 生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第138条 第10条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第23条、第28条、第29条、第35条から第38条まで、第39条（第5項及び第6項を除く。）、第40条から第42条まで、第44条、第58条及び第101条並びに第4款（第105条第1項及び第116条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第10条第1項、第12条、第23条及び第105条第2項を除く。）中「指定訪問介護事業者」とあり、及び「指定通所介護事業者」とあるのは「基準該当通所介護事業者」と、「指定訪問介護の」とあり、「指定訪問入浴介護の」とあり、及び「指定通所介護の」とあるのは「基準該当通所介護の」と、「指定訪問介護」とあり、及び「指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護を」と、「指定訪問介護に」とあるのは「基準該当通所介護に」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、「指定訪問介護事業所」とあり、「指定訪問入浴介護事業所」とあり、及び「指定通所介護事業所」とあるのは「基準該当通所介護事業所」と、「指定通所介護は」とあるのは「基準該当通所介護は」と、第10条第1項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当通所介護（第135条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）」と、「指定訪問介護の」とあるのは「基準該当通所介護の」と、「第31条」とあるのは「第138条において読み替えて準

用する第109条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者（第135条第1項に規定する通所介護従業者をいう。以下同じ。）」と、第12条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当通所介護事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「基準該当通所介護の事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）」と、「指定訪問介護を」とあるのは「基準該当通所介護を」と、第21条第1項中「その内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「その内容」と、第23条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当通所介護事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、「指定訪問介護の」とあるのは「基準該当通所介護の」と、第58条第2項中「第54条から前条まで、次条、第60条並びに第61条において読み替えて準用するから第10条から第21条まで、第23条、第28条及び第33条から第42条まで」とあるのは「第138条において読み替えて準用する第10条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第23条、第28条、第29条、第35条から第38条まで、第39条（第5項及び第6項を除く。）及び第40条から第42条まで並びに第7節第4款（第105条第1項及び第116条を除く。）」と、第101条中「指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）」とあるのは「基準該当通所介護」と、第105条第2項中「指定通所介護事業者」とあるのは「基準該当通所介護事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同項第2号中「指定通所介護であつて」とあるのは「基準該当通所介護であつて」と、同条第4項中「省令第96条第4項」とあるのは「省令第109条において準用する省令第96条第4項」と、第107条第1号中「次条第1項」とあるのは「第138条において読み替えて準用する次条第1項」と、第114条第2項中「次条」とあるのは「第138条」と読み替えるものとする。

第8節 通所リハビリテーション

第1款 基本方針

（基本方針）

第139条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第140条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

（1） 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
（2） 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この款において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要があると認められる数

ア 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準省令第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業

者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準省令第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この款及び次款において同じ。)の数が10人以下の場合はその提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が1以上確保されていること又は利用者の数が10人を超える場合は提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。

2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

(1) 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合は提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること又は利用者の数が10人を超える場合は提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(2) 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されること。

3 前項第2号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定通所リハビリテーション事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

4 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

5 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第121条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3款 設備に関する基準 (設備に関する基準)

第141条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であつて、3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。

2 指定通所リハビリテーション事業所には、消火設備その他の非常災害に際して必要な

設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第122条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

(指定通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第142条 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第143条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に定めるところによるものとする。

(1) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第1項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うこと。

(2) 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対して適切なサービスを提供すること。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じて、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第144条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者(以下「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画(以下「通所リハビリテーション計画」という。)を作成しなければならない。

2 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

4 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際は、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

5 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載するものとする。

(管理者等の責務)

第145条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の規定に基づき管理を代行する者は、当該指定通所リハビリテーション事業所の従業者に第142条から前条まで、次条から第148条まで並びに第149条において読み替えて準用する第10条から第15条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第28条、第29条、第35条、第36条、第38条から第42条まで、第71条、第105条、第110条から第112条まで及び第115条の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第146条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所リハビリテーションの利用定員
- (5) 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（衛生管理等）

第147条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第148条 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 通所リハビリテーション計画
- (2) 次条において読み替えて準用する第21条第2項のサービスの提供の記録
- (3) 次条において読み替えて準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において読み替えて準用する第39条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (5) 次条において読み替えて準用する第41条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録

（準用）

第149条 第10条から第15条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第28条、第29条、第35条、第36条、第38条から第42条まで、第44条、第71条、第105条、第110条か

ら第112条まで及び第115条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定（第10条第1項及び第12条を除く。）中「指定訪問介護事業者」とあり、「指定訪問看護事業者」とあり、及び「指定通所介護事業者」とあるのは「指定通所リハビリテーション事業者」と、「指定訪問介護の」とあり、「指定訪問看護の」とあり、及び「指定通所介護の」とあるのは「指定通所リハビリテーションの」と、「指定訪問介護を」とあり、及び「指定通所介護を」とあるのは「指定通所リハビリテーションを」と、「指定訪問介護に」とあり、及び「指定通所介護に」とあるのは「指定通所リハビリテーションに」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、「指定訪問介護事業所」とあり、及び「指定通所介護事業所」とあるのは「指定通所リハビリテーション事業所」と、第10条第1項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定通所リハビリテーション（第139条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）」と、「指定訪問介護の」とあるのは「指定通所リハビリテーションの」と、「第31条」とあるのは「第146条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者（第140条第1項に規定する通所リハビリテーション従業者をいう。以下同じ。）」と、第12条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定通所リハビリテーション事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定通所リハビリテーションの事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）」と、「指定訪問介護を」とあるのは「指定通所リハビリテーションを」と、第15条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第105条第4項中「省令第96条第4項」とあるのは「省令第119条において準用する省令第96条第4項」と、第110条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第9節 短期入所生活介護

第1款 基本方針

（基本方針）

第150条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第151条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この款から第5款までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準省令第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準省令第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該

事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この款及び次款並びに第168条において同じ。）の数の上限をいう。以下この款から第4款までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所において、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師 1人以上
 - (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上
 - (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この節において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上
 - (4) 栄養士 1人以上
 - (5) 機能訓練指導員 1人以上
 - (6) 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第1項第2号及び第3号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定短期入所生活介護事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 5 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
- 6 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合には、この限りでない。
- 7 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第133条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第152条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

（利用定員等）

第153条 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第151条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合には、この限りでない。

2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第174条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、これらの利用定員の総数が20人以上であるときにあっては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。

3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第135条第1項及び第2項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等の基準）

第154条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

(1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第171条において読み替えて準用する第112条第1項の防災対策マニュアルに利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第171条において読み替えて準用する第112条第2項の規定による訓練については、同条第1項の防災対策マニュアルに従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災時における利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。
- 3 指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、設備を設けないことができる。
- (1) 居室
 - (2) 食堂
 - (3) 機能訓練室
 - (4) 浴室
 - (5) 便所
 - (6) 洗面設備
 - (7) 医務室
 - (8) 静養室
 - (9) 面談室
 - (10) 介護職員室
 - (11) 看護職員室
 - (12) 調理室
 - (13) 洗濯室又は洗濯場
 - (14) 汚物処理室
 - (15) 介護材料室
- 4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この項において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
- 5 第151条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 居室
 - ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。
 - イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
 - (2) 食堂及び機能訓練室

- ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
- (3) 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。
- (4) 便所 要介護者の使用に適したものとすること。
- (5) 洗面設備 要介護者の使用に適したものとすること。
- 7 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）とすること。ただし、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホーム（第174条第7項第1号において「地域密着型特別養護老人ホーム」という。）と一体的に運営が行われる併設事業所にあつては、廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすることができる。
 - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
 - (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
 - (5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。
- 8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第136条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第155条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第167条に規定する運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 第10条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（指定短期入所生活介護の開始及び終了）

第156条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努めなければならない。

（利用料等の受領）

- 第157条** 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合にあつては、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合にあつては、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 省令第127条第3項第3号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 省令第127条第3項第4号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（省令第127条第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担させることが適当であると認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、省令第127条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。
- （指定短期入所生活介護の取扱方針）
- 第158条** 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行わなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を

- 旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- （短期入所生活介護計画の作成）
- 第159条** 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画（以下「短期入所生活介護計画」という。）を作成しなければならない。
- 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際は、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。
- （介護）
- 第160条** 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
- （食事）
- 第161条** 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、県内産農林水産物及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（機能訓練）

第162条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

（健康管理）

第163条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

（相談及び援助）

第164条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（その他のサービスの提供）

第165条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（緊急時等の対応）

第166条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第167条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員（第151条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (4) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の送迎の実施地域
- (6) サービス利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
（定員の遵守）

第168条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 第151条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の

定員を超えることとなる利用者数

（地域等との連携）

第169条 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

（記録の整備）

第170条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 短期入所生活介護計画
- (2) 次条において読み替えて準用する第21条第2項のサービスの提供の記録
- (3) 第158条第5項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由についての記録
- (4) 次条において読み替えて準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において読み替えて準用する第39条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (6) 次条において読み替えて準用する第41条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録
（準用）

第171条 第11条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第23条、第28条、第35条から第42条まで、第44条、第58条、第110条、第112条及び第113条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条及び第12条を除く。）中「指定訪問介護事業者」とあり、及び「指定通所介護事業者」とあるのは「指定短期入所生活介護事業者」と、「指定訪問介護の」とあり、及び「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定短期入所生活介護の」と、「指定訪問介護を」とあり、及び「指定通所介護を」とあるのは「指定短期入所生活介護を」と、「指定訪問介護に」とあるのは「指定短期入所生活介護に」と、「指定訪問介護事業所」とあり、「指定訪問入浴介護事業所」とあり、及び「指定通所介護事業所」とあるのは「指定短期入所生活介護事業所」と、第11条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定短期入所生活介護（第150条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）」と、「指定訪問介護の」とあるのは「指定短期入所生活介護の」と、第12条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定短期入所生活介護事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定短期入所生活介護の事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）」と、「指定訪問介護を」とあるのは「指定短期入所生活介護を」と、第35条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者（第151条第1項に規定する短期入所生活介護従業者をいう。第110条第3項において同じ。）」と、第58条第2項中「第54条から前条まで、次条、第60条並びに第61条において読み替えて準用するから第10条から第21条まで、第23条、第28条及び第33条から第42条まで」とあるのは「第155条から第170条まで並びに第171条において読み替えて準用する第11条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第23条、第28条、第35条から第42条まで、第110条、第112条及び第113条」と、第110条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第5款 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1目 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第172条 第1款、第3款及び前款の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この款に定めるところによる。

(基本方針)

第173条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2目 設備に関する基準

(設備及び備品等の基準)

第174条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第184条において読み替えて準用する第171条において読み替えて準用する第112条第1項の防災対策マニュアルに利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 第184条において読み替えて準用する第171条において読み替えて準用する第112条第2項の規定による訓練については、同条第1項の防災対策マニュアルに従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災時における利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければなら

ない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、設備を設けないことができる。

- (1) ユニット
 - (2) 浴室
 - (3) 医務室
 - (4) 調理室
 - (5) 洗濯室又は洗濯場
 - (6) 汚物処理室
 - (7) 介護材料室
- 4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下この項において「併設ユニット型事業所」という。）にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この項において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供に支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
- 5 第151条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあっては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) ユニット
 - ア 居室
 - (ア) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供に必要があると認められる場合は、2人とすることができる。
 - (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準省令第153条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下この条において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準省令第151条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。第8項において同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第183条において同じ。）の数の上限をいう。以下この款において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。
 - (ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただ

し、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないこと。

(エ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要介護者の使用に適したものとすること。

エ 便所

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要介護者の使用に適したものとすること。

(2) 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。

7 前各項に定めるもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上（廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合又は地域密着型特別養護老人ホームと一体的に運営が行われる併設事業所である場合（以下この号において「一部拡幅等の場合」という。）にあっては、1.5メートル以上）とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上（一部拡幅等の場合にあっては、1.8メートル以上）とすること。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第157条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第175条 第153条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

第3目 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第176条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受ける

ものとする。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者へ支払われた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合にあっては、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者へ支払われた場合にあっては、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 省令第140条の6第3項第3号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 省令第140条の6第3項第4号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（省令第140条の6第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、省令第140条の6第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第177条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該利用者の心身の状況等を常に

把握しながら、適切に行われなければならない。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（介護）

第178条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第179条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じ、できる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、県内産農林水産物及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（その他のサービスの提供）

第180条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（運営規程）

第181条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員（第151条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第151条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (5) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の送迎の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等）

第182条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対して適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供することができるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。
 - (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
 - (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第183条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 第151条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(2) 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第184条 第155条、第156条、第159条、第162条から第164条まで、第166条及び第169条から第171条（第110条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第155条第1項及び第159条第1項を除く。）中「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」と、「指定短期入所生活介護」とあるのは「ユニット型指定短期入所生活介護」と、「指定短期入所生活介護の」とあるのは「ユニット型指定短期入所生活介護の」と、「指定短期入所生活介護事業所」とあるのは「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」と、「指定短期入所生活介護に」とあるのは「ユニット型指定短期入所生活介護に」と、第155条第1項中「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは「ユニット型指定短期入所生活介護の事業者を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）」と、「指定短期入所生活介護の」とあるのは「ユニット型指定短期入所生活介護の」と、「第167条」とあるのは「第181条」と、第159条第1項中「指定短期入所生活介護事業所」とあるのは「ユニット型指定短期入所生活介護の事業者を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）」と、「指定短期入所生活介護の」とあるのは「ユニット型指定短期入所生活介護の」と、第170条第2項第2号中「次条」とあるのは「第184条において読み替えて準用する第171条」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第177条第7項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第184条において読み替えて準用する第171条」と読み替えるものとする。

第6款 基準該当居宅サービスに関する基準

(指定通所介護事業所等との併設)

第185条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業者を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業者を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

(従業者の員数)

第186条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（第5項において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

(1) 生活相談員 1人以上

(2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準省令第179条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している

場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第188条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1人以上

(3) 栄養士 1人以上

(4) 機能訓練指導員 1人以上

(5) 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第2号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該基準該当短期入所生活介護事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

4 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

5 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

6 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第171条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第187条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(利用定員等)

第188条 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第173条第1項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等の基準)

第189条 基準該当短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、設備を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 食堂

- (3) 機能訓練室
 (4) 浴室
 (5) 便所
 (6) 洗面所
 (7) 静養室
 (8) 面接室
 (9) 介護職員室
- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 居室
 ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。
 イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。
 ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。
- (2) 食堂及び機能訓練室
 ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
- (3) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
 (4) 便所 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
 (5) 洗面所 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
- 3 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。
- 4 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第173条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- (指定通所介護事業所等との連携)
- 第190条** 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。
- (準用)
- 第191条** 第11条から第15条まで、第18条、第21条、第23条、第28条、第35条から第38条まで、第39条（第5項及び第6項を除く。）、第40条から第42条まで、第44条、第58条、第110条、第112条、第113条及び第150条並びに第4款（第157条第1項及び第171条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条、第12条、第21条第1項、第23条及び第157条第2項を除く。）中「指定訪問介護事業者」とあり、「指定通所介護事業者」とあり、及び「指定短期入所生活介護事業者」あるのは「基準該当短期入所生活介護事業者」と、「指定訪問介護の」とあり、「指定訪問入浴介護の」とあり、及び「指定短期入所生活介護の」とあるのは「基準該当短期入所生活介護の」と、「指定訪問介護を」とあり、「指定通所介護を」とあり、及び「指定短期入所生活介護を」とあるのは「基準該当短期入所生活介護を」と、「指定訪問介護事業所」とあり、「指定訪問入浴介護事業所」とあり、「指定通所介護事業所」とあり、及び「指定短期入所生活介護事業所」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業所」と、「指定訪問介護に」とあり、及び「指定短期

入所生活介護に」とあるのは「基準該当短期入所生活介護に」と、第11条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当短期入所生活介護（第185条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）」と、「指定訪問介護の」とあるのは「基準該当短期入所生活介護の」と、第12条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「基準該当短期入所生活介護の事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。））」と、「指定訪問介護を」とあるのは「基準該当短期入所生活介護を」と、第21条第1項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業者」と、「指定訪問介護を」とあるのは「基準該当短期入所生活介護を」と、「その内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「その内容」と、第23条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、「指定訪問介護の」とあるのは「基準該当短期入所生活介護の」と、第35条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者（第186条第1項に規定する短期入所生活介護従業者をいう。以下同じ。））」と、第58条第2項中「第54条から前条まで、次条、第60条並びに第61条において読み替えて準用するから第10条から第21条まで、第23条、第28条及び第33条から第42条まで」とあるのは「第188条から第190条まで並びに第191条において読み替えて準用する第11条から第15条まで、第18条、第21条、第23条、第28条、第35条から第38条まで、第39条（第5項及び第6項を除く。）、第40条から第42条まで、第110条、第112条及び第113条並びに第9節第4款（第157条第1項及び第171条を除く。））」と、第110条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第150条中「指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。））」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第155条第1項中「第167条」とあるのは「第191条において読み替えて準用する第167条」と、第157条第2項中「指定短期入所生活介護事業者」あるのは「基準該当短期入所生活介護事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同項第3号中「省令第127条第3項第3号」とあるのは「省令第140条の32において準用する省令第127条第3項第3号」と、同項第4号中「省令第127条第3項第4号」とあるのは「省令第140条の32において準用する省令第127条第3項第4号」と、同項第5号中「省令第127条第3項第5号」とあるのは「省令第140条の32において準用する省令第127条第3項第5号」と、同条第4項中「省令第127条第4項」とあるのは「省令第140条の32において準用する省令第127条第4項」と、第158条2項中「指定短期入所生活介護は」とあるのは「基準該当短期入所生活介護は」と、「次条第1項」とあるのは「第191条において読み替えて準用する第159条第1項」と、第163条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第170条第2項第2号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第191条において読み替えて準用する第158条第5項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第191条」と読み替えるものとする。

第10節 短期入所療養介護

第1款 基本方針

(基本方針)

第192条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限

りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第193条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- （1）介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この節において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準省令第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準省令第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第205条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
 - （2）健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
 - （3）療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
 - （4）診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。
- 2 前項第4号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定短期入所療養介護事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除すること

により常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

- 3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第177条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3款 設備に関する基準

（設備に関する基準）

第194条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- （1）介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第39条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。
 - （2）指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。
 - （3）療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。
 - （4）診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。
 - ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートルとすること。
 - イ 食堂及び浴室を有すること。
 - ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。
- 2 前項第3号及び第4号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。
- 3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第178条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（対象者）

第195条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第

130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。第205条第2号において同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

（利用料等の受領）

第196条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額を支払を受けるものとする。

2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

（1） 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

（2） 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合にあつては、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合にあつては、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

（3） 省令第145条第3項第3号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

（4） 省令第145条第3項第4号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

（5） 送迎に要する費用（省令第145条第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。）

（6） 理美容代

（7） 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担させることが適当であると認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、省令第145条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所療養介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第197条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に

資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当かつ適切に行わなければならない。

2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（短期入所療養介護計画の作成）

第198条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画（以下「短期入所療養介護計画という。）を作成しなければならない。

2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際は、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

（診療の方針）

第199条 医師の診療の方針は、次に定めるところによるものとする。

（1） 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対し、的確な診断を基とし、療養上妥当かつ適切に行うこと。

（2） 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。

（3） 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

（4） 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当かつ適切に行うこと。

（5） 特殊な療法又は新しい療法等については、省令第148条第5号の規定により厚生労働大臣が定めるもののほか、行ってはならないこと。

（6） 省令第148条第6号の規定により厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならないこと。

(7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならないこと。

(機能訓練)

第200条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第201条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならぬ。

3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

6 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第202条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者は、食事の提供に当たっては、県内産農林水産物及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(その他のサービスの提供)

第203条 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第204条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

(4) 通常の送迎の実施地域

(5) 施設利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第205条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(記録の整備)

第206条 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 短期入所療養介護計画

(2) 第208条において読み替えて準用する第21条第2項のサービスの提供の記録

(3) 第197条第5項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由についての記録

(4) 第208条において読み替えて準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第208条において読み替えて準用する第39条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録

(6) 第208条において読み替えて準用する第41条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録

(非常災害対策)

第207条 指定短期入所療養介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(準用)

第208条 第11条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第23条、第28条、第35条、第36条、第38条から第42条まで、第44条、第58条、第110条、第147条、第155条、第156条第2項及び第169条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条及び第12条を除く。）中「指定訪問介護事業者」とあり、「指定通所介護事業者」とあり、「指定通所リハビリテーション事業者」とあり、及び「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは「指定短期入所療養介護事業者」と、「指定訪問介護の」とあり、「指定訪問入浴介護の」とあり、及び「指定短期入所生活介護の」とあるのは「指定短期入所療養介護の」と、「指定訪問介護を」とあり、「指定通所介護を」とあり、及び「指定短期入所生活介護を」とあるのは「指定短期入所療養介護を」と、「指定訪問介護に」とあるのは「指定短期入所療養介護に」と、「指定訪問介護事業所」とあり、「指定訪問入浴介護事業所」とあり、「指定通所介護事業所」とあり、及び「指定通所リハビリテーション事業所」とあるのは「指定短期入

所療養介護事業所」と、第11条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定短期入所療養介護（第192条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）」と、「指定訪問介護の」とあるのは「指定短期入所療養介護の」と、第12条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定短期入所療養介護事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定短期入所療養介護の事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）」と、「指定訪問介護を」とあるのは「指定短期入所療養介護を」と、第35条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者（第193条第1項に規定する短期入所療養介護従業者をいう。第110条第3項において同じ。）」と、第58条第2項中「第54条から前条まで、次条、第60条並びに第61条において読み替えて準用するから第10条から第21条まで、第23条、第28条及び第33条から第42条まで」とあるのは「第195条から第207条まで並びに第208条において読み替えて準用する第11条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第23条、第28条、第35条、第36条、第38条から第42条まで、第110条、第147条、第155条、第156条第2項及び第169条」と、第110条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第155条第1項中「第167条」とあるのは「第204条」と読み替えるものとする。

第5款 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1目 趣旨及び基本方針

（趣旨）

第209条 第1款、第3款及び前款の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この款に定めるところによる。

（基本方針）

第210条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2目 設備に関する基準

（設備の基準）

第211条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること。
- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有すること。
- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有すること。

(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有すること。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準省令第205条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。第219条において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準省令第203条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。第219条において同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第196条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3目 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第212条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合にあつては、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合にあつては、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 省令第155条の5第3項第3号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 省令第155条の5第3項第4号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（省令第155条の5第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担

させることが適当であると認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、省令第155条の5第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第213条 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第214条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、当該利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清拭（じよび）を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者につ

いては、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事）

第215条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じ、できる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、食事の提供に当たっては、県内産農林水産物及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（その他のサービスの提供）

第216条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（運営規程）

第217条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等）

第218条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対して適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供することができるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を

夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第219条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数
(準用)

第220条 第195条、第198条から第200条まで、第206条、第207条及び第208条（第110条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第195条及び第198条第1項を除く。）中「指定短期入所療養介護事業所」とあるのは「ユニット型短期入所療養介護事業所」と、「指定短期入所療養介護事業者」とあるのは「ユニット型短期入所療養介護事業者」と、「指定短期入所療養介護の」とあるのは「ユニット型短期入所療養介護の」と、「指定短期入所療養介護を」とあるのは「ユニット型短期入所療養介護を」と、第195条中「指定短期入所療養介護事業者」とあるのは「ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）」と、「指定短期入所療養介護を」とあるのは「ユニット型指定短期入所療養介護を」と、第198条第1項中「指定短期入所療養介護事業所」とあるのは「ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）」と、「指定短期入所療養介護の」とあるのは「ユニット型指定短期入所療養介護の」と、第199条第5号中「省令第148条第5号」とあるのは「省令第155条の12において準用する省令第148条第5号」と、同条第6号中「省令第148条第6号」とあるのは「省令第155条の12において準用する省令第148条第6号」と、第206条第2項第2号中「第208条」とあるのは「第220条において読み替えて準用する第208条」と、同項第3号中「第197条第5項」とあるのは「第213条第7項」と、同項第4号から第6号までの規定中「第208条」とあるのは「第220条において読み替えて準用する第208条」と読み替えるものとする。

第11節 特定施設入居者生活介護

第1款 基本方針

(基本方針)

第221条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合においても、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この節において「利用者」という。）が当該指定特定施設（特定施設であつて、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

3 養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第5款に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うものとする。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第222条 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上

(2) 看護師若しくは准看護師（以下この節において「看護職員」という。）又は介護職員

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとする。

(ア) 利用者の数が30を超えない指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 利用者の数が30を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準省令第230条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準省令第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数

を増すごとに1人以上

(2) 看護職員又は介護職員

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1並びに介護予防サービスの利用者のうち同項第1号に掲げる要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 総利用者数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 総利用者数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号及び第2号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定特定施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

8 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（同項に規定する場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるために相当であると認められるものとする。ただし、利用者（同項に規定する場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

9 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。

（管理者）

第223条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従

事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

（設備の基準）

第224条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災時における利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 指定特定施設は、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合又は介護を行うに当たって利用者を一時的に移す必要がない場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保することができる場合にあっては機能訓練室を設けないことができるものとする。

4 指定特定施設の介護居室、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 介護居室は、次に掲げる基準を満たすこと。

ア 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要があると認められる場合は、2人とすることができるものとする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行うことができる適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。

(3) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとする。

(4) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(5) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(6) 機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間及び構造を有するものでなければならない。

6 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところによる。

8 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の

指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第210条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第225条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第236条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続を、あらかじめ、第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第10条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

(指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第226条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由がなく、入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者（以下この項において「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対して自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第227条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第228条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第229条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

(2) おむつ代

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担にすることが適当であると認められるもの

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第230条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行わなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護は、次条第1項に規定する特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定特定施設の特設施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(特定施設サービス計画の作成)

第231条 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者（第222条第2項第4号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に特定施設サービス計画（以下「特定施設サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望及び利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、前項の特定施設サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- 5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際は、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて、特定施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 7 第2項から第5項までの規定は、前項の規定による特定施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

第232条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(健康管理)

第233条 指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第234条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、当該利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第235条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第236条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策

- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第237条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(協力医療機関等)

第238条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
(地域との連携等)

第239条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
(記録の整備)

第240条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 特定施設サービス計画
 - (2) 第228条第2項のサービスの提供の記録
 - (3) 第230条第5項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由についての記録
 - (4) 第237条第3項の結果等の記録
 - (5) 次条において読み替えて準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する読み替えて第39条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
 - (7) 次条において読み替えて準用する第41条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録
 - (8) 施行規則第64条第3号に規定する書類

（準用）

第241条 第13条、第14条、第23条、第28条、第35条から第42条まで、第44条、第57条、第58条、第112条、第113条、第115条及び第162条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第13条第1項を除く。）中「指定訪問介護事業者」とあり、「指定訪問入浴介護事業者」とあり、「指定通所介護事業者」とあり、及び「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは「指定特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定訪問介護を」とあるのは「指定特定施設入居者生活介護を」と、「指定訪問介護の」とあり、及び「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定特定施設入居者生活介護の」と、「指定訪問介護に」とあるのは「指定特定施設入居者生活介護に」と、「指定訪問介護事業所」とあり、「指定訪問入浴介護事業所」とあり、及び「指定通所介護事業所」とあるのは「指定特定施設」と、第13条第1項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定特定施設入居者生活介護（第221条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。））」と、「指定訪問介護の」とあるのは「指定特定施設入居者生活介護の」と、第35条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者（第222条第1項に規定する特定施設従業者をいう。第57条において同じ。））」と、第57条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第58条第2項中「第54条から前条まで、次条、第60条並びに第61条において読み替えて準用するから第10条から第21条まで、第23条、第28条及び第33条から第42条まで」とあるのは「第225条から第240条まで並びに第241条において読み替えて準用する第13条、第14条、第23条、第28条、第35条から第42条まで、第57条、第112条、第113条、第115条及び第162条」と読み替えるものとする。

第5款 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第1目 趣旨及び基本方針

（趣旨）

第242条 前各款の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うものの基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この款に定めるところによる。

（基本方針）

第243条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第2目 人員に関する基準

（従業者の員数）

第244条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

（1）生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上

（2）介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1人以上
（3）計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準省令第254条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。第246条第8項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準省令第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。第246条第8項において同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、次のとおりとする。

（1）生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1人以上

（2）介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上

（3）計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号及び第2号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定特定施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定特定施設の従業者（外部サービス利用型特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。

6 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち、1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（同項に規定する場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（同項に規定する場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるために適当であると認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（同項に規定する場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

（管理者）

第245条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3目 設備に関する基準

（設備に関する基準）

第246条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災時における利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

（1）スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

（2）非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

（3）避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 指定特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が25平方メートル以上である場合は、食堂を設けないことができるものとする。

4 指定特定施設の居室、浴室、便所及び食堂は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

（1）居室は、次に掲げる基準を満たすこと。

ア 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要があると認められる場合は、2人とすることができるものとする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行うことができる適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

（2）浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

（3）便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

（4）食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間及び構造を有するものでなければならない。

6 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。

8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第234条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4目 運営に関する基準

（内容及び手続きの説明及び契約の締結等）

第247条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第249条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅サービス事業所」という。）の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合を除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続きを、あらかじめ、第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第10条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

（受託居宅サービスの提供）

第248条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあつては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

（運営規程）

第249条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

（1）事業の目的及び運営の方針

（2）外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容

（3）入居定員及び居室数

（4）外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

（5）受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地

（6）利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続

（7）施設の利用に当たっての留意事項

（8）緊急時等における対応方法

（9）非常災害対策

（10）前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（受託居宅サービス事業者への委託）

第250条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者でなければならない。

- 3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第253条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第3項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じ、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第3項の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。
- 7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。（記録の整備）
- 第251条** 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 特定施設サービス計画
 - (2) 第248条第2項の規定により受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
 - (3) 前条第8項の結果等の記録
 - (4) 次条において読み替えて準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において読み替えて準用する第39条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
 - (6) 次条において読み替えて準用する第41条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録
 - (7) 次条において読み替えて準用する第228条第2項のサービスの提供の記録
 - (8) 次条において読み替えて準用する第230条第5項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由についての記録
 - (9) 次条において読み替えて準用する第237条第3項の結果等の記録
 - (10) 施行規則第64条第3号に規定する書類（準用）
- 第252条** 第13条、第14条、第23条、第28条、第35条から第42条まで、第44条、第57条、第58条、第112条、第113条、第115条、第226条から第231条まで、第234条、第235条及び第237条から第239条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第13条第1項、第36条第1項及び第2項、第228条第2項並びに第237条第2項及び第3項を除く。）中「指定訪問介護を」とあり、「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を」と、「指定訪問介護事業者」とあり、「指定訪問入浴介護事業者」とあり、「指定通所介護事業者」とあり、及び「指定特定施設入居者生活介護事業者」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定訪問介護の」とあり、「指定訪問入浴介護の」とあり、及び「指定特定施設入居者生活介護の」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の」と、「指定訪問介護に」とあり、及び「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に」と、「指定訪問介護事業所」とあり、「指定訪問入浴介護事業所」とあり、及び「指定通所介護事業所」とあるのは「特定施設施設」と、第13条第1項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）」と、「指定訪問介護の」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の」と、第35条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者（第244条第1項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者をいう。第231条において同じ。）」と、第36条第1項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、同条第2項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第57条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第58条第2項中「第54条から前条まで、次条、第60条並びに第61条において読み替えて準用するから第10条から第21条まで、第23条、第28条及び第33条から第42条まで」とあるのは「第246条から第251条まで並びに第252条において読み替えて準用する第13条、第14条、第23条、第28条、第35条から第42条まで、第57条、第112条、第113条、第115条、第226条から第231条まで、第234条、第235条及び第237条から第239条まで」と、第227条中「指定特定施設入居者生活介護（）」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（）」と、第228条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第230条第2項中「次条第1項」とあるのは「第252条において読み替えて準用する第231条第1項」と、第231条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第237条第1項中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第2項中「指定特定施設入居者生活介護事業者」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定特定施設入居者生活介護事業者」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

第12節 福祉用具貸与

第1款 基本方針

（基本方針）

第253条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援

助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）

第254条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法（当該従業者の勤務延べ時間数の総数を当該指定福祉用具貸与事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。）で、2以上とする。

2 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であつて、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているときについては、次に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定による人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（1） 指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準省令第266条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準条例第243条第1項

（2） 指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準省令第282条第1項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準条例第260条第1項

（3） 指定特定福祉用具販売事業者 第271条第1項（管理者）

第255条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

（設備及び備品等の基準）

第256条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第264条第3項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。

2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。

（1） 福祉用具の保管のために必要な設備

ア 清潔であること。

イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具とを区別することが可能であること。

（2） 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

3 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等

基準省令第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第245条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第257条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

（1） 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費

（2） 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

4 指定福祉用具貸与事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由がなく、支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

（指定福祉用具貸与の基本取扱方針）

第258条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止及び利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第259条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に定めるところによるものとする。

（1） 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。

（2） 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。

（3） 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じ、福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて、利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

- (4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じ、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。
- (5) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合は、その理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講ずること。

(福祉用具貸与計画の作成)

第260条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画（以下「福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第278条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

- 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際は、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて、当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定は、前項の規定による福祉用具貸与計画の変更について準用する。

(運営規程)

第261条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第265条第1項において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(適切な研修の機会の確保)

第262条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第263条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第264条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具

と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

- 3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合においては、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。
- 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。
- (掲示及び目録の備付け)

第265条 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、当該指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。
- (記録の整備)

第266条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 福祉用具貸与計画
- (2) 次条において読み替えて準用する第21条第2項のサービスの提供の記録
- (3) 第264条第4項の結果等の記録
- (4) 次条において読み替えて準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において読み替えて準用する第39条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (6) 次条において読み替えて準用する第41条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録
- (準用)

第267条 第10条から第21条まで、第23条、第28条、第36条から第42条まで、第44条、第58条並びに第110条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第10条第1項及び第12条を除く。）中「指定訪問介護事業者」とあり、及び「指定通所介護事業者」とあるのは「指定福祉用具貸与事業者」と、「指定訪問介護の」とあり、及び「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定福祉用具貸与の」と、「指定訪問介護を」とあり、及び「指定通所介護を」とあるのは「指定福祉用具貸与を」と、「指定訪問介護に」とあるのは「指定福祉用具貸与に」と、「指定訪問介護事業所」とあり、「指定訪問入浴介護事業所」とあり、及び「指定通所介護事業所」とあるのは「指定福祉用具貸与事業所」と、第10条第1項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定福祉用具貸与（第253条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）」と、「指定訪問介護の」とあるのは「指定福祉用具貸与の」と、「第31条」とあるのは「第261条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員（第254条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。）」と、第12条中「指定訪問介護事業者」とある

のは「指定福祉用具貸与事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定福祉用具貸与の事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）」と、「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、「指定訪問介護を」とあるのは「指定福祉用具貸与を」と、第16条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第20条中「訪問介護員等」とあるのは「その従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第21条第1項中「を提供した日及びその内容」とあるのは「の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第23条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第58条第2項中「第54条から前条まで、次条、第60条並びに第61条において読み替えて準用するから第10条から第21条まで、第23条、第28条及び第33条から第42条まで」とあるのは「第257条から第266条まで並びに第267条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第28条、第36条から第42条まで並びに第110条第1項及び第2項」と、第110条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

第5款 基準該当居宅サービスに関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）

第268条 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（次項において「基準該当福祉用具貸与」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（以下この条において「基準該当福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法（当該従業者の勤務延べ時間数の総数を当該基準該当福祉用具貸与事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。）で、2以上とする。

2 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準省令第279条第1項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第269条 第10条から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条、第28条、第36条から第38条まで、第39条（第5項及び第6項を除く。）、第40条から第42条まで、第44条、第58条、第110条第1項及び第2項、第253条、第255条及び第256条並びに前款（第257条第1項及び第267条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、これらの規定（第10条第1項、第12条、第21条第1項、第23条及び第257条第2項を除く。）中「指定訪問介護事業者」とあり、「指定通所介護事業者」とあり、及び「指定福祉用具貸与事業者」とあるのは「基準該当福祉用具貸与事業者」と、「指定訪問介護の」とあり、「指定訪問入浴介護の」とあり、及び「指定福祉用具貸与の」とあるのは「基準該当福祉用具貸与の」と、「指定訪問介護を」とあり、「指定通所介護を」とあり、及び「指定福祉用具貸与を」とあるのは「基準該当福祉用具貸与を」と、「指定訪問介護事業所」とあり、「指定訪問入浴介護事業所」とあり、「指定通所介護事業所」とあり、及び「指定福祉用具貸与事業所」とあるのは「基準該当福祉用具貸与事業所」と、「指定訪問介護に」とあり、及び「指定福祉用具貸与に」とあるのは「基準該当福祉用具貸与に」と、第10条第1項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当福祉用具貸与（第268条第1項に規定する基準該当福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「基準該当福祉用具貸与事業者」という。）」と、「指定訪問介護の」とあるのは「基準該当福祉用具貸与の」と、「第31条」とあるのは「第269条において読み替えて準用する第261条」と、「訪問介護員等」とあるのは

「福祉用具専門相談員（第254条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。）」と、第12条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当福祉用具貸与事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「基準該当福祉用具貸与の事業を行う事業所（以下「基準該当福祉用具貸与事業所」という。）」と、「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、「指定訪問介護を」とあるのは「基準該当福祉用具貸与を」と、第16条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第20条中「訪問介護員等」とあるのは「その従業者」と、第21条第1項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当福祉用具貸与事業者」と、「指定訪問介護を提供した際は、当該指定訪問介護を提供した日及びその内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「基準該当福祉用具貸与を提供した際は、当該基準該当福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第23条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当福祉用具貸与事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「指定訪問介護の」とあるのは「基準該当福祉用具貸与の」と、第58条第2項中「第54条から前条まで、次条、第60条並びに第61条において読み替えて準用するから第10条から第21条まで、第23条、第28条及び第33条から第42条まで」とあるのは「第269条において読み替えて準用する第10条から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条、第28条、第36条から第38条まで、第39条（第5項及び第6項を除く。）、第40条から第42条まで並びに第110条第1項及び第2項並びに第12節第4款（第257条第1項及び第267条を除く。）」と、第110条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条中「指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第256条第1項ただし書中「第264条第3項」とあるのは「第269条において読み替えて準用する第264条第3項」と、第257条第2項中「指定福祉用具貸与事業者」とあるのは「基準該当福祉用具貸与事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第258条第1項中「指定福祉用具貸与は」とあるのは「基準該当福祉用具貸与は」と、第259条第1号中「次条第1項」とあるのは「第269条において読み替えて準用する第260条第1項」と、同条第5号中「指定福祉用具貸与が」とあるのは「基準該当福祉用具貸与が」と、第261条中「第265条第1項」とあるのは「第269条において読み替えて準用する第265条第1項」と、第266条第2項第2号中「次条」とあるのは「第269条」と、同項第3号中「第264条第4項」とあるのは「第269条において読み替えて準用する第264条第4項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第269条」読み替えるものとする。

第13節 特定福祉用具販売

第1款 基本方針

（基本方針）

第270条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）

第271条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法（当該従業者の勤務延べ時間数の総数を当該指定特定福祉用具販売事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。）で、2以上とする。

2 指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているときについては、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定による人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準条例第243条第1項
- (2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準条例第260条第1項
- (3) 指定福祉用具貸与事業者 第254条第1項（管理者）

第272条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準 （設備及び備品等の基準）

第273条 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準省令第281条に規定する指定介護予防福祉用具販売をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第262条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準 （サービスの提供の記録）

第274条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（販売費用の額等の受領）

第275条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際は、法第44条第3項に規定する現に当該指定特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げ

る費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

(2) 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

3 指定特定福祉用具販売事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の申請に必要な書類等の交付）

第276条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

- (1) 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称
- (2) 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称、販売費用の額その他必要があると認められる事項を記載した証明書
- (3) 領収書
- (4) 当該特定福祉用具のパフレットその他の当該特定福祉用具の概要（指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針）

第277条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に定めるところによるものとする。

(1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第1項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ること。

(2) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。

(3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じ、特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて、利用者実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

(4) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずること。（特定福祉用具販売計画の作成）

第278条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画（以下「特定福祉用具販売計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、第260条第1項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際は、当該指定特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

（記録の整備）

第279条 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 特定福祉用具販売計画
- (2) 第274条のサービスの提供の記録
- (3) 次条において読み替えて準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において読み替えて準用する第39条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (5) 次条において読み替えて準用する第41条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録
(準用)

第280条 第10条から第16条まで、第18条から第20条まで、第28条、第34条、第36条から第42条まで、第44条、第58条、第110条第1項及び第2項、第258条、第261条から第263条まで並びに第265条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第10条第1項及び第12条を除く。）中「指定訪問介護事業者」とあり、「指定通所介護事業者」とあり、及び「指定福祉用具貸与事業者」とあるのは「指定特定福祉用具販売事業者」と、「指定訪問介護の」とあり、「指定訪問入浴介護の」とあり、及び「指定福祉用具貸与の」とあるのは「指定特定福祉用具販売の」と、「指定訪問介護を」とあり、及び「指定福祉用具貸与を」とあるのは「指定特定福祉用具販売を」と、「指定訪問介護事業所」とあり、「指定訪問入浴介護事業所」とあり、「指定通所介護事業所」とあり、及び「指定福祉用具貸与事業所」とあるのは「指定特定福祉用具販売事業所」と、「指定訪問介護に」とあるのは「指定特定福祉用具販売に」と、第10条第1項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定特定福祉用具販売（第270条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。）」と、「指定訪問介護の」とあるのは「指定特定福祉用具販売の」と、「第31条」とあるのは「第280条において読み替えて準用する第261条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員（第254条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）」と、第12条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定特定福祉用具販売事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定福祉用具販売の事業を行う事業所（以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。））」と、「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う指定福祉用具の種目」と、「指定訪問介護を」とあるのは「指定特定福祉用具販売を」と、第16条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第20条中「訪問介護員等」とあるのは「その従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第58条第2項中「第54条から前条まで、次条、第60条並びに第61条において読み替えて準用するから第10条から第21条まで、第23条、第28条及び第33条から第42条まで」とあるのは「第274条から第279条まで並びに第280条において読み替えて準用する第10条から第16条まで、第18条から第20条まで、第28条、第34条、第36条から第42条まで、第110条第1項及び第2項、第258条、第261条から第263条まで並びに第265条」と、第110条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第258条中「指定福祉用具貸与は」とあるのは「指定特定福祉用具販売は」と、第261条中「第265条第1項」とあるのは「第280条において読み替えて準用する第265条第1項」と、同条

第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第262条中「福祉用具に」とあるのは「特定福祉用具に」と、第263条中「福祉用具を」とあるのは「特定福祉用具を」と読み替えるものとする。

第3章 指定居宅サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準

（指定居宅サービス事業者の指定等に係る申請者）

第281条 法第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定又は指定の更新の申請にあっては、この限りでない。

- 2 前項の法人の役員等は、暴力団員等であってはならない。
- 3 病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定又は指定の更新に係る申請者（当該申請者が法人である場合にあってはその役員等、法人以外の団体である場合にあってはその代表者、理事その他法人における役員等と同等の責任を有する者）は、暴力団員等であってはならない。

第4章 雑則

（委任）

第282条 この条例に定めるもののほか、高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条、第44条（第49条、第61条、第65条、第81条、第91条、第100条、第116条、第134条、第138条、第149条、第171条（第184条において読み替えて準用する場合を含む。）、第191条、第208条（第220条において読み替えて準用する場合を含む。）、第241条、第252条、第267条、第269条及び第280条において読み替えて準用する場合を含む。）、第112条（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）（第134条、第138条、第149条、第171条（第184条において読み替えて準用する場合を含む。）、第191条、第241条及び第252条において読み替えて準用する場合を含む。）、第115条（第134条、第138条、第149条、第241条及び第252条において読み替えて準用する場合を含む。）、第161条第3項（第191条において読み替えて準用する場合を含む。）、第179条第5項、第202条第3項、第215条第5項及び第281条の規定は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日から平成25年3月31日までの間において第154条第1項第2号及び第174条第1項第2号の規定を適用する場合は、第154条第1項第2号ア中「第171条において読み替えて準用する第112条第1項の防災対策マニュアル」とあり、同号イ中「同条第1項の防災対策マニュアル」とあり、第174条第1項第2号ア中「第184条において読み替えて準用する第171条において読み替えて準用する第112条第1項の防災対策マニュアル」とあり、及び同号イ中「同条第1項の防災対策マニュアル」とあるのは、「非常災害に関する具体的計画」とする。
- 3 第43条第2項（第49条において読み替えて準用する場合を含む。）、第60条第2項（第65条において読み替えて準用する場合を含む。）、第80条第2項、第90条第2項、第99条第2項、第114条第2項（第138条において読み替えて準用する場合を含む。）、第133条第2項、第148条第2項、第170条第2項（第184条及び第191条において読み替

えて準用する場合を含む。）、第206条第2項（第220条において読み替えて準用する場合を含む。）、第240条第2項、第251条第2項、第266条第2項（第269条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第279条第2項の規定は、その完結の日が平成25年4月1日以後である記録について適用し、その完結の日が同日前である記録について同項の規定を適用する場合においては、同項中「5年間」とあるのは、「2年間」とする。

4 平成12年4月1日において現に存していた老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条による改正前の老人福祉法（以下この項において「旧老福法」という。）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業をいう。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）又は老人短期入所施設（旧老福法第20条の3に規定する老人短期入所施設をいう。）（同日において基本的な設備が完成されていたものを含む、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第154条第6項第1号ア及びイ並びに第2号ア並びに第7項の規定は、適用しない。

5 病床転換による旧療養型病床群（医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第3条に規定する旧療養型病床群をいう。以下同じ。）に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、第194条第1項第3号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

（1）食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

（2）浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものでなければならないこと。

6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第3条の適用を受けている病室を有するものについては、第194条第1項第3号の規定にかかわらず、療養病床に係る1の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

7 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の適用を受けている病室を有するものについては、第194条第1項第3号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

8 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けているものについては、第194条第1項第3号の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

9 病床転換による診療所旧療養型病床群（平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群をいう。以下同じ。）に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、第194条第1項第4号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

（1）食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

（2）浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものでなければならないこと。

10 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条の適用を受けている病室を有するものについては、第194条第1項第4号の規定にかかわらず、療養病床に係る1の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

11 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の適用を受けている病室を有するものについては、第194条第1項第4号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

12 平成18年4月1日において現に存していた養護老人ホーム（同日において建築中であつたものを含む。）については、第246条第4項第1号アの規定は、適用しない。

13 当分の間、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令附則第2条に規定する経過的要介護に該当する者については、第222条第1項第2号ア及び第2項第2号ア中「3」とあるのは「10」と、第244条第1項第2号及び第2項第2号中「10」とあるのは「30」とする。

14 平成15年4月1日以前に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行っていた事業所（同日において建築中であつたものであつて、同日後に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所となつたものを含む。以下この項において「平成15年前指定短期入所生活介護事業所」という。）であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）による改正前の省令（以下この項において「平成23年旧省令」という。）第140条の16第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所であるもの（平成23年9月1日において改修、改築又は増築中の平成15年前指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護を行う事業所を除く。）であつて、同日後に平成23年旧省令第140条の16第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所に該当することとなるものを含む。）については、平成23年9月1日後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

15 平成24年4月1日において現に法第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する訪問介護の事業を行う者に対する第7条の規定の適用については、平成25年3月31日までの間は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第30号）第2条の規定による改正前の省令（以下「平成24年旧省令」という。）第5条の規定を適用することができるものとする。

16 平成24年4月1日において現に指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与の事業を行う者に対する第258条から第260条まで及び第266条の規定の適用については、平成25年3月31日までの間は、平成24年旧省令第198条、第199条及び第204条の2の規定を適用することができるものとする。

17 平成24年4月1日において現に指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売の事業を行う者に対する第277条から第279条まで及び第280条において読み替えて準用する第258条の規定の適用については、平成25年3月31日までの間は、平成24年旧省令第214条から第215条まで及び第216条において準用する第198条の規定を適用することができるものとする。

高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める

条例をここに公布する。
平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第9号

高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 - 第1節 指定介護予防サービスの事業の一般原則（第5条）
 - 第2節 介護予防訪問介護
 - 第1款 基本方針（第6条）
 - 第2款 人員に関する基準（第7条・第8条）
 - 第3款 設備に関する基準（第9条）
 - 第4款 運営に関する基準（第10条－第41条）
 - 第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第42条－第44条）
 - 第6款 基準該当介護予防サービスに関する基準（第45条－第49条）
 - 第3節 介護予防訪問入浴介護
 - 第1款 基本方針（第50条）
 - 第2款 人員に関する基準（第51条・第52条）
 - 第3款 設備に関する基準（第53条）
 - 第4款 運営に関する基準（第54条－第59条）
 - 第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第60条・第61条）
 - 第6款 基準該当介護予防サービスに関する基準（第62条－第65条）
 - 第4節 介護予防訪問看護
 - 第1款 基本方針（第66条）
 - 第2款 人員に関する基準（第67条・第68条）
 - 第3款 設備に関する基準（第69条）
 - 第4款 運営に関する基準（第70条－第77条）
 - 第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第78条－第80条）
 - 第5節 介護予防訪問リハビリテーション
 - 第1款 基本方針（第81条）
 - 第2款 人員に関する基準（第82条）
 - 第3款 設備に関する基準（第83条）
 - 第4款 運営に関する基準（第84条－第87条）
 - 第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第88条・第89条）
 - 第6節 介護予防居宅療養管理指導
 - 第1款 基本方針（第90条）
 - 第2款 人員に関する基準（第91条）
 - 第3款 設備に関する基準（第92条）
 - 第4款 運営に関する基準（第93条－第96条）
 - 第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第97条・第98条）
 - 第7節 介護予防通所介護
 - 第1款 基本方針（第99条）

- 第2款 人員に関する基準（第100条・第101条）
- 第3款 設備に関する基準（第102条）
- 第4款 運営に関する基準（第103条－第111条）
- 第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第112条－第115条）
- 第6款 基準該当介護予防サービスに関する基準（第116条－第119条）
- 第8節 介護予防通所リハビリテーション
 - 第1款 基本方針（第120条）
 - 第2款 人員に関する基準（第121条）
 - 第3款 設備に関する基準（第122条）
 - 第4款 運営に関する基準（第123条－第127条）
 - 第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第128条－第131条）
- 第9節 介護予防短期入所生活介護
 - 第1款 基本方針（第132条）
 - 第2款 人員に関する基準（第133条・第134条）
 - 第3款 設備に関する基準（第135条・第136条）
 - 第4款 運営に関する基準（第137条－第146条）
 - 第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第147条－第154条）
 - 第6款 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 - 第1目 趣旨及び基本方針（第155条・第156条）
 - 第2目 設備に関する基準（第157条・第158条）
 - 第3目 運営に関する基準（第159条－第163条）
 - 第4目 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第164条－第168条）
 - 第7款 基準該当介護予防サービスに関する基準（第169条－第175条）
- 第10節 介護予防短期入所療養介護
 - 第1款 基本方針（第176条）
 - 第2款 人員に関する基準（第177条）
 - 第3款 設備に関する基準（第178条）
 - 第4款 運営に関する基準（第179条－第186条）
 - 第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第187条－第193条）
 - 第6款 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 - 第1目 趣旨及び基本方針（第194条・第195条）
 - 第2目 設備に関する基準（第196条）
 - 第3目 運営に関する基準（第197条－第201条）
 - 第4目 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第202条－第206条）
- 第11節 介護予防特定施設入居者生活介護
 - 第1款 基本方針（第207条）
 - 第2款 人員に関する基準（第208条・第209条）
 - 第3款 設備に関する基準（第210条）
 - 第4款 運営に関する基準（第211条－第222条）
 - 第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第223条－第229条）
 - 第6款 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方

針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

- 第1目 趣旨及び基本方針（第230条・第231条）
- 第2目 人員に関する基準（第232条・第233条）
- 第3目 設備に関する基準（第234条）
- 第4目 運営に関する基準（第235条―第239条）
- 第5目 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第240条・第241条）

第12節 介護予防福祉用具貸与

- 第1款 基本方針（第242条）
- 第2款 人員に関する基準（第243条・第244条）
- 第3款 設備に関する基準（第245条）
- 第4款 運営に関する基準（第246条―第253条）
- 第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第254条―第256条）
- 第6款 基準該当介護予防サービスに関する基準（第257条・第258条）

第13節 特定介護予防福祉用具販売

- 第1款 基本方針（第259条）
- 第2款 人員に関する基準（第260条・第261条）
- 第3款 設備に関する基準（第262条）
- 第4款 運営に関する基準（第263条―第267条）
- 第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第268条―第270条）

第3章 指定介護予防サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準（第271条）

第4章 雑則（第272条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の規定により、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準）

第3条 法第54条第1項第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の条例で定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- （1） 法第54条第1項第2号の条例で定める基準該当介護予防サービスに関する基準に関し、同条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第45条、第46条、第65条において読み替えて準用する第61条第4号、第62条、第63条、第116条、第117条、第175条において読み替えて準用する第149条第6項、第170条、第171条、第258条において読み替えて準用する第244条及び第257条

の規定による基準

- （2） 法第54条第1項第2号の条例で定める基準該当介護予防サービスに関する基準に関し、同条第2項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第173条第1項第1号及び第2項第1号イの規定による基準
- （3） 法第54条第1項第2号の条例で定める基準該当介護予防サービスに関する基準に関し、同条第2項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第49条、第65条、第119条及び第258条において読み替えて準用する第10条第1項、第49条、第65条、第119条、第175条及び第258条において読み替えて準用する第11条、第33条及び第38条、第48条並びに第175条において読み替えて準用する第137条第1項、第140条及び第149条第7項の規定による基準
- （4） 法第54条第1項第2号の条例で定める基準該当介護予防サービスに関する基準に関し、同条第2項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第172条の規定による基準
- （5） 法第115条の4第1項の条例で定める指定介護予防サービスに従事する従業者に関する基準に関し、同条第3項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第7条、第8条、第51条、第52条、第61条第4号、第67条、第68条、第82条、第91条、第100条、第101条、第121条、第133条、第134条、第149条第6項、第161条第2項及び第3項、第165条第7項、第177条、第199条第2項及び第3項、第208条、第209条、第232条、第233条、第243条、第244条、第260条並びに第261条の規定による基準
- （6） 法第115条の4第2項の条例で定める指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第122条第1項、第136条第3項第1号及び第6項第1号イ、第157条第6項第1号ア（ウ）（床面積に係る部分に限る。）、第178条第1項第1号（療養室に係る部分に限る。）、第2号（病室に係る部分に限る。）、第3号（病室に係る部分に限る。）及び第4号ア（病室に係る部分に限る。）並びに第196条第1項第1号（療養室に係る部分に限る。）及び第2号から第4号まで（病室に係る部分に限る。）並びに附則第4項（第136条第6項第1号イに係る部分に限る。）、第7項及び第11項の規定による基準
- （7） 法第115条の4第2項の条例で定める指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第10条第1項（第59条、第77条、第87条、第96条、第111条、第127条、第253条及び第267条において読み替えて準用する場合を含む。）、第11条（第59条、第77条、第87条、第96条、第111条、第127条、第146条（第163条において読み替えて準用する場合を含む。）、第186条（第201条において読み替えて準用する場合を含む。）、第253条及び第267条において読み替えて準用する場合を含む。）、第24条、第33条（第59条、第77条、第87条、第96条、第111条、第127条、第146条（第163条において読み替えて準用する場合を含む。）、第186条（第201条において読み替えて準用する場合を含む。）、第222条、第239条、第253条及び第267条において読み替えて準用する場合を含む。）、第38条（第59条、第77条、第87条、第96条、第111条、第127条、第146条（第163条において読み替えて準用する場合を含む。）、第186条（第201条において読み替えて準用する場合を含む。）、第222条、第239条、第253条及び第267条において読み替えて準用する場合を

含む。）、第73条、第80条第1項から第3項まで、第137条第1項（第163条及び第186条（第201条において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）、第140条（第163条において読み替えて準用する場合を含む。）、第149条第7項、第165条第8項、第181条（第201条において読み替えて準用する場合を含む。）、第189条、第191条第6項、第203条第7項、第211条第1項から第3項まで、第212条第1項及び第2項（第239条において読み替えて準用する場合を含む。）、第216条（第239条において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第235条第1項から第3項までの規定による基準

(8) 法第115条の4第2項の条例で定める指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第135条（第158条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による基準

(9) 法第54条第1項第2号の条例で定める基準該当介護予防サービスに関する基準又は法第115条の4第1項の条例で定める指定介護予防サービスに従事する従業員に関する基準若しくは同条第2項の条例で定める指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関し、法第54条第2項各号及び第115条の4第3項各号に掲げる事項以外の事項について、法第54条第2項及び第115条の4第3項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次章及び附則第2項から第18項までに定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの
(指定介護予防サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準)

第4条 法第115条の2第3項（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準に従い法第115条の2第2項第1号（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める指定介護予防サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準は、第3章に定めるとおりとする。

第2章 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1節 指定介護予防サービスの事業の一般原則

(一般原則)

第5条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区を含む。以下同じ。）、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2節 介護予防訪問介護

第1款 基本方針

(基本方針)

第6条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向

上を目指すものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第7条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法（当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護予防訪問介護事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。次項において同じ。）で、2.5以上とする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準省令第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合においては、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じ、常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他省令第5条第4項の規定により厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第8号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第7条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(管理者)

第8条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

(設備及び備品等の基準)

第9条 指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第9条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準
(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第28条に規定する重要事項に関する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合においては、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
- ア 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の電子情報処理組織とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、第2項の規定に基づき第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に掲げる方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第11条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由がなく、指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第13条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第14条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて、必要があると認めるときは、要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第15条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第16条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密

接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

第17条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出る等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第18条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第19条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第20条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第21条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際は、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第22条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合は、これに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の規定に基づく費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用

について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第23条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要があると認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第24条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第25条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由がなく、指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第26条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第27条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者はこの款（前項及びこの項並びに第41条を除く。）及び次款（第45条から第47条までを除く。）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。

(4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(6) 訪問介護員等の能力又は希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第28条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

- (4) 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(介護等の総合的な提供)

第29条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第30条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対して適切な指定介護予防訪問介護を提供することができるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第31条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示）

第32条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第28条に規定する重要事項に関する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第33条 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第34条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合において、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止）

第35条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情への対応）

第36条 指定介護予防訪問介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

（地域との連携）

第37条 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第38条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第39条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第40条 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防訪問介護計画
- (2) 第21条第2項のサービスの提供の記録
- (3) 第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第36条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (5) 第38条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録

（暴力団の排除）

第41条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者その他当該指定介護予防訪問介護事業所の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）

（次項において「管理者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であってはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業所の管理者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 指定介護予防訪問介護事業所の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防訪問介護の基本取扱方針）

第42条 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針）

第43条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、第6条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に定めるところによるものとする。

（1） 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

（2） サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成すること。

（3） 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。

（4） サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならないこと。

（5） サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際は、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付しなければならないこと。

（6） 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。

（7） 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

（8） 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

（9） サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。

（10） サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。

（11） サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて、介護予防訪問介護計画の変更を行うこと。

（12） 第1号から第10号までの規定は、前号の規定による介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

（指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点）

第44条 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

（1） 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

（2） 指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第6款 基準該当介護予防サービスに関する基準

（訪問介護員等の員数）

第45条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この款において同じ。）の員数は、3人以上とする。

2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準省令第40条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サー

ビス等基準条例第45条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第46条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問介護事業所の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等の基準）

第47条 基準該当介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第47条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第48条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護が次の各号のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

（1）当該介護予防訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定介護予防訪問介護のみによっては必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

（2）当該介護予防訪問介護が、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者又は法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合

（3）当該介護予防訪問介護が、第45条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

（4）当該介護予防訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合

（5）当該介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が介護予防訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合

2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、前項ただし書の規定により、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当介護予防訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る次条において準用する第43条第2号の介護予防訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当介護予防訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対する適切な指導その他の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第49条 第1款、第4款（第17条、第22条第1項、第24条、第29条並びに第36条第5項及び第6項を除く。）及び前款の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当訪問介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「基準該

当介護予防訪問介護事業所」と、「指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護を」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護に」と、第10条第1項中「第28条」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第28条」と、第6条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）」とあるのは「基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問介護」という。）」と、第21条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」に、第22条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第49条において読み替えて準用する前項」と、第23条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第27条第3項中「第7条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、第32条中「第28条」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第28条」と、第40条第2項第2号中「第21条第2項」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第21条第2項」と、同項第3号中「第25条」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第25条」と、同項第4号中「第36条」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第36条」と、同項第5号中「第38条第1項」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第38条第1項」と、第43条中「第6条」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第6条」と読み替えるものとする。

第3節 介護予防訪問入浴介護

第1款 基本方針

（基本方針）

第50条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによつて、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業員の員数）

第51条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この款から第5款までにおいて「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

（1）看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 1以上

（2）介護職員 2以上

2 前項の介護予防訪問入浴介護従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者（指定居宅サービス等基準省令第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準省令第44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第51条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前

2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(管理者)

第52条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準 (設備及び備品等の基準)

第53条 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第53条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準 (利用料等の受領)

第54条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合の当該事業に要する交通費
- (2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項各号に掲げるの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第55条 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第56条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者に第54条から前条まで、次条並びに第59条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第25条、第30条から第39条まで、第60条及び第61条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第57条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第58条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において読み替えて準用する第21条第2項のサービスの提供の記録
- (2) 次条において読み替えて準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において読み替えて準用する第36条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (4) 次条において読み替えて準用する第38条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録

(準用)

第59条 第10条から第21条まで、第23条、第25条、第30条から第39条まで及び第41条の規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、及び「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防訪問入浴介護事業所」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防訪問入浴介護の」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「指定介護予防訪問入浴介護」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「指定介護予防訪問入浴介護に」と、第10条第1項中「第28条」とあるのは「第57条」と、第31条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第32条中「第28条」とあるのは「第57条」と読み替えるものとする。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)

第60条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

（指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針）

第61条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第50条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に定めるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
- (5) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。

第6款 基準該当介護予防サービスに関する基準

（従業者の員数）

第62条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。）の事業を行う者（次条において「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この款において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護職員 1以上
- (2) 介護職員 1以上
- 2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準省令第55条第1項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。第64条第2項において同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第62条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- （管理者）

第63条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等の基準）

第64条 基準該当介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第64条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第65条 第10条から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条、第25条、第30条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第37条から第39条まで及び第41条並びに第1款、第4款（第54条第1項及び第59条を除く。）及び前款の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、及び「訪問介護員等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護従業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」と、「指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第10条第1項中「第28条」とあるのは「第65条において準用する第57条」と、第21条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第23条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第31条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第32条中「第28条」とあるのは「第65条において準用する第57条」と、第50条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。）」とあるのは「基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。）」と、第54条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第58条第2項中「次条」とあるのは「第65条」と読み替えるものとする。

第4節 介護予防訪問看護

第1款 基本方針

第66条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（看護師等の員数）

第67条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（1）病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。）

ア 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）常勤換算方法で、2.5以上となる員数

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

（2）病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。） 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置くこと。

2 前項第1号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護予防訪問看護事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

3 第1項第1号アの看護職員のうち1名は、常勤でなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準省令第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。第69条第3項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準省令第59条に規定する指定訪問看護をいう。第69条第3項において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第67条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第68条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

（設備及び備品等の基準）

第69条 指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第69条第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（サービス提供困難時の対応）

第70条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定介護予防訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認められた場合は、主治の医師及び介護予防支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定介護予防訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第71条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第72条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問看護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問看護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行う場合は、これに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の規定に基づく費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第73条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。

（緊急時等の対応）

第74条 看護師等は、現に指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて、臨時応急の手当を行うとともに、速やかに、

主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。
（運営規程）

第75条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（記録の整備）

第76条 指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第80条第2項の規定による主治の医師による指示の文書
- (2) 介護予防訪問看護計画書
- (3) 介護予防訪問看護報告書
- (4) 次条において読み替えて準用する第21条第2項のサービスの提供の記録
- (5) 次条において読み替えて準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において読み替えて準用する第36条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (7) 次条において読み替えて準用する第38条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録

（準用）

第77条 第10条、第11条、第13条から第15条まで、第17条から第21条まで、第23条、第25条、第30条から第39条まで、第41条及び第56条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問看護事業者」とあるのは「指定介護予防訪問看護事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防訪問看護事業所」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防訪問看護の」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「指定介護予防訪問看護を」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「指定介護予防訪問看護に」と、「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第10条第1項中「第28条」とあるのは「第75条」と、第15条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第32条中「第28条」とあるのは「第75条」と、第56条中「指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者」とあるのは「指定介護予防訪問看護事業所の管理者」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者」とあるのは「看護師等」と、「指定介護予防訪問入浴介護の利用」とあるのは「指定介護予防訪問看護の利用」と読み替えるものとする。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防訪問看護の基本取扱方針）

第78条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。
（指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針）

第79条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第66条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に定めるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出しなければならないこと。
- (3) 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。
- (4) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際は、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付しなければならないこと。
- (6) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第2号に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当かつ適切に行うものとする。
- (7) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (9) 特殊な看護等については、これを行ってはならないこと。
- (10) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (11) 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しなければならないこと。
- (12) 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならないこと。

- (13) 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて、介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出しなければならないこと。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号の規定による介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。
- (15) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで及び第10号から第14号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（主治の医師との関係）

- 第80条** 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。
- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 4 前条第15号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

第5節 介護予防訪問リハビリテーション

第1款 基本方針

（基本方針）

- 第81条** 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

- 第82条** 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この節において「理学療法士等」という。）を置かななければならない。
- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準省令第76条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。次条第2項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準省令第75条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第83条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3款 設備に関する基準

（設備及び備品等の基準）

- 第83条** 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていると

ともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第84条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（利用料等の受領）

- 第84条** 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の規定に基づく費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- （運営規程）

- 第85条** 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
- （記録の整備）

- 第86条** 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 介護予防訪問リハビリテーション計画
 - (2) 次条において読み替えて準用する第21条第2項のサービスの提供の記録
 - (3) 次条において読み替えて準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において読み替えて準用する第36条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録

(5) 次条において読み替えて準用する第38条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録

(準用)

第87条 第10条から第15条まで、第17条から第21条まで、第23条、第25条、第30条から第33条まで、第35条から第39条まで、第41条、第56条及び第71条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」と、「指定介護予防訪問介護」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション」と、「指定介護予防訪問介護」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーションを」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーションに」と、「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、第10条第1項中「第28条」とあるのは「第85条」と、第15条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第32条中「第28条」とあるのは「第85条」と、第56条中「指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の管理者」と、「指定介護予防訪問介護事業所の従業者」とあるのは「理学療法士等」と、「指定介護予防訪問入浴介護の利用」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーションの利用」と、第71条中「指定介護予防訪問看護事業者」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」と、「指定介護予防訪問看護を」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーションを」と、「指定介護予防訪問看護の」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーションの」と読み替えるものとする。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

第88条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第89条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士等が行うものとし、その方針は、第81条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に定めるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の

病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) 医師及び理学療法士等は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成すること。

(3) 介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。

(4) 医師又は理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならないこと。

(5) 医師又は理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならないこと。

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うこと。

(7) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(8) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(9) 理学療法士等は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。

(10) 医師又は理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。

(11) 医師又は理学療法士等は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。

(12) 医師又は理学療法士等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて、介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うこと。

(13) 第1号から第11号までの規定は、前号の規定による介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

第6節 介護予防居宅療養管理指導

第1款 基本方針

(基本方針)

第90条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この節において同

じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この節において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、これらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第91条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所
 - ア 医師又は歯科医師
 - イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数
 - (2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師
 - (3) 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準省令第60条第1項にいう指定訪問看護ステーションをいう。）及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。次条第1項において同じ。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員
- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者（指定居宅サービス等基準省令第85条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。次条第2項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス等基準省令第84条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。次条第2項において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第93条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3款 設備に関する基準

（設備及び備品等の基準）

- 第92条** 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。
- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第94条第1項に規定する設備に関する基準をみたすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第93条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該

指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の規定に基づく費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
（運営規程）

第94条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
（記録の整備）

第95条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 次条において読み替えて準用する第21条第2項のサービスの提供の記録
 - (2) 次条において読み替えて準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (3) 次条において読み替えて準用する第36条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
 - (4) 次条において読み替えて準用する第38条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録
（準用）

第96条 第10条から第15条まで、第18条、第20条、第21条、第23条、第25条、第30条から第33条まで、第35条から第39条まで、第41条、第56条及び第71条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」と、「指定介護予防訪問介護」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導」と、「指定介護予防訪問介護」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導に」と、「訪問介

護員等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第10条第1項中「第28条」とあるのは「第94条」と、第15条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第20条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第32条中「第28条」とあるのは「第94条」と、第56条中「指定介護予防入浴介護事業所の管理者」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理者」と、「指定介護予防入浴介護事業所の従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従事者」と、「指定介護予防入浴介護の利用」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導の利用」と、第71条中「指定介護予防訪問看護事業者」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」と、「指定介護予防訪問看護を」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導を」と、「指定介護予防訪問看護の」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導の」と読み替えるものとする。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針）

第97条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

（指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第98条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に定めるところによるものとする。

（1） 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常にご利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供及び利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。

（2） 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

（3） 前号の規定による利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。

（4） 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

（5） 前号の規定による介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないこと。

（6） 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合につ

いては、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。

（7） それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に定めるところによるものとする。

（1） 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うこと。

（2） 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧にすることを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

（3） 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対して適切なサービスを提供すること。

（4） それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

3 看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に定めるところによるものとする。

（1） 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

（2） 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧にすることを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

（3） それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

第7節 介護予防通所介護

第1款 基本方針

（基本方針）

第99条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第100条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この款から第5款までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

（1） 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に

限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要があると認められる数

(2) 看護師又は准看護師(以下この節において「看護職員」という。) 指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要があると認められる数

(3) 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準省令第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準省令第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この款及び次款において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要があると認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員(当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この款から第4款までにおいて同じ。))が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要があると認められる数とすることができる。

3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。以下この条において同じ。))を、常時1人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定介護予防通所介護の単位とは、指定介護予防通所介護であつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

8 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第101条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

(設備及び備品等の基準)

第102条 指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第104条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

(利用料の受領)

第103条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便

宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者
に負担させることが適当であると認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、省令第100条第4項の規定により厚生労働大臣
が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供
に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用
について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第104条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、次に掲
げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防通所介護の利用定員
- (5) 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第105条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対して適切な指定介護予防通所介護
を提供することができるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制
を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護
予防通所介護事業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。
ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のために、そ
の研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第106条 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提
供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限
りでない。

（非常災害対策）

第107条 指定介護予防通所介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設
備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等
に基づく南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知
県条例第4号）第2条第1号に規定する南海地震をいう。）その他の非常災害に対する
防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時
の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければ
ならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアル
の概要を当該指定介護予防通所介護事業所の見やすい場所に掲示するとともに、定期的
に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第108条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又
は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなけ
ればならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が
発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第109条 指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録
を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関
する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防通所介護計画
- (2) 第111条において読み替えて準用する第21条第2項のサービスの提供の記録
- (3) 第111条において読み替えて準用する第25条の規定による市町村への通知に係る
記録
- (4) 第111条において読み替えて準用する第36条第1項の苦情の内容等についての同
条第2項の記録
- (5) 第111条において読み替えて準用する第38条第1項の事故の状況及び当該事故に
際して採った処置についての同条第2項の記録

（県内産農林水産物等の使用）

第110条 指定介護予防通所介護事業者は、食事の提供に当たっては、県内で生産された
農林水産物（以下「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として
県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（準用）

第111条 第10条から第19条まで、第21条、第23条、第25条、第26条、第32条から第39条
まで、第41条及び第56条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。こ
の場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介
護予防通所介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護
予防通所介護事業所」と、「指定介護予防訪問介護」とあるのは「指定介護予防通所
介護」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「指定介護予防通所介護を」と、
「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「指定介護予防通所介護に」と、「訪問介護員
等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第10条第1項及び第32条中「第28条」
とあるのは「第104条」と、第56条中「指定介護予防入浴介護事業所の管理者」とある
のは「指定介護予防通所介護事業所の管理者」と、「指定介護予防入浴介護事業所の従
業者」とあるのは「介護予防通所介護従事者」と、「指定介護予防入浴介護の利用」と
あるのは「指定介護予防通所介護の利用」と読み替えるものとする。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防通所介護の基本取扱方針）

第112条 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定
し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評
価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を
図らなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者
の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目
した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者が
できる

限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)

第113条 指定介護予防通所介護の方針は、第99条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に定めるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成すること。
- (3) 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。
- (4) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際は、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付しなければならないこと。
- (6) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
- (7) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (9) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (10) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。
- (11) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて、介護予防通所介護計画の変更を行うこと。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号の規定による介護予防通所介護計画の変更について準用する。

(指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点)

第114条 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第115条 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行うことができるよう、緊急時の連絡方法を、あらかじめ定めておかななければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

第6款 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

第116条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行う者（以下この条において「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この款において「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要があると認められる数
- (2) 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要があると認められる数
- (3) 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数

が利用者（当該基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準省令第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この款において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要があると認められる数

（4）機能訓練指導員 1以上

2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員（当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この款において同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要があると認められる数とすることができる。

3 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時1人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の基準該当介護予防通所介護の単位とは、基準該当介護予防通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第135条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第117条 基準該当介護予防通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かななければならない。ただし、基準該当介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等の基準）

第118条 基準該当介護予防通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

（1）食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

ア 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものと

し、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする

こと。
イ アにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

（2）生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該基準該当介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第137条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準をもつて、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第119条 第10条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第23条、第25条、第26条、第32条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第37条から第39条まで、第41条及び第56条並びに第1款、第4款（第103条第1項及び第111条を除く。）及び前款の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防通所介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防通所介護事業所」と、「指定介護予防訪問介護の」とあり、「指定介護予防通所介護の」とあり、及び「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「基準該当介護予防通所介護の」と、「指定介護予防訪問介護を」とあり、及び「指定介護予防通所介護を」とあるのは「基準該当介護予防通所介護を」と、「指定介護予防訪問介護に」とあり、及び「指定介護予防通所介護の」とあるのは「基準該当介護予防通所介護に」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第10条第1項中「第28条」とあるのは「第119条において準用する第104条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第21条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第23条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第32条中「第28条」とあるのは「第119条において準用する第104条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第56条中「指定介護予防入浴介護事業所の管理者」とあるのは「基準該当介護予防通所介護事業所の管理者」と、「指定介護予防入浴介護事業所の従業者」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第99条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第8節 介護予防通所リハビリテーション

第1款 基本方針

（基本方針）

第120条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション（以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第121条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この節において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要があると認められる数

ア 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準省令第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準省令第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この款及び次款において同じ。）の数が10人以下の場合はその提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が1以上確保されていること又は利用者の数が10人を超える場合は提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。
 - (1) 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合には提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること又は利用者の数が10人を超える場合は提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(2) 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されること。

- 3 前項第2号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。
- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第140条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3款 設備に関する基準

（設備の基準）

第122条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であつて、3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第141条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（管理者等の責務）

第123条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者にこの款及び次款の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第124条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(衛生管理等)

第125条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(記録の整備)

第126条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 介護予防通所リハビリテーション計画
 - (2) 次条において読み替えて準用する第21条第2項のサービスの提供の記録
 - (3) 次条において読み替えて準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において読み替えて準用する第36条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
 - (5) 次条において読み替えて準用する第38条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録
(準用)

第127条 第10条から第15条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第25条、第26条、第32条、第33条、第35条から第39条まで、第41条、第71条、第103条、第105条から第107条まで及び第110条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、「指定介護予防訪問看護事業者」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業者」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」と、「指定介護予防訪問介護の」とあり、「指定介護予防訪問看護の」とあり、及び「指定介護予防通所介護の」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーションの」と、「指定介護予防訪問介護を」とあり、「指定介護予防訪問看護を」とあり、及び「指定介護予防通所介護」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーションを」と、「指定介護予防訪問介護に」とあり、及び「指定介護予防通所介護に」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーションに」と、「訪問介護員等」とあり、及び「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第10条第1項中「第28条」とあるのは「第124条」と、第15条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第32条中「第28条」とあるのは「第124条」と読み替えるものとする。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第128条 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第129条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第120条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に定めるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下この款において「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならないこと。
- (3) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。
- (4) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際は、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならないこと。
- (6) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
- (7) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすくように指導又は説明を行うこと。

- (8) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (9) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (10) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。
- (11) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて、介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うこと。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号の規定による介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。
- （指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点）

第130条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第131条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行うことができるよう、緊急時の連絡方法を、あらかじめ決めておかななければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに、主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

第9節 介護予防短期入所生活介護

第1款 基本方針

（基本方針）

第132条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第133条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この款から第5款までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準省令第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準省令第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この款及び次款並びに第143条において同じ。）の数の上限をいう。以下この款から第4款までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所においては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師 1人以上
- (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この節において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上
- (4) 栄養士 1人以上
- (5) 機能訓練指導員 1人以上
- (6) 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合

は、推定数による。

- 4 第1項第2号及び第3号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 5 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
- 6 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りでない。
- 7 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準省令第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準省令第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第151条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第134条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

（利用定員等）

- 第135条** 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第133条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、この限りでない。
- 2 併設事業所の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（第157条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、これらの利用定員の総数が20人以上であるときにあつては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが

同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第153条第1項及び第2項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等の基準）

第136条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

- (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- ア 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第146条において読み替えて準用する第107条第1項の防災対策マニュアルに利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- イ 第146条において読み替えて準用する第107条第2項の規定による訓練については、同条第1項の防災対策マニュアルに従い、昼間及び夜間において行うこと。
- ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災時における利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、設備を設けないことができる。
- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室

- (5) 便所
 - (6) 洗面設備
 - (7) 医務室
 - (8) 静養室
 - (9) 面談室
 - (10) 介護職員室
 - (11) 看護職員室
 - (12) 調理室
 - (13) 洗濯室又は洗濯場
 - (14) 汚物処理室
 - (15) 介護材料室
- 4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の同項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
- 5 第133条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 居室
 - ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。
 - イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
 - (2) 食堂及び機能訓練室
 - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合においては、同一の場所とすることができる。
 - (3) 浴室 要支援者の入浴に適したものとすること。
 - (4) 便所 要支援者の使用に適したものとすること。
 - (5) 洗面設備 要支援者の使用に適したものとすること。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）とすること。ただし、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホーム（第157条第7項第1号イにおいて「地域密着型特別養護老人ホーム」という。）と一体的に運営が行われる併設事業所にあつては、廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすることができる。
 - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
 - (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

- (5) 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。
- 8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第154条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たしていることをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第137条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第142条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 第10条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了）

第138条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第139条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合にあつては、同条第2項第2号に規定する滞在費の基

準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合にあっては、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

- (3) 省令第135条第3項第3号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 省令第135条第3項第4号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 送迎に要する費用（省令第135条第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。）
 - (6) 理美容代
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、省令第135条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第140条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（緊急時等の対応）

第141条 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第142条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員（第133条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の送迎の実施地域
- (6) サービス利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策

(9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
（定員の遵守）

第143条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 第133条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所において、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所において、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
（地域等との連携）

第144条 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

（記録の整備）

第145条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防短期入所生活介護計画
- (2) 次条において読み替えて準用する第21条第2項のサービスの提供の記録
- (3) 第140条第2項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由についての記録
- (4) 次条において読み替えて準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において読み替えて準用する第36条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (6) 次条において読み替えて準用する第38条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録
（準用）

第146条 第11条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第23条、第25条、第32条から第39条まで、第41条、第56条、第105条、第107条及び第108条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業者」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、「指定介護予防入浴介護事業所」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護事業所」と、「指定介護予防訪問介護の」とあり、及び「指定介護予防入浴介護の」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護の」とあり、及び「指定介護予防訪問介護を」とあり、及び「指定介護予防通所介護を」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護を」とあり、及び「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護に」とあり、及び「介護予防通所従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第32条中「第28条」とあるのは「第142条」と読み替えるものとする。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針）

第147条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標

を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針）

第148条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第132条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に定めるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成すること。
- (3) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際は、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならないこと。
- (6) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
- (7) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

（介護）

第149条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法に

より、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第150条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、県内産農林水産物及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（機能訓練）

第151条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

（健康管理）

第152条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

（相談及び援助）

第153条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。

（その他のサービスの提供）

第154条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第6款 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1目 趣旨及び基本方針

（趣旨）

第155条 第1款及び前3款の規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この款に定めるところによる。

（基本方針）

第156条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常

生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2目 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第157条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業者を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業者を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第163条において読み替えて準用する第146条において読み替えて準用する第107条第1項の防災対策マニュアルに利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 第163条において読み替えて準用する第146条において読み替えて準用する第107条第2項の規定による訓練については、同条第1項の防災対策マニュアルに従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、火災時における利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、設備を設けないことができる。
 - (1) ユニット
 - (2) 浴室
 - (3) 医務室

- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室

- 4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この款において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
- 5 第133条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあっては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) ユニット
 - ア 居室
 - (ア) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要があると認められる場合は、2人とすることができる。
 - (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居室サービス等基準省令第140条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居室サービス等基準省令第140条の2に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第162条において同じ。）の数の上限をいう。以下この款において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。
 - (ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないこと。
 - (エ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
 - イ 共同生活室
 - (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用

者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要支援者の使用に適したものとすること。

エ 便所

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要支援者の使用に適したものとすること。

(2) 浴室 要支援者の入浴に適したものとすること。

7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすることができる。

ア 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合

イ 地域密着型特別養護老人ホームと一体的に運営が行われる併設ユニット型事業所である場合

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準省令第140の4第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準省令第140条の2に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第174条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第158条 第135条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。

第3目 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第159条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当し

ない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合にあつては、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合にあつては、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 省令第155条第3項第3号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 省令第155条第3項第4号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（省令第155条第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、省令第155条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、

（運営規程）

第160条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 利用定員（第133条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）

(4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第133条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）

(5) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の送迎の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等）

第161条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対して適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することができるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。
 - (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
 - (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。（定員の遵守）

第162条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 第133条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数（準用）

第163条 第137条、第138条、第140条、第141条、第144条から第146条（第105条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防短期入所生活介護の」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の」と、「指定介護予防短期入所生活介護を」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を」と、第137条第1項中「第142条」とあるのは「第160条」と、第145条第2項第2号中「次条」とあるのは「第163条において読み替えて準用する次条」と、同項第3号中「第140条第2項」とあるのは「第163条において読み替えて準用する第140条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第163条において読み替えて準用する次条」と読み替えるものとする。

第4目 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項）

第164条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、

利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。（介護）

第165条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。（食事）

第166条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じ、できる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、県内産農林水産物及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。（その他のサービスの提供）

第167条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（準用）

第168条 第147条、第148条、第151条から第153条までの規定はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防短期入所生活介護の」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は」と、第148条中「第132条」とあるのは「第156条」と、「前条」とあるのは「第168条において準用する第147条」と読み替えるものとする。

第7款 基準該当介護予防サービスに関する基準

（指定介護予防通所介護事業所等との併設）

第169条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。）は、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。第237条第3項において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第13条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（従業者の員数）

第170条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この款において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 生活相談員 1人以上
- (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準省令第140条の26に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第172条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1人以上
- (3) 栄養士 1人以上
- (4) 機能訓練指導員 1人以上
- (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に

応じた適当数

- 2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項第2号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 5 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
- 6 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準省令第140条の26に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第186条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第171条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（利用定員等）

- 第172条** 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。
- 2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第188条第1項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等の基準）

第173条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、設備を設けなければならない。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面所

- (7) 静養室
 (8) 面接室
 (9) 介護職員室
- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 居室
 ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。
 イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。
 ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。
- (2) 食堂及び機能訓練室
 ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
- (3) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
 (4) 便所 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
 (5) 洗面所 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
- 3 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。
- 4 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第189条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
 (指定介護予防通所介護事業所等との連携)
- 第174条** 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。
 (準用)
- 第175条** 第11条から第15条まで、第18条、第21条、第23条、第25条、第32条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第105条、第107条、第108条及び第132条並びに第4款（第139条第1項及び第146条を除く。）及び第5款の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、「指定介護予防通所介護事業者」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、「指定介護予防入浴介護事業所」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」と、「指定介護予防訪問介護」とあり、「指定介護予防入浴介護の」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、「指定介護予防訪問介護を」とあり、「指定介護予防通所介護を」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護を」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護を」と、「指定介護予防訪問介護に」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護に」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護に」と、「訪問介護員等」とあり、及び「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第21条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代

わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第23条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第32条中「第28条」とあるのは「第175条において準用する第142条」と、第132条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。）」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第139条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第145条第2項第2号中「次条」とあるのは「第175条」と、同項第3号中「第140条第2項」とあるのは「第175条において読み替えて準用する第140条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第175条」と、第148条中「第132条」とあるのは「第175条において読み替えて準用する第132条」と、「前条」とあるのは「第175条において読み替えて準用する第147条」と、第152条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第10節 介護予防短期入所療養介護

第1款 基本方針

(基本方針)

第176条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護（以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第177条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この節において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準省令第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準省令第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第183条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前

の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

- (3) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法（当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。）で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第193条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3款 設備に関する基準

（設備の基準）

第178条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第39条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。
- (2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。
- (3) 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

(4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

- ア 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートルとすること。
- イ 食堂及び浴室を有すること。
- ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。
- 2 前項第3号及び第4号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第194条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（対象者）

第179条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

（利用料等の受領）

第180条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合にあつては、同条第2項第2号に規定する滞在費の基

準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合にあつては、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

- (3) 省令第190条第3項第3号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 省令第190条第3項第4号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 送迎に要する費用（省令第190条第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。）
 - (6) 理美容代
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、省令第190条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第181条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（運営規程）

第182条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第183条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病

院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

- (3) 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

（記録の整備）

第184条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防短期入所療養介護計画
- (2) 第186条において読み替えて準用する第21条第2項のサービスの提供の記録
- (3) 第181条第2項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由についての記録
- (4) 第186条において読み替えて準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 第186条において読み替えて準用する第36条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (6) 第186条において読み替えて準用する第38条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録

（非常災害対策）

第185条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（準用）

第186条 第11条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条から第39条まで、第41条、第56条、第105条、第125条、第137条、第138条第2項及び第144条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、「指定介護予防通所介護事業者」とあり、「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、「指定介護予防入浴介護事業所」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護事業所」と、「指定介護予防訪問介護」とあり、「指定介護予防入浴介護」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護の」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護の」と、「指定介護予防訪問介護」とあり、及び指定介護予防通所介護」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護に」と、「訪問介護員等」とあり、「介護予防通所介護従業者」とあり、及び「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第32条中「第28条」とあるのは「第182条」と、第137条第1項中「第142条」とあるのは「第182条」と読み替えるものとする。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針）

第187条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針）

第188条 指定介護予防短期入所療養介護の方針は、第176条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に定めるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成すること。
- (3) 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。
- (4) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際は、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならないこと。
- (6) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
- (7) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

（診療の方針）

第189条 医師の診療の方針は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対し、的確な診断を基とし、療養上妥当かつ適切に行うこと。

- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当かつ適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、省令第198条第5号の規定により厚生労働大臣が定めるもののほか、行ってはならないこと。
- (6) 省令第198条第6号の規定により別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施行し、又は処方してはならないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について必要な措置を速やかに講じなければならないこと。

（機能訓練）

第190条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第191条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第192条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、食事の提供に当たっては、県内産農林水産物及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（その他のサービスの提供）

第193条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努め

なければならない。

第6款 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1目 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第194条 第1款及び前3款の規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この款に定めるところによる。

(基本方針)

第195条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2目 設備に関する基準

(設備の基準)

第196条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。
 - (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。
 - (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。
 - (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準省令第155条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準省令第155条の2第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第211条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3目 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第197条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
 - (2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合にあつては、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合にあつては、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
 - (3) 省令第206条第3項第3号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 省令第206条第3項第4号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 送迎に要する費用（省令第206条第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。）
 - (6) 理美容代
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、省令第206条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(運営規程)

第198条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等）

第199条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対して適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供することができるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第200条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数（準用）

第201条 第179条、第181条、第184条、第185条及び第186条（第105条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防短期入所療養介護事業者」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、「指定介護予防短期入所療養介護事業の」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業の」と、「指定介護予防短期入所療養介護事業を」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業を」と、第184条第2項第2号中「第186条」とあるのは「第201条

において読み替えて準用する第186条」、同項第3号中「第181条第2項」とあるのは「第201条において読み替えて準用する第181条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「第186条」とあるのは「第201条において読み替えて準用する第186条」と、第186条中「第182条」とあるのは「第198条」と読み替えるものとする。

第4目 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項）

第202条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第203条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事）

第204条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者とその心身の状況に応じ、できる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築

くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、食事の提供に当たっては、県内産農林水産物及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（その他のサービスの提供）

第205条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（準用）

第206条 第187条から第190条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防短期入所療養介護事業者」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、「指定介護予防短期入所療養介護の」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」と、「指定介護予防短期入所療養介護事業所」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」と、第188条中「第176条」とあるのは「第195条」と、「前条」とあるのは「第206条において読み替えて準用する第187条」と読み替えるものとする。

第11節 介護予防特定施設入居者生活介護

第1款 基本方針

（基本方針）

第207条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（法第8条の2第11項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この節において「利用者」という。）が指定介護予防特定施設（特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。
- 3 養護老人ホームが指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第6款に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第208条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

- (2) 看護師若しくは准看護師（以下この節において「看護職員」という。）又は介護職員

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1及び利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

- (ア) 利用者の数が30を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1以上
- (イ) 利用者の数が30を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- ウ 常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りでない。

- (3) 機能訓練指導員 1以上

- (4) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準省令第174条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準省令第174条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上

- (2) 看護職員又は介護職員

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち認定省令第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者及び居宅サービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上並びに利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

- (ア) 総利用者数が30を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1以上
- (イ) 総利用者数が30を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

- (3) 機能訓練指導員 1以上
 (4) 計画作成担当者 1以上(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)
- 3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号及び第2号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護予防特定施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人を常勤とするものとする。
- 7 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 8 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画(同項の場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画)の作成を担当させるために相当であると認められるものとする。ただし、利用者(同項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 9 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち1人以上は常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。
 (管理者)

第209条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

(設備の基準)

第210条 指定介護予防特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であって、火災時における利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、

円滑な消火活動が可能なるものであること。

- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 指定介護予防特定施設は、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合又は介護を行うに当たって利用者を一時的に移す必要がない場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保することができる場合にあっては機能訓練室を設けないことができるものとする。
- 4 指定介護予防特定施設の介護居室、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。
- (1) 介護居室は、次に掲げる基準を満たすこと。
 ア 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要があると認められる場合は、2人とするすることができるものとする。
 イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行うことができる適当な広さであること。
 ウ 地階に設けてはならないこと。
 エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- (2) 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。
 (3) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとする。
 (4) 便所は 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
 (5) 食堂は 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
 (6) 機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 5 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間及び構造を有するものでなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法(昭和23年法律第186号)の定めるところによる。
- 8 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第224条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第211条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第217条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定介護予防特定施設入

居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続を、あらかじめ、第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第10条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等）

第212条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由がなく、入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定介護予防特定施設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護予防サービスを利用することを妨げてはならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対して自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な病院又は診療所の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）

第213条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定介護予防特定施設において指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、前項の規定により利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を作成し、当該書類を市町村（法第41条第10項の規定に基づき審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に提出しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第214条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定介護予防特定施設の名称を、指定介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第215条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用

料の額と指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

（1） 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

（2） おむつ代

（3） 前2号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第216条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（運営規程）

第217条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

（1） 事業の目的及び運営の方針

（2） 介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容

（3） 入居定員及び居室数

（4） 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

（5） 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続

（6） 施設の利用に当たっての留意事項

（7） 緊急時等における対応方法

（8） 非常災害対策

（9） 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第218条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の従業者によって指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向

上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
（協力医療機関等）

第219条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
（地域との連携等）

第220条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をその他の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
（記録の整備）

第221条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防特定施設サービス計画
- (2) 第213条第2項の利用者の同意等に係る書類
- (3) 第214条第2項のサービスの提供の記録
- (4) 第216条第2項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由についての記録
- (5) 第218条第3項の結果等の記録
- (6) 次条において読み替えて準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (7) 次条において読み替えて準用する第36条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (8) 次条において読み替えて準用する第38条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録
（準用）

第222条 第13条、第14条、第23条、第25条、第32条から第39条まで、第41条、第55条、第56条、第107条、第108条及び第110条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業者」とあるのは「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあり、及び「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所」と、「訪問介護員等」とあり、及び「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第32条中「第28条」とあるのは「第217条」と読み替えるものとする。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針）

第223条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針）

第224条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、第207条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に定めるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならないこと。
- (2) 計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成すること。
- (3) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により、当該利用者の同意を得なければならないこと。
- (4) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際は、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならないこと。
- (5) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
- (6) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (7) 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握（次号において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行うこと。

(8) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて、介護予防特定施設サービス計画の変更を行うこと。

(9) 第1号から第7号までの規定は、前号の規定による介護予防特定施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

第225条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭しなければならぬ。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(健康管理)

第226条 指定介護予防特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第227条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、当該利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第228条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(準用)

第229条 第151条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

第6款 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1目 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第230条 前各款の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であって、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この款において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する指定介護予防サービス事業者（以下この款において「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この款において「受託介護予防サービス」という。）をいう。）の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この款に定めるところによる。

(基本方針)

第231条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防

特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第2目 人員に関する基準

(従業者の員数)

第232条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上

(3) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準省令第192条の3第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準省令第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上及び利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上であること。

(3) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号及び第2号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護予防特定施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

5 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定介護予防特定施設の従業者（外部サービス利用型指定介護予防特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りでない。

6 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち、1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（同項の場合にあつては、利用

者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

- 7 第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画(同項の場合にあつては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画)の作成を担当させるために適当であると認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者(同項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第233条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3目 設備に関する基準

(設備の基準)

第234条 指定介護予防特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であつて、火災時における利用者の安全性が確保されているものと認められたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

- 3 指定介護予防特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が25平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとする。

- 4 指定介護予防特定施設の居室、浴室、便所及び食堂は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 居室は、次に掲げる基準を満たすこと。
- ア 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要があると認められる場合は、2人とするることができるものとする。
- イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行うことができる適当な広さであること。
- ウ 地階に設けてはならないこと。
- エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 浴室は 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
- (3) 便所は 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

- (4) 食堂は 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

- 5 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間及び構造を有するものでなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。
- 8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運用されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第246条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4目 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第235条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所(以下「受託介護予防サービス事業所」という。)の名称並びに受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居(養護老人ホームに入居する場合は除く。)及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

- 3 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続を、あらかじめ、第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

- 4 第10条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

(運営規程)

第236条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地

- (6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- (7) 施設の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(受託介護予防サービス事業者への委託)

第237条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。

- 2 受託介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者でなければならない。
- 3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第242条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第3項に規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては、利用者の状況に応じ、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 6 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第3項の指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定介護予防特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において当該受託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。
- 7 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
(記録の整備)

第238条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業員、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 介護予防特定施設サービス計画
 - (2) 第240条第2項の規定による受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録

- (3) 前条第8項の結果等の記録
- (4) 次条において読み替えて準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において読み替えて準用する第36条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (6) 次条において読み替えて準用する第38条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った措置についての同条第2項の記録
- (7) 次条において読み替えて準用する第213条第2項の利用者の同意等に係る書類
- (8) 次条において読み替えて準用する第214条第2項のサービスの提供の記録
- (9) 次条において読み替えて準用する第216条第2項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由についての記録
- (10) 次条において読み替えて準用する第218条第3項の結果等の記録
(準用)

第239条 第13条、第14条、第23条、第25条、第32条から第39条まで、第41条、第55条、第56条、第107条、第108条、第110条、第212条から第216条まで及び第218条から第220条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあり、「指定介護予防通所介護事業者」とあり、及び「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあり、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあり、及び「指定介護予防特定施設入居者生活介護の」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を」と、「指定介護予防訪問介護に」とあり、及び「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所」と、「訪問介護員等」とあり、及び「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第32条中「第28条」とあるのは「第236条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第34条中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第55条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第214条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第218条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第5目 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(受託介護予防サービスの提供)

第240条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により、適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。
(準用)

第241条 第223条、第224条、第227条及び第228条の規定は、外部サービス利用型指定介

護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第224条中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは、「他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。

第12節 介護予防福祉用具貸与

第1款 基本方針

第242条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）

第243条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法（当該従業者の勤務延べ時間数の総数を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。）で、2以上とする。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているときについては、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (1) 指定福祉用具貸与事業者（指定居宅サービス等基準省令第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準条例第254条第1項
- (2) 指定特定福祉用具販売事業者（指定居宅サービス等基準省令第208条第1項に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準条例第271条第1項
- (3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 第260条第1項（管理者）

第244条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

（設備及び備品等の基準）

第245条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第250条第3項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。

2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。

- (1) 福祉用具の保管のために必要な設備
 - ア 清潔であること。
 - イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具とを区別することが可能であること。
- (2) 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準省令第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第256条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第246条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費
- (2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由がなく、支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。

（運営規程）

第247条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(適切な研修の機会の確保)

第248条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第249条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第250条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。
(掲示及び目録の備付け)

第251条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該事業所の見やすい場所に、第247条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、当該取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。
(記録の整備)

第252条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 次条において読み替えて準用する第21条第2項のサービスの提供の記録
 - (2) 第250条第4項の結果等の記録
 - (3) 次条において読み替えて準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において読み替えて準用する第36条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
 - (5) 次条において読み替えて準用する第38条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録
 - (6) 第256条第1項に規定する介護予防福祉用具貸与計画

(準用)

第253条 第10条から第21条まで、第23条、第25条、第33条から第39条まで、第41条、第56条並びに第105条第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業者」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与事業者」と、「指定介護予防訪問介護」とあり、及び「指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与」と、「指定介護予防訪問介護を」とあり、及び「指定介護予防通所介護を」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与を」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与に」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与事業所」と、第10条第1項中「第28条」とあるのは「第247条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第12条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第16条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第20条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第21条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第23条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第105条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針)

第254条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第255条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第242条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に定めるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。
- (2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
- (3) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

- (4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
- (5) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じ、福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて、利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用法の指導を行うこと。
- (6) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じ、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用法の指導、修理等を行うこと。

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第256条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画（以下この条において「介護予防福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第270条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際は、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始時から、必要に応じて、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて、介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
- 8 第1項から第4項までの規定は、前項の規定による介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。

第6款 基準該当介護予防サービスに関する基準
(福祉用具専門相談員の員数)

第257条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法（当該従業者の勤務延べ時間数の総数を当該基準該当介護予防福祉用具貸与事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。）で、2以上とする。

- 2 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業と基準該当福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準省令第205条の2第1項に規定する基準該当福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の

事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第268条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第258条 第10条から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条、第25条、第33条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第37条から第39条まで、第41条、第56条並びに第105条第1項及び第2項並びに第1款、第2款（第243条を除く。）、第3款、第4款（第246条第1項及び第253条を除く。）及び前条の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、「指定介護予防通所介護事業者」とあり、及び「指定介護予防福祉用具貸与事業者」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあり、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあり、及び「指定介護予防福祉用具貸与の」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与の」と、「指定介護予防訪問介護を」とあり、及び「指定介護予防通所介護を」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与を」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与に」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあり、「指定介護予防通所介護事業所」とあり、及び「指定介護予防福祉用具貸与事業所」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」と、第10条第1項中「第28条」とあるのは「第258条において準用する第247条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第12条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第16条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第20条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第21条第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第23条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第105条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第242条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第246条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第251条第1項中「第247条」とあるのは「第258条において読み替えて準用する第247条」と、第252条第2項第1号中「次条」とあるのは「第258条」と、同項第2号中「第250条第4項」とあるのは「第258条において読み替えて準用する第250条第4項」と、同項第3号から第5号までの規定中「次条」とあるのは「第258条」と読み替えるものとする。

第13節 特定介護予防福祉用具販売

第1款 基本方針

(基本方針)

第259条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）

第260条 指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法（当該従業者の勤務延べ時間数の総数を当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。）で、2以上とする。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているときについては、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (1) 指定福祉用具貸与事業者 指定居宅サービス等基準条例第254条第1項
- (2) 指定特定福祉用具販売事業者 指定居宅サービス等基準条例第271条第1項
- (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 第243条第1項（管理者）

第261条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

（設備及び備品等の基準）

第262条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第273条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（サービスの提供の記録）

第263条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（販売費用の額等の受領）

第264条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際は、法第56条第3項に規定する現に当該指定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けるものとする。

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費

(2) 特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の申請に必要な書類等の交付）

第265条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

- (1) 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称
- (2) 販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称、販売費用の額その他必要があると認められる事項を記載した証明書
- (3) 領収書
- (4) 当該特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該指定介護予防福祉用具の概要（記録の整備）

第266条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第263条のサービスの提供の記録
- (2) 次条において読み替えて準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において読み替えて準用する第36条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (4) 次条において読み替えて準用する第38条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録
- (5) 第270条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画（準用）

第267条 第10条から第16条まで、第18条から第20条まで、第25条、第31条、第33条から第39条まで、第41条、第56条、第105条第1項及び第2項、第247条から第249条まで並びに第251条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、「指定介護予防通所介護事業者」とあり、及び「指定介護予防福祉用具貸与事業者」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあり、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあり、及び「指定介護予防福祉用具貸与の」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売の」と、「指定介護予防訪問介護を」とあり、及び「指定介護予防通所介護を」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売を」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあり、「指定介護予防通所介護事業所」とあり、及び「指定介護予防福祉用具貸与事業所」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」と、第10条第1項中「第28条」とあるのは「第267条において読み替えて準用する第247条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第12条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第16条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第20条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第36条第1項中「指定介護予防訪問介

護に」とあるのは「指定介護予防福祉用具販売に」と、第105条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第247条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第248条及び第249条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第251条第1項中「第247条」とあるのは「第267条において読み替えて準用する第247条」と読み替えるものとする。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針）

第268条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

（指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針）

第269条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に定めるところによるものとする。

- （1） 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。
- （2） 指定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
- （3） 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
- （4） 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じ、特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該指定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該指定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。
- （5） 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずること。

（特定介護予防福祉用具販売計画の作成）

第270条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画（以下この条において「特定介護予防福祉用具販売計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際は、当該指定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

第3章 指定介護予防サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準

（指定介護予防サービス事業者の指定等に係る申請者）

第271条 法第115条の2第2項第1号（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定又は指定の更新の申請にあっては、この限りでない。

2 前項の法人の役員等は、暴力団員等であってはならない。

3 病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定又は指定の更新に係る申請者（当該申請者が法人である場合にあってはその役員等、法人以外の団体である場合にあってはその代表者、理事その他法人における役員等と同等の責任を有する者）は、暴力団員等であってはならない。

第4章 雑則

（委任）

第272条 この条例に定めるもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条、第41条（第49条、第59条、第65条、第77条、第87条、第96条、第111条、第119条、第127条、第146条（第163条において読み替えて準用する場合を含む。）、第175条、第186条（第201条において読み替えて準用する場合を含む。）、第222条、第239条、第253条、第258条及び第267条において読み替えて準用する場合を含む。）、第107条（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）（第119条、第127条、第146条（第163条において読み替えて準用する場合を含む。）、第175条、第222条及び第239条において読み替えて準用する場合を含む。）、第110条（第119条、第127条、第222条及び第239条において読み替えて準用する場合を含む。）、第150条第3項（第175条において読み替えて準用する場合を含む。）、第166条第5項、第192条第3項、第204条第5項及び第271条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から平成25年3月31日までの間において第136条第1項第2号及び第157条第1項第2号の規定を適用する場合においては、第136条第1項第2号ア中「第146条において読み替えて準用する第107条第1項の防災対策マニュアル」とあり、同号イ中「同条第1項の防災対策マニュアル」とあり、第157条第1項第2号ア中「第163条において読み替えて準用する第146条において読み替えて準用する第107条第1項

の防災対策マニュアル」とあり、同号イ中「同条第1項の防災対策マニュアル」とあるのは、「非常災害に関する具体的計画」とする。

- 3 第40条第2項（第49条において読み替えて準用する場合を含む。）、第58条第2項（第65条において読み替えて準用する場合を含む。）、第76条第2項、第86条第2項、第95条第2項、第109条第2項、第126条第2項、第145条第2項（第163条及び第175条において読み替えて準用する場合を含む。）、第184条第2項（第201条において読み替えて準用する場合を含む。）、第221条第2項、第238条第2項、第252条第2項（第258条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第266条第2項の規定は、その完結の日が平成25年4月1日以後である記録について適用し、その完結の日が同日前である記録についてこれらの規定を適用する場合においては、当該規定中「5年間」とあるのは、「2年間」とする。
- 4 指定居宅サービス等基準条例附則第4項の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第136条第6項第1号ア及びイ並びに第2号ア並びに第7項の規定は、適用しない。
- 5 病床転換による旧療養型病床群（医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第3条に規定する旧療養型病床群をいう。以下同じ。）に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、第178条第1項第3号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。
 - (1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
 - (2) 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものでなければならないこと。
- 6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第3条の適用を受けている病室を有するものについては、第178条第1項第3号の規定にかかわらず、療養病床に係る1の病室の病床数は、4床以下としなければならない。
- 7 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の適用を受けている病室を有するものについては、第178条第1項第3号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。
- 8 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けるものについては、第178条第1項第3号の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。
- 9 病床転換による診療所旧療養型病床群（平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群をいう。以下同じ。）に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室について

は、第178条第1項第3号又は第4号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

- (1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
 - (2) 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものでなければならないこと。
- 10 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条の適用を受けている病室を有するものについては、第178条第1項第3号又は第4号の規定にかかわらず、療養病床に係る1の病室の病床数は、4床以下としなければならない。
 - 11 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の適用を受けている病室を有するものについては、第178条第1項第3号又は第4号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。
 - 12 指定居宅サービス等基準条例附則第9項の規定の適用を受けているものについては、第210条第3項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。
 - 13 当分の間、居宅サービスの利用者のうち認定省令附則第2条に規定する経過的要介護に該当する者については、第208条第2項第2号ア中「3」とあるのは「10」と、第232条第2項第2号中「10」とあるのは「30」とする。
 - 14 平成18年4月1日において現に存していた養護老人ホーム（同日において建築中であつたものを含む。）については、第234条第4項第1号アの規定は、適用しない。
 - 15 平成23年9月1日前から指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行っている事業所（以下この項において「平成23年前指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）による改正前の省令第167条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であるもの（同日において改修、改築又は増築中の指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、同日後に同項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所となるものを含む。）については、同日後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。
 - 16 平成24年4月1日において現に法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する介護予防訪問介護の事業を行う者に対する第7条の規定の適用については、平成25年3月31日までの間は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第30号）第10条による改正前の省令（以下「旧省令」という。）第5条の規定を適用することができるものとする。
 - 17 平成24年4月1日において現に指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与の事業を行う者に対する第252条及び第255条の規定の適用については、平成25年3月31日までの間は、旧省令第275条及び第278条の規定を適用することができるものとする。
 - 18 平成24年4月1日において現に指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者に対する第266条及び第269条の規定の適用については、平成25年3月31日までの間は、旧省令第288条及び第291条の規定を適用することができるものとする。

高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第10号

高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 指定介護老人福祉施設の指定等に係る入所定員の基準（第5条）
- 第3章 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
 - 第1節 基本方針（第6条）
 - 第2節 人員に関する基準（第7条）
 - 第3節 設備に関する基準（第8条）
 - 第4節 運営に関する基準（第9条－第46条）
 - 第5節 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

- 第1款 趣旨及び基本方針（第47条・第48条）
- 第2款 設備に関する基準（第49条）
- 第3款 運営に関する基準（第50条－第58条）

第4章 雑則（第59条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項（法第86条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項の規定により、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定介護老人福祉施設の指定等に係る入所定員の基準）

第3条 法第86条第1項（法第86条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める指定介護老人福祉施設の指定等に係る入所定員の基準は、次章に定めるとおりとする。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 法第88条第1項及び第2項の条例で定める指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 法第88条第1項の条例で定める指定介護福祉施設サービスに従事する従業者に関する基準に関し、同条第3項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第7条、第20条第7項、第28条（第58条において読み替えて準用する場合を含む。）、第52条第8項並びに第56条第2項及び第3項の規定によ

る基準

(2) 法第88条第2項の条例で定める指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第8条第1項第1号イ及び第49条第1項第1号ア(ウ)（床面積に係る部分に限る。）並びに附則第3項（床面積に係る部分に限る。）の規定による基準

(3) 法第88条第2項の条例で定める指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第9条第1項及び第10条（これらの規定を第58条において読み替えて準用する場合を含む。）、第18条第4項及び第5項、第20条第8項、第26条（第58条において読み替えて準用する場合を含む。）、第38条（第58条において読み替えて準用する場合を含む。）、第43条（第58条において読み替えて準用する場合を含む。）、第51条第6項及び第7項並びに第52条第9項の規定による基準

(4) 法第88条第1項の条例で定める指定介護福祉施設サービスに従事する従業者に関する基準又は同条第2項の条例で定める指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項各号に掲げる事項以外の事項について同項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 第3章及び附則第2項から第12項までに定める基準のうち、前3号に定める規定による基準以外のもの

第2章 指定介護老人福祉施設の指定等に係る入所定員の基準

（入所定員）

第5条 法第86条第1項（法第86条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める数は、30人以上とする。

第3章 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 基本方針

（基本方針）

第6条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に当該入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第7条 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次に定めるとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師 入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

- (2) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）
- ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。
- イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。
- (ア) 入所者の数が30を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、1以上
- (イ) 入所者の数が30を超えて50を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、2以上
- (ウ) 入所者の数が50を超えて130を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3以上
- (エ) 入所者の数が130を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (4) 栄養士 1以上
- (5) 機能訓練指導員 1以上
- (6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項第3号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。第10項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員及び看護職員（第56条第2項の規定により配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。
- 6 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。
- 8 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 9 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。）である指定介護老人

福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

第3節 設備に関する基準

（設備の基準）

第8条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室
- ア 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、知事が特に認める場合又は知事が必要があると認める場合は、2人とすることができる。
- イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
- (3) 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。
- (4) 洗面設備
- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 要介護者の使用に適したものとすること。
- (5) 便所
- ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者の使用に適したものとすること。
- (6) 医務室
- ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
- イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて、臨床検査設備を設けること。
- (7) 食堂及び機能訓練室
- ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- イ 必要な備品を備えること。
- (8) 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- (9) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第31条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該入所申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又

はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合においては、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたくない旨の申出をする場合にあっては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に規定する方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の電子情報処理組織とは、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護老人福祉施設は、第2項の規定に基づき第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち指定介護老人福祉施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護老人福祉施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたくない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定介護老人福祉施設は、正当な理由がなく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 指定介護老人福祉施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間が満了する日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第14条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合は、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

5 前項の規定による検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、当該入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

7 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第15条 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第16条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際は、入所者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて法第48条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指

定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合にあつては、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合にあつては、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 省令第9条第3項第3号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 省令第9条第3項第4号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当であると認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、省令第9条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。（保険給付の請求のための証明書の交付）

第17条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要があると認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第18条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じ、当該入所者の処遇を妥当かつ適切に行わなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しや

すいように説明を行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（次項及び第51条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第19条 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項の解決すべき課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を当該入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者に対する照会等により、前項の施設サービス計画の原案の内容について、当該担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、第5項の施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際は、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。次項において同じ。）を行い、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による実施状況の把握（第2号において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに当該入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 定期的に入所者に面接すること。
 (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、当該担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 (1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 (2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項の規定による施設サービス計画の変更について準用する。
 (介護)
- 第20条** 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、当該入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に定めるもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 7 指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
 (食事)
- 第21条** 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。
- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。
 (相談及び援助)
- 第22条** 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
 (社会生活上の便宜の提供等)
- 第23条** 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。
- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て、代わって行わなければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
 (機能訓練)
- 第24条** 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。
 (健康管理)
- 第25条** 指定介護老人福祉施設の医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置を採らなければならない。
 (入所者の入院期間中の取扱い)
- 第26条** 指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。
 (入所者に関する市町村への通知)
- 第27条** 指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村に通知しなければならない。
 (1) 正当な理由がなく、指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき認められるとき。
 (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 (管理者による管理)
- 第28条** 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。
 (管理者の責務)
- 第29条** 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 指定介護老人福祉施設の管理者は、その従業者に第9条から第27条まで及び次条から第45条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
 (計画担当介護支援専門員の責務)
- 第30条** 計画担当介護支援専門員は、第19条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。
- (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
- (3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、当該入所者が退所に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。

- (4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (5) 第18条第4項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由についての同条第5項の記録を行うこと。
- (6) 第41条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録を行うこと。
- (7) 第43条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第3項の記録を行うこと。
- (運営規程)

第31条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第37条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項(勤務体制の確保等)

第32条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護老人福祉施設は、その従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第33条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第34条 指定介護老人福祉施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震(高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要なに応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第35条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発

生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、省令第27条第2項第4号の規定により厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
- (協力病院等)

第36条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第37条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院及び協力歯科医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第38条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該入所者の同意を得ておかなければならない。

(広告)

第39条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第40条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情への対応)

第41条 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第23条

の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定介護老人福祉施設は、市町村から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。
(地域との連携等)

第42条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
(事故発生の防止及び発生時の対応)

第43条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
(会計の区分)

第44条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第45条 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 施設サービス計画
 - (2) 第15条第2項のサービスの提供の記録
 - (3) 第18条第4項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由についての同条第5項の記録

- (4) 第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 第41条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (6) 第43条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第3項の記録
(暴力団の排除)

第46条 指定介護老人福祉施設の設置者、管理者その他当該指定介護老人福祉施設の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であってはならない。

- 2 指定介護老人福祉施設の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。
- 3 指定介護老人福祉施設の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

第5節 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第47条 第6条並びに第3節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第48条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2款 設備に関する基準

(設備の基準)

第49条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) ユニット
 - ア 居室
 - (ア) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要があると認められる場合は、2人とすることができる。
 - (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。
 - (ウ) 1の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
 - a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.30平方メートル以上とすること。

ｂ ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要介護者の使用に適したものとすること。

エ 便所

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者の使用に適したものとすること。

(2) 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。

(3) 医務室

ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて、臨床検査設備を設けること。

(4) 廊下幅 1.8メートル以上（廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合（以下この号において「一部拡幅の場合」という。）にあっては、1.5メートル以上）とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上（一部拡幅の場合にあっては、1.8メートル以上）とすること。

(5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第2号から第5号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第3款 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第50条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際は、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の基

準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合にあっては、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合にあっては、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 省令第41条第3項第3号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 省令第41条第3項第4号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当であると認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、省令第41条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第51条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、当該入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの

質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（介護）

第52条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第53条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、食事の提供に当たっては、県内産農林水産物及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第54条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第55条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

（1）施設の目的及び運営の方針

（2）従業者の職種、員数及び職務の内容

（3）入居定員

（4）ユニットの数及びユニットごとの入居定員

（5）入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

（6）施設の利用に当たっての留意事項

（7）非常災害対策

（8）前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第56条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

（1）昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

（2）夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

（3）ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、その従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第57条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

第58条 第9条から第15条まで、第17条、第19条、第22条、第24条から第30条まで及び第34条から第46条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護老人福祉施設」とあるのは「ユニット型指定介護老人福祉施設」と、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第55条」と、第29条第2項中「第9条から第27条まで及び次条から第45条まで」とあるのは「第50条から第57条まで並びに第58条において読み替えて準用する第9条から第15条まで、第17条、第19条、第22条、第24条から前条まで、次条及び第34条から第45条まで」と、第30条中

「第19条」とあるのは「第58条において読み替えて準用する第19条」と、同条第5号中「同条第5項」とあるのは「第51条第7項」と、同条第6号中「第41条第1項」とあるのは「第58条において読み替えて準用する第41条第1項」と、同条第7号中「第43条第2項」とあるのは「第58条において読み替えて準用する第43条第2項」と、第45条第2項第2号中「第15条第2項」とあるのは「第58条において読み替えて準用する第15条第2項」と、同項第3号中「同条第5項」とあるのは「第51条第7項」と、同項第4号中「第27条」とあるのは「第58条において読み替えて準用する第27条」と、同項第5号中「第41条第1項」とあるのは「第58条において読み替えて準用する第41条第1項」と、同項第6号中「第43条第2項」とあるのは「第58条において読み替えて準用する第43条第2項」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

（委任）

第59条 この条例に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条第3項、第34条（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）（第58条において読み替えて準用する場合を含む。）、第46条（第58条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第53条第5項の規定は、平成25年4月1日から施行する。（経過措置）
- 第45条第2項（第58条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、その完結の日が平成25年4月1日以後である記録について適用し、その完結の日が同日前である記録について同項の規定を適用する場合においては、同項中「5年間」とあるのは、「2年間」とする。
- 平成12年4月1日（以下「省令施行日」という。）において現に存していた特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の建物（省令施行日において基本的な設備が完成していたものを含み、省令施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。附則第5項において同じ。）について第8条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号ア中「1人とすること。ただし、知事が特に認める場合又は知事が必要があると認める場合は、2人とすることができる」とあるのは「原則として4人とすること」と、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。
- 省令施行日において現に存していた特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年厚生省令第12号）附則第4条第2項（同令第4条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第20条の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたものについて、前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として4人とすること」とあるのは、「8人とすること」とする。
- 省令施行日において現に存していた特別養護老人ホームの建物については、第8条第1項第7号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間、適用しない。
- 当分の間、第16条第1項中「算定した費用の額」とあるのは、「算定した費用の額（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項に規定する要介護旧措置入

所者にあつては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

- 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第8条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。
- 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第8条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合させるものとする。
 - 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
 - 食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第8条第1項第8号及び第49条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。
- 当分の間、第16条第3項第1号中「食費の基準費用額（同条第4項）とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）以下「施行法」という。）第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあつては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額（法第51条の3第4項）と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護

旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額」と、第16条第3項第2号及び第50条第3項第2号中「居住費の基準費用額（同条第4項）とあるのは「居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額）（法第51条の3第4項）と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額）」と、第50条第3項第1号中「食費の基準費用額（同条第4項）とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定基準費用額）（法第51条の3第4項）と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額）」とする。

11 平成15年4月1日前に法第48条第1項第1号の規定による指定を受けている介護老人福祉施設（同日において建築中であつたものであつて、同日後に同号の規定による指定を受けたものを含む。以下この項において「平成15年前指定介護老人福祉施設」という。）であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）第2条の規定による改正前の省令（以下この項において「旧省令」という。）第50条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設であるもの（平成23年9月1日において現に改修、改築又は増築中の平成15年前指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）であつて、同日後に旧省令第50条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設に該当することとなるものを含む。）については、平成23年9月1日以後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

12 この条例の施行の際現に法第48条第1項第1号の規定による指定を受けている介護老人福祉施設（この条例の施行後に増築され、又は改築された部分を除く。）について第8条第1項第1号アの規定を適用する場合には、同号ア中「1人」とすること。ただし、知事が特に認める場合又は知事が必要があると認める場合は、2人とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第11号

高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 基本方針（第4条）
- 第3章 人員に関する基準（第5条）
- 第4章 施設及び設備に関する基準（第6条・第7条）
- 第5章 運営に関する基準（第8条—第44条）
- 第6章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準
 - 第1節 趣旨及び基本方針（第45条・第46条）

第2節 施設及び設備に関する基準（第47条）

第3節 運営に関する基準（第48条—第56条）

第7章 雑則（第57条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第97条第1項から第3項までの規定により、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第3条 法第97条第1項から第3項までの条例で定める介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 法第97条第2項の条例で定める介護老人保健施設の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者に関する基準に関し、同条第4項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第5条（看護師の員数に係る部分を除く。）、第27条（第56条において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第54条第2項及び第3項の規定による基準
- (2) 法第97条第3項の条例で定める介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に関し、同条第4項第2号掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第8条第1項（第56条において読み替えて準用する場合を含む。）、第9条（第56条において読み替えて準用する場合を含む。）、第17条第4項及び第5項、第19条（第56条において準用する場合を含む。）、第22条第7項、第37条（第56条において読み替えて準用する場合を含む。）、第41条（第56条において読み替えて準用する場合を含む。）、第49条第6項及び第7項並びに第50条第8項の規定による基準

- (3) 法第97条第1項の条例で定める介護老人保健施設の施設に関する基準、同条第2項の条例で定める介護老人保健施設の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者に関する基準又は同条第3項の条例で定める介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に関し、同条第4項各号に掲げる事項以外の事項について同項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次章から第6章まで及び附則第2項から第13項までに定める基準のうち、前2号に定める規定による基準以外のもの

第2章 基本方針

（基本方針）

第4条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に当該入所者の立場に立つて介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気をも有し、地域及び家庭との結び付きを重

視した運営を行い、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第3章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 介護老人保健施設に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた適当数
 - (2) 看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）又は介護職員（以下「看護・介護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上（看護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の2程度を、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の5程度をそれぞれ標準とする。）
 - (3) 支援相談員 1以上（入所者の数が100を超える場合にあっては、常勤の支援相談員1名に加え、常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上）
 - (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上
 - (5) 栄養士 入所定員100以上の介護老人保健施設にあっては、1以上
 - (6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
 - (7) 調理員、事務員その他の従業者 介護老人保健施設の実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項第2号から第4号までの常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であって、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合は、同項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介

護支援専門員

- (2) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。附則第8項において「一部改正法」という。）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）
- 7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。
- (1) 理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士 併設される病院又は診療所の理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
 - (2) 支援相談員又は介護支援専門員 当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当数

第4章 施設及び設備に関する基準

（施設の基準）

第6条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設を有しないことができる。

- (1) 談話室
 - (2) 食堂
 - (3) 浴室
 - (4) レクリエーション・ルーム
 - (5) 洗面所
 - (6) 便所
 - (7) サービス・ステーション
 - (8) 調理室
 - (9) 洗濯室又は洗濯場
 - (10) 汚物処理室
- 2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。
- (1) 談話室 入所者同士又は入所者とその家族とが談話を楽しむことができる広さを有すること。
 - (2) 食堂 2平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。
 - (3) 浴室
 - ア 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
 - イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
 - (4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

- (5) 洗面所 療養室のある階ごとに設けること。
- (6) 便所
- ア 療養室のある階ごとに設けること。
- イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
- ウ 常夜灯を設けること。
- 3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- (構造設備の基準)
- 第7条** 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。
- ア 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- (ア) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。第47条第4項第1号において同じ。）又は消防署長と相談の上、第33条第1項の防災対策マニュアルに入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- (イ) 第33条第2項の規定による訓練については、同条第1項の防災対策マニュアルに従い、昼間及び夜間において行うこと。
- (ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- (2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- (4) 階段には、手すりを設けること。
- (5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
- ア 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- イ 手すりを設けること。
- ウ 常夜灯を設けること。
- (6) 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- (7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護

老人保健施設の建物であって、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

第5章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第30条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該介護保健施設サービスの提供の開始について当該入所申込者の同意を得なければならない。

2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合においては、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に規定する方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の電子情報処理組織とは、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 介護老人保健施設は、第2項の規定に基づき第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に掲げる方法のうち介護老人保健施設が使用するもの
 (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た介護老人保健施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
 (提供拒否の禁止)
- 第9条** 介護老人保健施設は、正当な理由がなく、介護保健施設サービスの提供を拒んで
 はならない。
 (サービス提供困難時の対応)
- 第10条** 介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘察し、当該入所申込者に対して自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。
 (受給資格等の確認)
- 第11条** 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。
- 2 介護老人保健施設は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない。
 (要介護認定の申請に係る援助)
- 第12条** 介護老人保健施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 介護老人保健施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間が満了する日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。
 (入退所)
- 第13条** 介護老人保健施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。
- 2 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合は、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘察し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所の際には、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。
- 5 前項の規定による検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

- 6 介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、当該入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
 (サービスの提供の記録)
- 第14条** 介護老人保健施設は、入所の際には入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該入所者の被保険者証に記載しなければならない。
- 2 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。
 (利用料等の受領)
- 第15条** 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際は、入所者から利用料の一部として、当該介護保健施設サービスについて法第48条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合にあつては、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合にあつては、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 省令第11条第3項第3号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 省令第11条第3項第4号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 理美容代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当であると認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、省令第11条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 介護老人保健施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を

交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第16条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要があると認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

（介護保健施設サービスの取扱方針）

第17条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等を踏まえて、当該入所者の療養を妥当かつ適切に行わなければならない。

2 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（次項及び第49条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第18条 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、当該入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項の解決すべき課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を当該入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者に対する照会等により、前項の施設サービス計画の原案の内容について、当該担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、第5項の施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際は、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。次項において同じ。）を行い、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による実施状況の把握（第2号において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに当該入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

（1）定期的に入所者に面接すること。

（2）定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、当該担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

（1）入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

（2）入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第2項から第8項までの規定は、第9項の規定による施設サービス計画の変更について準用する。

（診療の方針）

第19条 医師の診療の方針は、次に定めるところによるものとする。

（1）診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当かつ適切に行うこと。

（2）診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。

（3）常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

（4）検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当かつ適切に行うこと。

（5）特殊な療法又は新しい療法等については、省令第15条第5号の規定により厚生労働大臣が定めるもののほか、行ってはならないこと。

（6）省令第15条第6号の規定により厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならないこと。

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

第20条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療

について適切な措置を講じなければならない。

- 2 介護老人保健施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。
- 3 介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合は、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。
- 4 介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。
(機能訓練)

第21条 介護老人保健施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第22条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、当該入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならぬ。
- 3 介護老人保健施設は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 介護老人保健施設は、入所者に対し、前各項に定めるもののほか、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 7 介護老人保健施設は、入所者に対し、その負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第23条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

- 2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。
(相談及び援助)

第24条 介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第25条 介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

- 2 介護老人保健施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族

との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第26条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由がなく、介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
(管理者による管理)

第27条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であつて、当該本体施設の管理上支障のないときは、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（同令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

(管理者の責務)

第28条 介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護老人保健施設の管理者は、その従業者に第8条から第26条まで及び次条から第43条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第29条 計画担当介護支援専門員は、第18条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (4) 第39条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録を行うこと。
- (5) 第41条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第3項の記録を行うこと。
(運営規程)

第30条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第36条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第31条 介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護老人保健施設は、その従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第32条 介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第33条 介護老人保健施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 介護老人保健施設は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該介護老人保健施設の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第34条 介護老人保健施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、省令第29条第2項第4号の規定により厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第35条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

2 介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(揭示)

第36条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院及び協力歯科医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第37条 介護老人保健施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護老人保健施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該入所者の同意を得ておかななければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第38条 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受取してはならない。

(苦情への対応)

第39条 介護老人保健施設は、その提供した介護保健施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護老人保健施設は、その提供した介護保健施設サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護老人保健施設は、市町村から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

5 介護老人保健施設は、その提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護老人保健施設は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携等)

第40条 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

2 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第41条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置

を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 介護老人保健施設は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 4 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第43条 介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 施設サービス計画
 - (2) 第13条第4項の居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
 - (3) 第14条第2項のサービスの提供の記録
 - (4) 第17条第4項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由についての同条第5項の記録
 - (5) 第26条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (6) 第39条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
 - (7) 第41条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第3項の記録

(暴力団の排除)

第44条 介護老人保健施設の設置者、管理者その他当該介護老人保健施設の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であってはならない。

- 2 介護老人保健施設の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。
- 3 介護老人保健施設の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

第6章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第1節 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第45条 第4条及び前2章の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第46条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護老人保健施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 施設及び設備に関する基準

(施設及び設備の基準)

第47条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設を有しないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) サービス・ステーション
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室

- 2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

- (1) ユニット
 - ア 共同生活室
 - (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
 - イ 洗面所
 - (ア) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (イ) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
 - ウ 便所
 - (ア) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

- (ウ) 常夜灯を設けること。
- (2) 浴室
- ア 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
- イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- 3 浴室は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前3項に定めるもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次のとおりとする。
- (1) ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。
- ア 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- (ア) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第56条において読み替えて準用する第33条第1項の防災対策マニュアルに入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- (イ) 第56条において読み替えて準用する第33条第2項の規定による訓練については、同条第1項の防災対策マニュアルに従い、昼間及び夜間において行うこと。
- (ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- (2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- (4) 階段には、手すりを設けること。
- (5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
- ア 幅は、1.8メートル以上（廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合（以下この号において「一部拡幅の場合」という。）にあっては、1.5メートル以上）とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上（一部拡幅の場合にあっては、1.8メートル以上）とすること。
- イ 手すりを設けること。
- ウ 常夜灯を設けること。
- (6) 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- (7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 5 前項第1号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物であって、火災時における入居者の安全性が確保され

ているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

第3節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第48条** ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際は、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型介護老人保健施設は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合にあっては、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合にあっては、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 省令第42条第3項第3号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 省令第42条第3項第4号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 理美容代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当であると認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、省令第42条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型介護老人保健施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（介護保健施設サービスの取扱方針）

第49条 介護保健施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、当該入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第50条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その病状及び心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型介護老人保健施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型介護老人保健施設は、前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事）

第51条 ユニット型介護老人保健施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮

した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設は、食事の提供に当たっては、県内産農林水産物及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（その他のサービスの提供）

第52条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第53条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

（1）施設の目的及び運営の方針

（2）従業者の職種、員数及び職務の内容

（3）入居定員

（4）ユニットの数及びユニットごとの入居定員

（5）入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

（6）施設の利用に当たっての留意事項

（7）非常災害対策

（8）前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第54条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

（1）昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

（2）夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

（3）ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、その従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第55条 ユニット型介護老人保健施設は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

第56条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第21条まで、第24条、第26条から第29条まで及び第33条から第44条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、これらの規定中「介護老人保健施設」とあるのは「ユニット型介護老人保健施設」と、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第53条」と、第19条第5号中「省令第15条第5号」とあるのは「省令第50条において準用する省令第15条第5号」と、同条第6号中「省令第15条第6号」とあるのは「省令第50条において準用する省令第15条第6号」と、第28条第2項中「第8条から第26条まで及び次条から第43条まで」とあるのは「第48条から第55条まで並びに第56条において読み替えて準用する第8条から第14条まで、第16条、第18条から第21条まで、第24条、第26条、次条及び第33条から第43条まで」と、第29条中「第18条」とあるのは「第56条において読み替えて準用する第18条」と、同条第4号中「第39条第1項」とあるのは「第56条において読み替えて準用する第39条第1項」と、同条第5号中「第41条第1項」とあるのは「第56条において読み替えて準用する第41条第1項」と、第34条第2項第4号中「省令第29条第2項第4号」とあるのは「省令第50条において準用する省令第29条第2項第4号」と、第43条第2項第2号中「第13条第4項」とあるのは「第56条において読み替えて準用する第13条第4項」と、同項第3号中「第14条第2項」とあるのは「第56条において読み替えて準用する第14条第2項」と、同項第4号中「同条第5項」とあるのは「第49条第7項」と、同項第5号中「第26条」とあるのは「第56条において読み替えて準用する第26条」と、同項第6号中「第39条第1項」とあるのは「第56条において読み替えて準用する第39条第1項」と、同項第7号中「第41条第2項」とあるのは「第56条において読み替えて準用する第41条第2項」と読み替えるものとする。

第7章 雑則

（委任）

第57条 この条例に定めるもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条第3項、第33条（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）（第56条において読み替えて準用する場合を含む。）、第44条（第56条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第51条第5項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から平成25年3月31日までの間において第7条第1項第1号及び第47条第4項第1号の規定を適用する場合においては、第7条第1項第1号イ(ア)中「第33条第1項の防災対策マニュアル」とあり、同(イ)中「同条第1項の防災対策マニュアル」とあり、第47条第4項第1号イ(ア)中「第56条において読み替えて準用する第33条第1項の防災対策マニュアル」とあり、及び同(イ)中「同条第1項の防災対策マニュアル」とあるのは、「非常災害に関する具体的計画」とする。

3 第43条第2項（第56条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、その完結の日が平成25年4月1日以後である記録について適用し、その完結の日が同日前であ

る記録について同項の規定を適用する場合においては、同項中「5年間」とあるのは、「2年間」とする。

4 介護老人保健施設であって、その開設者が介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第8条第1項の規定により当該介護老人保健施設について法第94条第1項の規定による開設の許可を受けた者とみなされるもの（以下「みなし介護老人保健施設」という。）であって、平成4年9月30日前に老人保健施設（介護保険法施行法第24条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第6条第4項に規定する老人保健施設をいう。以下同じ。）として開設されたものについて、第6条第2項第2号の規定を適用する場合においては、同号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

5 みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準（昭和63年厚生省令第1号。次項において「老人保健施設基準」という。）附則第3条の規定の適用を受け平成12年4月1日前から老人保健施設として開設していたものの構造設備（当該適用に係る部分に限る。）については、第7条第1項第2号（エレベーターに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

6 みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設基準附則第2条第1項の規定の適用を受け、平成12年4月1日前から老人保健施設として開設していたものの構造設備（当該適用に係る部分に限る。）については、第7条第1項第5号アの規定は、適用しない。

7 病床転換による介護老人保健施設（平成14年4月1日において現に医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の開設の許可を受けている病院の建物（同日において現に存していたもの（同日において基本的な構造設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の同条第2項第4号に規定する療養病床若しくは同項第5号に規定する一般病床又は医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第2条第3項第4号に規定する経過の旧その他の病床若しくは同項第5号に規定する経過の旧療養型病床群に係る病床を転換して平成18年3月31日までに開設され、又は増設された介護老人保健施設をいう。）であって第7条第1項第5号アの規定に適合しないもの（当該転換に当たって当該規定に適合させることが困難であったものに限る。）の構造設備（当該転換に係る部分に限る。）については、同号ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

8 一般病床、精神病床（一部改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入居又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第6条第2項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

9 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第6条第

2項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合させるものとする。

- (1) 当該介護老人保健施設の機能訓練室が省令附則第16条第1項第1号の基準を満たす場合にあっては、必要な広さを有するものとし、当該機能訓練室を合計した面積は、3平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供に支障がない広さを確保すること。
- (2) 当該介護老人保健施設の機能訓練室が省令附則第16条第1項第2号の基準を満たす場合にあっては、1平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上を有すること。
- 10 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第7条第1項第1号の規定は、適用しない。
- 11 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第7条第1項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 12 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第7条第1項第5号ア及び第47条第4項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。
- 13 平成18年4月1日において現に存していた療養病床であって、かつ、同日以降療養病床若しくは一般病床から転換をしたサテライト小規模介護老人保健施設（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第33号）第6条の規定による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下この項において「介護老人保健施設新基準」という。）第2条第6項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。）又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護老人保健施設新基準第2条第7項に規定する医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。）の廊下幅については、当分の間、第7条第1項第5号ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第12号

高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
 第2章 基本方針（第4条）
 第3章 人員に関する基準（第5条）
 第4章 設備に関する基準（第6条―第8条）
 第5章 運営に関する基準（第9条―第43条）
 第6章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
 第1節 趣旨及び基本方針（第44条・第45条）
 第2節 設備に関する基準（第46条―第48条）
 第3節 運営に関する基準（第49条―第57条）
 第7章 雑則（第58条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「一部改正法」という。）附則第130条の2第1項の規定によりなお効力を有するものとされた一部改正法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第110条第1項及び第2項の規定により、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、旧法及び一部改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第3条 旧法第110条第1項及び第2項の条例で定める指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 旧法第110条第1項の条例で定める指定介護療養施設サービスに従事する従業者に関する基準に関し、同条第3項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第5条、第26条（第57条において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第55条第2項及び第3項並びに附則第3項から第7項まで及び第14項から第16項までの規定による基準
- (2) 旧法第110条第2項の条例で定める指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第6条第2項第2号、第7条第2項第2号、第8条第2項第2号、第46条第2項第1号ア(ウ)（床面積に係る部分に限る。）、第47条第2項第1号ア(ウ)（床面積に係る部分に限る。）及び第48条第2項第1号ア(ウ)（床面積に係る部分に限る。）並びに附則第12項の規定による基準
- (3) 旧法第110条第2項の条例で定める指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定め

る基準に従い定める基準 第9条第1項及び第10条（これらの規定を第57条において読み替えて準用する場合を含む。）、第18条第4項及び第5項、第20条（第57条において準用する場合を含む。）、第22条第7項、第36条（第57条において読み替えて準用する場合を含む。）、第40条（第57条において読み替えて準用する場合を含む。）、第50条第6項及び第7項並びに第51条第8項の規定による基準

- (4) 旧法第110条第1項の条例で定める指定介護療養施設サービスに従事する従業者に関する基準又は同条第2項の条例で定める指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項各号に掲げる事項以外の事項について同項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次章から第6章まで及び附則第2項から第18項までに定める基準のうち、前3号に定める規定による基準以外のもの

第2章 基本方針

(基本方針)

第4条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第3章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上
- (2) 療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下この項において「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当数
- (5) 介護支援専門員 1以上（療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- 2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
- (1) 医師 常勤換算方法で、1以上
- (2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室

における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上

- (4) 介護支援専門員 1以上

3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- (2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員

ア 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）にあっては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上

イ 老人性認知症疾患療養病棟（アの規定の適用を受けるものを除く。）にあっては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上

- (3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上

- (4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1以上

- (5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1以上

- (6) 介護支援専門員 1以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

4 前3項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

5 第1項から第3項までの常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第1項第5号及び第3項第6号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数を合計した数が100又はその端数を増すごとに1とする。

7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設を除く。）及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

8 第1項第5号、第3項第6号及び第6項に規定する介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

9 第3項第1号の医師のうち1人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。

10 第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

第4章 設備に関する基準

（構造設備の基準）

第6条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 療養病床に係る1の病室の病床数は、4床以下とすること。
- (2) 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
- (3) 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7メートル以上としなければならないこと。
- (4) 機能訓練室は、内法による測定で、40.0平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならないこと。
- (5) 談話室は、療養病床の入院患者同士又は入院患者とその家族とが談話を楽しむことができる広さを有しなければならないこと。
- (6) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1.0平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
- (7) 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものでなければならないこと。

3 前2項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

第7条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 療養病床に係る1の病室の病床数は、4床以下とすること。
- (2) 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
- (3) 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7メートル以上としなければならないこと。
- (4) 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えなければならないこと。
- (5) 談話室は、療養病床の入院患者同士又は入院患者とその家族とが談話を楽しむことができる広さを有しなければならないこと。
- (6) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1.0平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
- (7) 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものでなければならないこと。

3 前2項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

第8条 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、生活機能訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 老人性認知症疾患療養病棟に係る1の病室の病床数は、4床以下とすること。
- (2) 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
- (3) 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分（事業の管理の事務に供される部分を除く。）の床面積は、入院患者1人につき18.0平方メートル以上とすること。
- (4) 患者が使用する廊下であって、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、2.1メートル以上）としなければならないこと。
- (5) 生活機能回復訓練室は、60.0平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えなければならないこと。
- (6) デイルーム及び面会室の面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき2.0平方メートル以上の面積を有しなければならないこと。
- (7) 食堂は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき1.0平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができるものとする。
- (8) 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものでなければならないこと。

3 前2項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

第5章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、患者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の患者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該患者の同意を得なければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、患者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該患者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合においては、当該指定介護療養型医療施設は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の

申出をする場合にあっては、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に規定する方法は、患者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の電子情報処理組織とは、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護療養型医療施設は、第2項の規定に基づき第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該患者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち指定介護療養型医療施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護療養型医療施設は、当該患者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該患者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該患者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定介護療養型医療施設は、正当な理由がなく、指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、当該患者に対して自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に旧法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 指定介護療養型医療施設は、入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、患者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入院患者が受けている要介護認定の有効期間が満了する日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退院)

第14条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護

者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超えている場合は、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、当該患者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該患者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設の医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合は、患者に対し、退院を指示しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、当該患者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第15条 指定介護療養型医療施設は、入院に際しては入院の年月日並びに入院している介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該患者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第16条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護療養施設サービスを提供した際は、入院患者から利用料の一部として、当該指定介護療養施設サービスについて旧法第48条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護療養施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護療養施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(旧法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 居住に要する費用(旧法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合にあっては、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合にあっては、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 省令第12条第3項第3号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき入院患

- 者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 省令第12条第3項第4号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 理美容代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当であると認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、省令第12条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定介護療養型医療施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。（保険給付の請求のための証明書の交付）
- 第17条** 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要があると認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。（指定介護療養施設サービスの取扱方針）
- 第18条** 指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入院患者の心身の状況等を踏まえて、当該入院患者の療養を妥当かつ適切に行わなければならない。
- 2 指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすくように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為（次項及び第50条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（施設サービス計画の作成）
- 第19条** 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、当該入院患者が自立した日常生活を営むことが

- できるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項の解決すべき課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）に当たっては、入院患者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を当該入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を勘案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者に対する照会等により、前項の施設サービス計画の原案の内容について、当該担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、第5項の施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該入院患者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際は、当該施設サービス計画を入院患者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入院患者についての継続的なアセスメントを含む。次項において同じ。）を行い、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による実施状況の把握（第2号において「モニタリング」という。）に当たっては、入院患者及びその家族並びに当該入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- (1) 定期的に入院患者に面接すること。
- (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、当該担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- (1) 入院患者が旧法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- (2) 入院患者が旧法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項の規定による施設サービス計画の変更について準用する。（診療の方針）
- 第20条** 医師の診療の方針は、次に定めるところによるほか、省令第16条の規定により厚生労働大臣が定める基準によらなければならない。
- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当かつ適切に行うこと。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をももたせるこ

とができるよう適切な指導を行うこと。

- (3) 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
 - (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして妥当かつ適切に行うこと。
 - (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、省令第16条第5号の規定により厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならないこと。
 - (6) 省令第16条第6号の規定により厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならないこと。ただし、薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第16項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。
 - (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならないこと。
- (機能訓練)

第21条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて、理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第22条 看護及び医学的管理の下における介護は、入院患者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、当該入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入院患者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、前各項に定めるもののほか、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 7 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、その負担により、当該指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第23条 入院患者の食事は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

- 2 入院患者の食事は、その者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。
 - 3 指定介護療養型医療施設は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。
- (その他のサービスの提供)

第24条 指定介護療養型医療施設は、適宜入院患者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

- 2 指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入院患者に関する市町村への通知)

第25条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを受けている入院患者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 指定介護療養施設サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (3) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の管理)

第26条 指定介護療養型医療施設を管理する医師は、当該施設所在地の都道府県知事等の医療法第12条第2項の規定による許可を受けた場合を除くほか、同時に他の病院又は診療所を管理する者であってはならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの施設が同一敷地内にあること等により、当該指定介護療養型医療施設の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(管理者の責務)

第27条 指定介護療養型医療施設の管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の管理者は、その従業者に第9条から第25条まで及び次条から第42条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第28条 計画担当介護支援専門員は、第19条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (3) 第38条第1項の苦情の内容等について同項第2項の記録を行うこと。
- (4) 第40条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第3項の記録を行うこと。

(運営規程)

第29条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第35条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入院患者の定員
- (4) 入院患者に対する指定介護療養施設サービス内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策

(7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第30条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護療養型医療施設は、その従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)

第31条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第32条 指定介護療養型医療施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第33条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、省令第28条第2項第4号の規定により厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力歯科医療機関)

第34条 指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第35条 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第36条 指定介護療養型医療施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなけれ

ばならない。

3 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者等に対し、入院患者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該入院患者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第37条 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第38条 指定介護療養型医療施設は、その提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、その提供した指定介護療養施設サービスに関し、旧法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入院患者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、市町村から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、その提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う旧法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。
(地域との連携等)

第39条 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第40条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第41条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第42条 指定介護療養型医療施設は、従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1）施設サービス計画

（2）第15条第2項のサービスの提供の記録

（3）第18条第4項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由についての同条第5項の記録

（4）第25条の規定による市町村への通知に係る記録

（5）第38条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録

（6）第40条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第3項の記録

（暴力団の排除）

第43条 指定介護療養型医療施設の設置者、管理者その他当該指定介護療養型医療施設の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）

（次項において「設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であってはならない。

2 指定介護療養型医療施設の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 指定介護療養型医療施設の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

第6章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1節 趣旨及び基本方針

（趣旨）

第44条 第4条及び前2章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第45条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入院前の居宅における生活と入院後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要

な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 設備に関する基準

（構造設備の基準）

第46条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならない。

（1）ユニット

ア 病室

（ア）1の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要があると認められる場合は、2人とすることができる。

（イ）病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならないこと。

（ウ）1の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.30平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

（エ）ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

（ア）共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

（イ）1の共同生活室の床面積は、2.0平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

（ウ）必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

（ア）病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ）身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

エ 便所

（ア）病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ）ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

（2）廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

（3）機能訓練室 内法による測定で、40.0平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

（4）浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

- 3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 第2項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条第3号に掲げる食堂とみなすものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。
- 第47条** ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならない。
- (1) ユニット
- ア 病室
- (ア) 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要があると認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならないこと。
- (ウ) 1の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
- a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.30平方メートル以上とすること。
- b ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。
- (エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- イ 共同生活室
- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 1の共同生活室の床面積は、2.0平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備
- (ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
- エ 便所
- (ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
- (2) 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- (3) 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (4) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
- 3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療

- 施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 第2項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条第3号に掲げる食堂とみなすものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。
- 第48条** ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット、生活機能回復訓練室及び浴室を有しなければならない。
- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならない。
- (1) ユニット
- ア 病室
- (ア) 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要があると認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならないこと。
- (ウ) 1の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
- a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.30平方メートル以上とすること。
- b ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。
- (エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- イ 共同生活室
- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 1の共同生活室の床面積は、2.0平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備
- (ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
- エ 便所
- (ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
- (2) 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- (3) 生活機能回復訓練室 60.0平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。
- (4) 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮して、できる限り広いものとすること。
- 3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療

施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前3項に定めるもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

第3節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第49条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護療養施設サービスを提供した際は、入院患者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前2項の規定による支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（旧法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（旧法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合にあっては、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合にあっては、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 省令第42条第3項第3号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 省令第42条第3項第4号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当であると認められるもの

- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、省令第42条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第50条 指定介護療養施設サービスは、入院患者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、当該入院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定介護療養施設サービスは、各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

- 3 指定介護療養施設サービスは、入院患者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

- 4 指定介護療養施設サービスは、入院患者の自立した生活を支援することを基本として、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入院患者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、入院患者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第51条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入院患者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の日常生活における家事を、入院患者が、その病状及び心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入院患者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

- 6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

- 7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前各項に定めるもののほか、入院患者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

- 8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第52条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入院患者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入院患者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、食事の提供に当たっては、県内産農林水産物及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（その他のサービスの提供）

第53条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入院患者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第54条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入院患者の定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員
- (5) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第55条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
 - (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、その従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第56条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、ユニットごとの入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

第57条 第9条から第15条まで、第17条、第19条から第21条まで、第25条から第28条まで及び第32条から第43条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護療養型医療施設」とあるのは「ユニット型指定介護療養型医療施設」と、第9条第1項中「第29条」とあるのは「第54条」と、第27条第2項中「第9条から第25条まで及び次条から第42条まで」とあるのは「第49条から第56条まで並びに第57条において読み替えて準用する第9条から第15条まで、第17条、第19条から第21条まで、第25条、次条及び第32条から第42条まで」と、第20条中「省令第16条の」とあるのは「省令第50条において準用する省令第16条の」と、同条第5号中「省令第16条第5号」とあるのは「省令第50条において準用する省令第16条第5号」と、同条第6号中「省令第16条第6号」とあるのは「省令第50条において準用する省令第16条第6号」と、第28条中「第19条」とあるのは「第57条において読み替えて準用する第19条」と、同条第3号中「第38条第1項」とあるのは「第57条において読み替えて準用する第38条第1項」と、同条第4号中「第40条第2項」とあるのは「第57条において読み替えて準用する第40条第2項」と、第33条第2項第4号中「省令第28条第2項第4号」とあるのは「省令第50条において準用する省令第28条第2項第4号」と、第42条第2項第2号中「第15条第2項」とあるのは「第57条において読み替えて準用する第15条第2項」と、同項第3号中「同条第5項」とあるのは「第50条第7項」と、同項第4号中「第25条」とあるのは「第57条において読み替えて準用する第25条」と、同項第5号中「第38条第1項」とあるのは「第57条において読み替えて準用する第38条第1項」と、同項第6号中「第40条第2項」とあるのは「第57条において読み替えて準用する第40条第2項」と読み替えるものとする。

第7章 雑則

（委任）

第58条 この条例に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条第3項、第43条（第57条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第52条第5項の規定は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第42条第2項（第57条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、その完結の日が平成25年4月1日以後である記録について適用し、その完結の日が同日前である記録について同項の規定を適用する場合においては、同項中「5年間」とあるのは、「2年間」とする。
- 3 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、当分の間、第5条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 医師 常勤換算方法で、1以上
 - (2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。ただし、そのうちの1については看護職員とするものとする。

- (3) 介護支援専門員 1以上
- 4 前項第1号及び第2号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 5 当分の間、第5条第3項第2号イ中「1以上」とあるのは、「1以上。ただし、そのうち、当該病棟における入院患者の数を4で除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から当該病棟における入院患者の数を5で除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」とする。
- 6 当分の間、第5条第3項第3号中「6」とあるのは、「8」とする。
- 7 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師（老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。）を置いている指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）については、当分の間、第5条第3項第4号中「作業療法士」とあるのは「週に1日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」と、同条第10項中「第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士」とあるのは「第3項第5号の精神保健福祉士」とする。
- 8 病床転換による旧療養型病床群（医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第3条に規定する旧療養型病床群をいう。次項において同じ。）であって、平成13年医療法施行規則等改正省令第7条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令第3号）附則第4条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第6条第2項第3号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 9 病床転換による診療所旧療養型病床群（平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群をいう。）であって、平成13年医療法施行規則等改正省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号）附則第4条の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第7条第2項第3号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 10 病床を転換して設けられた老人性認知症疾患療養病棟（次項において「病床転換による老人性認知症疾患療養病棟」という。）に係る病室については、第8条第2項第1号中「4床」とあるのは、「6床」とする。
- 11 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、第8条第2項第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 12 平成13年3月1日において現に存していた老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあっては、当分の間、第8条第2項第2号中「内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル」とあるのは、「入院患者1人につき6.0平方メートル」とする。
- 13 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第8条の規定の適用を受ける病院内の病室に隣接する廊下（附則第8項、第9項及び第11項の規定の適用を受ける場合を除く。）の幅については、第6条第2項第3号及び第7条第2項第3号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」と、第8条第2

項第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル」とする。

- 14 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成30年3月31日までの間は、第5条第1項第2号中「6」とあるのは「8」と、同項第3号中「6」とあるのは「4」とする。
- 15 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成30年3月31日までの間は、第5条第3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- (1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
 - (2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が5又はその端数を増すごとに1以上
 - (3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
 - (4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1以上
 - (5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1以上
 - (6) 介護支援専門員 1以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- 16 前項第2号及び第3号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 17 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成30年3月31日までの間は、第6条第2項第3号及び第46条第2項第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 18 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成30年3月31日までの間は、第8条第2項第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル以上」とする。

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第13号

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 指定障害児通所支援事業者等の一般原則（第5条）

第2節 児童発達支援

第1款 基本方針（第6条）

第2款 人員に関する基準（第7条－第10条）

第3款 設備に関する基準（第11条・第12条）

第4款 運営に関する基準（第13条－第57条）

第5款 基準該当通所支援に関する基準（第58条－第63条）

第3節 医療型児童発達支援

第1款 基本方針（第64条）

第2款 人員に関する基準（第65条・第66条）

第3款 設備に関する基準（第67条）

第4款 運営に関する基準（第68条－第73条）

第4節 放課後等デイサービス

第1款 基本方針（第74条）

第2款 人員に関する基準（第75条・第76条）

第3款 設備に関する基準（第77条）

第4款 運営に関する基準（第78条－第80条）

第5款 基準該当通所支援に関する基準（第81条－第83条）

第5節 保育所等訪問支援

第1款 基本方針（第84条）

第2款 人員に関する基準（第85条・第86条）

第3款 設備に関する基準（第87条）

第4款 運営に関する基準（第88条－第91条）

第6節 多機能型事業所に関する特例（第92条－第94条）

第3章 指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者に関する基準（第95条）

第4章 雑則（第96条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）並びに第21条の5の18第1項及び第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。（指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

第3条 法第21条の5の4第1項第2号並びに第21条の5の18第1項及び第2項の条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準該当通所支援に関する基準に関し、同条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第61条及び第83条において読み替えて準用する第9条及び第32条第4項、第58条、第62条第1号、第63条第2号並びに第81条の規定による基準
- (2) 法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準該当通所支援に関する基準に関し、同条第2項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第61条及び第83条において読み替えて準用する第14条、第16条、第46条、第47条、第49条及び第54条の規定による基準
- (3) 法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準該当通所支援に関する基準に関し、同条第2項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第60条及び第83条において読み替えて準用する第78条の規定による基準
- (4) 法第21条の5の18第1項の条例で定める指定通所支援に従事する従業者に関する基準に関し、同条第3項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第7条、第8条、第9条（第66条、第76条及び第86条において読み替えて準用する場合を含む。）、第10条第2項（第76条において準用する場合を含む。）、第32条第4項（第73条、第80条及び第91条において読み替えて準用する場合を含む。）、第65条、第75条、第85条及び第92条並びに附則第2項（置くべき従業者及びその員数に係る部分に限る。）及び第3項の規定による基準
- (5) 法第21条の5の18第2項の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第12条第1項（指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。）並びに第2項第1号イ及び第2号並びに第67条第1項第1号（病室に係る部分に限る。）の規定による基準
- (6) 法第21条の5の18第2項の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第14条、第16条、第46条及び第47条（これらの規定を第73条、第80条及び第91条において読み替えて準用する場合を含む。）、第48条（第73条において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第49条及び第54条（これらの規定を第73条、第80条及び第91条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による基準
- (7) 法第21条の5の18第2項の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第13条、第68条、第78条及び第94条の規定による基準
- (8) 法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準該当通所支援に関する基準又は法第21条の5の18第1項の条例で定める指定通所支援に従事する従業者に関する基準若しくは同条第2項の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に関し、法第21条の5の4第2項各号及び法第21条の5の18第3項各号に掲げる事項以外の事項について法第21条の5の4第2項又は第21条の5の18第3項の厚生労働省令で定める基準を参照して定める基準 次章並びに附則第2項及び第3項に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの（指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者に関する基準）
- 第4条 法第21条の5の15第3項（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準に従い法第21条の5の15第2項第1号（法第21条の

5の16第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者に関する基準は、第3章に定めるとおりとする。

第2章 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 指定障害児通所支援事業者等の一般原則

(一般原則)

第5条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第29条第1項において「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村(特別区(地方自治法(昭和22年法律第67号)第281条に規定する特別区をいう。第52条第3項において同じ。))を含む。以下同じ。)、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節 児童発達支援

第1款 基本方針

(基本方針)

第6条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第7条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この

場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 看護師 1以上

(3) 児童指導員又は保育士 1以上

(4) 機能訓練担当職員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

4 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位とは、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第1項第1号の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任であり、かつ、常勤でなければならない。

第8条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 児童指導員及び保育士

ア 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

(3) 栄養士 1以上

(4) 調理員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合においては、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上

(2) 機能訓練担当職員(日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合に限る。)

機能訓練を行うために必要な数

4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 看護師 1以上

- (2) 機能訓練担当職員 1以上
- 5 第1項第2号ア及び第3項第1号の指定児童発達支援の単位とは、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項から第4項まで（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
(管理者)
- 第9条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
(従たる事業所を設置する場合における特例)
- 第10条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（同項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。
- 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤であり、かつ、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。
- 第3款 設備に関する基準**
(設備の基準)
- 第11条** 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）には、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第1項の設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 第12条** 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所においては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。
- 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所においては、この限りでない。
- (1) 指導訓練室
ア 定員は、おおむね10人とする。
イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。
- (2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。
- 3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達

支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

- 4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第4款 運営に関する基準

(利用定員)

第13条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所においては、利用定員を5人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第14条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込みを行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第39条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第15条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この条において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第16条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（第51条第1項において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第18条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対して自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所

給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

（障害児通所給付費の支給の申請に係る援助）

第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定障害児通所支援事業者等との連携等）

第22条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第23条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援を提供した日、その内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

（指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることができる金銭の支払の範囲等）

第24条 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができる場合は、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させる場合であって、当該通所給付決定保護者に対して支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該通所給付決定保護者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

（通所利用者負担額の受領）

第25条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定児童発

達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用（第1号に掲げる費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

（1） 食事の提供に要する費用

（2） 日用品費

（3） 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当であると認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、省令第23条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（通所利用者負担額に係る管理）

第26条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第27条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第25条第2項の規定により法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要があると認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

（指定児童発達支援の取扱方針）

第28条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（児童発達支援計画の作成等）

第29条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支

援に係る通所支援計画（以下この条において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
 - 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
 - 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
 - 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、前項の児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
 - 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明を行い、文書によりその同意を得なければならない。
 - 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際は、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
 - 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。
 - 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による児童発達支援計画の変更について準用する。
- （児童発達支援管理責任者の責務）

第30条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 次条の規定による相談及び援助を行うこと。
 - (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- （相談及び援助）

第31条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（指導、訓練等）

第32条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、当該障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、当該障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

（食事）

第33条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。第4項において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
 - 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
 - 4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。
 - 5 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この項において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。
- （社会生活上の便宜の供与等）

第34条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。
- （健康管理）

第35条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定による健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行

わなことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期的健康診断又は臨時的健康診断

3 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。
（緊急時等の対応）

第36条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。
（通所給付決定保護者に関する市町村への通知）

第37条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村に通知しなければならない。
（管理者の責務）

第38条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に法及びこの条例の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
（運営規程）

第39条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第45条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第40条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
（定員の遵守）

第41条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
（非常災害対策）

第42条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、医療機関の一部を利用して支援を提供する指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、第1項の防災対策マニュアルの概要を当該指定児童発達支援事業所の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、医療機関の一部を利用して支援を提供する指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
（衛生管理等）

第43条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（協力医療機関）

第44条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。
（掲示）

第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
（身体拘束等の禁止）

第46条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（虐待等の禁止）

第47条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第48条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し、法第47条第1項の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（秘密保持等）

第49条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等（障害者自立支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対し、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第50条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第51条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者自立支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情への対応）

第52条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記

録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、知事又は市町村長から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査又は同条第2項の規定に基づくあっせんにてできる限り協力しなければならない。

（地域との連携等）

第53条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第54条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第55条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第56条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保管しなければならない。

（1）第23条第1項のサービスの提供の記録

（2）第29条第1項に規定する児童発達支援計画

（3）第37条の規定による市町村への通知に係る記録

（4）第46条第1項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項についての同条第2項の記録

（5）第52条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録

(6) 第54条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録

(暴力団の排除)

第57条 指定児童発達支援事業所の設置者、管理者その他当該指定児童発達支援事業所の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）

(次項において「設置者等」という。)は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であってはならない。

2 指定児童発達支援事業所の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 指定児童発達支援事業所の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

第5款 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第58条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位とは、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備の基準)

第59条 基準該当児童発達支援事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項の設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第60条 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(準用)

第61条 第6条及び第9条並びに前款（第13条、第25条第2項及び第4項、第26条、第27条第1項、第33条、第35条、第48条並びに第53条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第9条を除く。）中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「基準該当児童発達支援事業者」と、

「指定児童発達支援事業所」とあるのは「基準該当児童発達支援事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「基準該当児童発達支援の」と、「指定児童発達支援を」とあるのは「基準該当児童発達支援を」と、「指定児童発達支援に」とあるのは「基準該当児童発達支援に」と、第6条中「児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）」とあるのは「児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基

準該当児童発達支援」という。）」と、第9条中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「基準該当児童発達支援の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）」と、「指定児童発達支援事業所ごとに」とあるのは「基準該当児童発達支援の事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）ごとに」と、同条ただし書中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「基準該当児童発達支援事業所」と、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第39条」と、第17条中「第51条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第51条第1項」と、第20条中「障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第24条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第61条において読み替えて準用する次条第1項及び第3項」と、第27条第2項中「第25条第2項の規定により法定代理受領」とあるのは「法定代理受領」と、第28条第1項中「次条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する次条第1項」と、第39条中「第45条」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第45条」と、第56条第2項第1号中「第23条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第23条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第37条」と、同項第4号中「第46条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第46条第1項」と、同項第5号中「第52条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第52条第1項」と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第54条第1項」と読み替えるものとする。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第62条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（同令第77条に規定する指定生活介護をいう。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（同令第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなすものとする。この場合において、この款（前条（第25条第1項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

(1) 当該指定生活介護事業者の従業者の員数が、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護の利用者の数を、指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数を合計した数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所に関する特例)

第63条 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（同令第92条に規

定する指定通所介護をいう。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所（同令第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなすものとする。この場合において、この款（第61条（第25条第1項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。

- (1) 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数を合計した数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を、指定通所介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数を合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第3節 医療型児童発達支援

第1款 基本方針

（基本方針）

第64条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第65条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者
同法に規定する診療所として必要とされる数
 - (2) 児童指導員 1以上
 - (3) 保育士 1以上
 - (4) 看護師 1以上
 - (5) 理学療法士又は作業療法士 1以上
 - (6) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。
 - 3 第1項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（準用）

第66条 第9条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定医療型児童発達支援事業者（第65条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業者をいう。）」と、「指定児童発達支援事業所ごとに」とあるのは「指定医療型児童発達支援事業所（同項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下この条において同じ。）ごとに」と、同条ただし書中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定医療型児童発達支援事業所」と読み替えるものとする。

第3款 設備に関する基準

（設備の基準）

第67条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
 - (2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
 - (3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。
- 2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
 - 3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第4款 運営に関する基準

（利用定員）

第68条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

（通所利用者負担額の受領）

第69条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。
 - (1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
 - (2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額
- 3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 日用品費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当であると認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用については、省令第60条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第70条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の規定により法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要があると認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

（通所給付決定保護者に関する市町村への通知）

第71条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第72条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定医療型児童発達支援の内容及びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（準用）

第73条 第14条から第24条まで、第26条、第28条から第36条まで、第38条、第40条から第43条まで、第45条から第49条まで、第50条第1項、第51条から第54条まで、第56条及び第57条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第14条第1項及び第18条を除く。）中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定医療型児童発達支援事業者」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定医療型児童発達支援の」と、「指定児童発達支援を」とあるのは「指定医療型児童発達支援を」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定医療型児童発達支援事業所」と、「指定児童発達支援に」とあるのは「指定医療型児童発達支援に」と、「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第14条第1項中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定医療型児童発達支援（第64条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業者を行う者（以下「指定医療型児童発達

支援事業者」という。）」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定医療型児童発達支援の」と、「第39条」とあるのは「第72条」と、第17条中「第51条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用する第51条第1項」と、第18条中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定医療型児童発達支援事業者」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定医療型児童発達支援の事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。））」と、第24条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第69条第1項から第3項まで」と、第26条中「指定児童発達支援及び」とあるのは「指定医療型児童発達支援及び」と、第28条第1項中「次条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用する次条第1項」と、第29条第4項中「指定児童発達支援以外」とあるのは「指定医療型児童発達支援以外」と、第30条第1号中「次条」とあるのは「第73条において読み替えて準用する次条」と、第36条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第1号中「第23条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用する第23条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第71条」と、同項第4号中「第46条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用する第46条第1項」と、同項第5号中「第52条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用する第52条第1項」と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用する第54条第1項」と読み替えるものとする。

第4節 放課後等デイサービス

第1款 基本方針

（基本方針）

第74条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第75条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（第79条において「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上
 - ア 障害児の数が10までのもの 2以上
 - イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - (2) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かななければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 第1項第1号及び前項の指定放課後等デイサービスの単位とは、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

4 第1項第1号の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任であり、かつ、常勤でなければならない。

（準用）

第76条 第9条及び第10条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第9条中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業者（第75条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。次条第1項において同じ。）」と、「指定児童発達支援事業所ごとに」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業所（第75条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）ごとに」と、同条ただし書中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業所」と、第10条第1項中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業者」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業所」と読み替えるものとする。

第3款 設備に関する基準

（設備の基準）

第77条 指定放課後等デイサービス事業所には、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項の設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4款 運営に関する基準

（利用定員）

第78条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

（通所利用者負担額の受領）

第79条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当であると認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（準用）

第80条 第14条から第24条まで、第26条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第57条まで及び第72条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定（第14条第1項及び第18条を除く。）中「指定児童発達支援事業者」とあり、及び「指定医療型児童発達支援事業者」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業者」と、「指定児童発達支援の」とあり、及び「指定医療型児童発達支援の」とあるのは「指定放課後等デイサービスの」と、「指定児童発達支援を」とあるのは「指定放課後等デイサービスを」と、「指定児童発達支援事業所」とあり、及び「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業所」と、「指定児童発達支援に」とあるのは「指定放課後等デイサービスに」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第14条第1項中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定放課後等デイサービス（第74条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定放課後等デイサービスの」と、「第39条」とあるのは「第80条において読み替えて準用する第72条」と、第17条中「第51条第1項」とあるのは「第80条において読み替えて準用する第51条第1項」と、第18条中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業者」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定放課後等デイサービスの事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」と、第24条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第79条第1項から第3項まで」と、第26条中「指定児童発達支援及び」とあるのは「指定放課後等デイサービス及び」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第79条第2項」と、第28条第1項中「次条第1項」とあるのは「第80条において読み替えて準用する次条第1項」と、第29条第4項中「指定児童発達支援以外」とあるのは「指定放課後等デイサービス以外」と、第30条第1号中「次条」とあるのは「第80条において読み替えて準用する次条」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第1号中「第23条第1項」とあるのは「第80条において読み替えて準用する第23条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第80条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第80条において読み替えて準用する第37条」と、同項第4号中「第46条第1項」とあるのは「第80条において読み替えて準用する第46条第1項」と、同項第5号中「第52条第1項」とあるのは「第80条において読み替えて準用する第52条第1項」と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第80条において読み替えて準用する第54条第1項」と読み替えるものとする。

第5款 基準該当通所支援に関する基準

（従業者の員数）

第81条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（次条第1項において「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上
イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位とは、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備の基準)

第82条 基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項の設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第83条 第9条、第14条から第24条まで、第27条第2項、第28条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第57条まで、第62条、第63条、第72条、第74条、第78条及び第79条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定（第9条を除く。）中「指定児童発達支援事業者」とあり、「指定医療型児童発達支援事業者」とあり、及び「指定放課後等デイサービス事業者」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス事業者」と、「指定児童発達支援事業所」とあり、「基準該当児童発達支援事業所」とあり、「指定医療型児童発達支援事業所」とあり、及び「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「基準該当放課後等デイサービスの」と、「指定児童発達支援を」とあり、及び「指定放課後等デイサービスを」とあるのは「基準該当放課後等デイサービスを」と、「指定児童発達支援に」とあり、及び「指定放課後等デイサービスに」とあるのは「基準該当放課後等デイサービスに」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、「基準該当児童発達支援」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス」と、第9条中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）」と、「指定児童発達支援事業所ごとに」とあるのは「基準該当放課後等デイサービスの事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）ごとに」と、同条ただし書中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス事業所」と、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第72条」と、第17条中「第51条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第51条第1項」と、第20条中「障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第24条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第79条第2項及び第3項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第79条第2項」と、第28条第1項中「次条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する次条第1項」と、第29条第4項中「指定児童発達支援以外」とあるのは「基準該当放課後

等デイサービス以外」と、第30条第1号中「次条」とあるのは「第83条において読み替えて準用する次条」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第1号中「第23条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第23条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第37条」と、同項第4号中「第46条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第46条第1項」と、同項第5号中「第52条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第52条第1項」と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第54条第1項」と、第74条中「放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス」と、第79条第3項中「前2項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する前2項」と読み替えるものとする。

第5節 保育所等訪問支援

第1款 基本方針

(基本方針)

第84条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第85条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第86条 第9条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定保育所等訪問支援事業者（第85条第1項に規定する指定保育所等訪問支援事業者をいう。）」と、「指定児童発達支援事業所ごとに」とあるのは「指定保育所等訪問支援事業所（同項に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。以下この条において同じ。）ごとに」と、同条ただし書中「ただし、」とあるのは、「ただし、第85条第1項第1号の訪問支援員及び同項第2号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定保育所等訪問支援事業所」と読み替えるものとする。

第3款 設備に関する基準

(設備の基準)

第87条 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するもので

なければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4款 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第88条 指定保育所等訪問支援事業者は、その従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第89条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定保育所等訪問支援事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定保育所等訪問支援事業者は、前3項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

5 指定保育所等訪問支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第90条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(準用)

第91条 第14条から第24条まで、第26条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第43条、第45条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項及び第54条から第57条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、これらの規定(第14条第1項及び第18条を除く。)中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定保育所等訪問支援事業者」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定保育所等訪問支援の」と、「指定児童発達支援を」とあるのは「指定保育所等訪問支援を」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定保育所等訪問支援事業所」と、「指定児童発達支援に」とあるのは「指定保育所等訪問支援に」と、

「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第14条第1項中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定保育所等訪問支援(第84条に規定する指定保育所等訪問支援をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。)」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定保育所等訪問支援の」と、「第39条」とあるのは「第90条」と、第17条中「第51条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第51条第1項」と、第18条中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定保育所等訪問支援事業者」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定保育所等訪問支援の事業を行う事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」と、第24条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第89条第1項から第3項まで」と、第26条中「指定児童発達支援及び」とあるのは「指定保育所等訪問支援及び」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第89条第2項」と、第28条第1項中「次条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する次条第1項」と、第29条第4項中「指定児童発達支援以外」とあるのは「指定保育所等訪問支援以外」と、第30条第1号中「次条」とあるのは「第91条において読み替えて準用する次条」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第1号中「第23条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第23条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第37条」と、同項第4号中「第46条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第46条第1項」と、同項第5号中「第52条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第52条第1項」と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第54条第1項」と読み替えるものとする。

第6節 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第92条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第7条第1項、第2項及び第4項、第8条、第65条、第75条第1項から第3項まで並びに第85条第1項の規定の適用については、第7条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第8条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第65条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第75条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービス

の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第3項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第85条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

- 2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第7条第5項及び第75条第4項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

（設備の基準に関する特例）

第93条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

（利用定員に関する特例）

第94条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第13条、第68条及び第78条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

- 2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第13条、第68条及び第78条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第13条、第68条及び第78条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者について行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第13条、第68条及び第78条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 5 離島その他の地域であって省令第82条第5項の規定により厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

第3章 指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者に関する基準

（指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者）

第95条 法第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。第3項において同じ。）に係る指定又は指定の更新の申請にあっては、この限りでない。

- 2 前項の法人の役員等は、暴力団員等であってはならない。
- 3 医療型児童発達支援に係る指定又は指定の更新に係る申請者（当該申請者が法人である場合にあってはその役員等、法人以外の団体である場合にあってはその代表者、理事その他法人における役員等と同等の責任を有する者）は、暴力団員等であってはならない。

第4章 雑則

（委任）

第96条 この条例に定めるもののほか、指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支

援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1号から第3号まで、第4条、第33条第5項（第73条において読み替えて準用する場合を含む。）、第42条第1項及び第3項（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）（これらの規定を第61条、第73条、第80条及び第83条において読み替えて準用する場合を含む。）、第57条（第61条、第73条、第80条、第83条及び第91条において読み替えて準用する場合を含む。）、第58条から第63条まで、第81条から第83条まで並びに第95条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準附則第5条第1項に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の法（次項において「新法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第7条第1項第2号、第2項及び第6項並びに第75条第1項第2号、第2項及び第5項の規定は適用せず、第7条第1項第1号ア及びイ、第29条、第30条並びに第75条第1項第1号ア及びイの規定の適用については、第7条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「15」と、第29条第1項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2項から第9項まで及び第30条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第75条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「15」とする。
- 3 整備法附則第22条第2項の規定により新法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者に対する第8条第1項第2号ア及び第3項第1号の規定の適用については、当分の間、同条第1項第2号ア中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7.5で除して得た数を合計した数以上」と、同条第3項第1号中「言語聴覚士」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）」と、「指定児童発達支援の単位ごとに4以上」とあるのは「それぞれ2以上」とする。

高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第14号

高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 指定障害児入所施設の指定等に係る申請者に関する基準（第5条）

第3章 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 指定障害児入所施設等の一般原則（第6条）

第2節 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

第1款 人員に関する基準（第7条）

第2款 設備に関する基準（第8条）

第3款 運営に関する基準（第9条―第55条）

第3節 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

第1款 人員に関する基準（第56条）

第2款 設備に関する基準（第57条）

第3款 運営に関する基準（第58条―第61条）

第4章 雑則（第62条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第2項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項の規定により、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定障害児入所施設の指定等に係る申請者に関する基準）

第3条 法第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する法第21条の5の15第3項の厚生労働省令で定める基準に従い法第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める指定障害児入所施設の指定等に係る申請者に関する基準は、次章に定めるとおりとする。

（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 法第24条の12第1項及び第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- （1）法第24条の12第1項の条例で定める指定入所支援に従事する従業者に関する基準に関し、同条第3項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第7条、第28条第4項（第61条において読み替えて準用する場合を含む。）、第36条第1項（第61条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第56条の規定による基準
- （2）法第24条の12第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第8条第1項（居室に係る部分に限る。）並びに第3項第2号及び第3号（面積に係る部分に限る。）並びに第57条第1項第1号（病室に係る部分に限る。）並びに附則第2項（面積に係る部分に限る。）の規定による基準
- （3）法第24条の12第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関す

る基準に関し、同条第3項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第9条、第10条、第28条第5項、第33条、第44条から第47条まで及び第52条（これらの規定を第61条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による基準

- （4）法第24条の12第1項の条例で定める指定入所支援に従事する従業者に関する基準又は同条第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項各号に掲げる事項以外の事項について同項の厚生労働省令で定める基準を参照して定める基準 第3章及び附則第2項に定める基準のうち、前3号に定める規定による基準以外のもの

第2章 指定障害児入所施設の指定等に係る申請者に関する基準

（指定障害児入所施設の指定等に係る申請者）

- 第5条** 第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。
- 2 前項の法人の役員等は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第55条において同じ。）であってはならない。

第3章 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 指定障害児入所施設等の一般原則

（一般原則）

第6条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

- 2 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。
- 3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第49条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

第1款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第7条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。

- （1）嘱託医 1以上
- （2）看護師 ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上

イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上

(3) 児童指導員及び保育士

ア 児童指導員及び保育士の総数 (ア)から(ウ)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数

(ア) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上（30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数以上）

(イ) 主として盲児（強度の弱視児を含む。次条において同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。同条第2項第3号において同じ。）（同条第1項において「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上）

(ウ) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

(4) 栄養士 1以上

(5) 調理員 1以上

(6) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合にあっては医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理指導を行う場合にあっては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を置かなければならない。

3 第1項各号（第1号を除く。）及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（障害者自立支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。次条第6項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（同法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。次条第6項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第16号。次条第6項において「指定障害者支援施設基準条例」という。）第7条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第2款 設備に関する基準

（設備の基準）

第8条 指定福祉型障害児入所施設には、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにおいては医務室を、30

人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として盲ろうあ児を入所させるものにおいては医務室及び静養室を設けないことができる。

2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下この項において「職業指導に必要な設備」という。）

(2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

(3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備

(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。

(1) 1の居室の定員は、4人以下とすること。

(2) 障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。

(3) 前2号の規定にかかわらず、乳幼児のみの1の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。

(4) 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

4 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

5 第1項及び第2項各号に掲げる設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項及び第2項各号に掲げる設備（居室を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

6 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害者支援施設基準条例第11条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込みを行った入所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第37条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（提供拒否の禁止）

第10条 指定福祉型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んではならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第11条 指定福祉型障害児入所施設は、法第24条の19第2項の規定により指定入所支援の利用について県が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第12条 指定福祉型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対して自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第13条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確認するものとする。

（障害児入所給付費の支給の申請に係る援助）

第14条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第15条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居住地の変更が見込まれる者への対応）

第16条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県知事に連絡しなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第17条 指定福祉型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（次項において「入所受給者証記載事項」という。）を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく知事に報告しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに知事に報告しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第18条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、当該指定入所支援を提供した日、その内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

（指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることができる金銭の支払の範囲等）

第19条 指定福祉型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求める

ことができる場合は、当該金銭の使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させる場合であって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

（入所利用者負担額の受領）

第20条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

（1） 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第24条の7第1項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合にあつては、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条の6第1項に規定する食費等の基準費用額（法第24条の7第2項において読み替えて準用する法第24条の3第8項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合にあつては、同令第27条の6第1項に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

（2） 日用品費

（3） 前2号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保護者に負担させることが適当であると認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、省令第17条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定福祉型障害児入所施設は、第1項から第3項までの規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

6 指定福祉型障害児入所施設は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（入所利用者負担額に係る管理）

第21条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額（以下この条において「入所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を知事に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しなければならない。

（障害児入所給付費等の額に係る通知等）

第22条 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、第20条第2項の規定により法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要があると認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

（指定入所支援の取扱方針）

第23条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（入所支援計画の作成等）

第24条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、前項の入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明を行い、文書によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際は、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行うものと

する。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

（1）定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

（2）定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による入所支援計画の変更について準用する。

（児童発達支援管理責任者の責務）

第25条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

（1）次条の規定による検討及び必要な援助並びに第27条の規定による相談及び援助を行うこと。

（2）他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（検討等）

第26条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、障害者自立支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

（相談及び援助）

第27条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（指導、訓練等）

第28条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、当該障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

（食事）

第29条 指定福祉型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。
- 5 指定福祉型障害児入所施設は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この項において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（社会生活上の便宜の供与等）

- 第30条** 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行わなければならない。
 - 3 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（健康管理）

- 第31条** 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定による健康診断に準じて行わなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期的健康診断又は臨時的健康診断

- 3 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者について、綿密な注意を払わなければならない。

（緊急時等の対応）

- 第32条** 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（障害児の入院期間中の取扱い）

- 第33条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

- 第34条** 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る給付金（省令第31条の規定により厚生労働大臣が定める給付金をいう。以下この

条において同じ。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に定めるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「障害児に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。

（入所給付決定保護者に関する都道府県知事への通知）

- 第35条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

（管理者による管理等）

- 第36条** 指定福祉型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置かななければならない。ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

- 2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者に法及びこの条例の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

- 第37条** 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第43条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 主として入所させる障害児の障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

- 第38条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第39条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第40条 指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業員に周知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、医療機関の一部を利用して支援を提供する指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業員に周知しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、第1項の防災対策マニュアルの概要を当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、医療機関の一部を利用して支援を提供する指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第41条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清拭しなければならない。

（協力医療機関等）

第42条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（掲示）

第43条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第44条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行っては

ならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（虐待等の禁止）

第45条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第46条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し、法第47条第1項の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（秘密保持等）

第47条 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、指定障害児通所支援事業者、障害者自立支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対し、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。

（情報の提供等）

第48条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所することができるように、当該指定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第49条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者自立支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情への対応）

第50条 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第24条の15第1項の規定により知事が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命

令又は当該職員からの質問若しくは指定福祉型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、知事から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査又は同条第2項の規定に基づくあっせんのできる限り協力しなければならない。
(地域との連携等)

第51条 指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。
(事故発生時の対応)

第52条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
(会計の区分)

第53条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
(記録の整備)

第54条 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 入所支援計画
- (2) 第18条第1項のサービスの提供の記録
- (3) 第35条の規定による都道府県知事への通知に係る記録
- (4) 第44条第1項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項についての同条第2項の記録
- (5) 第50条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (6) 第52条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録
(暴力団の排除)

第55条 指定福祉型障害児入所施設の設置者、管理者その他当該指定福祉型障害児入所施設の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「設置者等」という。）は、暴力団員等であってはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 指定福祉型障害児入所施設の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

第3節 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

第1款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第56条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数

(2) 児童指導員及び保育士

ア 児童指導員及び保育士の総数 (ア)又は(イ)に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上

(イ) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数を合計した数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

(3) 心理指導を担当する職員 1以上（主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）

(4) 理学療法士又は作業療法士 1以上（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童を入所させるものに限る。）において職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

3 第1項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

4 指定医療型障害児入所施設が、療養介護（障害者自立支援法第5条第6項に規定する療養介護をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第5項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第15号。次条第5項において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第53条第1項から第7項まで及び第9項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第2款 設備に関する基準

(設備の基準)

第57条 指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとする。

(1) 医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること。

(2) 訓練室及び浴室を有すること。

2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあつては、前項各号に掲げる設備のほか、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第2号の義肢装

具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。

- (1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室
 - (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するために必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
- 3 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- 4 第1項各号及び第2項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第2号及び第2項各号に掲げる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。
- 5 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害福祉サービス基準条例第55条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3款 運営に関する基準

(入所利用者負担額の受領)

- 第58条** 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。
- (1) 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額
 - (2) 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額
- 3 指定医療型障害児入所施設は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。
- (1) 日用品費
 - (2) 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当であると認められるもの
- 4 指定医療型障害児入所施設は、前3項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対して交付しなければならない。
- 5 指定医療型障害児入所施設は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該入所給付決定保護者の同意を得なければならない。
- (障害児入所給付費の額に係る通知等)
- 第59条** 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しなければならない。
- 2 指定医療型障害児入所施設は、前条第2項の規定により法定代理受領を行わない指定

入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要があると認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(協力歯科医療機関)

第60条 指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を受け入れるものを除く。）は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第61条 第9条から第19条まで、第21条、第23条から第41条まで、第43条から第47条まで、第48条第1項、第49条から第52条まで、第54条及び第55条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、これらの規定中「指定福祉型障害児入所施設」とあるのは「指定医療型障害児入所施設」と、第9条第1項中「第37条」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第37条」と、第19条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第58条第1項から第3項まで」と、第25条中「前条」とあるのは「第61条において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第61条において読み替えて準用する次条」と、「第27条」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第27条」と、第32条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第34条中「省令第31条」とあるのは「省令第57条において準用する省令第31条」と、第35条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第37条中「第43条」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第43条」と、第43条中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第60条の協力歯科医療機関」と、第54条第2項第2号中「第18条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第35条」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第35条」と、同項第4号中「第44条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第44条第1項」と、同項第5号中「第50条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第50条第1項」と、同項第6号中「第52条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第52条第1項」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第62条 この条例に定めるもののほか、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第5条、第29条第5項（第61条において読み替えて準用する場合を含む。）、第40条第1項及び第3項（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）（これらの規定を第61条において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第55条（第61条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、平成25年4月1日から施行する。（経過措置）
- 2 平成23年6月17日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下この項において「整備法」という。）第5条の規定による改正前の法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等（知的障害児施設又は盲ろうあ児施設であるものに限る。）であって、整備法附則第27条の規定により整備法第5条の規定による改正後の法第24条の2第1項の指

定を受けたものとみなされたもの（同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）について、第8条の規定を適用する場合には、当分の間、同条第3項第1号中「4人」とあるのは「15人」と、同項第2号中「4.95平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とし、同項第3号の規定は、当分の間、適用しない。

高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第15号

高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
 - 第1節 指定障害福祉サービス事業者の一般原則（第5条）
 - 第2節 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
 - 第1款 基本方針（第6条）
 - 第2款 人員に関する基準（第7条－第9条）
 - 第3款 設備に関する基準（第10条）
 - 第4款 運営に関する基準（第11条－第46条）
 - 第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第47条－第51条）
 - 第3節 療養介護
 - 第1款 基本方針（第52条）
 - 第2款 人員に関する基準（第53条・第54条）
 - 第3款 設備に関する基準（第55条）
 - 第4款 運営に関する基準（第56条－第81条）
 - 第4節 生活介護
 - 第1款 基本方針（第82条）
 - 第2款 人員に関する基準（第83条－第85条）
 - 第3款 設備に関する基準（第86条）
 - 第4款 運営に関する基準（第87条－第98条）
 - 第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第99条－第101条）
 - 第5節 短期入所
 - 第1款 基本方針（第102条）
 - 第2款 人員に関する基準（第103条・第104条）
 - 第3款 設備に関する基準（第105条）
 - 第4款 運営に関する基準（第106条－第113条）
 - 第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第114条・第115条）
 - 第6節 重度障害者等包括支援
 - 第1款 基本方針（第116条）
 - 第2款 人員に関する基準（第117条・第118条）
 - 第3款 設備に関する基準（第119条）

- 第4款 運営に関する基準（第120条－第126条）
- 第7節 共同生活介護
 - 第1款 基本方針（第127条）
 - 第2款 人員に関する基準（第128条・第129条）
 - 第3款 設備に関する基準（第130条）
 - 第4款 運営に関する基準（第131条－第145条）
- 第8節 自立訓練（機能訓練）
 - 第1款 基本方針（第146条）
 - 第2款 人員に関する基準（第147条・第148条）
 - 第3款 設備に関する基準（第149条）
 - 第4款 運営に関する基準（第150条－第153条）
 - 第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第154条・第155条）
- 第9節 自立訓練（生活訓練）
 - 第1款 基本方針（第156条）
 - 第2款 人員に関する基準（第157条・第158条）
 - 第3款 設備に関する基準（第159条）
 - 第4款 運営に関する基準（第160条－第163条）
 - 第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第164条・第165条）
- 第10節 就労移行支援
 - 第1款 基本方針（第166条）
 - 第2款 人員に関する基準（第167条－第169条）
 - 第3款 設備に関する基準（第170条・第171条）
 - 第4款 運営に関する基準（第172条－第176条）
- 第11節 就労継続支援A型
 - 第1款 基本方針（第177条）
 - 第2款 人員に関する基準（第178条・第179条）
 - 第3款 設備に関する基準（第180条）
 - 第4款 運営に関する基準（第181条－第189条）
- 第12節 就労継続支援B型
 - 第1款 基本方針（第190条）
 - 第2款 人員に関する基準（第191条）
 - 第3款 設備に関する基準（第192条）
 - 第4款 運営に関する基準（第193条・第194条）
 - 第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第195条－第198条）
- 第13節 共同生活援助
 - 第1款 基本方針（第199条）
 - 第2款 人員に関する基準（第200条・第201条）
 - 第3款 設備に関する基準（第202条）
 - 第4款 運営に関する基準（第203条－第205条）
- 第14節 多機能型に関する特例（第206条・第207条）
- 第15節 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第208条・第209条）
- 第16節 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第210条－第214条）
- 第3章 指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準（第215条）
- 第4章 雑則（第216条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）並びに第43条第1項及び第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 法第30条第1項第2号イ並びに第43条第1項及び第2項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 法第30条第1項第2号イの条例で定める基準該当障害福祉サービスに関する基準に関し、同条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第47条及び第48条（これらの規定を第51条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、第198条において読み替えて準用する第54条、第99条第3号、第100条第4号、第198条において読み替えて準用する第151条第3項、第154条第3号、第164条第3号、第195条第2項、第211条並びに第212条の規定による基準
- (2) 法第30条第1項第2号イの条例で定める基準該当障害福祉サービスに関する基準に関し、同条第2項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第114条第1項第3号の規定による基準
- (3) 法第30条第1項第2号イの条例で定める基準該当障害福祉サービスに関する基準に関し、同条第2項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第51条、第198条及び第214条第1項において読み替えて準用する第11条、第13条、第38条及び第42条、第50条（第51条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、第198条及び第214条第2項から第5項までにおいて読み替えて準用する第77条、第214条第2項において読み替えて準用する第88条第6項及び第90条、第198条及び第214条第3項から第5項までにおいて読み替えて準用する第151条第4項、第214条第5項において読み替えて準用する第193条、第195条第1項並びに第197条の規定による基準
- (4) 法第30条第1項第2号イの条例で定める基準該当障害福祉サービスに関する基準に関し、同条第2項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第100条第2号、第114条第1項第2号及び第213条の規定による基準
- (5) 法第43条第1項の条例で定める指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準に関し、同条第3項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第7条（第9条において準用する場合を含む。）、第8条（第9条、第104条及び第118条において準用する場合を含む。）、第53条、第54条（第85条、第148条、第158条、第169条、第179条及び第191条において準用する場合を含む。）、第83条、第84条第2項（第148条、第158条、第169条、第179条及び第191条において準用する場合を含む。）、第88条第5項、第103条、第117条、第128条、第

129条（第201条において準用する場合を含む。）、第147条、第151条第3項（第163条、第176条、第189条及び第194条において読み替えて準用する場合を含む。）、第157条、第167条、第168条、第178条（第191条において準用する場合を含む。）、第200条、第206条及び第208条並びに附則第2項から第5項まで及び第9項の規定による基準

- (6) 法第43条第2項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第55条第1項（病室に係る部分に限る。）、第105条第4項第1号及び第5項第1号ウ、第130条第5項（居室に係る部分に限る。）（第202条において準用する場合を含む。）及び第7項第2号（第202条において準用する場合を含む。）並びに第159条第3項本文（居室に係る部分に限る。）及び第1号イ並びに附則第6項（居室に係る部分に限る。）の規定による基準
- (7) 法第43条第2項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第11条及び第13条（これらの規定を第46条、第81条、第98条、第113条、第126条、第145条、第153条、第163条、第176条、第189条、第194条及び第205条において読み替えて準用する場合を含む。）、第29条（第46条において準用する場合を含む。）、第38条及び第42条（これらの規定を第46条、第81条、第98条、第113条、第126条、第145条、第153条、第163条、第176条、第189条、第194条及び第205条において読み替えて準用する場合を含む。）、第66条第5項、第77条（第98条、第113条、第145条、第153条、第163条、第176条、第189条、第194条及び第205条において読み替えて準用する場合を含む。）、第88条第6項、第90条（第176条において読み替えて準用する場合を含む。）、第122条第2項、第137条第3項、第151条第4項（第163条、第176条、第189条及び第194条において読み替えて準用する場合を含む。）、第181条、第182条、第184条、第193条並びに第203条第2項並びに附則第7項及び第8項の規定による基準
- (8) 法第43条第2項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第130条第4項及び第6項（これらの規定を第202条において準用する場合を含む。）並びに第209条並びに附則第6項（入居定員に係る部分に限る。）及び第10項（入居定員に係る部分に限る。）の規定による基準
- (9) 法第30条第1項第2号イの条例で定める基準該当障害福祉サービスに関する基準又は法第43条第1項の条例で定める指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準若しくは同条第2項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関し、法第30条第2項各号及び第43条第3項各号に掲げる事項以外の事項について、法第30条第2項又は第43条第3項の厚生労働省令で定める基準を参照して定める基準 次章及び附則第2項から第10項までに定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの
(指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準)

第4条 法第36条第4項（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準に従い法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準は、第3章に定めるとおりとする。

第2章 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 指定障害福祉サービス事業者の一般原則

（一般原則）

第5条 指定障害福祉サービス事業者（第3節、第4節及び第7節から第13節までに定める事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1款 基本方針

（基本方針）

第6条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第7条 指定居宅介護の事業を行う者（以下「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として省令第5条第1項の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この款及び第4款において同じ。）の員数は、常勤換算方法（当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数を当該指定居宅介護事業所において常勤の従業者が勤

務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。次項において同じ。）で、2.5以上とする。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するものうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

（管理者）

第8条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（準用）

第9条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

（設備及び備品等の基準）

第10条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第11条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第33条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。（契約支給量の報告等）

第12条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この条において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281

条に規定する特別区をいう。第41条第5項において同じ。）を含む。以下同じ。）に対して遅滞なく報告しなければならない。

- 4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。
(提供拒否の禁止)

第13条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。
(連絡調整に対する協力)

第14条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第16条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第17条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第18条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第19条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第20条 指定居宅介護事業者は、その従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第21条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護を提供した日、その内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

ない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることができる金銭の支払の範囲等)

第22条 指定居宅介護事業者が、指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができる場合は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させる場合であって、当該支給決定障害者等に対して支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に対して金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第23条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

4 指定居宅介護事業者は、前3項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

- 5 指定居宅介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第24条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第25条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、第23条第2項の規定により法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要があると認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者

等に対して交付しなければならない。

（指定居宅介護の基本取扱方針）

第26条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

第27条 指定居宅介護事業者の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に定めるところによるものとする。

（1）指定居宅介護の提供に当たっては、次条第1項の居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な援助を行うこと。

（2）指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

（3）指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

（4）常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

（居宅介護計画の作成）

第28条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行わなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による居宅介護計画の変更について準用する。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第29条 指定居宅介護事業者は、その従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

（緊急時等の対応）

第30条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（支給決定障害者等に関する市町村への通知）

第31条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第32条 指定居宅介護事業者の管理者は、当該指定居宅介護事業者の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者の管理者は、当該指定居宅介護事業者の従業者に法及びこの条例の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第28条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業者に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

（運営規程）

第33条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第37条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

（1）事業の目的及び運営の方針

（2）従業者の職種、員数及び職務の内容

（3）営業日及び営業時間

（4）指定居宅介護の内容及びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

（5）通常の事業の実施地域

（6）緊急時等における対応方法

（7）事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

（9）前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第34条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第35条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供することができるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業者の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第36条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示）

第37条 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第38条 指定居宅介護事業者の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得て

おこななければならない。

（情報の提供等）

第39条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第40条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はこれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はこれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受取してはならない。

（苦情への対応）

第41条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第48条第1項の規定により知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定居宅介護事業者は、知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合は、速やかに、第3項から前項までの改善の内容を報告しなければならない。

7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査又は同条第2項の規定に基づくあっせんのできる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第42条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第43条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第44条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

（暴力団の排除）

第45条 指定居宅介護事業所の設置者、管理者その他当該指定居宅介護事業所の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であってはならない。

2 指定居宅介護事業所の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 指定居宅介護事業所の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

（準用）

第46条 第11条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第46条第1項において読み替えて準用する第33条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第46条第1項において準用する第23条第2項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第46条第1項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第46条第1項において準用する次条第1項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第46条第1項において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第46条第1項において準用する第37条」と、第34条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第11条から第33条まで及び第35条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第46条第2項において読み替えて準用する第33条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第46条第2項において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第46条第2項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第46条第2項において準用する次条第1項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第46条第2項において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第46条第2項において準用す

る第37条」と読み替えるものとする。

第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（従業者の員数）

第47条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として省令第44条第1項の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この款において同じ。）の員数は、3人以上とする。

2 離島その他の地域であって省令第44条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上とする。

3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

（管理者）

第48条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（設備及び備品等の基準）

第49条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第50条 基準該当居宅介護事業者は、その従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

（1）当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

（2）当該居宅介護が第47条第3項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

（3）当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合

2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、その従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向及び当該利用者に係る次条第1項において準用する第28条第1項の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対する適切な指導その他の必要な措置を講じなければならない。

（運営に関する基準）

第51条 第6条第1項及び前款（第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条及び第46条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第51条第1項において読み替えて準用する第33条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第51条第1項において準用する次条第2項及び第3項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第51条第1項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号

中「次条第1項」とあるのは「第51条第1項において準用する次条第1項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第51条第1項において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第51条第1項において準用する第37条」と読み替えるものとする。

2 第6条第2項から第4項まで、前款（第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条及び第46条を除く。）及び第47条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第51条第2項において読み替えて準用する第33条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第51条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第51条第2項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第51条第2項において準用する次条第1項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第51条第2項において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第51条第2項において準用する第37条」と、第47条第1項中「省令第44条第1項」とあるのは「省令第48条第2項において準用する省令第44条第1項」と、同条第2項中「省令第44条第2項」とあるのは「省令第48条第2項において準用する省令第44条第2項」と、前条第1項第2号中「第47条第3項」とあるのは「第51条第2項において準用する第47条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第51条第2項」と読み替えるものとする。

第3節 療養介護

第1款 基本方針

（基本方針）

第52条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第2条の2に規定する者に対し、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第53条 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（1）医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準以上

（2）看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上

（3）生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

（4）サービス管理責任者 指定療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項第2号及び第3号並びに第5項の指定療養介護の単位とは、指定療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 第1項第2号及び第3号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数を当該指定療養介護事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 5 第1項各号（第1号及び第2号を除く。）に掲げる指定療養介護事業所の従業者は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第14号。第55条第3項において「指定障害児入所施設等基準条例」という。）第56条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 9 指定療養介護事業者が、指定医療機関（児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するために必要な人員を確保していることをもって、第1項から第7項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（管理者）

第54条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第3款 設備に関する基準 （設備の基準）

- 第55条** 指定療養介護事業所には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない
- 2 前項の設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - 3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設等基準条例第57条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（契約支給量の報告等）

第56条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この条において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対して遅滞なく報告しなければならない。

3 前2項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。
（サービスの提供の記録）

第57条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護を提供した日、その内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。
（利用者負担額等の受領）

第58条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において読み替えて準用する法第58条第4項の規定により厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3 指定療養介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

（1）日用品費

（2）前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当であると認められるもの

4 指定療養介護事業者は、前3項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対して交付しなければならない。

5 指定療養介護事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。
（利用者負担額に係る管理）

第59条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において読み替えて準用する法第58条第4項の規定により厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければなら

ない。

（介護給付費の額に係る通知等）

第60条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、第58条第2項の規定により法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要があると認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

（指定療養介護の取扱方針）

第61条 指定療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（療養介護計画の作成等）

第62条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この条において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項の療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際は、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」とい

う。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

（1）定期的に利用者に面接すること。

（2）定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第63条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

（1）利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

（2）利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

（3）他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（相談及び援助）

第64条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（機能訓練）

第65条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第66条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定療養介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 指定療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（その他のサービスの提供）

第67条 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（緊急時等の対応）

第68条 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者 に病状の急変が生

じた場合その他必要な場合は、速やかに、他の専門医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（支給決定障害者に関する市町村への通知）

第69条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村に通知しなければならない。

- （1）正当な理由がなく、指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- （2）偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第70条 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者に法及びこの条例の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第71条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第76条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- （1）事業の目的及び運営の方針
- （2）従業者の職種、員数及び職務の内容
- （3）利用定員
- （4）指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- （5）サービス利用に当たっての留意事項
- （6）緊急時等における対応方法
- （7）非常災害対策
- （8）事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- （9）虐待の防止のための措置に関する事項
- （10）前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第72条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供することができるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第73条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第74条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4

号）第2条第1号に規定する南海地震をいう。第143条第1項（第205条において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、医療機関の一部を利用してサービスを提供する指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

3 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、第1項の防災対策マニュアルの概要を当該指定療養介護事業所の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、医療機関の一部を利用してサービスを提供する指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第75条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（掲示）

第76条 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第77条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（地域との連携等）

第78条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

（記録の整備）

第79条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

- （1）第57条第1項のサービスの提供の記録
- （2）第62条第1項に規定する療養介護計画
- （3）第69条の規定による市町村への通知に係る記録
- （4）第77条第1項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項についての同条第2項の記録
- （5）第81条において読み替えて準用する第41条第1項の苦情の内容等についての同条

第2項の記録

(6) 第81条において読み替えて準用する第42条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録

(県内産農林水産物等の使用)

第80条 指定療養介護事業者は、利用者に対して食事を提供する場合は、県内で生産された農林水産物（以下「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(準用)

第81条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第38条、第39条第1項、第40条から第42条まで及び第45条の規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条第1項及び第38条第1項を除く。）中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定療養介護事業者」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定療養介護の」と、「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定療養介護事業所」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定療養介護の」と、「第33条」とあるのは「第71条」と、第17条中「居宅介護」とあるのは「療養介護」と、第22条第1項中「指定居宅介護を」とあるのは「指定療養介護を」と、同条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第58条第1項から第3項まで」と、第38条第1項中「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定療養介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）」と、第41条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指定居宅介護に」とあるのは「指定療養介護に」と読み替えるものとする。

第4節 生活介護

第1款 基本方針

(基本方針)

第82条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第2条の4に規定する者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第83条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
 - ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とする。
 - (ア) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上
 - (イ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上
 - (ウ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上
 - イ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とする。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とする。

(3) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
 - 3 第1項第2号及び第6項の指定生活介護の単位とは、指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
 - 4 第1項第2号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数を当該指定生活介護事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
 - 5 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難である場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
 - 6 第1項各号及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - 7 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
 - 8 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
(従たる事業所を設置する場合における特例)
- 第84条** 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（同項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。
- 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤であり、かつ、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。
(準用)

第85条 第54条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(設備の基準)

第86条 指定生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 訓練・作業室
 - (2) 相談室
 - (3) 洗面所
 - (4) 便所
 - (5) 多目的室
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備
- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 訓練・作業室

- ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 3 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 4 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4款 運営に関する基準
(利用者負担額等の受領)

第87条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 創作的活動に係る材料費
 - (3) 日用品費
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当であると認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用については、省令第82条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定生活介護事業者は、第1項から第3項までの規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対して交付しなければならない。
- 6 指定生活介護事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。
(介護)

第88条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活に必要な支援を適切に行わなければならない。
- 5 指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
- 6 指定生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
(生産活動)

第89条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。
- 3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
(工賃の支払)

第90条 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(食事)

第91条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対して食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合は、その内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。
- 5 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、県内産農林水産物及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。
(健康管理)

第92条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第93条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由がなく、指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。
(運営規程)

第94条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第97条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間

- (4) 利用定員
- (5) 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(衛生管理等)

第95条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第96条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(掲示)

第97条 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(準用)

第98条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第61条から第64条まで、第70条、第72条から第74条まで及び第77条から第79条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定(第11条第1項及び第15条を除く。)中「指定居宅介護事業者」とあり、及び「指定療養介護事業者」とあるのは「指定生活介護事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、及び「指定療養介護の」とあるのは「指定生活介護の」と、「指定居宅介護を」とあり、及び「指定療養介護を」とあるのは「指定生活介護を」と、「指定居宅介護事業所」とあり、及び「指定療養介護事業所」とあるのは「指定生活介護事業所」と、「指定居宅介護に」とあり、及び「指定療養介護に」とあるのは「指定生活介護に」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。）」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定生活介護の」と、「第33条」とあるのは「第94条」と、第15条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定生活介護事業者」と、「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定生活介護の事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。）」と、「指定居宅介護を」とあるのは「指定生活介護を」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、生活介護」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第87条第1項から第3項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第87条第2項」と、第61条第1項中「次条第1項」とあるのは「第98条において読み替えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは「指定生活介護以外」と、第63条中「前条」とあるのは「第98条において読み替えて準用する前条」と、第79条第2項第1号中「第57条第1項」とあるのは「第98条において読み替えて準用する第21条第1項」と、

と、同項第2号中「第62条第1項」とあるのは「第98条において読み替えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第98条において読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第98条」と読み替えるものとする。

第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当生活介護の基準)

第99条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第210条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下この条において「指定居宅サービス等基準」という。))第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難である障害者に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号に掲げる食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護の利用者の数及び基準該当生活介護を受ける利用者の数を合計した数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を、指定通所介護の利用者の数及び基準該当生活介護を受ける利用者の数を合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (4) 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第100条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第114条第1号において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難である障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当生活介護を提供する事業所とみなすものとする。この場合においては、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する登録者をいう。)の数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省

令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数を合計した数の上限をいう。次号において同じ。)を25人以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数を合計した数の1日当たりの上限をいう。第114条第2号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号に掲げる居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数を合計した数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第101条 第45条、第74条、第80条及び第87条第2項から第6項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

第5節 短期入所

第1款 基本方針

(基本方針)

第102条 短期入所に係る指定障害福祉サービス(以下「指定短期入所」という。)の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第103条 法第5条第8項の厚生労働省令で定める施設が指定短期入所の事業を行う事業所(以下「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

- (1) 指定障害者支援施設その他の法第5条第8項の厚生労働省令で定める施設(入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。次項第1号において「入所施設等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数を合計した数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
- (2) 第128条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、第157条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(施行規則第25条第7号に掲げる宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)又は第200条第1項に規定する指定共同生活援助事業者(以下

この条において「指定共同生活介護事業者等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に第127条に規定する指定共同生活介護、第156条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(施行規則第25条第7号に掲げる宿泊型自立訓練に係るものに限る。)又は第199条に規定する指定共同生活援助(次項第2号において「指定共同生活介護等」という。)を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等(当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所(第128条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。))、指定自立訓練(生活訓練)事業所(第157条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)又は指定共同生活援助事業所(第200条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。)をいう。以下この条において同じ。)の利用者の数及び併設事業所の利用者の数を合計した数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯(アに掲げるものを除く。)(ア)又は(イ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上

(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 法第5条第8項の厚生労働省令で定める施設が、当該施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下「空床利用型事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数を合計した数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

(2) 指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数を合計した数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯(アに掲げるものを除く。)(ア)又は(イ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上

(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所(以下「単独型事業所」という。)に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当

該各号に定める数とする。

- (1) 指定生活介護事業所、第128条第1項に規定する指定共同生活介護事業所、第147条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第157条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第167条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第178条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第190条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。第206条第1項において同じ。）、第200条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 指定生活介護、第127条に規定する指定共同生活介護、第146条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第156条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第177条に規定する指定就労継続支援A型、第190条に規定する指定就労継続支援B型、第199条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数を合計した数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
- イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに掲げる時間以外の時間（ア）又は（イ）に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数
- （ア）当該日の利用者の数が6以下 1以上
- （イ）当該日の利用者の数が7以上 1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (2) 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号イ（ア）又は（イ）に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ同号イ（ア）又は（イ）に定める数
- （準用）

第104条 第8条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

（設備及び備品等の基準）

- 第105条** 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項の厚生労働省令で定める施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。
- 2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第5条第8項の厚生労働省令で定める施設（以下この項において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。
- 3 空床利用型事業所にあつては、空床利用型事業所を設置する施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 4 単独型事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。
- (1) 居室
- (2) 食堂

- (3) 浴室
- (4) 洗面所
- (5) 便所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備
- 5 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室
- ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。
- イ 地階に設けてはならないこと。
- ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、8平方メートル以上とすること。
- エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 食堂
- ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- イ 必要な備品を備えること。
- (3) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 洗面所
- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 利用者の特性に応じたものであること。
- (5) 便所
- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 利用者の特性に応じたものであること。

第4款 運営に関する基準

（指定短期入所の開始及び終了）

第106条 指定短期入所の事業を行う者（以下「指定短期入所事業者」という。）は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努めなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第107条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第108条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定短期入所事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 光熱水費
 - (3) 日用品費
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当であると認められるもの
- 4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、省令第120条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定短期入所事業者は、第1項から第3項までの規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対して交付しなければならない。
- 6 指定短期入所事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得なければならない。
- (指定短期入所の取扱方針)

第109条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に提供されなければならない。

- 2 指定短期入所事業者の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
 - 3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- (サービスの提供)

第110条 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
 - 3 指定短期入所事業者は、利用者に対し、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業者の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。
 - 4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合は、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。
 - 5 指定短期入所事業者は、利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。
- (運営規程)

第111条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項（第103条第2項の規定の適用を受ける施設にあっては、第3号に掲げる事項を除く。）に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

- (5) サービス利用に当たっての留意事項
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) 非常災害対策
 - (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
- (定員の遵守)

第112条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 併設事業所においては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
 - (2) 空床利用型事業所においては、空床利用型事業所を設置する施設の利用定員（第128条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は第200条第1項に規定する指定共同生活援助事業所においては、共同生活住居及びユニットの入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
 - (3) 単独型事業所においては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (準用)

第113条 第11条、第13条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第31条、第38条から第45条まで、第64条、第70条、第72条、第74条、第77条、第78条、第80条、第92条及び第95条から第97条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条第1項及び第15条を除く。）中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定療養介護事業者」とあり、及び「指定生活介護事業者」とあるのは「指定短期入所事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、及び「指定療養介護事業所」とあり、及び「指定生活介護事業所」とあるのは「指定短期入所事業所」と、「指定居宅介護を」とあり、及び「指定療養介護を」とあるのは「指定短期入所を」と、「指定居宅介護に」とあるのは「指定短期入所に」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定短期入所の事業を行う者（以下「指定短期入所事業者」という。）」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定短期入所の」と、「第33条」とあるのは「第111条」と、第15条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定短期入所事業者」と、「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定短期入所の事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）」と、「指定居宅介護を」とあるのは「指定短期入所を」と、第17条中「居宅介護」とあるのは「短期入所」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第108条第1項から第3項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第108条第2項」と、第97条中「前条」とあるのは「第113条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第114条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であって、第100条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に

登録を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数及び基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数を合計した数の1日当たりの上限をいう。次号において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。
- (4) 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。（準用）

第115条 第45条、第74条、第80条及び第108条第2項から第6項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

第6節 重度障害者等包括支援

第1款 基本方針

（基本方針）

第116条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定重度障害者等包括支援」という。）の事業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第117条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第200条第1項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第120条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者を1以上置かなければならない。
- 3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として省令第127条第3項の規定により厚生労働大臣が定めるものでなければならない。
- 4 第2項のサービス提供責任者のうち、1人以上は、専任であり、かつ、常勤でなければならない。（準用）

第118条 第8条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

（準用）

第119条 第10条第1項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

（実施主体）

第120条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。

（事業所の体制）

第121条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応することができる体制を有していなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、2以上の障害福祉サービスを提供することができる体制を有していなければならない。
- 3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

（障害福祉サービスの提供に係る基準）

第122条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第17号）又は高知県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第20号）に規定する基準を満たさなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、その従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。
- 3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活介護に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。（指定重度障害者等包括支援の取扱方針）

第123条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定するサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（サービス利用計画の作成）

第124条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この条において「サービス利用計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議の開催、障害福祉サービスの担当者に対する照会等により当該担当者から専門的な見地

からの意見を求めるものとする。

- 3 サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。
- 4 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて、当該サービス利用計画の変更を行うものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、前項の規定によるサービス利用計画の変更について準用する。
(運営規程)

第125条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定重度障害者等包括支援を提供することができる利用者の数
- (4) 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする利用者
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(準用)

第126条 第11条から第23条まで、第25条、第30条、第31条、第36条から第45条まで、第70条及び第80条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条第1項及び第15条を除く。）中「指定居宅介護事業者」とあり、及び「指定療養介護事業者」とあるのは「指定重度障害者等包括支援事業者」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定重度障害者等包括支援の」と、「指定居宅介護を」とあるのは「指定重度障害者等包括支援を」と、「指定居宅介護事業所」とあり、及び「指定療養介護事業所」とあるのは「指定重度障害者等包括支援事業所」と、「指定居宅介護に」とあるのは「指定重度障害者等包括支援に」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定重度障害者等包括支援の」と、「第33条」とあるのは「第125条」と、第15条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定重度障害者等包括支援事業者」と、「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）」と、「指定居宅介護を」とあるのは「指定重度障害者等包括支援を」と、第17条中「居宅介護」とあるのは「重度障害者等包括支援」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第126条において読み替えて準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第126条において読み替えて準用する第23条第2項」と読み替えるものとする。

第7節 共同生活介護

第1款 基本方針

(基本方針)

第127条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」とい

う。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第128条 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
 - (2) 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上
 - ア 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下この号において「区分省令」という。）第2条第3号に掲げる区分3に該当する利用者の数を9で除した数
 - イ 区分省令第2条第4号に掲げる区分4に該当する利用者の数を6で除した数
 - ウ 区分省令第2条第5号に掲げる区分5に該当する利用者の数を4で除した数
 - エ 区分省令第2条第6号に掲げる区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数
 - (3) サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が30以下 1以上
 - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項第1号及び第2号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数を当該指定共同生活介護事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 第1項各号に掲げる指定共同生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(管理者)

第129条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

- 2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(設備の基準)

第130条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。
- 5 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 6 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - (1) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - (2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第4款 運営に関する基準

(入退居)

第131条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

- 2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、当該利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、当該利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第132条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に報告しなければならない。
- (利用者負担額等の受領)

第133条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定共同生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者から受けるものとする。
 - (1) 食材料費
 - (2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において読み替えて準用する法第29条第4項の規定により特定障害

者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において読み替えて準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

- (3) 光熱水費
 - (4) 日用品費
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当であると認められるもの
- 4 指定共同生活介護事業者は、前3項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対して交付しなければならない。
 - 5 指定共同生活介護事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。
- (利用者負担額に係る管理)

第134条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。以下この項において同じ。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。以下この項において同じ。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。
- (指定共同生活介護の取扱方針)

第135条 指定共同生活介護事業者は、第145条において読み替えて準用する第62条第1項に規定する共同生活介護計画（以下「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合は、共同生活介護計画に基づき、その者が継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行することができるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービス管理責任者の責務）

第136条 サービス管理責任者は、第145条において読み替えて準用する第62条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- （1） 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- （2） 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- （3） 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- （4） 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（介護及び家事等）

第137条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者とが共同で行うよう努めなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。
（社会生活上の便宜の供与等）

第138条 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
（運営規程）

第139条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- （1） 事業の目的及び運営の方針
- （2） 従業者の職種、員数及び職務の内容
- （3） 入居定員
- （4） 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- （5） 入居に当たっての留意事項
- （6） 緊急時等における対応方法
- （7） 非常災害対策
- （8） 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- （9） 虐待の防止のための措置に関する事項
- （10） 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第140条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供す

ることができるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
（支援体制の確保）

第141条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第142条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第143条 指定共同生活介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要なに応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該指定共同生活介護事業所の見やすい場所に掲示するとともに、1年に4回以上、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、火災が発生した際の利用者への支援方法を、それぞれの利用者の障害の特性に応じて定め、当該支援方法を当該利用者に係る共同生活介護計画に記載しなければならない。
（協力医療機関等）

第144条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
（準用）

第145条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第57条、第62条、第64条、第70条、第77条から第80条まで、第93条、第95条及び第97条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条第1項及び第38条第1項を除く。）中

「指定居宅介護事業者」とあり、「指定療養介護事業者」とあり、及び「指定生活介護事業者」とあるのは「指定共同生活介護事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介護の」とあり、及び「指定生活介護の」とあるのは「指定共同生活介護の」と、「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、及び「指定生活介護事業所」とあるのは「指定共同生活介護事業所」と、「指定居宅介護を」とあり、「指定療養介護を」とあり、及び「指定生活介護を」とあるのは「指定共同生活介護を」と、「指定居宅介護に」とあり、及び「指定療養介護に」とあるのは「指定共同生活介護に」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定共同生活介護の」と、「第33条」とあるのは「第139条」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、共同生活介護」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第133条第1項から第3項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第133条第2項」と、第38条第1項「指定療養介護事業所」とあるのは「指定共同生活介護の事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）」と、第62条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは「指定共同生活介護以外」と、第79条第2項第1号中「第57条第1項」とあるのは「第145条において読み替えて準用する第57条第1項」と、同項第2号中「第62条第1項」とあるのは「第145条において読み替えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第145条において読み替えて準用する第93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第145条において読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第145条」と、第97条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第144条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

第8節 自立訓練（機能訓練）

第1款 基本方針

（基本方針）

第146条 自立訓練（機能訓練）（施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7第1号に規定する者に対し、施行規則第6条の6第1号に定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第147条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- （1） 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
 - ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。
 - イ 看護職員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。
 - ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。
 - エ 生活支援員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

- （2） サービス管理責任者 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者が、指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（機能訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第1項第1号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数を当該指定自立訓練（機能訓練）事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 5 第1項第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難である場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 6 第1項各号、第2項及び前項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 7 第1項第1号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第1項第1号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 9 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。（準用）

第148条 第54条及び第84条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

（準用）

第149条 第86条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

（利用者負担額等の受領）

- 第150条** 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
 - 3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。
 - （1） 食事の提供に要する費用
 - （2） 日用品費
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜

に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当であると認められるもの

- 4 前項第1号に掲げる費用については、省令第159条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第1項から第3項までの規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対して交付しなければならない。
- 6 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。
（訓練）

第151条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。
- 4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。
（地域生活への移行のための支援）

第152条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第167条第1項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。
（準用）

第153条 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第61条から第64条まで、第70条、第72条から第74条まで、第77条から第79条まで及び第91条から第97条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条第1項及び第15条を除く。）中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定療養介護事業者」とあり、及び「指定生活介護事業者」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介護の」とあり、及び「指定生活介護の」とあり、及び「指定生活介護の」とあり、「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介護の」とあり、及び「指定生活介護を」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）」とあり、「指定居宅介護を」とあり、「指定療養介護を」とあり、及び「指定生活介護を」とあり、「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、及び「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）事業所」と、「指定居宅介護に」とあり、及び「指定療養介護に」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）に」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）の」と、「第

33条」とあるのは「第153条において読み替えて準用する第94条」と、第15条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）事業者」と、「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）」と、「指定居宅介護を」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）を」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、自立訓練（機能訓練）」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第150条第1項から第3項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第150条第2項」と、第61条第1項中「次条第1項」とあるのは「第153条において読み替えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）以外」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第63条中「前条」とあるのは「第153条において読み替えて準用する前条」と、第79条第2項第1号中「第57条第1項」とあるのは「第153条において読み替えて準用する第21条第1項」と、同項第2号中「第62条第1項」とあるのは「第153条において読み替えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第153条において読み替えて準用する第93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第153条において読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第153条」と、第94条中「第97条」とあるのは「第153条において読み替えて準用する第97条」と、第97条中「前条」とあるのは「第153条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第154条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第210条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難である障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数を合計した数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を、指定通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数を合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (4) 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第155条 第45条、第74条、第91条及び第150条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第9節 自立訓練（生活訓練）

第1款 基本方針

（基本方針）

第156条 自立訓練（生活訓練）（施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活

訓練）」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7第2号に規定する者に対し、施行規則第6条の6第2号に定める期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第157条 指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援員 指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数及びイに掲げる利用者の数を10で除した数を合計した数以上
 - ア イに掲げる利用者以外の利用者
 - イ 指定宿泊型自立訓練(指定自立訓練(生活訓練)のうち、施行規則第25条第7号に掲げる宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。)の利用者
- (2) 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合は、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、1以上
- (3) サービス管理責任者 指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 健康上の管理等の必要がある利用者のために看護職員を置いている指定自立訓練(生活訓練)事業所については、前項第1号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練(生活訓練)事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練(生活訓練)事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、それぞれ1以上とする。
- 3 指定自立訓練(生活訓練)事業者が、指定自立訓練(生活訓練)事業所における指定自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練(生活訓練)(以下この項において「訪問による指定自立訓練(生活訓練)」という。)を提供する場合は、前2項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 4 第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 5 第1項第1号(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 6 第1項各号及び第2項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 7 第1項第1号又は第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第158条 第54条及び第84条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(設備の基準)

第159条 指定自立訓練(生活訓練)事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 訓練・作業室
- (2) 相談室
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 多目的室
- (6) 前各号に掲げるもののほか、運営に必要な設備
- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 訓練・作業室
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
 - (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
 - (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 3 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、第1項各号に掲げる設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は、次のとおりとする。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、同項第1号の訓練・作業室を設けないことができる。
 - (1) 居室
 - ア 1の居室の定員は、1人とすること。
 - イ 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
 - (2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- 4 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 5 第1項各号及び第3項各号に掲げる設備は、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4款 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

- 第160条** 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)を提供した際は、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日、その内容その他必要な事項を、指定自立訓練(生活訓練)の提供の都度記録しなければならない。
- 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練を提供した日、その内容その他必要な事項を記録しなければならない。
 - 3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前2項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練(生活訓練)を提供したことについて確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第161条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当であると認められるもの

4 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合は、第1項及び第2項の規定により支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 光熱水費
- (3) 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買取され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 日用品費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当であると認められるもの

5 第3項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、省令第170条第5項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

6 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第1項から第4項までの規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対して交付しなければならない。

7 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第3項各号及び第4項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

（記録の整備）

第162条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第160条第1項及び第2項のサービスの提供の記録
- (2) 次条において読み替えて準用する第62条第1項の規定により作成する自立訓練

（生活訓練）計画

(3) 次条において読み替えて準用する第93条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において読み替えて準用する第77条第1項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項についての同条第2項の記録

(5) 次条において読み替えて準用する第41条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録

(6) 次条において読み替えて準用する第42条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録
（準用）

第163条 第11条から第20条まで、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第61条から第64条まで、第70条、第72条から第74条まで、第77条、第78条、第91条から第97条まで、第134条、第151条及び第152条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条第1項及び第15条を除く。）中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、「指定共同生活介護事業者」とあり、及び「指定自立訓練（機能訓練）事業者」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介護の」とあり、及び「指定生活介護の」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）の」と、「指定居宅介護を」とあり、「指定療養介護を」とあり、「指定生活介護を」とあり、及び「指定共同生活介護を」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）を」と、「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、「指定生活介護事業所」とあり、及び「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」と、「指定居宅介護に」とあり、及び「指定療養介護に」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）に」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）の」と、「第33条」とあるのは「第163条において読み替えて準用する第94条」と、第15条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業者」と、「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）」と、「指定居宅介護を」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）を」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、自立訓練（生活訓練）」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第161条第1項から第4項まで」と、第24条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第171条において読み替えて準用する省令第22条の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第161条第2項」と、第61条第1項中「次条第1項」とあるのは「第163条において読み替えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）以外」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第63条中「前条」とあるのは「第163条において読み替えて準用する前条」と、第94条中「第97条」とあるのは「第163条において読み替えて準用する第97条」と、第97条中「前条」とあるのは「第163条において読み替えて準用する前条」と、第134条第1項中「、支給決定障害者」とあるのは「、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第171条におい

て読み替えて準用する省令第144条第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）」と、「指定共同生活介護及び」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）及び」と、同条第2項中「指定共同生活介護及び」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）及び」と読み替えるものとする。

第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第164条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第210条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難である障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数を合計した数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を、指定通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数を合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (4) 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第165条 第45条、第74条、第91条及び第150条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第10節 就労移行支援

第1款 基本方針

（基本方針）

第166条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の9に規定する者に対し、施行規則第6条の8に定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第167条 指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 職業指導員及び生活支援員
 - ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。
 - イ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とする。
 - ウ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とする。
- (2) 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(3) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項第1号及び第2号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数を当該指定就労移行支援事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

4 第1項各号に掲げる指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）

第168条 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る

学校養成施設認定規則（昭和26年^{文部省}令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所

（以下「認定指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。

イ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とする。

ウ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とする。

(2) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項各号に掲げる従業者及びその員数については、前条第2項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。

（準用）

第169条 第54条及び第84条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、認定指定就労移行支援事業所については、同条の規定は、適用しない。

第3款 設備に関する基準

（認定指定就労移行支援事業所の設備の基準）

第170条 次条において準用する第86条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

（準用）

第171条 第86条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

（実習の実施）

第172条 指定就労移行支援事業者は、利用者が第176条において読み替えて準用する第62条第1項に規定する就労移行支援計画に基づいて実習を実施することができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第173条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第174条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

（就職状況の報告）

第175条 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者数その他の就職に関する状況を知事に報告しなければならない。

（準用）

第176条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第61条から第64条まで、第70条、第72条から第74条まで、第77条から第79条まで、第89条から第97条まで、第134条、第150条及び第151条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条第1項及び第15条を除く。）中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、「指定共同生活介護事業者」とあり、及び「指定自立訓練（機能訓練）事業者」とあるのは「指定就労移行支援事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介護の」とあり、及び「指定生活介護の」とあるのは「指定就労移行支援の」と、「指定居宅介護を」とあり、「指定療養介護を」とあり、「指定生活介護を」とあり、「指定共同生活介護を」とあり、及び「指定自立訓練（機能訓練）を」とあるのは「指定就労移行支援を」と、「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、「指定生活介護事業所」とあり、及び「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「指定就労移行支援事業所」と、「指定居宅介護に」とあり、「指定療養介護に」とあり、及び「指定自立訓練（機能訓練）に」とあるのは「指定就労移行支援に」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定就労移行支援の」と、「第33条」とあるのは「第176条において読み替えて準用する第94条」と、第15条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定就労移行支援事

業者」と、「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定就労移行支援の事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）」と、「指定居宅介護を」とあるのは「指定就労移行支援を」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、就労移行支援」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第176条において読み替えて準用する第150条第1項から第3項まで」と、第24条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（省令第184条において読み替えて準用する省令第22条の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第176条において読み替えて準用する第150条第2項」と、第61条第1項中「次条第1項」とあるのは「第176条において読み替えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは「指定就労移行支援以外」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第63条中「前条」とあるのは「第176条において読み替えて準用する前条」と、第79条第2項同項第1号中「第57条第1項」とあるのは「第176条において読み替えて準用する第21条第1項」と、同項第2号中「第62条第1項」とあるのは「第176条において読み替えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第176条において読み替えて準用する第93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第176条において読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第176条」と、第94条中「第97条」とあるのは「第176条において読み替えて準用する第97条」と、第97条中「前条」とあるのは「第176条において読み替えて準用する前条」と、第134条第1項中「、支給決定障害者」とあるのは「、支給決定障害者（省令第184条において読み替えて準用する省令第144条第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）」と、「指定共同生活介護及び」とあるのは「指定就労移行支援及び」と、同条第2項中「指定共同生活介護及び」とあるのは「指定就労移行支援及び」と読み替えるものとする。

第11節 就労継続支援A型

第1款 基本方針

（基本方針）

第177条 施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら同号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第178条 指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（1） 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。

イ 職業指導員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とする。

ウ 生活支援員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とする。

（2） サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

- ア 利用者の数が60以下 1以上
イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項第1号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数を当該指定就労継続支援A型事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 第1項各号に掲げる指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
(準用)

第179条 第54条及び第84条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(設備の基準)

第180条 指定就労継続支援A型事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 訓練・作業室
(2) 相談室
(3) 洗面所
(4) 便所
(5) 多目的室
(6) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備
- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 訓練・作業室
ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 3 訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けなければならないことができる。
- 4 相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 5 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第181条 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は、専ら社会福祉事業（社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。）を行う者でなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社以外の者でなければならない。

(雇用契約の締結等)

第182条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により第190条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、施行規則第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。

(就労)

第183条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

(賃金及び工賃)

第184条 指定就労継続支援A型事業者は、第182条第1項の規定により雇用契約を締結している利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、第182条第2項の規定に基づき雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供する利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、1月当たり又は1時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

- 4 第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

(実習の実施)

第185条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第189条において読み替えて準用する第62条第1項に規定する就労継続支援A型計画に基づいて実習を実施することができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第186条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第187条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第188条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- (1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数
 - (2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数
 - (3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数
- (準用)

第189条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第61条から第64条まで、第70条、第72条から第74条まで、第77条から第79条まで、第91条から第97条まで、第150条、第151条及び第175条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条第1項及び第15条を除く。）中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、「指定自立訓練（機能訓練）事業者」とあり、及び「指定就労移行支援事業者」とあるのは「指定就労継続支援A型事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介護の」とあり、及び「指定生活介護の」とあるのは「指定就労継続支援A型の」と、「指定居宅介護を」とあり、「指定療養介護を」とあり、「指定生活介護を」とあり、「指定自立訓練（機能訓練）を」とあるのは「指定就労継続支援A型を」と、「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、「指定生活介護事業所」とあり、及び「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「指定就労継続支援A型事業所」と、「指定居宅介護に」とあり、「指定療養介護に」とあり、及び「指定自立訓練（機能訓練）に」とあるのは「指定就労継続支援A型に」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定就労継続支援A型の」と、「第33条」とあるのは「第189条において読み替えて準用する第94条」と、第15条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定就労継続支援A型事業者」と、「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定就労継続支援A型の事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）」と、「指定居宅介護を」とあるのは「指定就労継続支援A型を」と、第17条中「居宅介護」とあるのは「就労継続支援A型」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第189条において読み替えて準用する第150条第1項から第3項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第189条において読み替えて準用する第150条第2項」と、第61条第1項中「次条第1項」とあるのは「第189条において読み替えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは「指定就労継続支援A型以外」と、第63条中「前条」とあるのは「第189条において読み替えて準用する前条」と、第79条第2項第1号中「第57条第1項」とあるのは「第189条において読み替えて準用する第21条第1項」と、同項第2号中「第62条第1項」とあるのは「第189条において読み替えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第189条において読み替えて準用する第93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第189条において読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第189条」と、第94条中「第97条」とあるのは「第189条において読み替えて準用する第97条」と、第97条中「前条」とあるのは「第189条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

第12節 就労継続支援B型

第1款 基本方針

(基本方針)

第190条 施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(準用)

第191条 第54条、第84条及び第178条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(準用)

第192条 第180条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

(工賃の支払等)

第193条 指定就労継続支援B型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 前項の規定により利用者それぞれに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。
- 3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、1月当たり又は1時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として、第1項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対して支払われた1月当たり又は1時間当たりの工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

(準用)

第194条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第61条から第64条まで、第70条、第72条から第74条まで、第77条から第79条まで、第89条、第91条から第97条まで、第150条、第151条及び第185条から第187条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条第1項及び第15条を除く。）中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、「指定自立訓練（機能訓練）事業者」とあり、及び「指定就労継続支援A型事業者」とあるのは「指定就労継続支援B型事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介護の」とあり、及び「指定生活介護の」とあるのは「指定就労継続支援B型の」と、「指定居宅介護を」とあり、「指定療養介護を」とあり、「指定生活介護を」とあり、及び「指定自立訓練（機能訓練）を」とあるのは「指定就労継続支援B型を」と、「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、「指定生活介護事業所」とあり、及び「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「指定就労継続支援B型事業所」と、「指定居宅介護に」とあり、「指定療養介護に」とあり、及び「指定自立訓練（機

能訓練)に」とあるのは「指定就労継続支援B型に」と、「療養介護計画」とあり、及び「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定就労継続支援B型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定就労継続支援B型の」と、「第33条」とあるのは「第194条において読み替えて準用する第94条」と、第15条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定就労継続支援B型事業者」と、「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定就労継続支援B型の事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援B型事業所」という。）」と、「指定居宅介護を」とあるのは「指定就労継続支援B型を」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、就労継続支援B型」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第194条において読み替えて準用する第150条第1項から第3項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第194条において読み替えて準用する第150条第2項」と、第61条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において読み替えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは「指定就労継続支援B型以外」と、第63条中「前条」とあるのは「第194条において読み替えて準用する前条」と、第79条第2項第1号中「第57条第1項」とあるのは「第194条において読み替えて準用する第21条第1項」と、同項第2号中「第62条第1項」とあるのは「第194条において読み替えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第194条において読み替えて準用する第93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第194条において読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第194条」と、第94条中「第97条」とあるのは「第194条において読み替えて準用する第97条」と、第97条中「前条」とあるのは「第194条において読み替えて準用する前条」と、第185条第1項中「第189条」とあるのは「第194条」と読み替えるものとする。

第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準
(実施主体等)

第195条 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（第210条に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下「基準該当就労継続支援B型」という。）の事業を行う者（以下「基準該当就労継続支援B型事業者」という。）は、社会福祉法第2条第2項第7号に掲げる授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に掲げる授産施設を経営する者でなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）ごとに、高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第22号。次項において「保護施設基準条例」という。）第31条各号に掲げる職員のうちから1人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。

3 基準該当就労継続支援B型事業所は、保護施設基準条例に規定する授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。
(運営規程)

第196条 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間

- (4) 基準該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(工賃の支払)

第197条 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
(準用)

第198条 第11条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第22条、第25条第2項、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第54条、第61条から第64条まで、第72条、第74条、第77条から第79条まで、第89条、第91条から第93条まで、第95条から第97条まで、第150条（第1項を除く。）、第151条、第185条から第187条まで及び第190条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条第1項及び第38条第1項を除く。）中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、「指定自立訓練（機能訓練）事業者」とあり、及び「指定就労継続支援A型事業者」とあるのは「基準該当就労継続支援B型事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介護の」とあり、及び「指定生活介護の」とあるのは「基準該当就労継続支援B型の」と、「指定居宅介護を」とあり、「指定療養介護を」とあり、「指定生活介護を」とあり、及び「指定自立訓練（機能訓練）を」とあるのは「基準該当就労継続支援B型を」と、「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、「指定生活介護事業所」とあり、及び「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「基準該当就労継続支援B型事業所」と、「指定居宅介護に」とあり、「指定療養介護に」とあり、及び「指定自立訓練（機能訓練）に」とあるのは「基準該当就労継続支援B型に」と、「療養介護計画」とあり、及び「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「基準該当就労継続支援B型（第195条第1項に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「基準該当就労継続支援B型事業者」という。）」と、「指定居宅介護の」とあるのは「基準該当就労継続支援B型の」と、「第33条」とあるのは「第196条」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、就労継続支援B型」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第198条において読み替えて準用する第150条第2項及び第3項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第198条において読み替えて準用する第150条第2項」と、第38条第1項中「指定居宅介護事業所」とあるのは「基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）」と、第61条第1項中「次条第1項」とあるのは「第198条において読み替えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは「基準該当就労継続支援B型以外」と、第63条中「前条」とあるのは「第198条において読み替えて準用する前条」と、第79条第2項第1号中「第57

条第1項」とあるのは「第198条において読み替えて準用する第21条第1項」と、同項第2号中「第62条第1項」とあるのは「第198条において読み替えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第198条において読み替えて準用する第93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第198条において読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第198条」と、第97条中「前条」とあるのは「第198条において読み替えて準用する前条」と、第185条第1項中「第189条」とあるのは「第198条」と読み替えるものとする。

第13節 共同生活援助

第1款 基本方針

（基本方針）

第199条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第200条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- （1）世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上
- （2）サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が30以下 1以上
 - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項第1号の常勤換算方法とは、当該従業者の勤務延べ時間数を当該指定共同生活援助事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 第1項各号に掲げる指定共同生活援助の従業者は、専ら当該指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第201条 第129条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

（準用）

第202条 第130条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

（家事等）

第203条 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者とが共同で行うよう努めなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定共同生活援助

事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。

（勤務体制の確保等）

第204条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供することができるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
 - 3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。
 - 4 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- （準用）

第205条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第57条、第62条、第64条、第70条、第77条から第80条まで、第93条、第95条、第97条、第131条から第136条まで、第138条、第139条及び第141条から第144条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条第1項及び第38条第1項を除く。）中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、及び「指定共同生活介護事業者」とあるのは「指定共同生活援助事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介護の」とあり、「指定生活介護の」とあり、及び「指定共同生活介護の」とあるのは「指定共同生活援助の」と、「指定居宅介護を」とあり、「指定療養介護を」とあり、「指定生活介護を」とあり、及び「指定共同生活介護を」とあるのは「指定共同生活援助を」と、「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、及び「指定共同生活介護事業所」とあるのは「指定共同生活援助事業所」とあり、「指定療養介護に」とあり、及び「指定共同生活介護に」とあるのは「指定共同生活援助に」と、「療養介護計画」とあり、及び「共同生活介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）」と、「指定居宅介護の」とあるのは「指定共同生活援助の」と、「第33条」とあるのは「第205条において読み替えて準用する第139条」と、第17条中「居宅介護」とあるのは「指定共同生活援助」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第205条において読み替えて準用する第133条第1項から第3項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第205条において読み替えて準用する第133条第2項」と、第38条第1項「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）」と、第62条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは「指定共同生活援助以外」と、第79条第2項第1号中「第57条第1項」とあるのは「第205条において読み替えて準用する第57条第1項」と、同項第2号中「第62条第1項」とあるのは「第205条において読み替えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第205条において読み替えて準用する第93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第205条において読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第205条」と、第95条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定共同生活援助事業所」と、第97条中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定共同生活援助事業所」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第205条にお

いて読み替えて準用する第144条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第131条第1項中「指定共同生活介護は」とあるのは「指定共同生活援助は」と、第134条中「指定共同生活介護及び」とあるのは「指定共同生活援助及び」と、第135条第1項及び第136条中「第145条」とあるのは「第205条」と、同条第3号及び第138条第1項中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」と読み替えるものとする。

第14節 多機能型に関する特例

（従業者の員数等に関する特例）

第206条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。））、指定医療型児童発達支援事業所（同令第56条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（同令第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。次項において同じ。）

（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員の合計が20人未満である場合は、第83条第7項、第147条第7項及び第8項、第157条第7項、第167条第5項及び第6項並びに第178条第5項（第191条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この項において同じ。）は、第83条第1項第3号及び第8項、第147条第1項第2号及び第9項、第157条第1項第3号及び第8項、第167条第1項第3号及び第7項並びに第178条第1項第2号及び第6項（これらの規定を第191条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令第215条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものを1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

（1）利用者の数の合計が60以下 1以上

（2）利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

（設備の基準に関する特例）

第207条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第15節 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

（従業者の員数に関する特例）

第208条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（附則第6項において「指定共同生活介護の事業等」という。）を一体的に行う指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所（以下「一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第128

条第1項第1号及び第3号並びに第200条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

（1）世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法（当該従業者の勤務延べ時間数を当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。）で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を6で除した数以上

（2）サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所ごとに、ア又はイに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数の合計が30以下 1以上

イ 利用者の数の合計が31以上 1に、利用者の数の合計が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

（設備の基準及び定員の遵守に関する特例）

第209条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第130条（第202条において準用する場合を含む。）及び第142条（第205条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定を適用する。

第16節 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

（離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準）

第210条 離島その他の地域であって省令第219条の規定により厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難であるものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（次条第1項において「特定基準該当生活介護」という。）、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（次条において「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（次条第1項第4号において「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（次条第1項において「特定基準該当就労継続支援B型」という。）（以下「特定基準該当障害福祉サービス」総称する。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第214条までに定めるところによる。

（従業者の員数）

第211条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（1）医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数（特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。）

（2）看護職員 1以上（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

（3）理学療法士又は作業療法士 1以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練

又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

(4) 生活支援員 常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数及びイに掲げる利用者の数を10で除して得た数を合計した数以上

ア 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練（機能訓練）及び特定基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者

イ 特定基準該当就労継続支援B型の利用者

(5) 職業指導員 1以上（特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に限る。）

(6) サービス管理責任者 1以上

2 前項第4号の常勤換算方法とは、当該従業者の勤務延べ時間数を当該特定基準該当障害福祉サービス事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

3 第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難である特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3 第1項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

4 第1項第6号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。（管理者）

第212条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の職務に従事させることができるものとする。（利用定員）

第213条 特定基準該当障害福祉サービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。（準用）

第214条 第11条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第22条、第25条第2項、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第61条から第63条まで、第70条、第72条から第74条まで、第79条、第86条、第94条（第10号を除く。）及び第97条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条第1項、第38条第1項及び第3項並びに第43条を除く。）中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定療養介護事業者」とあり、及び「指定生活介護事業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、及び「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービスの」と、「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、及び「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、「指定居宅介護を」とあり、及び「指定療養介護を」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービスに」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス（第210条に規定する特定基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）」と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービスの」と、「第33条」とあるのは「第214条第1項において読み替えて準用する第94条」と、第17

条中「、居宅介護」とあるのは「、その提供する障害福祉サービス」と、「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第214条第2項において読み替えて準用する第87条第2項及び第3項、第214条第3項及び第5項において読み替えて準用する第150条第2項及び第3項並びに第214条第4項において読み替えて準用する第161条第2項及び第3項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第214条第2項において読み替えて準用する第87条第2項、第214条第3項及び第5項において読み替えて準用する第150条第2項並びに第214条第4項において読み替えて準用する第161条第2項」と、第38条第1項中「指定居宅介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）」と、同条第3項中「指定居宅介護事業者は」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業者は」と、「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業者等」と、第43条中「指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業者は、その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第61条第1項中「次条第1項」とあるのは「第214条第1項において読み替えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス以外」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、第63条中「前条」とあるのは「第214条第1項において読み替えて準用する前条」と、第79条第2項第1号中「第57条第1項」とあるのは「第214条第1項において読み替えて準用する第21条第1項」と、同項第2号中「第62条第1項」とあるのは「第214条第1項において読み替えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第214条第2項から第5項までにおいて読み替えて準用する第93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第214条第2項から第5項までにおいて読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第214条第1項」と、第94条中「第97条」とあるのは「第214条第1項において読み替えて準用する第97条」と、第97条中「前条」とあるのは「第214条第2項から第5項までにおいて読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第64条、第77条、第78条、第82条、第87条（第1項を除く。）、第88条（第5項を除く。）、第89条から第93条まで、第95条及び第96条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、これらの規定（第64条及び第88条第6項を除く。）中「指定療養介護事業者」とあり、及び「指定生活介護事業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業者」と、「指定生活介護を」とあるのは「特定基準該当生活介護を」と、「指定生活介護に」とあるのは「特定基準該当生活介護に」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第64条中「指定療養介護事業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス（第210条に規定する特定基準該当障害福祉サービスをいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）」と、第77条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当生活介護（第210条に規定する特定基準該当生活介護をいう。以下同じ。）の」と、第82条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第87条第4項中「省令第82条第4項」とあるのは「省令第223条第2項において準用する省令第82条

第4項」と、第88条第6項中「指定生活介護事業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業者」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス（第210条に規定する特定基準該当障害福祉サービスをいう。）を行う事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）」と、第93条第1号中「指定生活介護の」とあるのは「特定基準該当生活介護の」と、同条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と読み替えるものとする。

3 第64条、第77条、第78条、第91条から第93条まで、第95条、第96条、第146条、第150条（第1項を除く。）、第151条（第3項を除く。）及び第152条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、これらの規定（第64条を除く。）中「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、及び「指定自立訓練（機能訓練）事業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業者」と、第64条中「指定療養介護事業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス（第210条に規定する特定基準該当障害福祉サービスをいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）」と、第77条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）（第210条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の」と、第91条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス（第210条に規定する特定基準該当障害福祉サービスをいう。）を行う事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）」と、第93条中「指定生活介護を」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）を」と、同条第1号中「指定生活介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）の」と、同条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第146条中「自立訓練（機能訓練）（施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第95条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第150条第2項中「指定自立訓練（機能訓練）を」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）を」と、「指定自立訓練（機能訓練）に」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）に」と、同条第3項中「指定自立訓練（機能訓練）に」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）に」と、同条第4項中「省令第159条第4項」とあるのは「省令第223条第3項において準用する省令第159条第4項」と、第151条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第64条、第77条、第78条、第91条から第93条まで、第95条、第96条、第151条（第3項を除く。）、第152条第2項、第156条及び第161条（第1項及び第4項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、これらの規定（第64条を除く。）中「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、「指定自立訓練（機能訓練）事業者」とあり、及び「指定自立訓練（生活訓練）事業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業者」と、第64条中「指定療養介護事業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス（第210条に規定する特定基準該当障害福祉サービスをいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）」と、第77条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）（第210条に規定する特定基準該当自

立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の」と、第91条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス（第210条に規定する特定基準該当障害福祉サービスをいう。）を行う事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）」と、第93条中「指定生活介護を」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）を」と、同条第1号中「指定生活介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）の」と、同条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第95条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第151条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第156条中「自立訓練（生活訓練）（施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第161条第2項中「指定自立訓練（生活訓練）を」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）を」と、「指定自立訓練（生活訓練）に」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）に」と、同条第3項中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、同条第5項中「省令第170条第5項」とあるのは「省令第223条第4項において準用する省令第170条第5項」と読み替えるものとする。

5 第64条、第77条、第78条、第89条、第91条から第93条まで、第95条、第96条、第150条（第1項を除く。）、第151条（第3項を除く。）、第185条から第187条まで、第190条及び第193条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、これらの規定（第64条を除く。）中「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、「指定自立訓練（機能訓練）事業者」とあり、及び「指定就労継続支援A型事業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業者」と、第64条中「指定療養介護事業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス（第210条に規定する特定基準該当障害福祉サービスをいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）」と、第77条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型（第210条に規定する特定基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の」と、第91条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス（第210条に規定する特定基準該当障害福祉サービスをいう。）を行う事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）」と、第93条中「指定生活介護を」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型を」と、同条第1号中「指定生活介護の」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型の」と、同条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第95条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第150条第2項中「指定自立訓練（機能訓練）を」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型を」と、「指定自立訓練（機能訓練）に」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型に」と、同条第3項中「指定自立訓練（機能訓練）に」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型に」と、同条第4項中「省令第159条第4項」とあるのは「省令第223条第5項において準用する省令第159条第4項」と、第151条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第185条第1項中「第189条」とあるのは「第214条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第190条中「施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B

型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第193条第1項中「指定就労継続支援B型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）」とあり、並びに同条第3項及び第4項中「指定就労継続支援B型事業者」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業者」と読み替えるものとする。

第3章 指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準

（指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る申請者）

第215条 法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、療養介護又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。第3項において同じ。）に係る指定又は指定の更新の申請にあっては、この限りでない。

2 前項の法人の役員等は、暴力団員等であってはならない。

3 療養介護又は短期入所に係る指定又は指定の更新に係る申請者（当該申請者が法人である場合にあってはその役員等、法人以外の団体である場合にあってはその代表者、理事その他法人における役員等と同等の責任を有する者）は、暴力団員等であってはならない。

第4章 雑則

（委任）

第216条 この条例に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条、第45条（第46条、第51条、第81条、第98条、第101条、第113条、第115条、第126条、第145条、第153条、第155条、第163条、第165条、第176条、第189条、第194条、第198条、第205条及び第214条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第3項（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）（これらの規定を第98条、第101条、第113条、第115条、第153条、第155条、第163条、第165条、第176条、第189条、第194条、第198条及び第214条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第80条（第101条、第113条、第115条、第126条、第145条及び第205条において読み替えて準用する場合を含む。）、第91条第5項（第153条、第155条、第163条、第165条、第176条、第189条、第194条及び第198条において読み替えて準用する場合を含む。）、第143条第1項及び第2項（防災対策マニュアルの策定等及び掲示並びに訓練の回数に係る部分に限る。）並びに第3項（これらの規定を第205条において読み替えて準用する場合を含む。）、第184条第3項（工賃の平均額の目標に係る部分に限る。）、第193条第3項（工賃の平均額の目標に係る部分に限る。）（第214条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第215条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第83条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

（1）アからウまでに掲げる利用者（省令附則第4条第1項第1号の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数

イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

（2）前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項の指定生活介護の単位とは、指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 第2項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数を当該指定生活介護事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

6 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日（以下「省令施行日」という。）において現に存していた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活介護の事業等を行う場合は、当該事業所の共同生活住居（省令施行日において基本的な設備が完成していたものを含み、省令施行日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第130条第6項及び第7項（これらの規定を第202条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。

7 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第4号に掲げる区分4、同条第5号に掲げる区分5又は同条第6号に掲げる区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合においては、平成27年3月31日までの間、第137条第3項の規定は、当該利用者については適用しない。

8 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第4号に掲げる区分4、同条第5号に掲げる区分5又は同条第6号に掲げる区分6に該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、平成27年3月31日までの間、第137条第3項の規定は、当該利用者については適用しない。

（1）当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。

（2）当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要があると認めること。

9 前2項の規定の適用がある場合においては、第128条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第7項又は第8項の規定の適用を受ける者にあっては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。

10 省令施行日において現に存していた法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下この項において「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム又は法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に

関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム（以下この項において「旧精神障害者福祉ホーム」という。）（これらの施設のうち、省令施行日において基本的な設備が完成していたものを含み、省令施行日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活介護の事業等について、第130条（第202条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、当分の間、第130条第6項中「2人以上10人以下」とあるのは、「2人以上30人以下」とし、同条第7項第2号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）附則第8条の2の規定により厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しない。

高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第16号

高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 指定障害者支援施設の指定等に係る申請者に関する基準（第5条）
- 第3章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準
 - 第1節 基本方針（第6条）
 - 第2節 人員に関する基準（第7条－第10条）
 - 第3節 設備に関する基準（第11条・第12条）
 - 第4節 運営に関する基準（第13条－第64条）
- 第4章 雑則（第65条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号並びに第44条第1項及び第2項の規定により、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定障害者支援施設の指定等に係る申請者に関する基準）

第3条 法第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する法第36条第4項の厚生労働省令で定める基準に従い法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める指定障害者支援施設の指定等に係る申請者に関する基準は、次章に定めるとおりとする。

（指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 法第44条第1項及び第2項の条例で定める指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- （1）法第44条第1項の条例で定める施設障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準に関し、同条第3項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第7条から第9条まで、第10条第2項、第32条第6項、第33条第3項及び第47条第1項の規定による基準
- （2）法第44条第2項の条例で定める指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第11条第1項第2号及び第2項第2号ウ並びに附則第3項から第5項までの規定による基準
- （3）法第44条第2項の条例で定める指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第13条、第15条、第32条第7項、第33条第4項、第35条、第44条、第55条、第56条及び第61条の規定による基準
- （4）法第44条第1項の条例で定める施設障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準又は同条第2項の条例で定める指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項各号に掲げる事項以外の事項について同項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 第3章及び附則第2項から第8項までに定める基準のうち、前3号に定める規定による基準以外のもの

第2章 指定障害者支援施設の指定等に係る申請者に関する基準

（指定障害者支援施設の指定等に係る申請者）

第5条 法第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

2 前項の法人の役員等は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第64条において同じ。）であってはならない。

第3章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 基本方針

（基本方針）

第6条 指定障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第29条第1項において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第7条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- （1）生活介護を行う場合

- ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
- (ア) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
- a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。
- (a) i からiiiまでに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれ i からiiiまでに定める数
- i 平均障害程度区分が4未満 利用者（省令第4条第1項第1号イ(2)（一）(イ)（i）の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。）の数を6で除した数
- ii 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数
- iii 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数
- (b) (a) i の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数
- b 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とする。
- c 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。
- d 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とする。
- (ウ) サービス管理責任者 a 又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又はbに定める数
- a 利用者の数が60以下 1以上
- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- イ ア(イ)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難である場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- ウ ア(イ)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- エ ア(ウ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- (2) 自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合
- ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
- (ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
- a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。
- b 看護職員の数は、1以上とする。
- c 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とする。
- d 生活支援員の数は、1以上とする。
- (イ) サービス管理責任者 a 又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又はbに定める数
- a 利用者の数が60以下 1以上

- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- イ 指定障害者支援施設が、当該指定障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）（以下この号において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、アに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- ウ ア(ア)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難である場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- エ ア(ア)の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- オ ア(ア)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- カ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- (3) 自立訓練（生活訓練）（施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合
- ア 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
- (ア) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (イ) サービス管理責任者 a 又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又はbに定める数
- a 利用者の数が60以下 1以上
- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- イ 健康上の管理等の必要がある利用者のために看護職員を置いている場合については、ア(ア)中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。
- ウ 指定障害者支援施設が、当該指定障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この号において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行う場合は、ア及びイに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- エ ア(ア)（イの規定により読み替えて適用する場合を含む。）の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- オ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- (4) 就労移行支援を行う場合
- ア 就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
- (ア) 職業指導員及び生活支援員
- a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。
- b 職業指導員の数は、1以上とする。
- c 生活支援員の数は、1以上とする。
- (イ) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上
- (ウ) サービス管理責任者 a 又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ

- a 又は b に定める数
 a 利用者の数が60以下 1 以上
 b 利用者の数が61以上 1 に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- イ アの規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年^{文部省}令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設（第11条第3項において「認定指定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
- (ア) 職業指導員及び生活支援員
 a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。
 b 職業指導員の数は、1 以上とする。
 c 生活支援員の数は、1 以上とする。
- (イ) サービス管理責任者 a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ
 a 又は b に定める数
 a 利用者の数が60以下 1 以上
 b 利用者の数が61以上 1 に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- ウ ア(ア)又はイ(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- エ ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- オ ア(ウ)又はイ(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- (5) 就労継続支援B型（施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を行う場合
 ア 就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
- (ア) 職業指導員及び生活支援員
 a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。
 b 職業指導員の数は、1 以上とする。
 c 生活支援員の数は、1 以上とする。
- (イ) サービス管理責任者 a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ
 a 又は b に定める数
 a 利用者の数が60以下 1 以上
 b 利用者の数が61以上 1 に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- イ ア(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- ウ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- (6) 施設入所支援を行う場合
 施設入所支援を行うために置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 ア 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の

区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は省令第4条第6号イ(1)の規定により厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

(ア) 利用者の数が60以下 1 以上

(イ) 利用者の数が61以上 1 に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項第1号及び第6項の生活介護の単位とは、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 第1項第6号及び第6項の施設入所支援の単位とは、施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第1項第1号から第5号までの常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 6 第1項各号に掲げる指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（従業者の員数に関する特例）

第8条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号の福祉型障害児入所施設をいう。第12条において同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。第12条において同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。同条において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第14号。同条において「指定障害児入所施設等基準条例」という。）第7条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第1項第1号及び第6号に掲げる基準を満たしているものとみなすことができる。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）

第9条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第7条第1項第1号ウ、第2号エ及びオ、第3号エ、第4号ウ（イ(ア)に係る部分を除く。）及びエ並びに第5号イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

- 2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第7条第1項第1号ア(ウ)及びエ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及びオ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げ

る当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち省令第5条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

- (1) 利用者の数の合計が60以下 1以上
- (2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
(従たる事業所を設置する場合における特例)

第10条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（同項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤であり、かつ、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

(設備の基準)

第11条 指定障害者支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 訓練・作業室
 - (2) 居室
 - (3) 食堂
 - (4) 浴室
 - (5) 洗面所
 - (6) 便所
 - (7) 相談室
 - (8) 多目的室
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備
- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 訓練・作業室
 - ア 専ら当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
 - (2) 居室
 - ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。
 - エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - (3) 食堂
 - ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - イ 必要な備品を備えること。

- (4) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
 - (5) 洗面所
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 利用者の特性に応じたものであること。
 - (6) 便所
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 利用者の特性に応じたものであること。
 - (7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - (8) 廊下幅
 - ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
 - イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。
- 3 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、前項に規定するもののほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。
- 4 相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

(設備に関する特例)

第12条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設等基準条例第8条第1項から第5項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第13条** 指定障害者支援施設は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、第48条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。（契約支給量の報告等）
- 第14条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この条において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。
- 2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。
 - 3 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区をいう。第59条第5項において同じ。）を含む。以下同

じ。）に対して遅滞なく報告しなければならない。

- 4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。
(提供拒否の禁止)

第15条 指定障害者支援施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第16条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第17条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同令第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同令第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同令第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（同令第201条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対して自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第18条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第19条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第20条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第21条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めなければ

ならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第22条 指定障害者支援施設は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合は、その従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び当該利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第23条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設障害福祉サービスを提供した日、その内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設障害福祉サービスを提供した日、その内容その他必要な事項を記録しなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、前2項の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定障害者支援施設が支給決定障害者に求めることができる金銭の支払の範囲等)

第24条 指定障害者支援施設が、施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができる場合は、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させる場合であって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に対して金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第25条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定障害者支援施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定障害者支援施設は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 生活介護を行う場合 次に掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 創作的活動に係る材料費

ウ 日用品費

エ アからウまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定

障害者に負担させることが適当であると認められるもの

(2) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次に掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 日用品費

ウ ア及びイに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当であると認められるもの

(3) 施設入所支援を行う場合 次に掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額（法第34条第2項において読み替えて準用する法第29条第4項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

イ 省令第19条第3項第3号ロの規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ウ 被服費

エ 日用品費

オ アからエまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当であると認められるもの

4 前項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる費用については、省令第19条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定障害者支援施設は、第1項から第3項までの規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対して交付しなければならない。

6 指定障害者支援施設は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第26条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下この条において「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等）

第27条 指定障害者支援施設は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、第25条第2項の規定により法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要があると認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

（施設障害福祉サービスの取扱方針）

第28条 指定障害者支援施設は、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定障害者支援施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設障害福祉サービス計画の作成等）

第29条 指定障害者支援施設の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。

- 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議を開催し、前項の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際は、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第30条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
（相談等）

第31条 指定障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者が、当該指定障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合は、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

（介護）

第32条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心

身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活に必要な支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
- 7 指定障害者支援施設は、利用者に対し、その負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
（訓練）

第33条 指定障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、利用者に対し、その負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。
（生産活動）

第34条 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
（工賃の支払等）

第35条 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に対し、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額を、3,000円を下回るものとしてはならない。
- 3 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、1月当たり又は1時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として、第1項の規定により支払われる工賃の水準を高める

よう努めなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対して支払われた1月当たり又は1時間当たりの工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

（実習の実施）

第36条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を実施することができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を実施することができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、前2項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第37条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第38条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（就職状況の報告）

第39条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を知事に報告しなければならない。

（食事）

第40条 指定障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

- 2 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合は、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対し、その内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた

適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。
- 6 指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この項において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（社会生活上の便宜の供与等）

第41条 指定障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（健康管理）

第42条 指定障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対し、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第43条 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い）

第44条 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第45条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の設置者が利用者に係る給付金（省令第38条の2の規定により厚生労働大臣が定める給付金をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に定めるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。
- （支給決定障害者に関する市町村への通知）

第46条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村に通知しなければならない。

- （1） 正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- （2） 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。
（管理者による管理等）

第47条 指定障害者支援施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設以外の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

- 2 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。
- 3 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者に法及びこの条例の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
（運営規程）

第48条 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第54条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- （1） 指定障害者支援施設の目的及び運営の方針
- （2） 提供する施設障害福祉サービスの種類
- （3） 従業者の職種、員数及び職務の内容
- （4） 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- （5） 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- （6） 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- （7） 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- （8） サービスの利用に当たっての留意事項
- （9） 緊急時等における対応方法
- （10） 非常災害対策
- （11） 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- （12） 虐待の防止のための措置に関する事項
- （13） 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第49条 指定障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供することができるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定障害者支援施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
（定員の遵守）

第50条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員

及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第51条 指定障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該指定障害者支援施設の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
（衛生管理等）

第52条 指定障害者支援施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（協力医療機関等）

第53条 指定障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
（掲示）

第54条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
（身体拘束等の禁止）

第55条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定障害者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
（秘密保持等）

第56条 指定障害者支援施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定障害者支援施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。
（情報の提供等）

第57条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設について広告をする場合において、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。
(利益供与等の禁止)

第58条 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
(苦情への対応)

第59条 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定障害者支援施設は、知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合は、速やかに、第3項から前項までの改善の内容を報告しなければならない。

7 指定障害者支援施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査又は同条第2項の規定に基づくあっせんのできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第60条 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第61条 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
(会計の区分)

第62条 指定障害者支援施設は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
(記録の整備)

第63条 指定障害者支援施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 第23条第1項及び第2項の施設障害福祉サービスの提供の記録

(2) 施設障害福祉サービス計画

(3) 第46条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第55条第1項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項についての同条第2項の記録

(5) 第59条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録

(6) 第61条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録

(暴力団の排除)

第64条 指定障害者支援施設の設置者、管理者その他当該指定障害者支援施設の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「設置者等」という。）は、暴力団員等であってはならない。

2 指定障害者支援施設の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 指定障害者支援施設の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

第4章 雑則

(委任)

第65条 この条例に定めるもののほか、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第5条、第35条第3項（工賃の平均額の目標に係る部分に限る。）、第40条第6項、第51条（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）及び第64条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

- （経過措置）
- 2 平成18年10月1日（以下「省令施行日」という。）において現に存していた法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下この項において「旧身体障害者福祉法」という。）第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者療護施設」という。）又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。次項において「整備省令」という。）による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第2条第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（省令施行日において基本的な設備が完成していたものを含み、省令施行日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）については、当分の間、第11条第1項第8号の多目的室を設けないことができる。
- 3 省令施行日において現に存していた指定身体障害者療護施設であって整備省令による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号）附則第3条の適用を受けているもの、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設（旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（旧知的障害者更生施設等指定基準第2条第2号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。）をいう。附則第6項において同じ。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第11条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。
- 4 省令施行日において現に存していた指定知的障害者更生施設であって、旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合における当該施設の建物について、第11条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。
- 5 平成24年4月1日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第5条による改正前の児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等（附則第7項において「旧指定知的障害児施設等」という。）であって、同日以後に指定障害者支援施設となるものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合における当該施設の建物について、第11条第2項の規定を適用する場合においては、当分の間、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。
- 6 省令施行日において現に存していた指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物に

については、当分の間、第11条第2項第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

- 7 平成24年4月1日において現に存していた旧指定知的障害児施設等であって、同日以後に指定障害者支援施設となるものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合における当該施設の建物については、第11条第2項第2号キの規定は、当分の間、適用しない。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。
- 8 省令施行日において現に存していた指定身体障害者療護施設において施設障害福祉サービスを提供する場合における当該指定身体障害者療護施設の建物については、第11条第2項第8号の規定は、当分の間、適用しない。

高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第17号

高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
 第2章 療養介護（第5条―第35条）
 第3章 生活介護（第36条―第53条）
 第4章 自立訓練（機能訓練）（第54条―第58条）
 第5章 自立訓練（生活訓練）（第59条―第63条）
 第6章 就労移行支援（第64条―第72条）
 第7章 就労継続支援A型（第73条―第87条）
 第8章 就労継続支援B型（第88条―第90条）
 第9章 多機能型に関する特例（第91条―第93条）
 第10章 雑則（第94条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定により、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第80条第1項の条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- （1） 法第80条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に

従い定める基準 第7条、第13条（第3項を除く。）、第38条（第58条、第63条及び第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、第42条（第3項を除く。）、第43条第3項（第58条、第63条及び第72条において準用する場合を含む。）、第45条第5項、第55条、第56条第3項（第63条、第72条、第87条及び第90条において読み替えて準用する場合を含む。）、第62条、第66条、第67条、第74条（第90条において読み替えて準用する場合を含む。）、第77条（第90条において読み替えて準用する場合を含む。）、第78条第3項（第90条において準用する場合を含む。）及び第92条並びに附則第2項から第5項までの規定による基準

- (2) 法第80条第2項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第12条第1項（病室に係る部分に限る。）並びに第61条第3項本文（居室に係る部分に限る。）及び第1号イの規定による基準
- (3) 法第80条第2項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第22条第5項、第29条（第53条、第58条、第63条、第72条、第87条及び第90条において読み替えて準用する場合を含む。）、第30条（第53条、第58条、第63条、第72条、第87条及び第90条において読み替えて準用する場合を含む。）、第33条（第53条、第58条、第63条、第72条、第87条及び第90条において読み替えて準用する場合を含む。）、第45条第6項、第47条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、第56条第4項（第63条、第72条、第87条及び第90条において読み替えて準用する場合を含む。）、第79条、第80条、第82条及び第89条の規定による基準
- (4) 法第80条第2項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第11条、第13条第3項、第40条（第58条、第72条及び第90条において読み替えて準用する場合を含む。）、第42条第3項、第43条第2項（第58条、第63条及び第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、第60条、第75条、第78条第2項（第90条において準用する場合を含む。）及び第91条の規定による基準
- (5) 法第80条第2項各号に掲げる事項以外の事項について同項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次条から第93条までに定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの
（障害福祉サービス事業者の一般原則）

- 第4条** 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第8章までに定める事業を行う者に限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第18条第1項において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。
- 2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 療養介護 （基本方針）

- 第5条** 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第2条の2に規定する者に対し、当該利用者の身体その他の状況及びその置か

れている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（構造設備の一般原則）

- 第6条** 療養介護の事業を行う者（以下「療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「療養介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（管理者の資格要件）

- 第7条** 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

（運営規程）

- 第8条** 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
（非常災害対策）

- 第9条** 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、医療機関の一部を利用してサービスを提供する療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

- 3 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、第1項の防災対策マニュアルの概要を当該療養介護事業所の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、医療機関の一部を利用してサービスを提供する療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

- 第10条** 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第18条第1項に規定する療養介護計画

(2) 第29条第1項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項についての同条第2項の記録

(3) 第31条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録

(4) 第33条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録

(規模)

第11条 療養介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第12条 療養介護事業所には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員配置の基準)

第13条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準以上

(3) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上

(4) 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

(5) サービス管理責任者 療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第3号及び第4号並びに第5項の療養介護の単位とは、療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位の利用定員は、20人以上とする。

4 第1項第3号及び第4号の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数を当該療養介護事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

5 第1項第4号及び第5号に掲げる療養介護事業所の職員は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

8 第1項第5号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。（心身の状況等の把握）

第14条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第15条 療養介護事業者は、療養介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(療養介護事業者が利用者に求めることができる金銭の支払の範囲等)

第16条 療養介護事業者が、療養介護を提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができる場合は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させる場合であって、当該利用者に対して支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に対して金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

(療養介護の取扱方針)

第17条 療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供する療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第18条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画（以下この条において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該療養介護

事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項の療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際は、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて、療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第19条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
（相談及び援助）

第20条 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（機能訓練）

第21条 療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第22条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 療養介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整

容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

- 5 療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該療養介護事業所の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。
（その他のサービスの提供）

第23条 療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
（緊急時等の対応）

第24条 職員は、現に療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、他の専門医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務）

第25条 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員に法及びこの条例の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
（勤務体制の確保等）

第26条 療養介護事業者は、利用者に対し、適切な療養介護を提供することができるよう、療養介護事業所ごとに、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業所の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 療養介護事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
（定員の遵守）

第27条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
（衛生管理等）

第28条 療養介護事業者は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（身体拘束等の禁止）

第29条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
（秘密保持等）

第30条 療養介護事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 療養介護事業者は、職員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知

り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（苦情への対応）

第31条 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 療養介護事業者は、市町村から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

（地域との連携等）

第32条 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第33条 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（県内産農林水産物等の使用）

第34条 療養介護事業者は、利用者に対して食事を提供する場合は、県内で生産された農林水産物（以下「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（暴力団の排除）

第35条 療養介護事業者、療養介護事業所の管理者その他当該療養介護事業所の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「療養介護事業者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であってはならない。

2 療養介護事業者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 療養介護事業所の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

第3章 生活介護

（基本方針）

第36条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第2条の4に規定する者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的

活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（構造設備の一般原則）

第37条 生活介護の事業を行う者（以下「生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（管理者の資格要件）

第38条 生活介護事業所の管理者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業（同法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（運営規程）

第39条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（規模）

第40条 生活介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、離島その他の地域であって省令第37条ただし書の規定により厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、10人以上とすることができる。

（設備の基準）

第41条 生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 訓練・作業室
- (2) 相談室
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 多目的室
- (6) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 訓練・作業室
 ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 3 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 4 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 (職員配置の基準)
- 第42条** 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
- (1) 管理者 1
- (2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
 ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害程度区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とする。
 (ア) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上
 (イ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上
 (ウ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上
 イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とする。
 ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。
 エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とする。
- (4) サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 ア 利用者の数が60以下 1以上
 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項第3号及び第6項の生活介護の単位とは、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。
- 4 第1項第3号の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数を当該生活介護事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 5 第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 6 第1項各号（第1号を除く。）及び前項に規定する生活介護事業所の職員は、専ら当

該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

7 第1項第1号の管理者（次条第3項において「管理者」という。）は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

8 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

9 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
 (従たる事業所を設置する場合における特例)

第43条 生活介護事業者は、生活介護事業所における主たる事業所（第3項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤であり、かつ、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。
 (サービス提供困難時の対応)

第44条 生活介護事業者は、当該生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護)

第45条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活に必要な支援を適切に行わなければならない。

5 生活介護事業者は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。

6 生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該生活介護事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第46条 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第47条 生活介護事業者は、生産活動に従事している者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

（食事）

第48条 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し、食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合は、その内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

5 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、県内産農林水産物及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（健康管理）

第49条 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（緊急時等の対応）

第50条 職員は、現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（衛生管理等）

第51条 生活介護事業者は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（協力医療機関）

第52条 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

（準用）

第53条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで及び第35条の規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第9条第1項及び第3項を除く。）中「療養介護事業者」とあるのは「生活介護事業者」と、「療養介護の」とあるのは「生活介護の」と、「療養介護を」とあるのは「生活介護を」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、「療養介護事業所」とあるのは「生活介護事業所」と、「療養介護に」とあるのは「生活介護に」と、第9条第1項中「療養介護事業者」とあるのは「生活介護の事業を行う者（以下「生活介護事業者」という。）」と、同条第3項中「療養介護事業者」とあるのは「生活介護事業者」と、「療養介護事業所」とあるのは「生活介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）」と、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第53条において読み替えて準用する第18条第1項」と、同項第

2号中「第29条第1項」とあるのは「第53条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第31条第1項」とあるのは「第53条において読み替えて準用する第31条第1項」と、同項第4号中「第33条第1項」とあるのは「第53条において読み替えて準用する第33条第1項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第53条において読み替えて準用する次条第1項」と、第18条第4項中「療養介護以外」とあるのは「生活介護以外」と、第19条中「前条」とあるのは「第53条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

第4章 自立訓練（機能訓練）

（基本方針）

第54条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7第1号に規定する者に対し、施行規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（職員配置の基準）

第55条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

（1）管理者 1

（2）看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ 看護職員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

エ 生活支援員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

（3）サービス管理責任者 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 自立訓練（機能訓練）事業者が、自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

4 第1項第2号の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数を当該自立訓練（機能訓練）事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

5 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

6 第1項各号（第1号を除く。）、第2項及び前項に規定する自立訓練（機能訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければな

らない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

7 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（機能訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（機能訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

8 第1項第2号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

9 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

10 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。（訓練）

第56条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 自立訓練（機能訓練）事業者は、常時1人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その負担により、当該自立訓練（機能訓練）事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

第57条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第66条第1項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業者を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第58条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条、第37条から第41条まで、第43条、第44条及び第48条から第52条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第9条第1項及び第3項を除く。）中「療養介護事業者」とあり、及び「生活介護事業者」とあるのは「自立訓練（機能訓練）事業者」と、「療養介護の」とあり、及び「生活介護の」とあるのは「自立訓練（機能訓練）の」と、「療養介護を」とあり、及び「生活介護を」とあるのは「自立訓練（機能訓練）を」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「療養介護事業所」とあり、及び「生活介護事業所」とあるのは「自立訓練（機能訓練）事業所」と、「療養介護」とあるのは「自立訓練（機能訓練）に」と、第9条第1項中「療養介護事業者」とあるのは「自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）」と、同条第3項中「療養介護事業者」とあるのは「自立訓練（機能訓練）事業者」と、「療養介護事業所」とあるのは「自立訓練（機能訓練）事業者が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）」と、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第58条において読み替えて準用する第18条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第58条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第31条第1項」とあるのは「第58条において読み替えて準用する第31条第1項」と、同項第4号中「第33条第1項」とあるのは「第58条にお

いて読み替えて準用する第33条第1項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第58条において読み替えて準用する次条第1項」と、第18条第4項中「療養介護以外」とあるのは「自立訓練（機能訓練）以外」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第19条中「前条」とあるのは「第58条において読み替えて準用する前条」と、第40条ただし書中「省令第37条ただし書」とあるのは「省令第55条において準用する省令第37条ただし書」と読み替えるものとする。

第5章 自立訓練（生活訓練）

（基本方針）

第59条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7第2号に規定する者に対し、施行規則第6条の6第2号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（規模）

第60条 自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（第62条において「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、離島その他の地域であって省令第57条第1項の規定により厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練（施行規則第25条第7号に掲げる宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）のみを行うものを除く。）については、10人以上とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う自立訓練（生活訓練）事業所は、宿泊型自立訓練に係る10人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）に係る20人以上（前項ただし書の規定により知事が認める地域において事業を行うものにあつては、10人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（設備の基準）

第61条 自立訓練（生活訓練）事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該自立訓練（生活訓練）事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 訓練・作業室
- (2) 相談室
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 多目的室
- (6) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 訓練・作業室
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第1項各号に掲げる

設備のほか、居室及び浴室を備えるものとし、その基準は、次のとおりとする。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、訓練・作業室を設けないことができる。

- (1) 居室
 - ア 1の居室の定員は、1人とすること。
 - イ 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
- (2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- 4 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 5 第1項各号及び第3項各号に掲げる設備は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所（次項において「宿泊型自立訓練事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であつて、火災時における利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第62条 自立訓練（生活訓練）事業者が自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 生活支援員 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数及びイに掲げる利用者の数を10で除した数を合計した数以上
 - ア イに掲げる利用者以外の利用者
 - イ 宿泊型自立訓練の利用者
- (3) 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合は、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上
- (4) サービス管理責任者 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 健康上の管理等の必要がある利用者のために看護職員を置いている自立訓練（生活訓

練）事業所については、前項第2号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1以上とする。

- 3 自立訓練（生活訓練）事業者が、自立訓練（生活訓練）事業所における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前2項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 4 第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 5 第1項第2号（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の常勤換算方法とは、当該職員の勤務延べ時間数を当該自立訓練（生活訓練）事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 6 第1項各号（第1号を除く。）（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる自立訓練（生活訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 7 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 8 第1項第2号（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 9 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。（準用）

第63条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条、第37条から第39条まで、第43条、第44条、第48条から第52条まで、第56条及び第57条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第9条第1項及び第3項を除く。）中「療養介護事業者」とあり、「生活介護事業者」とあり、及び「自立訓練（機能訓練）事業者」とあるのは「自立訓練（生活訓練）事業者」とあり、「療養介護の」とあり、及び「生活介護の」とあるのは「自立訓練（生活訓練）を」と、「療養介護を」とあり、及び「生活介護を」とあるのは「自立訓練（生活訓練）を」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「療養介護事業所」とあり、「生活介護事業所」とあり、及び「自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「自立訓練（生活訓練）事業所」と、「療養介護に」とあるのは「自立訓練（生活訓練）に」と、第9条第1項中「療養介護事業者」とあるのは「自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）」と、同条第3項中「療養介護事業者」とあるのは「自立訓練（生活訓練）事業者」と、「療養介護事業所」とあるのは「自立訓練（生活訓練）事業者が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）」と、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第63条において読み替えて準用する第18条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第63条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第31条第1項」とあるのは「第63条において読

み替えて準用する第31条第1項」と、同項第4号中「第33条第1項」とあるのは「第63条において読み替えて準用する第33条第1項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第63条において読み替えて準用する次条第1項」と、第18条第4項中「療養介護以外」とあるのは「自立訓練（生活訓練）以外」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第19条中「前条」とあるのは「第63条において読み替えて準用する前条」と、第43条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を行う場合にあっては6人以上、宿泊型自立訓練を行う場合にあっては10人以上」と読み替えるものとする。

第6章 就労移行支援

（基本方針）

第64条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の9に規定する者に対し、施行規則第6条の8に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（認定就労移行支援事業所の設備）

第65条 第72条において読み替えて準用する第41条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年^{文部省}令第2^{厚生省}号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所（以下「認定就労移行支援事業所」という。）の設備の基準は、同令の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

（職員配置の基準）

第66条 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1
 - (2) 職業指導員及び生活支援員
 - ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。
 - イ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とする。
 - ウ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とする。
 - (3) 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上
 - (4) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項第2号及び第3号の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数を当該就労移行支援事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第1項各号（第1号を除く。）に掲げる就労移行支援事業所の職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第3号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（認定就労移行支援事業所の職員の員数）

第67条 前条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1
 - (2) 職業指導員及び生活支援員
 - ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。
 - イ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とする。
 - ウ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とする。
 - (3) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項に規定する認定就労移行支援事業所の職員及びその員数については、前条第2項から第6項まで及び第8項の規定を準用する。
- （実習の実施）

第68条 就労移行支援事業者は、利用者が第72条において読み替えて準用する第18条第1項に規定する就労移行支援計画に基づいて実習を実施することができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第69条 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第70条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から6月以上、職業

生活における相談等の支援を継続しなければならない。

（就職状況の報告）

第71条 就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者数その他の就職に関する状況を、知事に報告しなければならない。

（準用）

第72条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条、第37条から第41条まで、第43条、第44条、第46条から第52条まで及び第56条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第9条第1項及び第3項、第40条並びに第43条を除く。）中「療養介護事業者」とあり、「生活介護事業者」とあり、及び「自立訓練（機能訓練）事業者」とあるのは「就労移行支援事業者」と、「療養介護の」とあり、及び「生活介護の」とあるのは「就労移行支援の」とあり、及び「生活介護を」とあるのは「就労移行支援を」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「療養介護事業所」とあり、「生活介護事業所」とあり、及び「自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「就労移行支援事業所」と、「療養介護に」とあるのは「就労移行支援に」と、第9条第1項中「療養介護事業者」とあるのは「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）」と、同条第3項中「療養介護事業者」とあるのは「就労移行支援事業者」と、「療養介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業者が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）」と、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第72条において読み替えて準用する第18条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第72条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第31条第1項」とあるのは「第72条において読み替えて準用する第31条第1項」と、同項第4号中「第33条第1項」とあるのは「第72条において読み替えて準用する第33条第1項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第72条において読み替えて準用する次条第1項」と、第18条第4項中「療養介護以外」とあるのは「就労移行支援以外」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第19条中「前条」とあるのは「第72条において読み替えて準用する前条」と、第40条中「生活介護事業所は」とあるのは「就労移行支援事業所は」と、同条ただし書中「省令第37条ただし書」とあるのは「省令第70条において読み替えて準用する省令第37条ただし書」と、「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（第65条に規定する認定就労移行支援事業所を除く。）」と、第43条第1項中「生活介護事業者」とあるのは「就労移行支援事業者」と、「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（第65条に規定する認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第7章 就労継続支援A型

（基本方針）

第73条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら施行規則第6条の10第1号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（管理者の資格要件）

第74条 就労継続支援A型の事業を行う者（以下「就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又は企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（規模）

第75条 就労継続支援A型事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者が第80条第2項の規定に基づき雇用契約を締結していない利用者（次項において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対して就労継続支援A型を提供する場合における同条第1項の規定による雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、10を下回ってはならない。
 - 3 就労継続支援A型事業所における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員の100分の50及び9を超えてはならない。
- （設備の基準）

第76条 就労継続支援A型事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- （1） 訓練・作業室
- （2） 相談室
- （3） 洗面所
- （4） 便所
- （5） 多目的室
- （6） 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- （1） 訓練・作業室
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- （2） 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- （3） 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- （4） 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 訓練・作業室は、就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

4 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（職員配置の基準）

第77条 就労継続支援A型事業者が就労継続支援A型事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- （1） 管理者 1
- （2） 職業指導員及び生活支援員
 - ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。
 - イ 職業指導員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とする。
 - ウ 生活支援員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とする。
- （3） サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごと

に1を加えて得た数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項第2号の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数を当該就労継続支援A型事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 4 第1項各号（第1号を除く。）に掲げる就労継続支援A型事業所の職員は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第1号の管理者（次条第3項において「管理者」という。）は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項第2号の職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。（従たる事業所を設置する場合における特例）

第78条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所における主たる事業所（第3項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

- 2 従たる事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。
- 3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤であり、かつ、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。（実施主体）

第79条 就労継続支援A型事業者が社会福祉法人（社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人をいう。）以外の者である場合は、当該就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社以外の者でなければならない。（雇用契約の締結等）

第80条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者（多機能型により就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、施行規則第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。（就労）

第81条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。（賃金及び工賃）

第82条 就労継続支援A型事業者は、第80条第1項の規定により雇用契約を締結している利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高め

よう努めなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者は、第80条第2項の規定に基づき雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供する利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
- 3 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、1月当たり又は1時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。（実習の実施）

第83条 就労継続支援A型事業者は、利用者が第87条において読み替えて準用する第18条第1項に規定する就労継続支援A型計画に基づいて実習を実施することができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。（求職活動の支援等の実施）

第84条 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。（職場への定着のための支援等の実施）

第85条 就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（利用者及び職員以外の者の雇用）

第86条 就労継続支援A型事業者は、利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- (1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数
- (2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数
- (3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数（準用）

第87条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条、第37条、第39条、第44条、第48条から第52条まで及び第56条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第9条第1項及び第3項を除く。）中「療養介護事業者」とあり、「生活介護事業者」とあり、及び「自立訓練（機能訓練）事業者」とあるのは「就労継続支援A型事業者」と、「療養介護の」とあり、及び「生活介護の」とあるのは「就労継続支援A型の」

と、「療養介護を」とあり、及び「生活介護を」とあるのは「就労継続支援A型を」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、「療養介護事業所」とあり、「生活介護事業所」とあり、及び「自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「就労継続支援A型事業所」と、「療養介護に」とあるのは「就労継続支援A型に」と、第9条第1項中「療養介護事業者」とあるのは「就労継続支援A型の事業を行う者（以下「就労継続支援A型事業者」という。）」と、同条第3項中「療養介護事業者」とあるのは「就労継続支援A型事業者」と、「療養介護事業所」とあるのは「就労継続支援A型事業者が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）」と、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第87条において読み替えて準用する第18条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第87条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第31条第1項」とあるのは「第87条において読み替えて準用する第31条第1項」と、同項第4号中「第33条第1項」とあるのは「第87条において読み替えて準用する第33条第1項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において読み替えて準用する次条第1項」と、第18条第4項中「療養介護以外」とあるのは「就労継続支援A型以外」と、第19条中「前条」とあるのは「第87条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

第8章 就労継続支援B型

（基本方針）

第88条 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の10第2号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（工賃の支払等）

第89条 就労継続支援B型の事業を行う者（以下この条において「就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

3 就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、1月当たり又は1時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として、第1項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対して支払われた1月当たり又は1時間当たりの工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

（準用）

第90条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条、第37条、第39条、第40条、第44条、第46条、第48条から第52条まで、第56条、第74条、第76条から第78条まで及び第83条から第85条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第9条第1項及び第3項を除く。）中「療養介護事業者」とあり、「生活介護事業者」とあり、「自立訓練（機能訓練）事業者」とあり、及び「就労継続支援A型事業者」とあるのは「就労継続支援B型事業者」と、「療養介護の」とあり、「生活介護の」とあり、及び「就労継続支援A型の」とあるのは「就労継続支援B型の」と、「療養介護を」とあ

り、及び「生活介護を」とあるのは「就労継続支援B型を」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、「療養介護事業所」とあり、「生活介護事業所」とあり、「自立訓練（機能訓練）事業所」とあり、及び「就労継続支援A型事業所」とあるのは「就労継続支援B型事業所」と、「療養介護に」とあるのは「就労継続支援B型に」と、第9条第1項中「療養介護事業者」とあるのは「就労継続支援B型の事業を行う者（以下「就労継続支援B型事業者」という。）」と、同条第3項中「療養介護事業者」とあるのは「就労継続支援B型事業者」と、「療養介護事業所」とあるのは「就労継続支援B型事業者が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援B型事業所」という。）」と、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第90条において読み替えて準用する第18条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第90条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第31条第1項」とあるのは「第90条において読み替えて準用する第31条第1項」と、同項第4号中「第33条第1項」とあるのは「第90条において読み替えて準用する第33条第1項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第90条において読み替えて準用する次条第1項」と、第18条第4項中「療養介護以外」とあるのは「就労継続支援B型以外」と、第19条中「前条」とあるのは「第90条において読み替えて準用する前条」と、第39条ただし書中「省令第37条ただし書」とあるのは「省令第88条において準用する省令第37条ただし書」と、第77条第5項中「次条第3項」とあるのは「第90条において準用する次条第3項」と、第83条第1項中「第87条」とあるのは「第90条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第9章 多機能型に関する特例

（規模に関する特例）

第91条 多機能型による生活介護事業所（以下この条において「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下この条において「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下この条において「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（第1号において「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（第3号において「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下この条において「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とすることができる。

（1）多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 6人以上

（2）多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用

定員が6人以上とする。

(3) 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上

2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、第40条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、第40条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

4 離島その他の地域であって省令第89条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第1項中「20人」とあるのは「10人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この条並びに次条第3項及び第4項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、1人以上とすることができる。

（職員配置の基準に関する特例）

第92条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、第42条第8項、第55条第8項及び第9項、第62条第8項、第66条第6項及び第7項並びに第77条第6項（第90条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所は、第42条第1項第4号及び第9項、第55条第1項第3号及び第10項、第62条第1項第4号及び第9項並びに第66条第1項第4号及び第8項並びに第77条第1項第3号及び第7項（これらの規定を第90条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令第90条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものを1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前条第4項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第42条第1項第3号エ及び第8項、第55条第1項第2号エ及び第9項、第62条第1項第2号及び第8項並びに第90条において読み替えて準用する第77条第1項第2号及び第6項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除した数及び第2号に掲げる利用者の数を10で除した数を合計した数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者

(2) 就労継続支援B型の利用者

4 前項の常勤換算方法とは、当該職員の勤務延べ時間数を当該多機能型事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

（設備の基準に関する特例）

第93条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第10章 雑則

（委任）

第94条 この条例に定めるもののほか、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第1項及び第3項（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）（これらの規定を第53条、第58条、第63条、第72条、第87条及び第90条において読み替えて準用する場合を含む。）、第34条、第35条（第53条、第58条、第63条、第72条、第87条及び第90条において読み替えて準用する場合を含む。）、第48条第5項（第58条、第63条、第72条、第87条及び第90条において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第82条第3項及び第89条第3項（工賃の平均額の目標に係る部分に限る。）の規定は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 生活介護事業者が、省令附則第3条第1項第1号の規定により厚生労働大臣が定める者（以下この項において「厚生労働大臣が定める者」という。）に対して生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、当分の間、第42条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) アからウまでに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数

イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(2) 厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

4 附則第2項の生活介護の単位とは、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数

の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

- 5 附則第2項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数を当該生活介護事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

高知県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第18号

高知県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
 - 第2章 基本方針（第4条）
 - 第3章 設備及び運営に関する基準（第5条－第22条）
 - 第4章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

- 第1条** この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定により、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

- 第2条** この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）において使用する用語の例による。

（地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準）

- 第3条** 法第80条第1項の条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 法第80条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第11条及び第12条第2項の規定による基準
- (2) 法第80条第2項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第15条、第18条及び第20条の規定による基準
- (3) 法第80条第2項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第9条の規定による基準
- (4) 法第80条第2項各号（第2号を除く。）に掲げる事項以外の事項について同項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次章及び第3章に定める基準のうち、前3号に定める規定による基準以外のもの

第2章 基本方針

（基本方針）

- 第4条** 地域活動支援センターは、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に

行うものでなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。
- 4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

（運営規程）

- 第5条** 地域活動支援センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項（非常災害対策）

- 第6条** 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該地域活動支援センターの見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

- 第7条** 地域活動支援センターは、利用者に対してサービスを提供した際は、当該サービスを提供した日、その内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

（記録の整備）

- 第8条** 地域活動支援センターは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 前条に規定するサービスの提供の記録
- (2) 第19条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (3) 第20条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2

項の記録
(規模)

第9条 地域活動支援センターは、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第10条 地域活動支援センターには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所
 - (2) 便所
- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所
必要な設備及び備品等を備えること。
 - (2) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- (職員配置の基準)

第11条 地域活動支援センターに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 1
- (2) 指導員 2以上

2 前項第1号の施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

3 第1項第1号の施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、地域活動支援センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。
(従たる事業所を設置する場合における特例)

第12条 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおける主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（同項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(利用者に求めることができる金銭の支払の範囲等)

第13条 地域活動支援センターが利用者等に対して金銭の支払を求めることができる場合は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させる場合であって、当該利用者等に対して支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に対して金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

(生産活動)

第14条 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第15条 地域活動支援センターは、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(定員の遵守)

第16条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第17条 地域活動支援センターは、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第18条 地域活動支援センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 地域活動支援センターは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関し、知事又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 地域活動支援センターは、知事又は市町村から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

5 地域活動支援センターは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査又は同条第2項の規定に基づくあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第20条 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(県内産農林水産物等の使用)

第21条 地域活動支援センターは、利用者に対して食事を提供する場合は、県内で生産された農林水産物（以下この条において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(暴力団の排除)

第22条 地域活動支援センターの設置者、施設長その他当該地域活動支援センターの業務

を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であってはならない。

- 2 地域活動支援センターの設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。
- 3 地域活動支援センターの運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

第4章 雑則

（委任）

第23条 この条例に定めるもののほか、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）、第21条及び第22条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県条例第19号

#### 高知県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）  
 第2章 基本方針（第4条）  
 第3章 設備及び運営に関する基準（第5条－第20条）  
 第4章 雑則（第21条）

附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定により、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）において使用する用語の例による。

（福祉ホームの設備及び運営に関する基準）

**第3条** 法第80条第1項の条例で定める福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- （1）法第80条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第12条の規定による基準
- （2）法第80条第2項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に

従い定める基準 第11条第1項第1号及び第2項第1号イの規定による基準

- （3）法第80条第2項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第16条及び第18条の規定による基準
- （4）法第80条第2項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第10条の規定による基準
- （5）法第80条第2項各号に掲げる事項以外の事項について同項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次章及び第3章に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

#### 第2章 基本方針

（基本方針）

**第4条** 福祉ホームは、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。
- 4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第3章 設備及び運営に関する基準

（構造設備の一般原則等）

**第5条** 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

- 2 福祉ホームの建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての福祉ホームの建物であって、火災時における利用者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- （1）スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- （2）非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- （3）避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。
- （運営規程）

**第6条** 福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定



めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容及び利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項  
(非常災害対策)

**第7条** 福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に利用者にも周知しなければならない。

2 福祉ホームは、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該福祉ホームの見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。  
(サービスの提供の記録)

**第8条** 福祉ホームは、利用者に対してサービスを提供した際は、当該サービスを提供した日、その内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。  
(記録の整備)

**第9条** 福祉ホームは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
- (1) 前条に規定するサービスの提供の記録
  - (2) 第17条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
  - (3) 第18条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録  
(規模)

**第10条** 福祉ホームは、5人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。  
(設備の基準)

**第11条** 福祉ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 浴室
- (3) 便所
- (4) 管理人室
- (5) 共用室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室
    - ア 1の居室の定員は、原則として1人とする。
    - イ 利用者1人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。
  - (2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
  - (3) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
  - (4) 共用室 利用者の娯楽、だんらん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること。
- 3 福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。  
(職員配置の基準)

**第12条** 福祉ホームには、管理人を置かなければならない。

- 2 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。  
(利用者に求めることができる金銭の支払の範囲等)

**第13条** 福祉ホームが利用者に対して金銭の支払を求めることができる場合は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させる場合であって、当該利用者に対して支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに利用者に対して金銭の支払を求め理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。  
(定員の遵守)

**第14条** 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。  
(衛生管理等)

**第15条** 福祉ホームは、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
(秘密保持等)

**第16条** 福祉ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 福祉ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。  
(苦情への対応)

**第17条** 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 福祉ホームは、その提供したサービスに関し、知事又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 福祉ホームは、知事又は市町村から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

5 福祉ホームは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査又は同条第2項の規定に基づくあっせんに行ける限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

**第18条** 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（県内産農林水産物等の使用）

**第19条** 福祉ホームは、利用者に対して食事を提供する場合は、県内で生産された農林水産物（以下この条において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（暴力団の排除）

**第20条** 福祉ホームの設置者、管理人その他当該福祉ホームの業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であってはならない。

2 福祉ホームの設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 福祉ホームの運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

#### 第4章 雑則

（委任）

**第21条** この条例に定めるもののほか、福祉ホームの設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）、第19条及び第20条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

高知県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第20号

#### 高知県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 基本方針（第4条）

第3章 設備及び運営に関する基準（第5条－第47条）

#### 第4章 雑則（第48条）

附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定により、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準）

**第3条** 法第84条第1項の条例で定める障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

（1）法第84条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第6条、第12条（第1項第2号イ及び第7号イを除く。）、第13条、第14条第3項、第23条第6項及び第24条第3項の規定による基準

（2）法第84条第2項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第11条第1項第2号及び第2項第2号ウ並びに附則第3項及び第4項の規定による基準

（3）法第84条第2項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第23条第7項、第24条第4項、第26条、第35条、第42条、第43条及び第46条の規定による基準

（4）法第84条第2項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第10条、第12条第1項第2号イ及び第7号イ並びに第14条第2項の規定による基準

（5）法第84条第2項各号に掲げる事項以外の事項について同項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次章及び第3章並びに附則第2項から第6項までに定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

#### 第2章 基本方針

（基本方針）

**第4条** 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第20条第1項において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第3章 設備及び運営に関する基準

（構造設備の一般原則等）

**第5条** 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮され

たものでなければならない。

- 2 障害者支援施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。
  - 3 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であって、火災時における利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
    - (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
    - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
    - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。（施設長の資格要件）
- 第6条** 障害者支援施設の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業（同法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。）に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。（運営規程）
- 第7条** 障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
- (1) 障害者支援施設の目的及び運営の方針
  - (2) 提供する施設障害福祉サービスの種類
  - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
  - (4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
  - (5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
  - (6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
  - (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
  - (8) サービスの利用に当たっての留意事項
  - (9) 緊急時等における対応方法
  - (10) 非常災害対策
  - (11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
  - (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (13) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項（非常災害対策）
- 第8条** 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニユ

アルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該障害者支援施設の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

**第9条** 障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第20条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画
- (2) 第42条第1項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項についての同条第2項の記録
- (3) 第44条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (4) 第46条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録

（規模）

**第10条** 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

- (1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援及び就労継続支援B型（施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。） 20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。以下この条において同じ。）にあっては、10人以上）

- (2) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上）

- 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、12人以上）でなければならないものとする。

- (1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 6人以上

- (2) 就労継続支援B型 10人以上

- (3) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上）

（設備の基準）

**第11条** 障害者支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、設備の一部を設け

- ないことができる。
- (1) 訓練・作業室
  - (2) 居室
  - (3) 食堂
  - (4) 浴室
  - (5) 洗面所
  - (6) 便所
  - (7) 相談室
  - (8) 多目的室
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備
- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 訓練・作業室
    - ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
    - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
    - ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
  - (2) 居室
    - ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。
    - イ 地階に設けてはならないこと。
    - ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。
    - エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
    - オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
    - カ 必要に応じて、利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
    - キ プザー又はこれに代わる設備を設けること。
  - (3) 食堂
    - ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
    - イ 必要な備品を備えること。
  - (4) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
  - (5) 洗面所
    - ア 居室のある階ごとに設けること。
    - イ 利用者の特性に応じたものであること。
  - (6) 便所
    - ア 居室のある階ごとに設けること。
    - イ 利用者の特性に応じたものであること。
  - (7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
  - (8) 廊下幅
    - ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
    - イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。
- 3 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されている障害者支援施設（次条第1項第5号において「認定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、前項に規定するもののほか、同令の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

4 相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

（職員配置の基準）

**第12条** 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 1
  - (2) 生活介護を行う場合
    - ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
      - (ア) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
      - (イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
        - a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。
          - (a) i からiiiまでに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれi からiiiまでに定める数
            - i 平均障害程度区分が4未満 利用者（省令第11条第1項第2号イ(2)（一）(イ)(i)の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。）の数を6で除した数
            - ii 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数
            - iii 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数
          - (b) (a) i の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数
        - b 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とする。
        - c 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。
        - d 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とする。
      - (ウ) サービス管理責任者 a 又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa 又はbに定める数
        - a 利用者の数が60以下 1以上
        - b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
    - イ ア(イ)の生活介護の単位とは、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。
    - ウ ア(イ)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難である場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
    - エ ア(イ)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
    - オ ア(ウ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- (3) 自立訓練（機能訓練）を行う場合
  - ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりと

する。

(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

- a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。
- b 看護職員の数は、1以上とする。
- c 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とする。
- d 生活支援員の数は、1以上とする。

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

- a 利用者の数が60以下 1以上
- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）（以下この号において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、アに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

ウ ア(ア)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難である場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ ア(ア)の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(ア)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

カ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(4) 自立訓練（生活訓練）を行う場合

ア 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

- (イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数
- a 利用者の数が60以下 1以上
  - b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ 健康上の管理等の必要がある利用者のために看護職員を置いている場合については、ア(ア)中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。

ウ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この号において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行う場合は、ア及びイに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

エ ア(ア)（イの規定により読み替えて適用する場合を含む。）の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(5) 就労移行支援を行う場合

ア 就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

- a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。
- b 職業指導員の数は、1以上とする。
- c 生活支援員の数は、1以上とする。

(イ) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(ウ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

- a 利用者の数が60以下 1以上
- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ アの規定にかかわらず、認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

- a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。
- b 職業指導員の数は、1以上とする。
- c 生活支援員の数は、1以上とする。

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

- a 利用者の数が60以下 1以上
- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ ア(ア)又はイ(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

エ ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(ウ)又はイ(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(6) 就労継続支援B型を行う場合

ア 就労継続支援B型を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

- a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。
- b 職業指導員の数は、1以上とする。
- c 生活支援員の数は、1以上とする。

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

- a 利用者の数が60以下 1以上
- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

- ウ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- (7) 施設入所支援を行う場合
- ア 施設入所支援を行うために置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
- (ア) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は省令第11条第1項第7号イ(1)の規定により厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。
- a 利用者の数が60以下 1以上
- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (イ) サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。
- イ アの施設入所支援の単位とは、施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は、30人以上とする。
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項第2号から第6号までの常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 4 第1項各号（第1号を除く。）に掲げる障害者支援施設の職員は、生活介護の単位（同項第2号イに規定する生活介護の単位をいう。）若しくは施設入所支援の単位（同項第7号イに規定する施設入所支援の単位をいう。）ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- （複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数）
- 第13条** 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号エ、第3号エ及びオ、第4号エ、第5号ウ（イ(ア)に係る部分を除く。）及びエ並びに第6号イの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、同項第2号ア(ア)の医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないことができる。
- 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(ウ)及びオ、第3号ア(イ)及びカ、第4号ア(イ)及びオ、第5号ア(ウ)、イ(イ)及びオ並びに第6号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち省令第12条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上

- は、常勤でなければならないとすることができる。
- (1) 利用者の数の合計が60以下 1以上
- (2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- （従たる事業所を設置する場合における特例）
- 第14条** 障害者支援施設は、当該障害者支援施設における主たる事業所（第3項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。
- 2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。
- 3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤であり、かつ、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。（サービス提供困難時の対応）
- 第15条** 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 2 障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対して自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。（心身の状況等の把握）
- 第16条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。（障害福祉サービス事業者等との連携等）
- 第17条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。
- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。（障害者支援施設が利用者に求めることができる金銭の支払の範囲等）
- 第18条** 障害者支援施設が、施設障害福祉サービスを提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができる場合は、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させる場合であって、当該利用者に対して支払を求めることが適当であるときに限るものとする。
- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者に対して金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。（施設障害福祉サービスの取扱方針）
- 第19条** 障害者支援施設は、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設障害福祉サービス計画の作成等）

**第20条** 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議を開催し、前項の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際は、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

（1）定期的に利用者に面接すること。

（2）定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

**第21条** サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わな

なければならない。

（1）利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

（2）利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

（3）他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

（相談等）

**第22条** 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が、当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合は、他のサービス事業所等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

（介護）

**第23条** 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

6 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。

7 障害者支援施設は、利用者に対し、その負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（訓練）

**第24条** 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 障害者支援施設は、利用者に対し、その負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（生産活動）

**第25条** 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に

当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

- 2 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。  
(工賃の支払等)

**第26条** 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に対し、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額を、3,000円を下回るものとしてはならない。
- 3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、1月当たり又は1時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として、第1項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対して支払われた1月当たり又は1時間当たりの工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。  
(実習の実施)

**第27条** 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を実施することができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を実施することができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、前2項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。  
(求職活動の支援等の実施)

**第28条** 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

- 3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。  
(職場への定着のための支援の実施)

**第29条** 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。  
(就職状況の報告)

**第30条** 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を知事に報告しなければならない。  
(食事)

**第31条** 障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

- 2 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合は、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対し、その内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。
- 3 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。
- 6 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この項において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。  
(社会生活上の便宜の供与等)

**第32条** 障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。  
(健康管理)

**第33条** 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対し、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。  
(緊急時等の対応)



**第34条** 職員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い）

**第35条** 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

**第36条** 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る給付金（省令第33条の2の規定により厚生労働大臣が定める給付金をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に定めるところにより管理しなければならない。

- （1）当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- （2）利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- （3）利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- （4）当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

（施設長の責務）

**第37条** 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員に法及びこの条例の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

**第38条** 障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供することができるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障害者支援施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

**第39条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

**第40条** 障害者支援施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。

（協力医療機関等）

**第41条** 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（身体拘束等の禁止）

**第42条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 障害者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（秘密保持等）

**第43条** 障害者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 障害者支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

**第44条** 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、市町村から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

（地域との連携等）

**第45条** 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

**第46条** 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（暴力団の排除）

**第47条** 障害者支援施設の設置者、施設長その他当該障害者支援施設の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であってはならない。

- 2 障害者支援施設の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。
- 3 障害者支援施設の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

#### 第4章 雑則

（委任）

**第48条** この条例に定めるもののほか、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）、第26条第3項（工賃の平均額の目標に係る部分に限る。）、第31条第6項及び第47条の規定は、平成25年4月1日から施行する。（経過措置）
- 2 平成18年10月1日（以下「省令施行日」という。）において現に存していた法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設（以下「身体障害者療護施設」という。）又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。次項において「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。次項において「整備省令」という。）による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（省令施行日において基本的な設備が完成していたものを含み、省令施行日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）については、当分の間、第11条第1項第8号の多目的室を設けないことができる。
- 3 省令施行日において現に存していた身体障害者療護施設であって整備省令による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）附則第3条の規定の適用を受けているもの、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設（旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。）をいう。附則第5項において同じ。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第11条第2項の規定を適用する場合には、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。
- 4 省令施行日において現に存していた知的障害者更生施設であって、旧知的障害者援護施設最低基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合における当該施設の建物について、第11条第2項の規定を適用する場合には、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。
- 5 省令施行日において現に存していた知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設にお

- いて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第11条第2項第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。
- 6 省令施行日において現に存していた身体障害者療護施設において施設障害福祉サービスを提供する場合における当該身体障害者療護施設の建物については、第11条第2項第8号イの規定は、当分の間、適用しない。

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。  
平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県条例第21号

#### 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第23条）  
第2章 助産施設（第24条－第27条）  
第3章 乳児院（第28条－第37条）  
第4章 母子生活支援施設（第38条－第46条）  
第5章 保育所（第47条－第54条）  
第6章 児童厚生施設（第55条－第58条）  
第7章 児童養護施設（第59条－第68条）  
第8章 福祉型障害児入所施設（第69条－第77条）  
第9章 医療型障害児入所施設（第78条－第82条）  
第10章 福祉型児童発達支援センター（第83条－第88条）  
第11章 医療型児童発達支援センター（第89条－第92条）  
第12章 情緒障害児短期治療施設（第93条－第100条）  
第13章 児童自立支援施設（第101条－第111条）  
第14章 児童家庭支援センター（第112条－第114条）  
第15章 雑則（第115条）

附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

- 第1条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。（定義）
- 第2条** この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）
- 第3条** 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。  
（1）法第45条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第11条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第26条、第30条、第31条、第32条第1項、第39条、第40条第1項、第41条、第45条第2項、第49条第1項（第45条第1項において準用する場合を含

む。)及び第2項、第56条、第60条、第61条第1項、第62条、第70条、第79条、第84条、第90条、第94条、第95条第1項、第102条、第103条第1項、第104条、第105条並びに第113条並びに附則第2項から第4項まで、第7項、第8項、第10項及び第11項の規定による基準

(2) 法第45条第2項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第11条ただし書(入所している者の居室及び各施設に特有の設備に係る部分に限る。)、第28条第1号(寝室及び観察室に係る部分に限る。)、第2号及び第3号、第29条第1号(乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る。)及び第2号、第38条第1号(母子室に係る部分に限る。)、第2号(母子室を1世帯につき1室以上とする部分に限る。)及び第3号、第47条第1号(乳児室及びほふく室に係る部分に限る。)(第45条第1項において準用する場合を含む。)、第2号(第45条第1項において準用する場合を含む。)、第3号(第45条第1項において準用する場合を含む。)、第5号(保育室及び遊戯室に係る部分に限る。)(第45条第1項において準用する場合を含む。)及び第6号(保育室及び遊戯室に係る部分に限る。)(第45条第1項において準用する場合を含む。)、第59条第1号(居室に係る部分に限る。)(第101条第2項において準用する場合を含む。)及び第2号(面積に係る部分に限る。)(第101条第2項において準用する場合を含む。)、第69条第1号(居室に係る部分に限る。)及び第7号(面積に係る部分に限る。)、第78条第1号(病室に係る部分に限る。)、第83条第1号(指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。)、第2号(面積に係る部分に限る。)及び第3号、第89条第1号(病室に係る部分に限る。))並びに第93条第1号(居室に係る部分に限る。))及び第2号(面積に係る部分に限る。))並びに附則第5項、第6項及び第9項の規定による基準

(3) 法第45条第2項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第12条から第14条まで、第16条、第21条、第24条、第28条第1号(調理室に係る部分に限る。)、第38条第2号(調理設備に係る部分に限る。)、第47条第1号(調理室に係る部分に限る。)(第45条第1項において準用する場合を含む。))及び第5号(調理室に係る部分に限る。)(第45条第1項において準用する場合を含む。)、第48条(第45条第1項において準用する場合を含む。)、第51条(第45条第1項において準用する場合を含む。)、第59条第1号(調理室に係る部分に限る。)(第101条第2項において準用する場合を含む。)、第69条第1号(調理室に係る部分に限る。)、第78条第1号(給食施設に係る部分に限る。)、第83条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第6号(調理室に係る部分に限る。)、第89条第1号(調理室に係る部分に限る。))並びに第93条第1号(調理室に係る部分に限る。))の規定による基準

(4) 法第45条第2項各号に掲げる事項以外の事項について同項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次条から第114条まで並びに附則第2項から第11項までに定める基準のうち、前3号に定める規定による基準以外のもの

(最低基準の目的)

**第4条** この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)の指導により、心身ともに健やかで、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

**第5条** 知事は、法第8条第1項の規定により設置する高知県児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向

上させるように勧告することができる。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

**第6条** 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

**第7条** 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及び入所している者に対する危害防止について十分に考慮して設けられなければならない。

(非常災害対策)

**第8条** 児童福祉施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震(高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要なに応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員及び入所している者等に周知しなければならない。

2 児童福祉施設は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該児童福祉施設の見やすい場所に掲示するとともに、避難、救出その他必要な訓練を定期的に(避難及び消火に対する訓練にあっては、毎月1回以上)行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、助産施設並びに医療機関の一部を利用して支援を提供する福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターにおいては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害に対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(職員の一般的要件)

**第9条** 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

**第10条** 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

**第11条** 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じて、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所している者を平等に取り扱う原則)

**第12条** 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

**第13条** 児童福祉施設の職員は、入所している児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

**第14条** 児童福祉施設の長は、入所している児童等に対し、法第47条第1項の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

**第15条** 児童福祉施設に入所している者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、これらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

**第16条** 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第11条の規定に基づき、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 児童福祉施設においては、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

6 児童福祉施設においては、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物(以下この項において「県内産農林水産物」という。)及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(入所した者及び職員の健康診断)

**第17条** 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第4項を除き、

以下この条において同じ。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)の規定による健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

|                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 児童相談所等における児童の入所前の健康診断 | 入所した児童に対する入所時の健康診断 |
| 児童が通学する学校における健康診断     | 定期的健康診断又は臨時的健康診断   |

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じて、入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者について綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

**第18条** 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該児童福祉施設の設置者が入所している児童に係る給付金(省令第12条の2の規定により厚生労働大臣が定める給付金をいう。以下この条において同じ。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に定めるところにより管理しなければならない。

(1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

(2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(規程の整備)

**第19条** 児童福祉施設は、次に掲げる事項のうち必要な事項について規程を定めておかななければならない。

(1) 入所する者の援助に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、施設の管理についての重要事項

(帳簿の整備)

**第20条** 児童福祉施設は、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

**第21条** 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者

又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。  
（苦情への対応）

- 第22条** 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。
- 3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区を含む。以下同じ。）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。  
（暴力団の排除）

- 第23条** 児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長その他児童福祉施設の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「児童福祉施設の設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であってはならない。
- 2 児童福祉施設の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。
- 3 児童福祉施設の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

## 第2章 助産施設 （種類）

- 第24条** 助産施設は、第一種助産施設及び第二種助産施設とする。
- 2 第一種助産施設とは、医療法（昭和23年法律第205号）の病院又は診療所である助産施設をいう。
- 3 第二種助産施設とは、医療法の助産所である助産施設をいう。  
（入所させる妊産婦）
- 第25条** 助産施設には、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕があるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。  
（第二種助産施設の職員配置の基準）
- 第26条** 第二種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。
- 2 第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。  
（第二種助産施設と異常分べん）
- 第27条** 第二種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれがあるときは、第二種助産施設の長は、速やかに、当該妊婦を第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

## 第3章 乳児院 （設備の基準）

- 第28条** 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）10人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。
- （1）寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- （2）寝室の面積は、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上であること。
- （3）観察室の面積は、乳児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- 第29条** 乳幼児10人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。
- （1）乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。
- （2）乳幼児の養育のための専用の室の面積は、1室につき9.91平方メートル以上とし、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上であること。  
（職員配置の基準）
- 第30条** 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。
- 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 3 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 5 看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上（これらの合計数が7人未満であるときは、7人以上）とする。
- 6 看護師は、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児が10人を超える場合は、おおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かなければならない。
- 7 前項に規定する保育士のほか、乳幼児20人以下を入所させる施設には、保育士を1人以上置かなければならない。
- 第31条** 乳幼児10人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。
- 2 看護師の数は、7人以上とする。ただし、その1人を除き、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。  
（乳児院の長の資格等）
- 第32条** 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、省令第22条の2第1項の規定により厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。
- （1）医師であって、小児保健に関して学識経験を有する者
- （2）社会福祉士の資格を有する者

- (3) 乳児院の職員として3年以上勤務した者
- (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は省令第22条の2第1項第4号の規定により厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
- ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
- イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための省令第22条の2第2項の規定により厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- （養育）
- 第33条** 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。
- 2 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第17条第1項の規定による健康診断及び必要に応じて行う感染症等の予防処置を含むものとする。
- 3 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じて、親子関係の再構築等が図られるようにこれを行わなければならない。
- （乳児の観察）
- 第34条** 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当であると認めた期間、当該乳児を観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。
- （自立支援計画の策定）
- 第35条** 乳児院の長は、第33条第1項に規定する目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について、乳幼児及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。
- （業務の質の評価等）
- 第36条** 乳児院は、自ら、その行方第37条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、これらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
- （関係機関との連携）
- 第37条** 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。
- 第4章 母子生活支援施設**
- （設備の基準）
- 第38条** 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
- (2) 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること。
- (3) 母子室の面積は、30平方メートル以上であること。
- (4) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設を利用することができない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。

- (5) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には医務室及び静養室を設けること。
- （職員配置の基準）
- 第39条** 母子生活支援施設には、母子支援員、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。
- 2 心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。
- 5 母子支援員の数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては2人以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては3人以上とする。
- 6 少年を指導する職員の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上とする。
- （母子生活支援施設の長の資格等）
- 第40条** 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、省令第27条の2第1項の規定により厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。
- (1) 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は省令第27条の2第1項第4号の規定により厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
- ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
- イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための省令第27条の2第2項の規定により厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- （母子支援員の資格）
- 第41条** 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90

条第2項の規定に基づき大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

（生活支援）

**第42条** 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じて、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重してこれを行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

**第43条** 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所している個々の母子について、母子及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

**第44条** 母子生活支援施設は、自ら、その行う法第38条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、これらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（保育所に準ずる設備）

**第45条** 第38条第4号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、次章に規定する保育所に関する規定（第49条第2項を除く。）を準用する。

2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。

（関係機関との連携）

**第46条** 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じて児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

## 第5章 保育所

（設備の基準）

**第47条** 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号において「保育室等」とい

う。）を2階に設ける建物はア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物はイからクまでの要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

| 階    | 区分  | 施設又は設備                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2階   | 常用  | 1 屋内階段<br>2 屋外階段                                                                                                                                                                                                                               |
|      | 避難用 | 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に掲げる構造の屋内階段（同条第1項の階段の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に掲げる構造を満たすものに限る。）<br>2 待避上有効なバルコニー<br>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>4 屋外階段 |
| 3階   | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に掲げる構造の屋内階段<br>2 屋外階段                                                                                                                                                                                               |
|      | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に掲げる構造の屋内階段（同条第1項の階段の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に掲げる構造を満たすものに限る。）<br>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>3 屋外階段                                   |
| 4階以上 | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に掲げる構造の屋内階段<br>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に掲げる構造の屋外階段                                                                                                                                                                      |
|      | 避難用 | 建築基準法施行令第123条第2項各号に掲げる構造の屋外階段                                                                                                                                                                                                                  |

ウ イの表の右欄に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので、自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（保育所の設備の基準の特例）

**第48条** 次に掲げる要件を満たす保育所は、第16条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

（1） 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

（2） 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等、栄養士による必要な配慮が行われること。

（3） 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする。

（4） 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができること。

（5） 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

（職員配置の基準）

**第49条** 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1

人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1の保育所につき2人を下ることはできない。

（保育時間）

**第50条** 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

（保育の内容）

**第51条** 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、省令第35条の規定により厚生労働大臣が定める指針に従うものとする。

（保護者との連絡）

**第52条** 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（公正な選考）

**第53条** 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第10条第1項第4号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第24条第3項の規定に基づき当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

（利用料）

**第54条** 法第56条第3項の規定に基づく徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合には、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮してこれを定めなければならない。

## 第6章 児童厚生施設

（設備の基準）

**第55条** 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

（1） 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。

（2） 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

（職員配置の基準）

**第56条** 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（1） 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

（2） 保育士の資格を有する者

（3） 社会福祉士の資格を有する者

（4） 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定に基づき大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

（5） 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者



(6) 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、知事）が適当であると認めたもの

ア 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定に基づき大学院への入学が認められた者

ウ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

エ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項）

**第57条** 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

（保護者との連絡）

**第58条** 児童厚生施設の長は、必要に応じて、児童の健康及び行動について、その保護者に連絡しなければならない。

### 第7章 児童養護施設

（設備の基準）

**第59条** 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童の居室の1室の定員は、4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする。
- (3) 入所している児童の年齢等に応じて、男子と女子の居室を別にすること。
- (4) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (5) 児童30人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (6) 入所している児童の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（第69条において「職業指導に必要な設備」という。）を設けること。

（職員配置の基準）

**第60条** 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては、看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技

術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上とする。ただし、児童45人以下を入所させる施設にあつては、更に1人以上を加えるものとする。

7 看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。

（児童養護施設の長の資格等）

**第61条** 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、省令第42条の2第1項の規定により厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は省令第42条の2第1項第4号の規定により厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための省令第42条の2第2項の規定により厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

**第62条** 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(5) 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定に基づき大学院への入学を認められた者

(6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定に基づき大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年

の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(9) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当であると認めたもの

(10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当であると認めたもの（養護）

**第63条** 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長及びその自立を支援することを目的としてこれを行わなければならない。

（生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整）

**第64条** 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるようこれを行わなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援によりこれを行わなければならない。

3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じて行う実習、講習等の支援によりこれを行わなければならない。

4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じて、親子関係の再構築等が図られるようにこれを行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

**第65条** 児童養護施設の長は、第63条の目的を達成するため、入所している個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘察して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

**第66条** 児童養護施設は、自ら、その行う法第41条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、これらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

**第67条** 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

（関係機関との連携）

**第68条** 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じて児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

## 第8章 福祉型障害児入所施設

（設備の基準）

**第69条** 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童30人未満を入所させる施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童30人未満を入所させる施設であって主として盲児又はろう

あ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。

(2) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けること。

ア 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

イ 浴室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

(5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けること。

ア 訓練室及び屋外訓練場

イ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

(6) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。

(7) 児童の居室の1室の定員は、4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする。

(8) 入所している児童の年齢等に応じて、男子と女子の居室を別にすること。

(9) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。

（職員配置の基準）

**第70条** 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。以下この条において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者を置かななければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を4.3で除して得た数以上とする。ただし、児童30人以下を入所させる施設にあつては、更に1以上を加えるものとする。

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護師を置かななければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の規定を準用する。

6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第3項の規定を準用する。

7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。

- 9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。
- 10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人につき1人以上とする。ただし、児童35人以下を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。
- 12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- 13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とする。
- 14 心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。
- 15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- (生活指導及び学習指導)
- 第71条** 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該福祉型障害児入所施設を退所した後、できる限り社会に適應するようこれを行わなければならない。
- 2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第64条第2項の規定を準用する。
- (職業指導を行うに当たって遵守すべき事項)
- 第72条** 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じて、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。
- 2 前項に規定するほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第64条第3項の規定を準用する。
- (入所支援計画の作成)
- 第73条** 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。
- (児童と起居を共にする職員)
- 第74条** 福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）については、第67条の規定を準用する。
- (保護者等との連絡)
- 第75条** 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じて、当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導について、その協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

**第76条** 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

(入所した児童に対する健康診断)

**第77条** 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第17条第1項の規定による入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第17条第1項の規定による入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

### 第9章 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

**第78条** 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること
- (2) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。
- (3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギプス室、特殊手工芸等の作業を指導するために必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。
- (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員配置の基準)

**第79条** 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かななければならない。

- 2 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を6.7で除して得た数以上とする。
- 3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び理学療法士又は作業療法士を置かななければならない。
- 4 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。
- 5 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね10人につき1人以上、少年おおむね20人につき1人以上とする。
- 6 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には、第3項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かななければならない。
- 7 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1号ニ(2)の規定により同(1)に掲げる診療科名と同号ハ(1)の神経とを組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を

有する医師でなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査）

**第80条** 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的診査については、第76条の規定を準用する。

（入所した児童に対する健康診断）

**第81条** 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、第17条第1項の規定による入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

（児童と起居を共にする職員等）

**第82条** 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については、第67条、第71条、第72条及び第75条の規定を準用する。

2 医療型障害児入所施設の長の計画の作成については、第73条の規定を準用する。

#### 第10章 福祉型児童発達支援センター

（設備の基準）

**第83条** 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

（1）福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

（2）福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の1室の定員は、おおむね10人とし、その面積は、児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。

（3）福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。

（4）主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。

（5）主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。

（6）主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。（職員配置の基準）

**第84条** 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。

3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精

神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ニ(2)の規定により同(1)に掲げる診療科名と同号ハ(1)の神経とを組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。

（生活指導及び計画の作成）

**第85条** 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計画の作成については、第71条第1項及び第73条の規定を準用する。

（保護者等との連絡）

**第86条** 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じて、当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導について、その協力を求めなければならない。

（入所した児童に対する健康診断）

**第87条** 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第17条第1項の規定による入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査）

**第88条** 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、第76条の規定を準用する。

#### 第11章 医療型児童発達支援センター

（設備の基準）

**第89条** 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

（1）医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。

（2）階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

（職員配置の基準）

**第90条** 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員の

ほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

（入所した児童に対する健康診断）

**第91条** 医療型児童発達支援センターにおいては、第17条第1項の規定による入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

（生活指導等）

**第92条** 医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡及び計画の作成については、第71条第1項、第73条及び第86条の規定を準用する。

#### 第12章 情緒障害児短期治療施設

（設備の基準）

**第93条** 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1）児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- （2）児童の居室の1室の定員は、4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。
- （3）男子と女子の居室は、これを別にすること。
- （4）便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

（職員配置の基準）

**第94条** 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定に基づき大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。
- 4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 5 心理療法担当職員の数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。
- 6 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童4.5人につき1人以上とする。（情緒障害児短期治療施設の長の資格等）

**第95条** 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、省令第74条第1項の規定により厚生労働大臣が指定する者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- （1）医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有するもの
- （2）社会福祉士の資格を有する者
- （3）情緒障害児短期治療施設の職員として3年以上勤務した者
- （4）知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲

げる期間の合計が3年以上であるもの又は省令第74条第1項第4号の規定により厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 情緒障害児短期治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための省令第74条第2項の規定により厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（心理療法、生活指導及び家庭環境の調整）

**第96条** 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的としてこれを行わなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じて、親子関係の再構築等が図られるようにこれを行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

**第97条** 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所している個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

**第98条** 情緒障害児短期治療施設は、自ら、その行方第43条の5に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、これらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

**第99条** 情緒障害児短期治療施設については、第67条の規定を準用する。

（関係機関との連携）

**第100条** 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

#### 第13章 児童自立支援施設

（設備の基準）

**第101条** 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあっては、この限りでない。

2 前項に規定する設備以外の設備については、第59条（第2号ただし書を除く。）の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。

（職員配置の基準）

**第102条** 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童

自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 3 心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定に基づき大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。
- 5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。
- 6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童4.5人につき1人以上とする。

（児童自立支援施設の長の資格等）

**第103条** 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下この項において「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者

- (3) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上（養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（次号において「講習課程」という。）を修了した者にあつては、3年以上）従事した者
- (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が5年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、3年以上）であるもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県、指定都市（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

- 2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための省令第81条第2項の規定により厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童自立支援専門員の資格）

**第104条** 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有するもの
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (4) 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規

定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定に基づき大学院への入学を認められた者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

- (5) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- (6) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- (7) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定に基づき大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの
- (8) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

（児童生活支援員の資格）

**第105条** 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 3年以上児童自立支援事業に従事した者

（生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整）

**第106条** 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的としてこれを行わなければならない。

2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつては、この限りでない。

3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第64条（第2項を除く。）の規定を準用する。

（自立支援計画の策定）

**第107条** 児童自立支援施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所している個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

**第108条** 児童自立支援施設は、自ら、その行う法第44条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、これらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

**第109条** 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

（関係機関との連携）

**第110条** 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じて児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査等）

**第111条** 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価（学科指導を行う場合に限る。）を行わなければならない。

**第14章** 児童家庭支援センター  
（設備の基準）

**第112条** 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。

（職員配置の基準）

**第113条** 児童家庭支援センターには、法第44条の2第1項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かななければならない。

- 前項の職員は、法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。（支援を行うに当たって遵守すべき事項）

**第114条** 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

- 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。
- 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行うことができるよう必要な措置を講じなければならない。

**第15章** 雑則  
（委任）

**第115条** この条例に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**  
（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第1項及び第2項（防災対策マニュアルの策定等及び掲示並びに非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の整備等に係る部分に限る。）、第16条第6項並びに第23条の規定は、平成25年4月1日から施行する。（経過措置）
- この条例の施行の日から平成25年3月31日までの間においては、第30条第1項ただし書中「調理業務の全部を委託する施設にあっては、」とあるのは「乳幼児20人以下を入所させる施設にあっては個別対応職員を、調理業務の全部を委託する施設にあっては」と、同条第5項中「1.6人」とあるのは「1.7人」と、第39条中「4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かななければならない。」  
5 母子支援員の数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては2人以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては

3人以上とする。

6 少年を指導する職員の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上とする。」

とあるのは

「4 母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設の母子支援員及び少年を指導する職員の数は、それぞれ2人以上とする。」

と、第60条第6項中「通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上」とあるのは「通じて、」と、「5.5人」とあるのは「6人」と、同条第7項中「1.6人」とあるのは「1.7人」と、第94条第6項中「4.5人」とあるのは「5人」と、第102条第6項中「4.5人」とあるのは「5人」とする。

3 平成10年4月1日において現に児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生労働省令第15号）第1条の規定による改正前の省令（次項において「旧省令」という。）第81条各号、第82条各号又は第83条各号に該当していた者は、第103条第1項各号、第104条各号又は第105条各号に該当する者とみなす。

4 平成10年4月1日前に旧省令第81条から第83条までに規定する児童の教護事業に従事した期間は、第103条第1項、第104条及び第105条に規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。

5 平成23年6月17日において現に存していた母子生活支援施設又は児童養護施設の建物（同日において建築中であったものを含み、同日後に全面的に改築されたものを除く。）に係る第38条第1号又は第59条第1号の規定の適用については、なお従前の例による。

6 平成23年6月17日において現に存していた母子生活支援施設又は児童養護施設の建物（同日において建築中であったものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る第38条第2号若しくは第3号又は第59条第2号の規定の適用については、なお従前の例による。

7 乳児6人以上を入所させる保育所に係る第49条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。

8 平成23年9月1日において現に児童養護施設の長であった者については、第61条第1項の規定は、適用しない。

9 平成23年6月17日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第42条に規定する知的障害児施設又は旧法第43条の2に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）であって、整備法附則第34条第1項の規定により整備法第5条による改正後の法（以下「新法」という。）第35条第3項又は第4項の規定に基づき新法第42条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第69条第7号の規定を適用する場合においては、同号中「4人」とあるのは「15人」と、「4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする」とあるのは「3.3平方メートル以上とすること」とする。

10 平成24年4月1日において現に存していた旧法第43条に規定する知的障害児通園施設であって、整備法附則第34条第2項の規定により新法第35条第3項又は第4項の規定に

基づき新法第43条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する第84条第2項の規定の適用については、同項中「通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上」とあるのは、「通じておおむね乳幼児の数を4で除して得た数及び少年の数を7.5で除して得た数を合計した数」とする。

- 11 平成24年4月1日において現に存していた旧法第43条の2に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）であって、整備法附則第34条第2項の規定により新法第35条第3項又は第4項の規定に基づき新法第43条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する第84条第6項の適用については、同項中「言語聴覚士及び」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。以下この項において同じ。）」、言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下この項において同じ。）及び」と、「言語聴覚士の数は、4人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ2人」とする。

高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第22号

### 高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第12条）
- 第2章 救護施設（第13条—第22条）
- 第3章 更生施設（第23条—第28条）
- 第4章 授産施設（第29条—第34条）
- 第5章 宿所提供施設（第35条—第40条）
- 第6章 雑則（第41条）

#### 附則

##### 第1章 総則

###### （趣旨）

**第1条** この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項の規定により、保護施設（法第38条第1項第3号の医療保護施設を除く。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

###### （定義）

**第2条** この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号。第22条において「省令」という。）において使用する用語の例による。

###### （保護施設の設備及び運営に関する基準）

**第3条** 法第39条第1項の条例で定める保護施設の設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- （1） 法第39条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第7条、第8条、第16条、第25条、第31条及び第37条の規定による基準
- （2） 法第39条第2項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に

従い定める基準 第14条第3項第1号及び第5項第1号イ（第24条第3項及び第36条第3項において準用する場合を含む。）、第24条第1項第1号並びに第36条第1項第1号の規定による基準並びに第15条の規定により準ずることとする第14条第3項第1号及び第5項第1号イの規定による基準

- （3） 法第39条第2項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第32条の規定による基準
- （4） 法第39条第2項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第13条第1項及び第2項、第23条第1項、第29条第1項並びに第35条第1項の規定による基準
- （5） 法第39条第2項各号に掲げる事項以外の事項について同項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次条から第40条までに定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの（基本方針）

**第4条** 保護施設は、利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。第7条において同じ。）に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

###### （構造設備の一般原則）

**第5条** 保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

###### （設備の専用）

**第6条** 保護施設の設備は、専ら当該保護施設の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

###### （職員の資格要件）

**第7条** 保護施設の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

###### （職員の専従）

**第8条** 保護施設の職員は、専ら当該保護施設の職務に従事する者でなければならない。

ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

###### （苦情への対応）

**第9条** 保護施設は、その行った処遇に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設は、その行った処遇に関し、法第19条第4項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 保護施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

###### （非常災害対策）

**第10条** 保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条



第1号に規定する南海地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要なに応じて点検及び見直しを行わなければならない。

2 保護施設は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該保護施設の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(帳簿の整備)

**第11条** 保護施設は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(暴力団の排除)

**第12条** 保護施設の設置者、施設長その他当該保護施設の業務を統括する者(当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)(次項において「設置者等」という。)は、暴力団員等(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。))であってはならない。

2 保護施設の設置者等は、暴力団(高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。))又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 保護施設の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

## 第2章 救護施設

(規模)

**第13条** 救護施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 救護施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であって入所者が20人以下のもの(第15条において「サテライト型施設」という。))を設置する場合は、5人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 救護施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

**第14条** 救護施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。))は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項(第24条第3項において準用する場合を含む。))において同じ。))又は準耐火建築物(同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項(第24条第3項において準用する場合を含む。))において同じ。))でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての救護施設の建物であって、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室

(3) 食堂

(4) 集会室

(5) 浴室

(6) 洗面所

(7) 便所

(8) 医務室

(9) 調理室

(10) 事務室

(11) 宿直室

(12) 介護職員室

(13) 面接室

(14) 洗濯室又は洗濯場

(15) 汚物処理室

(16) 霊安室

4 前項第1号の居室については、一般居室のほか、必要に応じて、常時の介護を必要とする者を入所させる居室(次項第1号において「特別居室」という。))を設けるものとする。

5 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とする

ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設ける

オ 特別居室は、原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(2) 静養室

ア 医務室又は介護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号ア、ウ及びエに定めるところによること。

(3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

(4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用とを別に設けること。

(5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて、臨床検査設備を設けること。

(6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(7) 介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

6 前各項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.80メートル

ル以上とすること。

- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。  
(サテライト型施設の設備の基準)

**第15条** サテライト型施設の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。  
(職員配置の基準)

**第16条** 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号の調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 介護職員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。

(居室の入所人員)

**第17条** 1の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。  
(給食)

**第18条** 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立は、栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 救護施設は、給食の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この項において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(健康管理)

**第19条** 救護施設は、入所者について、その入所時及び毎年定期に2回以上健康診断を行わなければならない。

(衛生管理等)

**第20条** 救護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活指導等)

**第21条** 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3 入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じて、採暖のための措置を講じなければならない。

4 救護施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しよしなければならない。

5 救護施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

**第22条** 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る給付金（省令第16条の2の規定により厚生労働大臣が定める給付金をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に定めるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

### 第3章 更生施設

(規模)

**第23条** 更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 更生施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

**第24条** 更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けなければならない。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 集会室
- (4) 食堂
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 作業室又は作業場
- (10) 調理室
- (11) 事務室
- (12) 宿直室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場

2 前項第9号の作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準については、第14条第1項、第2項、第5項第1号（オを除く。）及び第2号から第6号まで並びに第6項の規定を準用する。

(職員配置の基準)

**第25条** 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号の調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長

- (2) 医師  
 (3) 生活指導員  
 (4) 作業指導員  
 (5) 看護師又は准看護師  
 (6) 栄養士  
 (7) 調理員
- 2 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所人員が150人以下の施設にあっては6人以上、入所人員が150人を超える施設にあっては6人に150人を超える部分40人につき1人を加えた数以上とする。  
 (生活指導等)
- 第26条** 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導を行わなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第21条（第2項を除く。）の規定を準用する。  
 (作業指導)
- 第27条** 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。
- 2 更生施設は、作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。  
 (準用)
- 第28条** 第17条から第20条まで及び第22条の規定は、更生施設について準用する。  
**第4章 授産施設**  
 (規模)
- 第29条** 授産施設は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。
- 2 授産施設は、被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。  
 (設備の基準)
- 第30条** 授産施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。
- (1) 作業室  
 (2) 作業設備  
 (3) 食堂  
 (4) 洗面所  
 (5) 便所  
 (6) 事務室
- 2 前項第1号及び第5号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 作業室  
 ア 必要に応じて、危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。  
 イ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- (2) 便所 男子用と女子用とを別に設けること。  
 (職員配置の基準)

- 第31条** 授産施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。
- (1) 施設長  
 (2) 作業指導員  
 (工賃の支払)
- 第32条** 授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。  
 (自立指導)
- 第33条** 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。  
 (衛生管理等)
- 第34条** 第20条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、授産施設について準用する。  
**第5章 宿所提供施設**  
 (規模)
- 第35条** 宿所提供施設は、30人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。
- 2 宿所提供施設は、被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。  
 (設備の基準)
- 第36条** 宿所提供施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。
- (1) 居室  
 (2) 炊事設備  
 (3) 便所  
 (4) 面接室  
 (5) 事務室
- 2 前項第2号の炊事設備の火器を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、宿所提供施設の設備の基準については、第14条第5項第1号（オを除く。）並びに第6項第1号及び第2号の規定を準用する。  
 (職員配置の基準)
- 第37条** 宿所提供施設には、施設長を置かなければならない。  
 (居室の利用世帯)
- 第38条** 1の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、2以上の世帯に利用させてはならない。  
 (生活相談)
- 第39条** 宿所提供施設は、生活の相談に応ずる等利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。  
 (衛生管理等)
- 第40条** 第20条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、宿所提供施設について準用する。  
**第6章 雑則**  
 (委任)
- 第41条** この条例に定めるもののほか、保護施設の設備及び運営に関する基準に関し必要

な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）、第12条及び第18条第2項（第28条において準用する場合を含む。）の規定は、平成25年4月1日から施行する。

高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県条例第23号

#### 高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 基本方針（第4条）

第3章 設備及び運営に関する基準（第5条―第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定により、売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号。第17条において「省令」という。）において使用する用語の例による。

（婦人保護施設の設備及び運営に関する基準）

**第3条** 法第65条第1項の条例で定める婦人保護施設の設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- （1） 法第65条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第10条及び第11条の規定による基準
- （2） 法第65条第2項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第12条第3項第4号及び第4項第1号アの規定による基準
- （3） 法第65条第2項各号に掲げる事項以外の事項について同項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次条から第20条までに定める基準のうち、前2号に定める規定による基準以外のもの

#### 第2章 基本方針

（基本方針）

**第4条** 婦人保護施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。

#### 第3章 設備及び運営に関する基準

（最低基準と婦人保護施設）

**第5条** 婦人保護施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

**第6条** 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（非常災害対策）

**第7条** 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行わなければならない。

2 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該婦人保護施設の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（苦情への対応）

**第8条** 婦人保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設は、その行った処遇に関し、婦人相談所から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 婦人保護施設は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（帳簿の整備）

**第9条** 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。

（職員）

**第10条** 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員及び調理員並びに施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かななければならない。ただし、調理業務の全部を委託する婦人保護施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合は、この限りではない。

（施設長の資格要件）

**第11条** 施設長は、施設を運営する能力及び熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- （1） 30歳以上の者であって、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事したものであること。
- （2） 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。
- （3） 心身ともに健全な者であること。

（設備の基準）

**第12条** 婦人保護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する

者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての婦人保護施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
  - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
  - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 婦人保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。
- (1) 事務室
  - (2) 相談室
  - (3) 宿直室
  - (4) 居室
  - (5) 集会室兼談話室
  - (6) 静養室
  - (7) 医務室
  - (8) 作業室
  - (9) 食堂
  - (10) 調理室
  - (11) 洗面所
  - (12) 浴室
  - (13) 便所
  - (14) 洗濯室
  - (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 居室
    - ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね4.95平方メートル以上とすること。
    - イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。
    - ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。
  - (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
  - (3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。
  - (4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じなければならないこと。
  - (5) 前各号に掲げる設備以外の設備
    - ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
    - イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (居室の入所人員)

**第13条** 1の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

(自立の支援等)

**第14条** 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

- 2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。
- 3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。
- 4 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。

(給食)

**第15条** 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

- 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 3 婦人保護施設は、給食の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この項において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。
- 4 栄養士を置かない婦人保護施設にあつては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(保健衛生)

**第16条** 婦人保護施設は、入所者について、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

- 2 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。
- 3 婦人保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。
- 4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

**第17条** 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る給付金（省令第14条の2の規定により厚生労働大臣が定める給付金をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に定めるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

**第18条** 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、警察、母子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子相談員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(秘密保持等)

**第19条** 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者の秘密を

漏らしてはならない。

2 婦人保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（暴力団の排除）

**第20条** 婦人保護施設の設置者、施設長その他当該婦人保護施設の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であってはならない。

2 婦人保護施設の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 婦人保護施設の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

**第4章 雑則**

（委任）

**第21条** この条例に定めるもののほか、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）、第15条第3項、第19条及び第20条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県認定子ども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第24号

高知県認定子ども園条例の一部を改正する条例

高知県認定子ども園条例（平成18年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表の2の(4)中「認定子ども園の長」を「認定子ども園の長（認定子ども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。以下同じ。）」に改め、同表の3の(7)中「(4)及び(5)にかかわらず、幼保連携型認定子ども園を構成する幼稚園及び幼稚園型認定子ども園にあつては、調理室を設けることが困難な特段の事情があり、かつ」を「認定子ども園において子どもに対して食事を提供する場合は、当該認定子ども園内の施設で調理する方法により行わなければならないこと。ただし」に、「当該認定子ども園以外」を「当該認定子ども園外」に改め、同表の7中

「(9) その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定子ども園である旨の表示をしなければならないこと。」

を
「(9) その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定子ども園である旨の表示をしなければならないこと。

(10) 認定子ども園においては、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下(10)において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする

こと。」

に改め、同表中

「8 過疎地域等における特例

教育委員会は、認定子ども園の認定を受けようとする施設が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他特別の事情があると認められる地域にある場合において、子どもの教育及び保育の場を確保するため特に必要があると認めるときは、2及び3に規定する基準を緩和し、又は適用しないことができる。」

を

「8 非常災害対策

(1) 認定子ども園においては、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員及び保護者等に周知しなければならないこと。

(2) 認定子ども園においては、非常災害に備えるため、(1)の防災対策マニュアルの概要を当該認定子ども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないこと。

9 暴力団の排除

(1) 認定子ども園の設置者、認定子ども園の長その他認定子ども園の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）

（(2)において「認定子ども園の設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であってはならないこと。

(2) 認定子ども園の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。(3)において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならないこと。

(3) 認定子ども園の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならないこと。

10 過疎地域等における特例

教育委員会は、認定子ども園の認定を受けようとする施設が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他特別の事情があると認められる地域にある場合において、子どもの教育及び保育の場を確保するため特に必要があると認めるときは、2及び3に規定する基準を緩和し、又は適用しないことができる。」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表の3の(7)の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書の規定を除く。）による改正後の高知県認定子ども園条例の規定は、この条例の施行の際現に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項若しくは第3項の認定を受

け、若しくは同条第5項の規定による公示がされている認定こども園（この項の規定によりなお従前の例によりこの条例の施行の日以後に同法第3条第1項又は第3項の認定を受ける認定こども園を含む。）又は同日以後に同法第4条第1項の規定により認定の申請をする者について適用し、同日前に同項の規定により認定の申請をした者については、なお従前の例による。